

平成 20 年度環境基本計画の点検のためのアンケート調査

環境基本計画で期待される地方公共団体の取組  
についてのアンケート調査

報 告 書

平成 20 年度調査

環境省総合環境政策局環境計画課



# 目 次

第 1 章 調査結果の要約.....	1
1. アンケート調査の概要 .....	5
(1) 調査の目的 .....	5
(2) 調査の時期と回収状況.....	5
(3) 調査の内容 .....	5
2. 環境施策の主体としての総合的な取組について .....	7
(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況 .....	7
(2) 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組 .....	10
(3) 環境問題に関する問題意識と重点取組.....	12
(4) 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況 .....	13
(5) 域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(都道府県のみ).....	15
(6) 環境保全に関する 13 項目の取組状況.....	16
3. 事業者に対する取組について .....	18
(1) 事業者の環境保全への取組促進施策の実施状況 .....	18
(2) 事業者との連携・協働の取組状況 .....	19
(3) 事業者との環境保全に関する協定の締結.....	21
4. 住民・NPOなどに対する取組について.....	25
(1) 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況.....	25
(2) 住民との連携・協働の取組 .....	26
(3) 環境NPO等との連携・協働の取組 .....	28
(4) 環境NPO等の支援・育成の実施状況 .....	30
(5) その他の自主的な取組推進のための施策 .....	31
5. 情報の提供・収集に関する取組について .....	32
(1) 環境保全施策に関する情報提供の方法 .....	32
(2) 実施している情報提供の内容.....	34
(3) 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況 .....	35
(4) 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況 .....	36
6. 国際的な取組について.....	37
(1) 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況 .....	37
7. 事業者・消費者としての取組について .....	38
(1) 環境保全に資する率先行動の実施状況 .....	38
(2) 環境保全に資する率先行動による効果 .....	40
(3) 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動.....	41

第 II 章 調査の概要 .....	42
1. 調査の目的 .....	42
2. 調査の方法と期間 .....	42
3. 調査の対象と回収状況 .....	42
4. 調査の内容 .....	43
第 III 章 調査の結果 .....	45
1. 地方公共団体の属性 .....	45
(1) 都道府県および政令指定都市 .....	45
(2) 市区町村(政令指定都市を除く) .....	45
2. 環境施策の主体としての総合的な取組 .....	48
2 1 条例制定、計画策定、数値目標設定 .....	48
(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況(問 1) .....	48
(2) 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組の実施状況(問 1-1～1-4) .....	60
2 2 地域の自然環境保全を図る独自組織の設置状況(問 1-5) .....	64
2 3 環境保全に関わる事業の実施状況 .....	65
(1) 環境保全事業の実施方法(問 1-6:複数回答) .....	65
(2) 環境保全事業の国民の参加人・日(問 1-7) .....	65
(3) 環境教育・環境学習の数値目標の設定(問 1-8:自由記述) .....	66
2 4 環境問題に関する問題意識と重点取組(問 2:複数回答) .....	67
2 5 環境問題関連施策における広域連携 .....	72
(1) 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況(問 3) .....	72
(2) 域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(都道府県のみ)(問 4) .....	75
2 6 環境保全に関する取組 .....	76
(1) 環境保全に関する 13 項目の取組状況(問 5) .....	76
(2) 環境保全に関する取組の具体的な実施事例(問 5-2:自由記述) .....	82
3. 事業者に対する取組 .....	83
3 1 事業者の環境保全への取組促進施策の実施状況(問 6) .....	83
3 2 事業者との連携・協働 .....	87
(1) 事業者との連携・協働の実施状況(問 7) .....	87
(2) 事業者との連携・協働の具体的な実施事例(問 7-1:自由記述) .....	88
(3) 事業者との連携・協働に至った経緯(問 7-2:複数回答) .....	90
(4) 事業者との連携・協働にあたり期待すること(問 7-3:複数回答) .....	91
3 3 事業者との環境保全に関する協定の締結 .....	92
(1) 事業者との協定の締結状況(問 8) .....	92
(2) 事業者との協定締結を導入した理由(問 8-1:複数回答) .....	93
(3) 事業者との協定締結の有効性に対する認識(問 8-2) .....	94
(4) 協定の内容を効果的にするための要件(問 8-3:複数回答) .....	95

4.	住民・NPOなどに対する取組	96
4 1	住民による取組促進のための施策等の実施状況	96
	(1) 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況(問 9)	96
	(2) ごみの分別回収の実施状況(政令指定都市を除く市区町村のみ)(問 10)	100
4 2	住民との連携・協働	103
	(1) 住民との連携・協働の実施状況(問 11)	103
	(2) 住民との連携・協働の具体的な実施事例(問 11-1:自由記述)	104
	(3) 住民との連携・協働に至った経緯(問 11-2:複数回答)	105
	(4) 住民との連携・協働にあたり期待すること(問 11-3:複数回答)	106
4 3	環境NPO等との連携・協働	107
	(1) 環境NPO等との連携・協働の実施状況(問 12)	107
	(2) 環境NPO等との連携・協働の具体的な実施事例(問 12-1:自由記述)	108
	(3) 環境NPO等との連携・協働に至った経緯(問 12-2:複数回答)	109
	(4) 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること(問 12-3:複数回答)	110
	(5) 環境NPO等の支援・育成の実施状況(問 13)	111
	(6) 環境NPO等への支援・育成の具体的な実施事例(問 13-1:自由記述)	112
4 4	その他の自主的な取組推進のための施策	113
	(1) 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況(問 14)	113
	(2) エコツーリズムを推進するための施策の実施状況(問 14-1)	116
	(3) 体験型環境教育・環境学習の実施状況(問 14-2)	119
5.	情報の提供・収集に関する取組	120
5 1	環境保全施策の展開における情報提供の取組	120
	(1) 情報提供の方法(問 15)	120
	(2) 実施している情報提供の内容(問 16)	122
5 2	住民からの意見の取入と公表	124
	(1) 環境保全施策推進過程における意見取入の実施状況(問 17)	124
	(2) 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける意見取入の実施状況(問 18)	127
	(3) 環境保全計画・条例の策定や見直しで実施している意見取入の方法(問 18-1)	128
	(4) 住民からの意見に対する対応結果公表の実施状況(問 18-2)	131
6.	国際的な取組	132
6 1	環境保全に関する国際協力の取組の実施状況(問 19)	132
7.	事業者・消費者としての取組	133
7 1	事業者・消費者としての環境保全に資する率先行動	133
	(1) 環境保全に資する率先行動の実施状況(問 20)	133
	(2) 環境保全に資する率先行動による効果(問 20-1:複数回答)	136

7 2 環境マネジメントシステム .....	138
(1) 環境マネジメントシステムの導入部門(問 20-2:自由記述) .....	138
(2) 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動(問 20-3:複数回答) .....	139
資料編 .....	141
1. 環境教育・環境学習の数値目標設定事例 .....	141
2. 環境保全に関する 13 項目の取組の実施事例.....	143
3. 事業者との連携・協働の取組事例 .....	147
4. 住民との連携・協働の取組事例 .....	151
5. 環境NPO等との連携・協働の取組事例 .....	154
6. 環境NPO等への支援・育成の取組事例 .....	157
7. 環境マネジメントシステム導入部門の事例 .....	159
調査票 .....	161

## 第1章 調査結果の要約

「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」(以後、本調査)は、平成18年4月に閣議決定された第三次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況や進捗等の把握を目的に実施したものである。

平成20年度の本調査では、環境基本計画に沿って調査項目の調整を行い、全地方公共団体1,851団体(47都道府県、17政令指定都市ならびに東京都23特別区、1,764市町村)を対象に、平成21年2月20日から同3月29日にかけて郵送によるアンケート調査を行った。有効回答数は1,450団体であり、回答率は78.3%であった。調査結果の概要は以下のとおりである。

また、第2章では、平成20年度の本調査結果と平成18年度、平成19年度の調査結果との比較分析もあわせて行っている。

### 1. 環境施策の主体としての総合的な取組について

- 地方公共団体の環境関連の取組において、条例の制定・計画の策定・数値目標の設定の取組状況について、自治体が「実施中」もしくは「検討中」であると答えた割合をみると、平成18年度に比べて多くの項目(条例・計画・数値目標)において増加がみられる。しかし、平成19年度に比べると減少しているものが多く、3か年度の全体的な経年変化としては、ほぼ横ばいの状態にある。ただし、「検討中」を除いた「実施中」の割合のみを比べると、多くの項目が平成18、19年度から増加傾向にある。
- 条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』の制定を「実施中」の自治体が46.0%となっている以外は、『環境影響評価に関する条例』7.0%、『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』1.1%と低い。
- 計画の策定については、『環境に関する総合的な計画』が43.8%、『地球温暖化防止に関する計画』が33.7%で、この2項目は平成19年度調査に比べ伸びがみられる。
- 数値目標の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』の数値目標設定を実施している自治体が42.6%で、『地球温暖化対策』の32.8%とともに、他の項目と比較して高い割合となっている。また、その割合が平成18、19年度に比べて増加している。
- 計画の策定で『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」もしくは「検討中」と答えた自治体882団体のうち、80.8%が国の環境基本計画を「参考にした(している)」と答えており、平成18、19年度と同程度の割合になっている。
- 『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」と答えた自治体635団体のうち78.3%が、計画策定は具体的な環境施策の展開に「つながっている」と答えており、こちらも平成18、19年度と同程度の割合になっている。策定済み635団体のうち、事業者や住民に対する計画の普及・啓発を実施している自治体は83.1%にのぼり、平成18、19年度に比べて僅かながら増加している。策定済み635団体の63.1%が策定後に計画の実施状況の点検を実施しており、平成18、19年度と同程度の割合になっている。
- 環境問題の中で、問題意識をもっているもの、重点的な取組としているものについて、それぞれ優先順位の高い取組を複数回答で5項目選択する設問に対し、問題意識、重点取組のどちらにおいても『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』(問題意識75.7%、重点取組73.4%)、『地球温暖化』(問題意識77.4%、重点取組65.0%)と答えた自治体が多く、廃棄物関連問題や地球温暖化の問題の取組を優先する傾向がみられる。いずれも平成19年度調査とほぼ同程度の割合である。

- 環境問題に関する対策・施策等における周辺自治体との連携・協力について、広域連携により実施している取組として『廃棄物処理の検討』をあげた自治体が56.0%で最も多く、次いで『流域を考慮した水環境保全』が42.3%で多い。平成18年度からの経年変化をみると、いずれの項目も減少もしくは横ばいの推移となっている。自治体の属性別にみると、都道府県や政令指定都市では『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』、『大気汚染対策』で広域連携による取組を展開している自治体が多く、市区町村では『廃棄物処理の検討』に取り組む自治体が多い。
- 都道府県による域内の市区町村に対する支援・調整の取組状況については、『環境情報の提供』を実施している都道府県が91.5%を占めており、これに次いで『人材派遣や研修などの人材育成』70.2%、『各種環境保全計画策定支援』68.1%、『環境マネジメントシステムの導入』51.1%が多い。いずれの項目も「実施中」の割合が高く、「検討中」の割合が低くなっており、市区町村に対する支援・調整をほとんどの都道府県が既に実施・展開している状況がうかがえる。
- 環境保全に関する13項目の取組状況では、『新エネルギーの活用』を「実施中」もしくは「検討中」としている自治体が多く（重点実施12.5%、実施中21.0%、検討中26.1%：計59.6%）次いで『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』が多い（重点実施4.2%、実施中29.1%、検討中21.5%：計54.8%）。全項目にわたって「重点実施」の割合が「実施中」の割合よりも低いが、都道府県、政令指定都市における『新エネルギーの活用』については、「重点実施」が「実施中」より高くなっている。また、『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』については、自治体全体では「重点実施」1.1%、「実施中」8.8%と実施率は低いが、属性別にみると都道府県、政令指定都市では「実施中」の自治体の割合が高くなっている（都道府県76.6%、政令指定都市58.8%）。

## 2. 事業者に対する取組について

- 事業者(企業や各種事業所等)による環境保全への取組を促進するための施策17項目の実施状況では、廃棄物対策や水質汚濁・大気汚染防止などの直接的な環境負荷削減を目指した施策を実施している自治体が多く、その傾向は平成18、19年度と比べてほとんど変化していない。「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の3手法別に実施状況を見ると、実施自治体が多い手法は「普及・啓発」(17項目平均実施率33.4%)で、「支援・誘導」(同5.5%)と「規制的手法」(同4.6%)は少なく、平成18、19年度の平均実施率とほぼ同程度となっている。
- 事業者との連携・協働の取組(環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など)の実施状況については、「実施中」の自治体が35.6%あるものの、「予定なし」と答えた自治体が50.2%で5割を超えている。しかし、都道府県、政令指定都市、市区町村とも、平成18、19年度に比べると事業者との連携・協働を実施している割合は増加しており、特に都道府県及び政令指定都市においては、ほぼすべての自治体が実施済みとなっている。
- 事業者との連携・協働を実施していると答えた自治体516団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』と答えた自治体が84.3%で最も多く、次いで『事業者からの呼びかけ』が32.9%で多い。政令指定都市は『他主体からの呼びかけ』が47.1%で、都道府県、市区町村に比べて2倍ほどの割合になる特徴がみられる。
- 同様に連携・協働を実施している516団体に対し、連携・協働にあたり期待する事項について複数回答を可として訊ねたところ、『事業者とのパートナーシップの構築』、『事業者の自発的取組の推進』、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』が6~7割で突出して高い。『環境保全活動に係わる指導者の育成』、『事務経費削減』の割合は、都道府県、市区町村は低いが政令指定都市では高い。
- 事業者と環境保全に関する協定を締結した自治体は、全体の53.2%を占める。協定を締結済みの自治体771団体に対し、協定締結を導入した理由について複数回答を可として訊ねたところ、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』と答えた自治体が72.4%で最も多く、次いで『予測される公害を事前にチェックできる』が51.9%で多い。平成18、19年度も同様の傾向になっている。



- また、協定を締結済みの自治体 771 団体のうち 41.0%が協定締結は『効果的な手法である』と答えており、『内容によっては効果的となる』の 46.7%を含めて 87.7%の自治体が効果的と認識している。

### 3．住民・NPOなどに対する取組について

- 住民による環境保全の取組を促進するための施策 24 項目の実施状況で、実施している割合が高い施策は、廃棄物対策やグリーン購入など環境負荷削減に関連する施策や、直接的な環境汚染防止のための施策となっている。「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の 3 手法別に実施状況をみると、「普及・啓発」を実施している自治体が多く（24 項目の平均実施率 47.5%）、「支援・誘導」（同 11.0%）と「規制的手法」（同 4.9%）の実施率は低い。平成 18、19 年度に比べると 3 手法とも、平均実施率が僅かに減少している。
- 住民との連携・協働による取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル活動、環境学習等）の実施状況については、「実施中」の自治体が全体の 62.6%を占め、平成 18、19 年度と比べて、ほぼ横ばいの推移になっている。都道府県、政令指定都市ではほとんどの自治体の実施しており、住民と連携・協働によるイベント・活動の実施が一般化、定着化しつつあることがうかがえる。
- 住民との連携・協働を実施している自治体 907 団体に対し、連携・協働の経緯について複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』が全体の 85.3%で最も高い。政令指定都市は全市が『行政からの呼びかけ』で実施しているほか、『住民からの呼びかけ』で実施している割合も高い。
- 環境NPO等との連携・協働の取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル活動、環境学習等）の実施状況については、「実施中」の自治体が全体の 40.4%を占め、平成 18 年度、平成 19 年度に比べて僅かに増加している。都道府県と政令指定都市で「実施中」の自治体が平成 18 年度から一貫して 9 割を超えているのに対し、市区町村では 4 割弱にとどまり、NPO等との連携・協働が市区町村では都道府県・政令指定都市ほど一般的に実施されていない状況がうかがえる。
- 環境NPO等との連携・協働を実施している自治体 586 団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねた設問では、全体の 77.0%が『行政からの呼びかけ』で実施したと答えている。次いで、『環境NPO等からの呼びかけ』が 44.2%で高い。政令指定都市は『環境NPO等からの呼びかけ』が 70.6%で都道府県、市区町村より高く、NPO等からの自発的な活動が他の属性に比べて活発に展開されているといえる。
- 環境NPO等の民間団体の支援・育成の取組の実施状況については、「実施中」の自治体が全体の 31.1%で、平成 18、19 年度と比べて大きな変化はみられない。都道府県と政令指定都市は、「実施中」の自治体が 9 割近くを占めるが、市区町村は 3 割に満たない結果になっている。平成 18、19 年度と比較すると、都道府県では減少傾向（前年比で 8.4 ポイント減）、政令指定都市では増加傾向（前年比で 6.9 ポイント増）、また市区町村では横ばいの傾向がみられる。

### 4．情報提供・情報収集に関する取組について

- 地域の環境保全施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体については、『広報誌やパンフレット』が 76.3%で最も高く、次いで『ホームページ』の 54.3%が高い。また、『環境の日・環境月間』（47.2%）及び『環境セミナー・展示会』（45.3%）も 5 割には満たないが、他の方法・媒体に比べて多くの自治体の実施している。平成 18、19 年度と比べて大きな変化はみられないが、全体的に増加傾向にあり、自治体が情報提供を行う際に選択する方法・媒体が年々、多様化しつつあることがうかがえる。
- 環境保全施策の情報提供で、具体的に提供している情報の内容としては、『暮らしの中の工夫や行動』の情報提供を行っている自治体が 54.3%で最も多く、次いで『環境問題に対する政策』が 51.7%で高い。平成 18、19 年度からの経年変化をみると、増加幅が大きいものがみられ（前年比『環境問題に対する政策』5.8 ポイント増、『地球環境問題』5.8 ポイント増、『暮らしの中の工夫や行動』5.4 ポイン

ト増、『地域環境問題』4.8ポイント増) 自治体にとって環境問題の現状や課題、暮らしや身近な地域との関連性などの周知が情報提供内容の中心になっていることがうかがえる。反対に、『企業活動に伴う環境負荷』、『企業の環境保全取組』といった企業関連の情報提供を行っている自治体は少ない。

- 環境保全施策の推進過程における住民からの意見取入方法について、自治体が実施している割合が高い方法は『審議会』49.7%、『自治会・町内会からの意見聴取』40.3%で、その他、『アンケート』、『意見交換・ワークショップ・協議会等』、『パブリックコメント』も3割以上の自治体が実施している。都道府県、政令指定都市では『自治会・町内会からの意見聴取』を除き、いずれの方法も実施している割合が高くなっているが、市区町村では4割を超える『審議会』と『自治会・町内会からの意見聴取』以外の方法を実施している自治体が少ない。
- 環境保全に関する計画の策定や条例の見直しの過程で、住民等の意見取入を「実施中」と答えた自治体は全体の42.2%を占める。都道府県、政令指定都市はほとんどの自治体が実施しているが、市区町村においては39.9%の自治体にとどまる。

## 5. 国際的な取組について

- 環境保全に関する国際的な協力等の取組の実施状況については、いずれの取組項目も「実施中」の自治体は僅かであり、実施する「予定はない」と答えた自治体が9割以上を占めている。
- 都道府県は『開発途上国からの研修員の受け入れ』の取組を66.0%の自治体が実施しており、政令指定都市は取組すべてを5~8割が実施していることから、都道府県、政令指定都市では、環境関連分野の国際協力に積極的に取り組んでいる自治体が多くなっていることがうかがえる。市区町村については、いずれの取組も「実施中」、「検討中」の割合が低く、環境関連分野の国際協力の取組事例が少ない現状にあることがうかがえる。

## 6. 事業者・消費者としての取組について

- 事業者・消費者の一主体としての地方公共団体が率先している環境保全行動として、19の取組項目の実施状況を訊ねたところ、「実施中」の割合が高い上位8項目は<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>、下位11項目は<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>に分類できる。
- <職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>は、「実施中」の自治体がいずれの取組項目も80%以上あり、既に多くの自治体で習慣化、定着化しつつある行動やルールとなっていることがうかがえる。<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は、『ノー残業デー』の71.3%から『庁舎のE S C O事業導入』の6.3%まで、取組項目によって実施率に差がみられる。平成19年度と比較すると、『公共交通・自転車の利用』(6.9ポイント増)、『ノー残業デー』(5.2ポイント増)、『率先実行計画の制定』(4.9ポイント増)などで増加がみられる。
- 環境保全行動の率先的な実行による効果について複数回答を可として訊ねた設問では、『職員の環境意識向上』をあげる自治体が全体の77.1%で最も多く、これは<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>が率先行動の取組項目で上位を占めている結果にも反映されている。次いで『諸経費の節減』(64.8%)を効果としてあげる自治体が多く、環境保全行動の率先的な実行が、省エネや資源節約によるコスト削減にもつながっていることがうかがえる。
- 本庁舎で導入している環境マネジメントシステムについて、その対象となっている活動を複数回答を可として訊ねた設問に対し、回答のあった自治体は423団体である。このうち88.2%が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を本庁舎における環境マネジメントシステムの対象としてあげている。その他、『環境担当部局の環境施策』(56.0%)、『環境担当部局以外の施策』(54.1%)も、5割以上の自治体対象としている。いずれの対象活動も、平成18、19年度と比較して大きな変化はみられず、ほぼ横ばいの推移になっている。

## 1. アンケート調査の概要

### (1) 調査の目的

平成 20 年度の本調査は、平成 18 年 4 月に新たに閣議決定された「第三次環境基本計画」における行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組や進捗の状況の把握を目的とした調査である。地方公共団体を対象とした環境基本計画の進捗状況に関わる調査としては、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度に続き 5 回目の調査となる。

主たる調査項目は、前回（平成 19 年度）、前々回（平成 18 年度）の調査に引き続き以下の 6 つである。

- 環境施策の主体としての総合的な取組について
- 事業者に対する取組について
- 住民等に対する取組について
- 情報の提供・収集に関する取組について
- 国際的な取組について
- 事業者・消費者としての取組について

### (2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 1,851 団体(47 都道府県、17 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,764 市町村)を対象として、平成 21 年 2 月 25 日から同 3 月 29 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。

期間内に 1,450 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 78.3%(前回の平成 19 年度調査 77.9%)である。

図表 1-1 発送回収数

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,851団体	47団体	17団体	1,787団体
有効回収数	1,450団体	47団体	17団体	1,386団体
有効回収率	78.3%	100.0%	100.0%	77.6%
回収構成割合	100.0%	3.2%	1.2%	95.6%

### (3) 調査の内容

#### 環境施策の主体としての総合的な取組について

- 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況
- 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組の実施状況
- 地域の自然環境保全を図る独自組織の設置状況
- 環境保全に関わる事業の実施状況
- 環境問題に関する問題意識と重点取組
- 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況
- 都道府県による域内市区町村の取組支援・調整の実施状況
- 環境保全に関する 13 項目の取組状況

#### 事業者に対する取組について

- 事業者の環境保全への取組推進施策の実施状況
- 事業者との連携・協働の実施状況
- 事業者との環境保全に関する協定締結の実施状況

### 住民等に対する取組について

- 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況
- ごみの分別回収の実施状況(政令指定都市を除く市区町村のみ)
- 住民との連携・協働の実施状況
- 環境NPO等との連携・協働や支援・育成の実施状況
- その他の各主体による自主的な取組促進施策の実施状況
- エコツーリズムを推進するための施策
- 体験型環境教育・環境学習の実施状況

### 情報の提供・収集に関する取組について

- 環境保全施策の展開における提供方法の方法
- 実施している情報提供の内容
- 住民からの意見の取入と公表の実施状況

### 国際的な取組について

- 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況

### 事業者・消費者としての取組について

- 環境保全に資する率先行動の実施状況とその効果
- 環境マネジメントシステムの導入部門と対象活動

### 基本属性（市区町村のみ）

- 人口
- 歳出額
- 農業生産額
- 工業出荷額
- 小売業販売額
- 乗用車保有台数

#### 【調査結果の集計・分析の方法について】

- ・本調査は全国のすべての自治体を対象とした調査であるが、各回答割合の算出では、全国の自治体数（母集団数）でなく、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数を基数(n)とし、この基数を100%にした回答割合の算出を行っている。
- ・基数から「無回答」の除外は行っていない。（一部の設問については注記を行った上で、「無回答」を除外し、その設問に対し回答のあった自治体数を基数としている。）
- ・回答割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答設定の設問の中には回答割合の合計が100.0%とまらないものもある。
- ・複数回答設定の設問はすべて、回答割合の合計が100.0%にならない。
- ・第 4 章では平成 18、19 年度との比較分析で、2 ポイント以上 4 ポイント未満の変化を「微増」或いは「微減」、4 ポイント以上の変化を「増加している」或いは「減少している」とした表記を行っている。

## 2. 環境施策の主体としての総合的な取組について

### (1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況

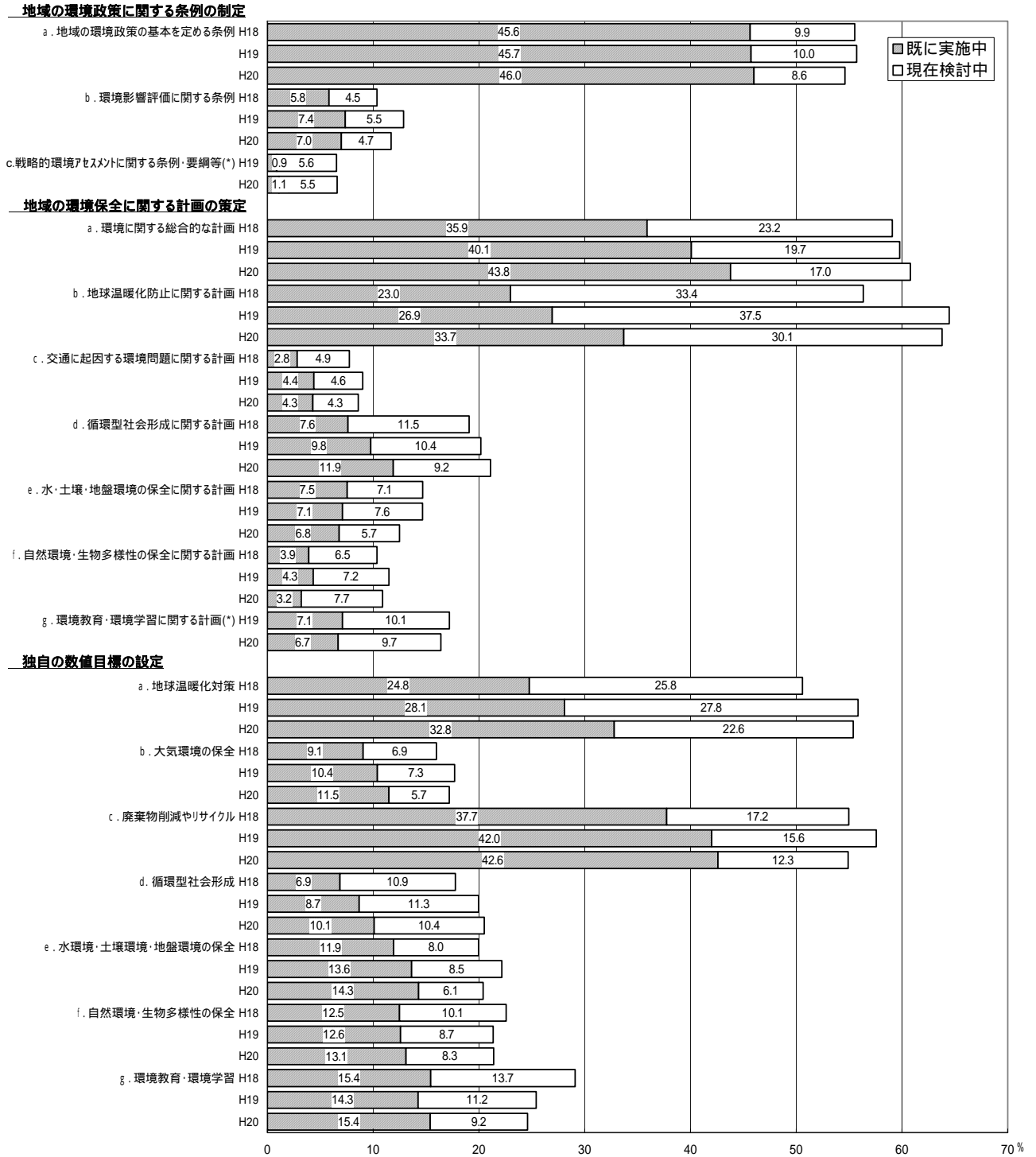
#### 【全体的な傾向】(図表 1-2)

- 地方公共団体における環境関連の条例の制定・計画策定・数値目標設定の取組状況について、「既に実施中」と「現在検討中」を含めた割合をみると、平成 18 年度に比べて多くの項目が増加したが、平成 19 年度に比べると減少したものが多く、3 か年度の全体的な経年変化としては、ほぼ横ばいの状態にある。しかし、「既に実施中」の割合のみでみると、多くの項目が3 か年にわたり増加傾向にある。
- 「既に実施中」の割合が平成 19 年度調査と比較して最も増加した3 項目は、計画策定：『地球温暖化防止に関する計画』(6.8 ポイント増)、数値目標設定：『地球温暖化対策』(4.7 ポイント増)、計画策定：『環境に関する総合的な計画』(3.7 ポイント増)である。
- 地域の環境政策に関する条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』で「既に実施中」の割合が 46.0%ある以外は、『環境影響評価に関する条例』7.0%、『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』1.1%と低い。
- 環境保全に関する計画の策定では、『環境に関する総合的な計画』の「既に実施中」の割合が 43.8%、『地球温暖化防止に関する計画』が 33.7%と高く、2 項目とも平成 19 年度に比べて増加幅も大きい。
- 独自の数値目標の設定については、『廃棄物削減やりサイクル』の「既に実施中」の割合が 42.6%、『地球温暖化対策』が 32.8%と高く、また、多くの項目の「既に実施中」の割合が平成 18、19 年度に比べて増加している。

#### 【基本属性別の特徴】(図表 1-3)

- 基本属性別(都道府県、政令指定都市、市区町村別)にみると、項目全体にわたり都道府県と政令指定都市の実施率が高くなっている。
- 条例の制定と計画の策定では、特に、『地域の環境政策の基本を定める条例』及び『環境影響評価に関する条例』の制定、『環境に関する総合的な計画』及び『地球温暖化防止に関する計画』の策定の「実施中」の割合が、都道府県、政令指定都市ともに 8 割以上と高く、また『交通に起因する環境問題に関する計画』の策定も、政令指定都市では 82.4%と高い。
- 数値目標の設定では、都道府県の「実施中」の割合が7 項目中6 項目で 8 割以上となっており、多くの都道府県が数値目標の設定を既に実施している。特に『地球温暖化対策』及び『廃棄物削減やりサイクル』については共に 97.9%であり、ほとんどの都道府県が実施している。政令指定都市では多くの項目で「実施中」が 5 割以上となっており、その中で『廃棄物削減やりサイクル』の数値目標設定を「実施中」としている割合が 88.2%で突出して高い。
- 基本属性別にみて、「実施中」の割合が平成 19 年度に比べて大きく増加した項目は、いずれも計画の策定に関する項目で、都道府県の『地球温暖化防止に関する計画』(15.5 ポイント増)、『循環型社会形成に関する計画』(13.9 ポイント増)、『水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画』(11.9 ポイント増)、政令指定都市における『交通に起因する環境問題に関する計画』(13.6 ポイント増)となっている。
- 市区町村においては、「実施中」及び「検討中」の割合はいずれもそれほど高くないが、『地域の環境政策の基本を定める条例』の制定、『環境に関する総合的な計画』の策定、『廃棄物削減やりサイクル』の数値目標設定を「実施中」としている割合が 4 割強で比較的高い。

図表 1-2 条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（3 年比較）



(注) \* 印は平成 19 年度より追加された設問項目を示す。

図表 1-3 条例策制定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別3か年比較）（％）

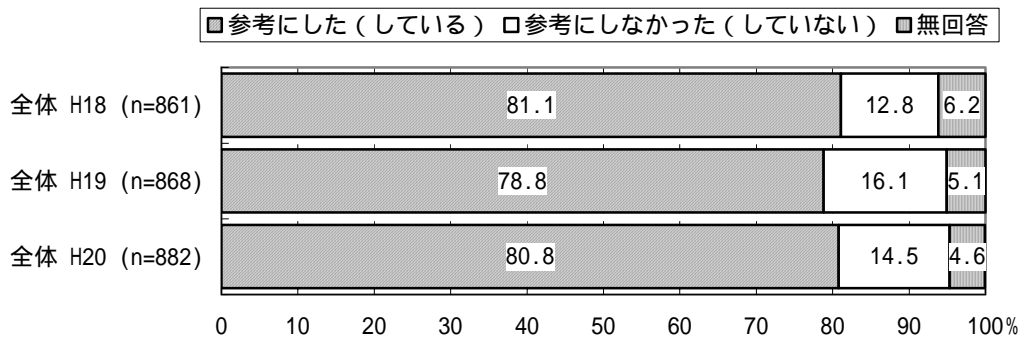
基本属性	全体		都道府県		政令指定都市		市区町村		
	H18 n= 1,457	H18 n= 39	H18 n= 46	n=12	n=16	n=1,406	n=1,390		
	H19 n= 1,452	H19 n= 46	H20 n= 47	n=17	n=1,386				
取組状況		実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
<b>地域の環境政策に関する条例の制定</b>									
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	45.6	9.9	97.4	0.0	100.0	0.0	43.7	10.2	
	45.7	10.0	100.0	0.0	100.0	0.0	43.3	10.4	
	46.0	8.6	97.9	0.0	88.2	0.0	43.7	9.0	
b. 環境影響評価に関する条例	5.8	4.5	97.4	0.0	91.7	8.3	2.6	4.6	
	7.4	5.5	100.0	0.0	81.3	18.8	3.5	5.5	
	7.0	4.7	97.9	0.0	82.4	17.6	3.0	4.7	
c. 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等(*)	0.9	5.6	4.3	39.1	6.3	50.0	0.7	4.0	
	1.1	5.5	10.6	38.3	11.8	52.9	0.6	3.8	
<b>地域の環境保全に関する計画の策定</b>									
a. 環境に関する総合的な計画	35.9	23.2	100.0	0.0	91.7	8.3	33.6	24.0	
	40.1	19.7	100.0	0.0	100.0	0.0	37.4	20.6	
	43.8	17.0	97.9	0.0	100.0	0.0	41.3	17.8	
b. 地球温暖化防止に関する計画	23.0	33.4	79.5	0.0	91.7	8.3	20.8	34.5	
	26.9	37.5	73.9	0.0	87.5	6.3	24.7	39.1	
	33.7	30.1	<b>89.4</b>	0.0	82.4	17.6	31.2	31.3	
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	2.8	4.9	20.5	5.1	75.0	16.7	1.7	4.8	
	4.4	4.6	26.1	4.3	68.8	18.8	2.9	4.5	
	4.3	4.3	29.8	4.3	<b>82.4</b>	11.8	2.5	4.2	
d. 循環型社会形成に関する計画	7.6	11.5	41.0	2.6	50.0	16.7	6.3	11.7	
	9.8	10.4	45.7	0.0	56.3	6.3	8.1	10.8	
	11.9	9.2	<b>59.6</b>	0.0	58.8	5.9	9.7	9.5	
e. 水・土壌・地盤環境の保全に関する計画	7.5	7.1	46.2	5.1	66.7	8.3	6.0	7.2	
	7.1	7.6	41.3	2.2	56.3	12.5	5.4	7.7	
	6.8	5.7	<b>53.2</b>	2.1	52.9	5.9	4.7	5.8	
f. 自然環境・生物多様性の保全に関する計画	3.9	6.5	20.5	12.8	16.7	25.0	3.3	6.1	
	4.3	7.2	32.6	10.9	18.8	18.8	3.2	6.9	
	3.2	7.7	29.8	31.9	5.9	35.3	2.2	6.5	
g. 環境教育・環境学習に関する計画(*)	7.1	10.1	54.3	4.3	62.5	12.5	4.9	10.3	
	6.7	9.7	61.7	2.1	52.9	23.5	4.3	9.8	
<b>独自の数値目標の設定</b>									
a. 地球温暖化対策	24.8	25.8	97.4	2.6	91.7	8.3	22.2	26.6	
	28.1	27.8	97.8	2.2	87.5	12.5	25.1	28.8	
	32.8	22.6	97.9	0.0	76.5	17.6	30.1	23.4	
b. 大気環境の保全	9.1	6.9	74.4	5.1	66.7	0.0	6.8	7.0	
	10.4	7.3	78.3	2.2	62.5	12.5	7.6	7.4	
	11.5	5.7	83.0	0.0	70.6	11.8	8.4	5.8	
c. 廃棄物削減やリサイクル	37.7	17.2	97.4	2.6	100.0	0.0	35.6	17.8	
	42.0	15.6	97.8	0.0	93.8	0.0	39.6	16.3	
	42.6	12.3	97.9	0.0	88.2	5.9	40.1	12.8	
d. 循環型社会形成	6.9	10.9	61.5	5.1	41.7	8.3	5.0	11.1	
	8.7	11.3	60.9	6.5	56.3	6.3	6.4	11.5	
	10.1	10.4	61.7	2.1	41.2	0.0	7.9	10.8	
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全	11.9	8.0	89.7	0.0	75.0	0.0	9.2	8.3	
	13.6	8.5	89.1	0.0	68.8	12.5	10.5	8.8	
	14.3	6.1	87.2	0.0	70.6	5.9	11.2	6.3	
f. 自然環境・生物多様性の保全	12.5	10.1	87.2	5.1	66.7	8.3	10.0	10.2	
	12.6	8.7	82.6	4.3	56.3	18.8	9.8	8.8	
	13.1	8.3	85.1	6.4	58.8	5.9	10.1	8.4	
g. 環境教育・環境学習	15.4	13.7	84.6	2.6	66.7	8.3	13.1	14.0	
	14.3	11.2	87.0	2.2	68.8	18.8	11.2	11.4	
	15.4	9.2	83.0	0.0	52.9	17.6	12.6	9.5	

(注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度を示す。  
 2. 網掛けは 80%以上、下段・平成 20 年度の強調文字は平成 19 年度比 10 ポイント以上の増加を示す。  
 3. \*印は平成 19 年度より追加された設問項目を示す。

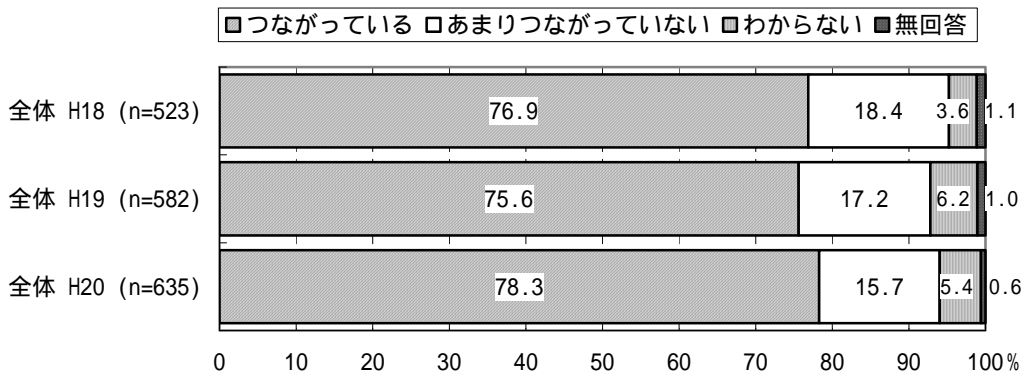
## (2) 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組

- 前項「(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定状況」の実施状況を見ると、『環境に関する総合的な計画』(環境基本計画)を策定済みの自治体(「既に実施中」と答えた自治体)及び「現在検討中」と答えた自治体は882団体となっている。
- そのうち、全体の80.8%が「国の環境基本計画」を「参考にした(している)」と答えており、平成18、19年度と同程度の割合になっている。
- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの自治体635団体に対し、計画策定が具体的な環境施策の展開につながったか否かを訊ねたところ、78.3%が「つながっている」と答えており、こちらも平成18、19年度と同程度の割合になっている。

図表 1-4 『環境に関する総合的な計画』の策定に際しての国の環境基本計画の参考状況(3か年比較)  
『環境に関する総合的な計画』の策定を「既に実施中」、「現在検討中」の自治体のみ



図表 1-5 『環境に関する総合的な計画』の具体的な施策への展開(全体)  
『環境に関する総合的な計画』の策定を「既に実施中」の自治体のみ

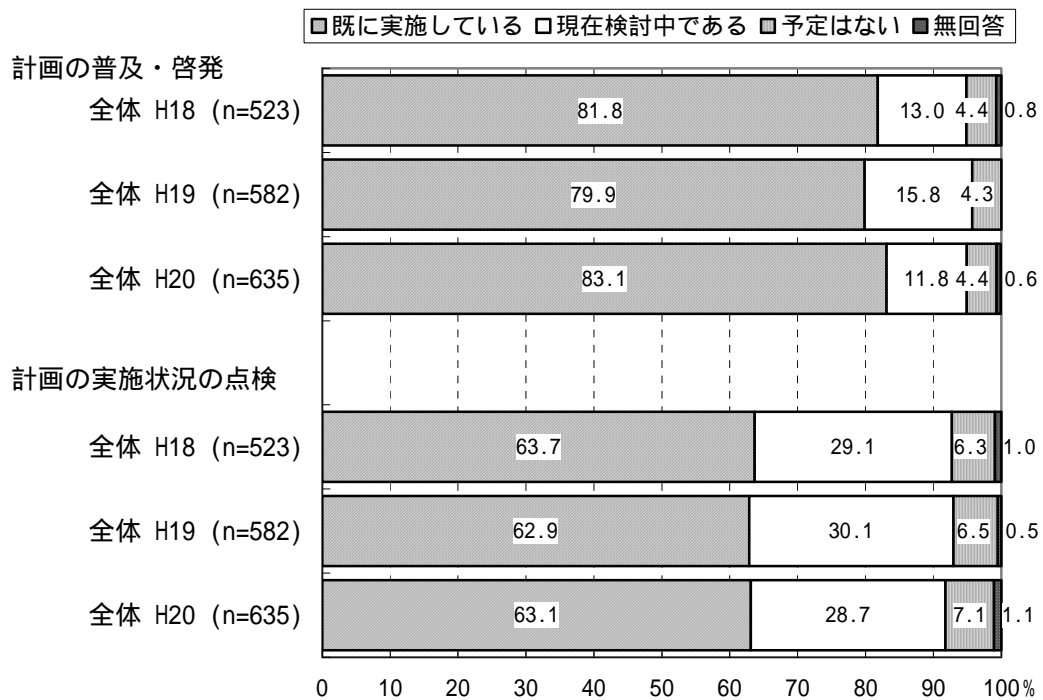




- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの自治体 635 団体のうち、事業者や住民に対する計画の普及・啓発を「既の実施している」と答えた自治体は 83.1%で、平成 18、19 年度と比べて微増している。
- 同様に策定済みの自治体に対し、『環境に関する総合的な計画』の策定後、計画の実施状況の点検を行っているか否かについて訊ねたところ、63.1%が「既の実施している」と答えており、平成 18、19 年度と比べて、同程度の割合になっている。

図表 1-6 『環境に関する総合的な計画』の事業者や住民への普及・啓発  
ならびに実施状況の点検（3 か年比較）

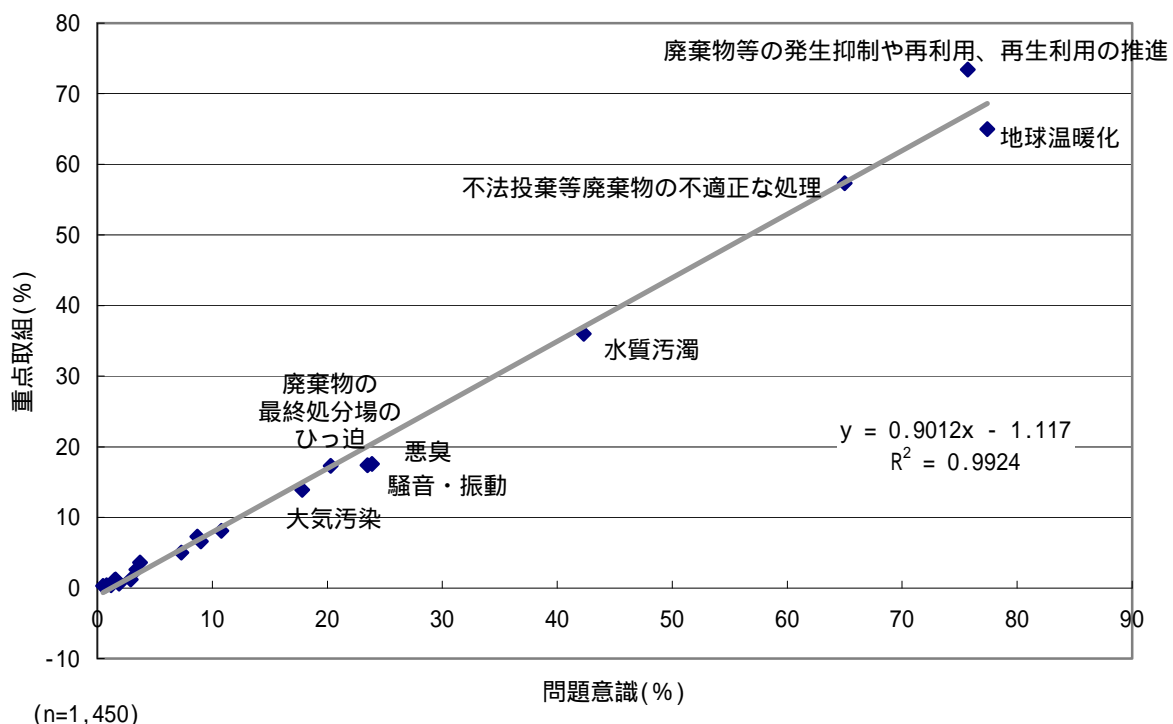
『環境に関する総合的な計画』の策定を「既の実施中」の自治体のみ



### (3) 環境問題に関する問題意識と重点取組

- 環境問題の中で自治体が問題意識を持っているもの、及び重点的な取組を行っているものについて、それぞれ優先順位の高い取組を5つまで回答してもらったところ、各項目（取組）の問題意識、重点取組の割合の高さには相関関係がみられ、特に廃棄物関連問題や地球温暖化の取組を優先する傾向がみられる。
- 具体的には、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』（問題意識75.7%、重点取組73.4%）、『地球温暖化』（問題意識77.4%、重点取組65.0%）、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』（問題意識65.0%、重点取組57.3%）を優先取組とする割合が高い。これらは平成19年度に比べて増減に大きな変化はみられない。

図表 1-7 環境問題に関する問題意識と重点取組の比重関係（複数回答）



図表 1-8 環境問題に関する問題意識と重点取組（3か年比較 / 複数回答）（%）

項目	問題意識				重点取組			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	72.6	77.8	75.7	-2.1	73.2	74.2	73.4	-0.8
地球温暖化	65.5	75.8	77.4	1.6	48.4	62.3	65.0	2.7
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	64.1	64.4	65.0	0.6	53.6	57.2	57.3	0.1
水質汚濁	44.3	42.7	42.3	-0.4	35.1	35.7	36.0	0.3
悪臭	27.6	23.7	23.9	0.2	15.5	17.3	17.6	0.3
騒音・振動	23.7	22.7	23.5	0.8	13.0	17.6	17.4	-0.2
廃棄物の最終処分場のひっ迫	24.2	23.6	20.3	0.0	17.8	19.1	17.3	-1.8
大気汚染	17.5	17.0	17.8	0.8	11.9	12.5	13.9	1.4

（注）網掛けは50%以上を示す。「増減」は平成19年度から平成20年度への変化ポイントである。

#### (4) 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況

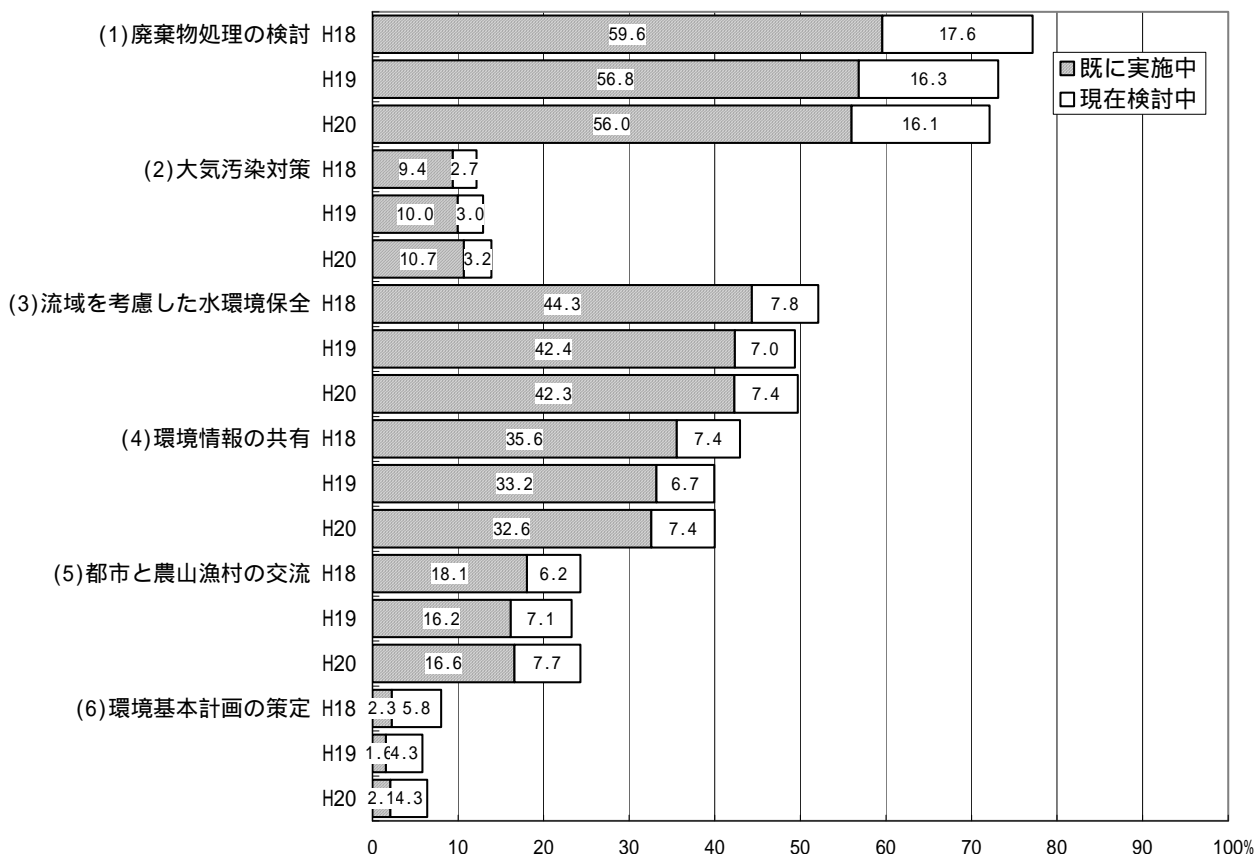
【全体的な傾向】(図表 I-9)

- 環境問題に関する対策・施策等で、周辺自治体と連携・協力している取組については、『廃棄物処理の検討』の「既の実施中」の割合が56.0%で最も高く、次いで『流域を考慮した水環境保全』42.3%、『環境情報の共有』32.6%が高くなっている。
- 「既の実施中」の割合は、多くの項目で平成18年度から平成20年度にかけて微減する傾向がみられる。「既の実施中」に「現在検討中」を加えた割合をみても、減少もしくは横ばいの傾向がみられる。

【基本属性別の特徴】(図表 I-10)

- 都道府県、政令指定都市の広域連携による取組状況をみると、「既の実施中」の割合が共通して5割を超えるものは『流域を考慮した水環境保全』(都道府県68.1%、政令指定都市94.1%)、『環境情報の共有』(都道府県61.7%、政令指定都市70.6%)、『大気汚染対策』(都道府県57.4%、政令指定都市70.6%)である。
- 『廃棄物処理の検討』については、政令指定都市(64.7%)と市区町村(56.3%)で5割を超えて高くなっている。

図表 I-9 広域連携の実施状況(3か年比較)



図表 1-10 広域連携の実施状況（基本属性別 3 か年比較）

(%)

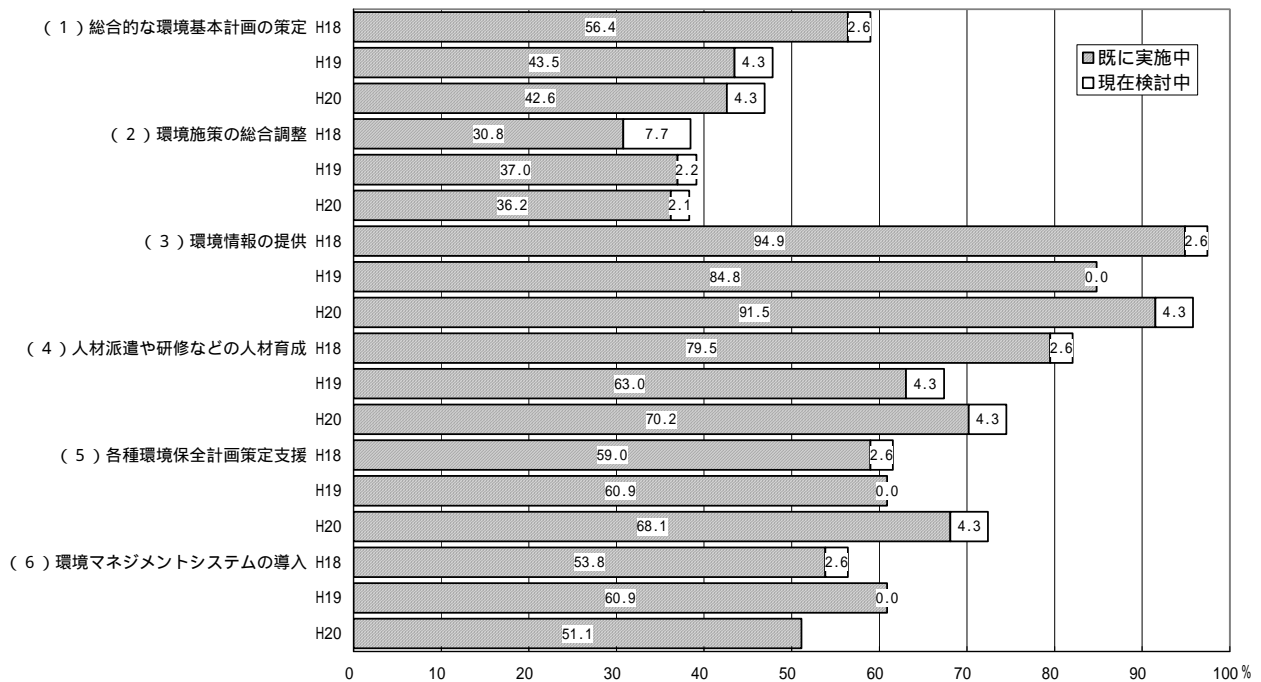
基本属性	全体		都道府県		政令指定都市		市区町村	
	H18 n= 1,457 H19 n= 1,452 H20 n= 1,450		H18 n= 39 H19 n= 46 H20 n= 47		n=12 n=16 n=17		n=1,406 n=1,390 n=1,386	
取組状況	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	59.6	17.6	43.6	10.3	83.3	0.0	59.8	17.9
	56.8	16.3	47.8	10.9	56.3	0.0	57.1	16.7
	56.0	16.1	42.6	8.5	64.7	5.9	56.3	16.5
(2) 大気汚染対策	9.4	2.7	61.5	0.0	75.0	0.0	7.4	2.8
	10.0	3.0	63.0	6.5	56.3	6.3	7.7	2.8
	10.7	3.2	57.4	4.3	70.6	5.9	8.4	3.1
(3) 流域を考慮した水環境保全	44.3	7.8	64.1	10.3	91.7	0.0	43.4	7.8
	42.4	7.0	69.6	4.3	87.5	0.0	40.9	7.2
	42.3	7.4	68.1	6.4	94.1	0.0	40.8	7.5
(4) 環境情報の共有	35.6	7.4	71.8	5.1	91.7	0.0	34.1	7.5
	33.2	6.7	65.2	8.7	68.8	6.3	31.7	6.7
	32.6	7.4	61.7	2.1	70.6	5.9	31.2	7.6
(5) 都市と農山漁村の交流	18.1	6.2	51.3	5.1	33.3	16.7	17.0	6.2
	16.2	7.1	50.0	4.3	12.5	31.3	15.1	6.9
	16.6	7.7	46.8	6.4	35.3	11.8	15.3	7.6
(6) 環境基本計画の策定	2.3	5.8	2.6	5.1	8.3	0.0	2.2	5.8
	1.6	4.3	4.3	6.5	6.3	0.0	1.4	4.2
	2.1	4.3	0.0	8.5	5.9	0.0	2.1	4.3

(注) 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度。網掛けは平成 20 年度の 50%以上を示す。

### (5) 域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(都道府県のみ)

- 都道府県による、域内の市区町村に対する支援・調整の実施状況では、「既に実施中」の割合が『環境情報の提供』(91.5%)で最も高く、次いで『人材派遣や研修などの人材育成』(70.2%)、『各種環境保全計画策定支援』(68.1%)、『環境マネジメントシステムの導入』(51.1%)が高い。
- 「既に実施中」に比べて「現在検討中」の割合はいずれの項目も少なく、市区町村に対する支援・調整の取組を既に展開している都道府県が多くなっていることがうかがえる。
- 『総合的な環境基本計画の策定』の「既に実施中」の割合が、平成18年度(56.4%)に比べて平成19年度(43.5%)、平成20年度(42.6%)と減少しており、これは平成19年度までに策定を完了した市区町村が多くなり、都道府県による支援・調整の取組も減少したことが一因として考えられる。一方、『各種環境保全計画策定支援』の「既に実施中」の割合は68.1%で、平成18年度(59.0%)、平成19年度(60.9%)に比べて増加傾向がみられる。
- 域内の市区町村への支援・調整で「既に実施中」が減少傾向にある項目の一つに、『環境マネジメントシステムの導入』がある(前年比9.8ポイント減)。これは公共行政分野におけるISO取得累積件数が2004年から減少に転じていることや、認証を返上して独自システムの構築・移行に取り組む自治体の増加が背景にあるものと考えられる。

図表 1-11 都道府県による域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(3か年比較)



## (6) 環境保全に関する 13 項目の取組状況

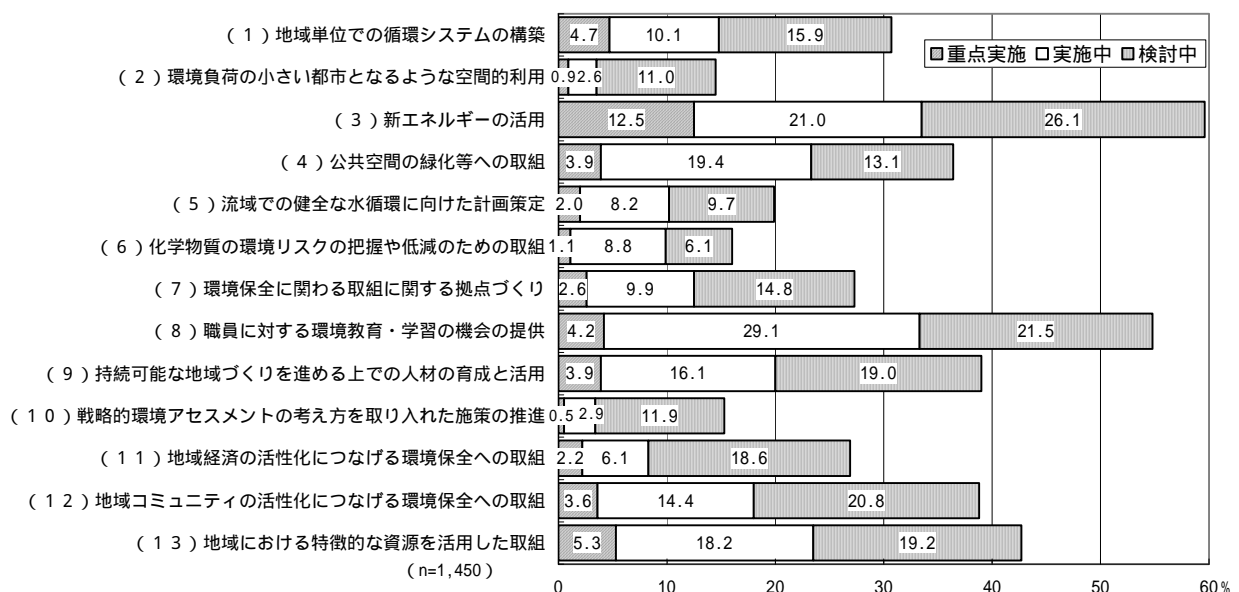
### 【全体的な傾向】(図表 1-12)

- 環境保全に関する 13 項目の取組について、それぞれの実施状況を見ると、『新エネルギーの活用』に取り組んでいるとする割合が最も高く、「重点実施(重点的に実施している)」が 12.5%、「実施中」が 21.0%、「検討中」が 26.1%で、計 59.6%の自治体が実施もしくは検討を行っている。また、『新エネルギーの活用』は他の項目に比べて「重点実施」の割合が高い。
- 『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』も、「重点実施」(4.2%)、「実施中」(29.1%)、「検討中」(21.5%)を合わせた割合が計 54.8%で、5割を超える自治体が実施もしくは検討を行っている。

### 【基本属性別の特徴】(図表 1-13)

- 都道府県、政令指定都市で、「実施中」の割合が 5割を超える項目が多くみられる(ただし「重点実施」及び「検討中」については 5割超の項目は少ない)。
- 市区町村は「重点実施」から「検討中」まで、すべての割合が低い。
- 全項目とも「重点実施」の割合の方が「実施中」より低いが、都道府県、政令指定都市の『新エネルギーの活用』については、「実施中」よりも「重点実施」の割合が高くなっている。
- 『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』は、自治体全体の「実施中」の割合は 8.8%と低いが、都道府県と政令指定都市とに限ってみれば、「実施中」の割合は高い(都道府県 76.6%、政令指定都市 58.8%)。

図表 1-12 環境保全に関する 13 項目の取組状況(全体)



図表 1-13 環境保全に関する 13 項目の取組状況（基本属性別）

(%)

基本属性	全体 n=1,450			都道府県 n=47			政令指定都市 n=17			市区町村 n=1,386		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	4.7	10.1	15.9	14.9	48.9	6.4	41.2	23.5	17.6	3.9	8.7	16.2
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	0.9	2.6	11.0	0.0	25.5	29.8	11.8	23.5	52.9	0.8	1.6	9.9
(3) 新エネルギーの活用	12.5	21.0	26.1	53.2	38.3	6.4	52.9	35.3	11.8	10.6	20.2	26.9
(4) 公共空間の緑化等への取組	3.9	19.4	13.1	6.4	61.7	14.9	47.1	47.1	5.9	3.2	17.6	13.1
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	2.0	8.2	9.7	21.3	46.8	6.4	17.6	52.9	11.8	1.2	6.3	9.7
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	1.1	8.8	6.1	6.4	76.6	8.5	17.6	58.8	23.5	0.7	5.9	5.8
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	2.6	9.9	14.8	21.3	48.9	14.9	5.9	70.6	17.6	1.9	7.8	14.7
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	4.2	29.1	21.5	6.4	83.0	4.3	5.9	82.4	5.9	4.1	26.6	22.3
(9) 持続可能な地域づくりを進める上での人材の育成と活用	3.9	16.1	19.0	21.3	63.8	8.5	23.5	64.7	11.8	3.1	13.9	19.5
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	0.5	2.9	11.9	0.0	25.5	44.7	5.9	35.3	47.1	0.4	1.7	10.3
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	2.2	6.1	18.6	17.0	36.2	17.0	5.9	35.3	35.3	1.7	4.8	18.4
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	3.6	14.4	20.8	8.5	51.1	12.8	29.4	41.2	11.8	3.1	12.8	21.1
(13) 地域における特徴的な資源を活用した取組	5.3	18.2	19.2	21.3	53.2	10.6	35.3	52.9	5.9	4.4	16.6	19.7

(注) 網掛けは 50%以上を示す。

### 3. 事業者に対する取組について

#### (1) 事業者の環境保全への取組促進施策の実施状況

- 事業者（企業や各種事業所等）による環境保全への取組を促進するための施策 17 項目について、実施している割合（実施率）が高い施策項目をみると、廃棄物対策や水質汚濁・大気汚染防止などの直接的な環境負荷削減を目指した施策が中心となっており、平成 18、19 年度と比べて実施率が大きく変化している項目はみられない。
- 「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の 3 手法別に実施状況をみると、実施率が高い手法は「普及・啓発」（17 項目の平均実施率 33.4%）である。他方、「支援・誘導」（同 5.5%）と「規制的手法」（同 4.6%）の実施率は低く、また、平成 18、19 年度と比べて平均実施率に変化はなく、ほとんど進捗がみられない。
- 「規制的手法」では『水質汚濁の防止』を実施している割合が 20.0%で最も高く、「支援・誘導」では『環境保全型農業の促進』を実施している割合が 12.3%で最も高いが、いずれも 1～2 割であり実施率は低い。
- 3 手法のうち平均実施率が最も高い「普及・啓発」では、『廃棄物の再利用（リユース）』を実施している割合が 64.4%で最も高く、『廃棄物の発生抑制（リデュース）』（63.9%）、『廃棄物の再生利用（リサイクル）』（61.9%）が続き、多くの自治体で「3R」が積極的に行われている状況がうかがえる。また、『環境情報の住民への開示』（42.3%）、『水質汚濁の防止』（41.1%）も実施率が 4 割以上あり比較的高い。

図表 1-14 事業者に対する取組促進施策の実施率（3 か年比較）

項目	（％）								
	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	1.0	1.2	1.3	6.8	6.1	7.0	29.1	28.8	30.5
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.6	0.7	0.8	7.8	6.9	8.0	25.3	24.5	25.9
(3) フロンガスの回収	1.6	2.1	1.4	1.8	1.4	1.9	24.1	25.0	23.6
(4) 大気汚染の防止	14.5	15.3	14.2	2.9	4.3	4.8	31.2	31.1	32.9
(5) 低公害車の導入	1.5	0.9	1.1	7.3	6.0	6.2	29.9	30.7	31.0
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.2	1.2	0.3	1.3	1.9	1.8	15.3	14.1	14.3
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.2	0.3	0.3	0.5	1.2	1.4	9.6	10.5	11.4
(8) 水質汚濁の防止	19.3	18.9	20.0	6.9	7.4	6.5	38.8	38.4	41.1
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	8.2	8.3	7.5	7.8	7.4	6.5	56.4	61.0	63.9
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	6.1	6.4	5.2	6.5	5.6	5.5	57.2	61.4	64.4
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	7.7	7.9	7.0	12.7	11.0	11.7	55.0	60.0	61.9
(12) 有害化学物質の利用抑制	4.4	5.1	5.1	0.7	1.0	1.0	21.5	22.0	21.8
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	9.0	7.6	7.9	4.3	4.4	5.0	16.8	17.9	17.9
(14) 環境保全型農業の促進	1.0	1.6	1.2	11.3	11.8	12.3	27.5	28.2	29.0
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.9	1.0	1.2	3.2	3.0	2.2	34.0	35.5	34.8
(16) 事業者による環境情報の住民への開示	2.5	2.0	2.0	2.4	1.9	1.0	39.0	41.3	42.3
(17) ISO14001やエコアクション21等の導入促進	1.5	1.0	0.8	9.5	10.3	11.2	19.2	20.6	21.0
手法別平均実施率	4.8	4.8	4.6	5.5	5.4	5.5	31.2	32.4	33.4

（注）平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度。

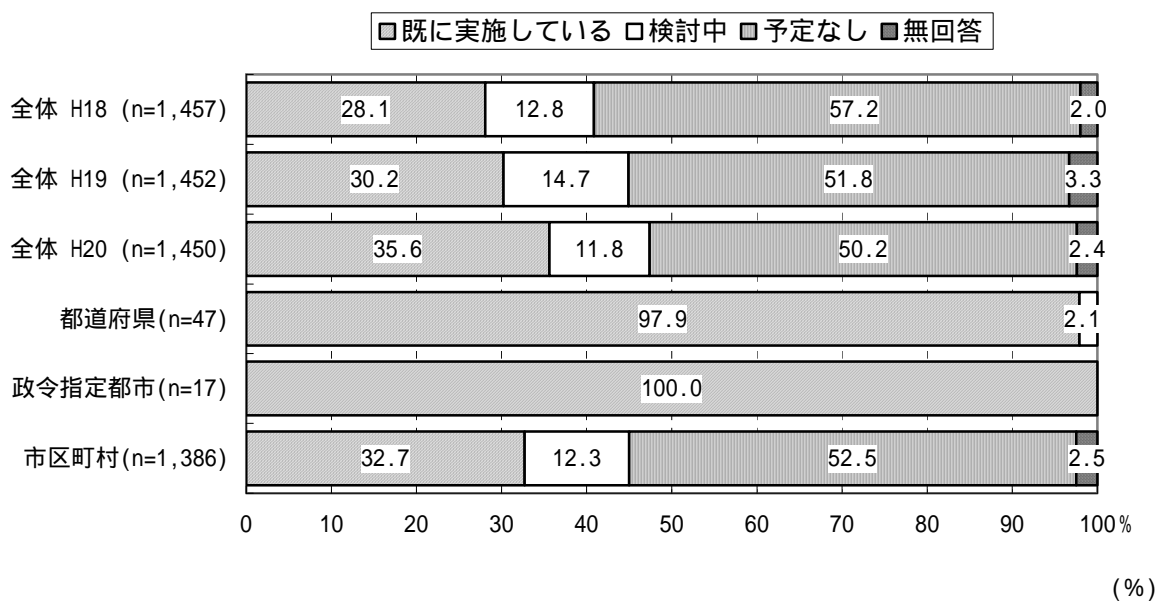
網掛けは平成 20 年度の実施率が平成 20 年度の手法別平均実施率以上のものを示す。



## (2) 事業者との連携・協働の取組状況

- 事業者との連携・協働の取組（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）の実施状況については、「既の実施している」が35.6%あるものの、「予定なし」が50.2%で最も多くなっている。
- 平成18、19年度からの経年変化をみると、事業者との連携・協働を「既の実施している」割合は増加しており、「予定なし」の割合は減少していることから、今後、事業者との連携に取り組む自治体が増加していくものと考えられる。
- 都道府県、政令指定都市、市区町村とも、事業者との連携・協働を「既の実施している」割合は平成18、19年度に比べると増加しており、都道府県及び政令指定都市はほぼすべての自治体の実施中となっている。

図表 1-15 事業者との連携・協働の実施状況（3か年比較+基本属性別）



（「既の実施している」割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	100.0	93.8	100.0	6.2ポイント増
市区町村	25.7	27.6	32.7	5.1ポイント増

- 事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体 516 団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』と答えた自治体が 84.3%で最も多く、次いで『事業者からの呼びかけ』が 32.9%で多い。都道府県、市区町村についてもこの 2 項目の割合が高く、同様の傾向がみられる。
- 政令指定都市においては、『行政からの呼びかけ』に次いで『他の主体からの呼びかけ』が 47.1%で高く、他の属性に比べて 2 倍ほどの高さとなる特徴がみられる。

図表 1-16 事業者との連携・協働に至った経緯（基本属性別 / 複数回答）

事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ (%)

連携・協働の経緯	全体 n = 516	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 453
行政からの呼びかけ	84.3	97.8	94.1	82.6
事業者からの呼びかけ	32.9	41.3	41.2	31.8
他の主体からの呼びかけ	24.0	26.1	47.1	23.0
わからない	1.7	0.0	0.0	2.0
その他	1.9	0.0	0.0	2.2

- また、事業者との連携・協働を「既の実施している」516 団体に対し、連携・協働の実施にあたり期待する事項について複数回答を可として訊ねたところ、『事業者とのパートナーシップの構築』が 78.1%で最も高く、『事業者の自発的取組の推進』73.6%、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』64.0%が続き、これら 3 項目が突出して高くなっている。都道府県、政令指定都市、市区町村の属性別にみても同様の傾向がみられる。
- 政令指定都市においては、他の属性では目立たない『環境保全活動に係わる指導者の育成』（52.9%）と『事務経費削減』（41.2%）が高くなる特徴がみられる。

図表 1-17 事業者との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別 / 複数回答）

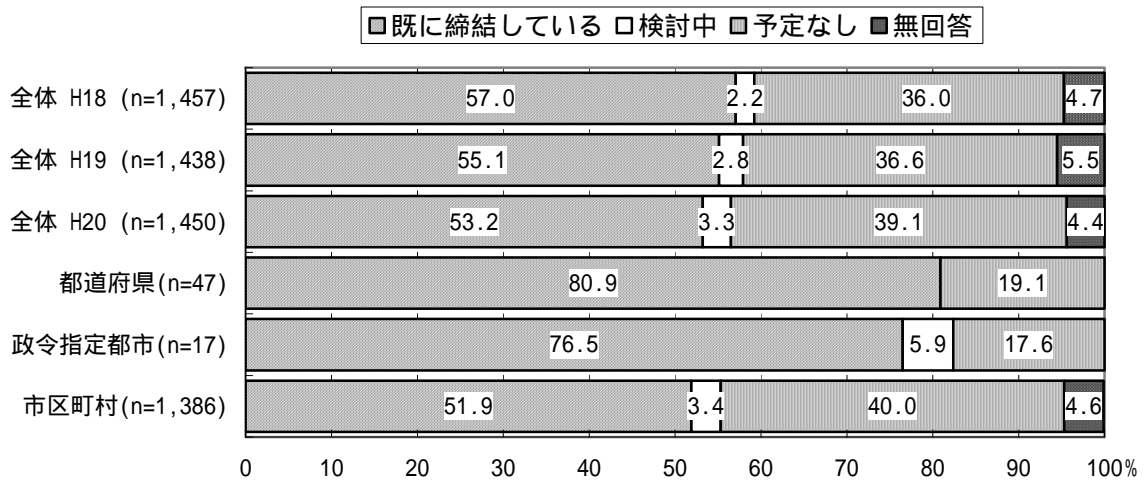
事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ (%)

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 516	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 453
民間活力の導入等による行政効率の向上	35.3	39.1	47.1	34.4
事務経費削減	17.1	17.4	41.2	16.1
事業者の自発的取組の推進	73.6	95.7	82.4	71.1
事業者とのパートナーシップの構築	78.1	95.7	94.1	75.7
環境保全活動に係わる指導者の育成	19.6	37.0	52.9	16.6
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	64.0	67.4	76.5	63.1
その他	2.1	4.3	5.9	1.8

### (3) 事業者との環境保全に関する協定の締結

- 事業者との環境保全に関する協定（公害防止協定や環境保全協定など）の締結状況については、「既に締結している」割合が全体の53.2%で5割を超えているものの、平成18、19年度に比べると減少している。
- 都道府県と政令指定都市の「既に締結している」割合は8割前後であり、多くの自治体が事業者との締結を行っているが、市区町村については51.9%で半数程度の締結率にとどまっている。

図表 1-18 事業者との協定の締結状況（3か年比較+基本属性別）



- 事業者との環境保全に関する協定の締結を「既の実施している」と答えた自治体 771 団体に対し、条例や要綱等ではなく、協定の締結を導入した理由について複数回答を可として訊ねたところ、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』が全体の 72.4%で最も高く、次いで『予測される公害を事前にチェックできる』が 51.9%で高い。平成 18、19 年度も同様の傾向であった。
- 都道府県、政令指定都市、市区町村別にみても、自治体全体と同様の傾向がみられるが、『予測される公害を事前にチェックできる』については、行政区分が小さくなるほど増加し、市区町村では 5 割を超えている（都道府県 39.5%、政令指定都市 46.2%、市区町村 52.6%）。市区町村においては協定締結によって公害の事前チェック機能が果たされることへの期待の高さがうかがえる。

図表 1-19 事業者との協定締結を導入した理由（基本属性別 3 か年比較）

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ

(%)

協定締結を導入した理由	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	H18 n=716	H18 n=31	H18 n= 9	H18 n=676
	H19 n=690	H19 n=35	H19 n=11	H19 n=644
	H20 n=771	H20 n=38	H20 n=13	H20 n=720
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる	66.7	77.4	70.0	66.2
	72.3	84.2	81.8	71.5
	<u>72.4</u>	81.6	76.9	<u>71.8</u>
条例や要綱で規制することが法令上困難である	11.1	6.5	30.0	11.0
	12.4	13.2	18.2	12.3
	11.2	10.5	15.4	11.1
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.4	0.0	0.0	0.4
	0.1	0.0	0.0	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.0
協定締結までに時間がかからない	10.5	16.1	10.0	10.3
	0.6	13.2	0.0	0.0
	<u>11.3</u>	7.9	<u>15.4</u>	<u>11.4</u>
条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい	31.0	19.4	20.0	31.6
	28.1	18.4	9.1	28.9
	27.8	<u>23.7</u>	0.0	28.5
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	39.4	45.2	30.0	39.2
	40.3	34.2	36.4	40.6
	<u>43.5</u>	<u>39.5</u>	<u>38.5</u>	<u>43.8</u>
予測される公害を事前にチェックすることができる	51.4	48.4	50.0	51.5
	47.5	44.7	45.5	47.7
	<u>51.9</u>	39.5	<u>46.2</u>	<u>52.6</u>

(注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度。

2. 下段・平成 20 年度の網掛けは各基本属性の中の上位 3 項目を示し、下線は平成 19 年度からの上昇を示す。

- また、事業者との環境保全に関する協定の締結を「既の実施している」と答えた 771 団体に対し、協定の締結が環境問題の解決に有効な手法であるか否かを訊ねた設問では、全体の 41.0%が『効果的な手法である』と答えており、『内容によっては効果的となる』の 46.7%を含めて計 87.7%の自治体が効果的と認識している。
- 都道府県の『効果的な手法である』の割合は 57.9%で、政令指定都市、市区町村に比べて高い。
- また、『効果的な手法である』と『内容によっては効果的となる』を合わせた割合でみると、政令指定都市ではすべての自治体が効果的であると認識しており（『効果的な手法である』46.2%、『内容によっては効果的となる』53.8%：計 100.0%）都道府県は 9 割強（同 57.9%、36.8%：計 94.7%）市区町村も 9 割弱（同 40.0%、47.1%：計 87.1%）の自治体が効果的であると認識している。

図表 1-20 事業者との協定締結の有効性に対する認識（基本属性別 3 か年比較）

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ

(%)

有効性に対する認識	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	H18 n=716	H18 n=31	H18 n= 9	H18 n=676
	H19 n=690	H19 n=35	H19 n=11	H19 n=644
	H20 n=771	H20 n=38	H20 n=13	H20 n=720
効果的な手法である	35.4	51.6	20.0	34.9
	37.3	50.0	63.6	36.2
	<u>41.0</u>	<u>57.9</u>	46.2	<u>40.0</u>
内容によっては効果的となる	49.6	45.2	70.0	49.5
	49.0	42.1	36.4	49.5
	<u>46.7</u>	<u>36.8</u>	<u>53.8</u>	<u>47.1</u>
効果は限定的である	9.5	3.2	0.0	9.9
	9.6	5.3	0.0	10.0
	7.3	2.6	0.0	7.6
わからない	4.3	0.0	10.0	4.4
	5.9	0.0	0.0	6.3
	4.4	<u>2.6</u>	0.0	4.6

(注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度。

2. 下段・平成 20 年度の網掛けは各基本属性の中の最も高い割合を示し、下線は平成 19 年度からの上昇を示す。

- 事業者との環境保全に関する協定の締結が「効果的な手法である」または「内容によっては効果的となる」と答えた自治体 676 団体に対し、協定が効果的であるために必要とされる条件について複数回答を可として訊ねたところ、『地方公共団体の立入調査等が定められていること』が全体の 71.0%で最も高く、次いで『数値目標等具体的な目標が定められていること』が 69.4%で高い。
- 属性別にみると市区町村では自治体全体と同様の傾向がみられるが、都道府県においては『数値目標等具体的な目標が定められていること』(94.4%)と『地方公共団体の立入調査等が定められていること』(83.3%)が突出して高く、政令指定都市では『数値目標等具体的な目標が定められていること』(69.2%)に次いで、『協定の内容が公開されること』(61.5%)が高くなっている。

図表 1-21 事業者との協定内容を効果的にするための要件（基本属性別 3 か年比較）

事業者との協定締結が「効果的な手法である」、「内容によっては効果的となる」と答えた自治体のみ(%)

協定内容を効果的にする要件	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	H18 n=609	H18 n=31	H18 n= 9	H18 n=571
	H19 n=596	H19 n=33	H19 n=11	H19 n=552
	H20 n=676	H20 n=36	H20 n=13	H20 n=627
住民が当事者や立会人として参加していること	35.6	19.4	22.2	36.5
	34.5	28.6	9.1	35.2
	31.7	25.0	7.7	32.5
協定の内容が公開されること	28.1	35.5	44.4	27.5
	33.2	57.1	45.5	31.7
	31.4	55.6	61.5	29.3
数値目標等具体的な目標が定められていること	68.3	80.6	77.8	67.6
	68.1	91.4	72.7	66.8
	69.4	94.4	69.2	67.9
計画書の提出義務が定められていること	33.4	38.7	33.3	33.1
	32.8	48.6	45.5	31.7
	34.8	52.8	46.2	33.5
環境データの開示義務が定められていること	43.2	45.2	22.2	43.3
	43.9	62.9	36.4	43.0
	42.9	47.2	46.2	42.6
操業停止等違反時の制裁措置が定められていること	41.2	38.7	22.2	41.6
	39.9	68.6	9.1	38.8
	37.1	47.2	7.7	37.2
地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること	72.9	96.8	44.4	72.2
	75.5	94.3	36.4	75.2
	71.0	83.3	38.5	71.0
協定の点検や見直しの手続きが定められていること	34.9	38.7	44.4	34.6
	37.0	54.3	45.5	35.9
	36.5	47.2	30.8	36.0

(注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度。

2. 下段・平成 20 年度の網掛けは各基本属性の中の上位 3 項目を示し、下線は平成 19 年度からの上昇を示す。

## 4. 住民・NPOなどに対する取組について

### (1) 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況

- 住民による環境保全の取組を促進するための施策 24 項目について、実施している割合の高い施策をみていくと、廃棄物対策やグリーン購入など環境負荷削減に関連する施策や、直接的な環境汚染防止のための施策項目で高い実施率になっている。
- 「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の3手法別に実施状況をみると、項目全体において「普及・啓発」を実施している自治体が多く（24 項目の平均実施率 47.5%）、「支援・誘導」（同 11.0%）と「規制的手法」（同 4.9%）は低くなっている。また、平成 18、19 年度と比較すると、手法別平均実施率が3手法とも微減している。
- 「規制的手法」としては、『ごみのポイ捨てを禁止』の 41.9%が4割超で高いが、その他の項目は実施率が低い。「支援・誘導」は『コンポストの購入』の 61.0%、『合併処理浄化槽の個人設置』の 56.8%が突出して高いほかは、いずれも3割未満とそれほど高くない実施率になっている。
- 3手法の中で平均実施率が最も高い「普及・啓発」は、実施率5割以上の施策が多数あり、『リユース活動』の 76.1%を筆頭に、『リデュース活動』75.7%、『簡易包装・買い物袋の持参』73.7%、『野外焼却の禁止』70.1%、『節水の促進』69.7%、『アイドリングの禁止』61.7%など、住民による取組促進を目的に、多くの自治体が「普及・啓発」を中心にした施策を積極的に展開していることがうかがえる。

図表 1-22 住民に対する取組促進施策の実施率（3か年比較）（%）

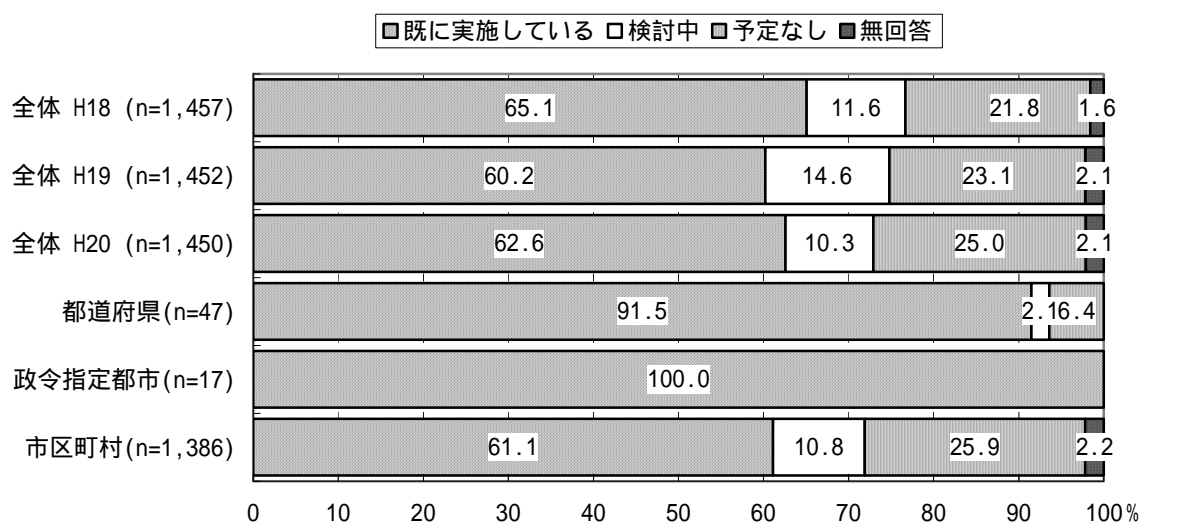
項目	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
	18	19	20	18	19	20	18	19	20
(1) ごみのポイ捨てを禁止	42.0	39.9	41.9	3.0	3.0	1.9	60.3	62.9	48.4
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	3.4	2.9	2.9	1.0	0.8	0.6	38.4	37.0	34.5
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.3	0.4	0.5	3.1	2.8	2.5	36.9	33.5	34.0
(4) リデュース活動	4.0	4.7	4.7	8.3	9.4	8.3	77.6	78.2	75.7
(5) リユース活動	3.4	3.9	3.3	7.1	9.3	8.8	77.5	79.3	76.1
(6) リサイクル活動	5.6	6.5	5.9	28.9	28.7	29.0	70.4	69.5	57.4
(7) リサイクル商品の購入	0.8	0.7	0.8	2.8	3.0	2.6	52.8	55.0	51.4
(8) エコマーク商品の購入	0.3	0.1	0.4	0.7	0.8	0.8	57.2	59.8	56.1
(9) 省エネ型家電の購入	0.5	0.3	0.2	0.8	1.0	1.0	50.9	53.3	53.2
(10) 環境配慮型商品の購入	0.5	0.5	0.8	1.2	1.3	1.3	50.1	49.9	51.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.5	0.8	1.5	5.1	8.2	8.3	73.9	71.8	73.7
(12) 節水の促進	0.5	5.4	0.3	1.6	3.2	1.6	66.6	66.3	69.7
(13) 洗剤使用の適正化	0.8	5.4	0.3	0.6	2.6	0.6	45.6	40.0	42.6
(14) コンポストの購入	8.2	10.5	7.1	66.6	62.4	61.0	22.8	21.0	11.4
(15) 野外焼却の禁止	23.3	20.7	21.8	2.5	3.2	2.7	74.9	71.6	70.1
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	11.9	16.3	11.8	66.8	58.5	56.8	18.9	21.0	11.8
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.6	5.4	5.0	27.0	24.2	24.4	49.2	46.4	40.0
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.6	4.8	1.9	18.5	18.6	19.4	25.9	25.3	27.0
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	1.6	0.1	0.8	5.3	1.3	19.6	20.9	21.2
(20) 公共交通機関の利用	0.6	1.4	0.5	6.7	11.9	7.1	45.3	44.4	48.3
(21) アイドリングの禁止	4.0	6.5	4.2	0.8	4.5	1.0	63.7	61.2	61.7
(22) 低公害車の導入	0.6	4.8	0.8	5.4	5.9	3.9	37.8	36.6	39.2
(23) 環境NPOへの活動参加	0.3	2.6	0.3	5.3	9.2	4.9	27.1	27.8	28.0
(24) 環境教育・環境学習の実施(*)	2.6	0.9		15.9	14.0		54.7	55.4	
手法別平均実施率	5.2	6.2	4.9	11.5	12.2	11.0	49.7	49.5	47.5

- (注) 1. 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度。  
 2. 網掛けは平成 20 年度の実施率が平成 20 年度の手法別平均実施率以上のものを示す。  
 3. \*印は平成 19 年度より追加された設問項目を示す。

## (2) 住民との連携・協働の取組

- 住民との連携・協働による取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）の実施状況については、「既の実施している」自治体が全体の62.6%を占め、平成18、19年度と比べると、ほぼ横ばいの状態になっている。
- 住民との連携・協働を「既の実施している」割合は、都道府県で91.5%、政令指定都市で100.0%と高率だが、市区町村については61.1%にとどまっている。また、都道府県は平成19年度（82.6%）に比べると8.9ポイント増と大きく増加している。
- 都道府県、政令指定都市では「既の実施している」と答えた自治体がほとんどを占め、住民との連携・協働の取組やイベントを開催・実施することが一般化、定着化しつつあることがうかがえる。

図表 1-23 住民との連携・協働の実施状況（3か年比較+基本属性別）



(%)

('既の実施している'の割合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	100.0	100.0	100.0	-
市区町村	64.2	59.0	61.1	2.1ポイント増



- 住民との連携・協働を「既に実施している」自治体 907 団体に対し、連携・協働に至った経緯を複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』が全体の 85.3%で最も高い。
- 都道府県、政令指定都市、市区町村別にみても同様の傾向であるが、政令指定都市については全市で『行政からの呼びかけ』により連携・協働の取組を実施したことがあり、『住民からの呼びかけ』で実施した割合も他の属性に比べて高い。

図表 1-24 住民との連携・協働に至った経緯（基本属性別 / 複数回答）

住民との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ (%)

連携・協働の経緯	全体 n=907	都道府県 n=43	政令指定都市 n=17	市区町村 n=847
行政からの呼びかけ	85.3	95.3	100.0	84.5
住民からの呼びかけ	25.2	25.6	47.1	24.8
他の主体からの呼びかけ	15.8	25.6	35.3	14.9
わからない	6.0	0.0	0.0	6.4
その他	1.9	4.7	5.9	1.7

- 住民との連携・協働を「既に実施している」907 団体に対し、住民との連携・協働にあたり期待することを、複数回答を可として訊ねた設問では、全体の 87.1%が『住民の自発的取組の推進』と答えている。次いで『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』71.1%、『住民とのパートナーシップの構築』65.5%が高い。
- 都道府県、政令指定都市は、『住民の自発的取組の推進』に次いで『住民とのパートナーシップの構築』が多いが、市区町村は『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』が高くなっている。

図表 1-25 住民との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別 / 複数回答）

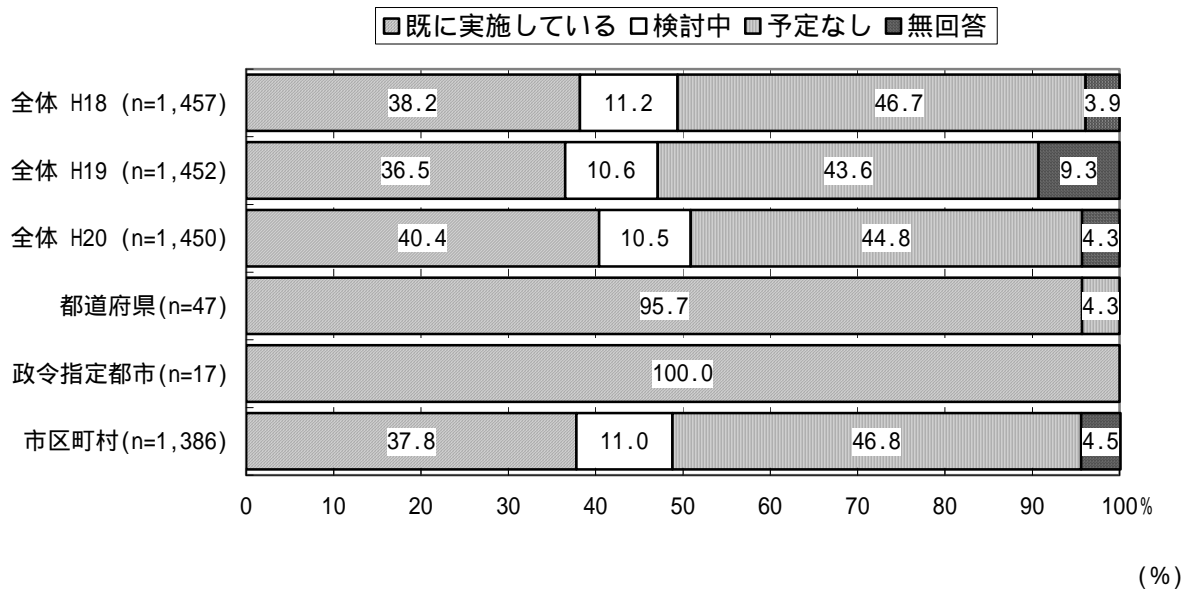
住民との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ (%)

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 907	都道府県 n = 43	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 847
民間活力の導入等による行政効率の向上	28.1	34.9	41.2	27.5
事務経費の削減	16.6	23.3	35.3	15.9
住民の自発的取組の推進	87.1	97.7	100.0	86.3
住民とのパートナーシップの構築	65.5	93.0	94.1	63.5
環境保全活動に係る指導者の育成	33.0	53.5	52.9	31.5
住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	71.1	81.4	82.4	70.4
その他	0.8	2.3	0.0	0.7

### (3) 環境NPO等との連携・協働の取組

- 環境NPO等の民間団体との連携・協働の取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）の実施状況については、「既の実施している」自治体が全体の40.4%を占め、平成18年度（38.2%）、平成19年度（36.5%）に比べると微増している。
- 都道府県と政令指定都市の「既の実施している」割合は、それぞれ95.7%、100.0%で、平成18年度から一貫して9割を超えており、NPO等との連携・協働が一般化していることがうかがえる。
- 市区町村の「既の実施している」割合は37.8%と低く、「予定なし」が46.8%を占めており、NPO等との連携・協働が都道府県・政令指定都市ほど一般的に実施されていない状況がうかがえる。

図表 1-26 環境NPO等との連携・協働の実施状況（3か年比較+基本属性別）



（「既の実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	91.7	93.8	100.0	6.2ポイント増
市区町村	36.1	34.0	37.8	3.8ポイント増

- 環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体 586 団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねた設問では、全体の 77.0%が『行政からの呼びかけ』で実施したと答えている。次いで、『環境NPO等からの呼びかけ』が 44.2%で高い。
- 都道府県は『行政からの呼びかけ』で連携・協働を実施したことがある自治体が 95.6%を占めている。政令指定都市では『環境NPO等からの呼びかけ』が 70.6%で、都道府県( 40.0% )、市区町村( 43.7% ) に比べて高く、NPO等からの自発的な活動が比較的活発に行われているといえる。

図表 1-27 環境NPO等との連携・協働に至った経緯（基本属性別 / 複数回答）  
環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ（%）

連携・協働の経緯	全体 n = 586	都道府県 n = 45	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 524
行政からの呼びかけ	77.0	95.6	88.2	75.0
環境NPO等からの呼びかけ	44.2	40.0	70.6	43.7
他の主体からの呼びかけ	12.3	17.8	29.4	11.3
わからない	4.3	0.0	0.0	4.8
その他	1.4	0.0	0.0	1.5

- また、環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」586 団体に対し、連携・協働の実施にあたり期待することについて、複数回答を可として訊ねた設問では、『環境NPO等とのパートナーシップの構築』と答えた自治体が全体の 79.4%で最も高く、僅差で『環境NPO等の自発的取組の推進』の 79.2%が続き、次いで『環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』の 62.6%となっている。
- 都道府県と市区町村については自治体全体の傾向と同様であるが、政令指定都市は設問であげた 6 項目全てが 5 割を超えており、環境NPO等との連携・協働に多くの期待を寄せていることがうかがえる。

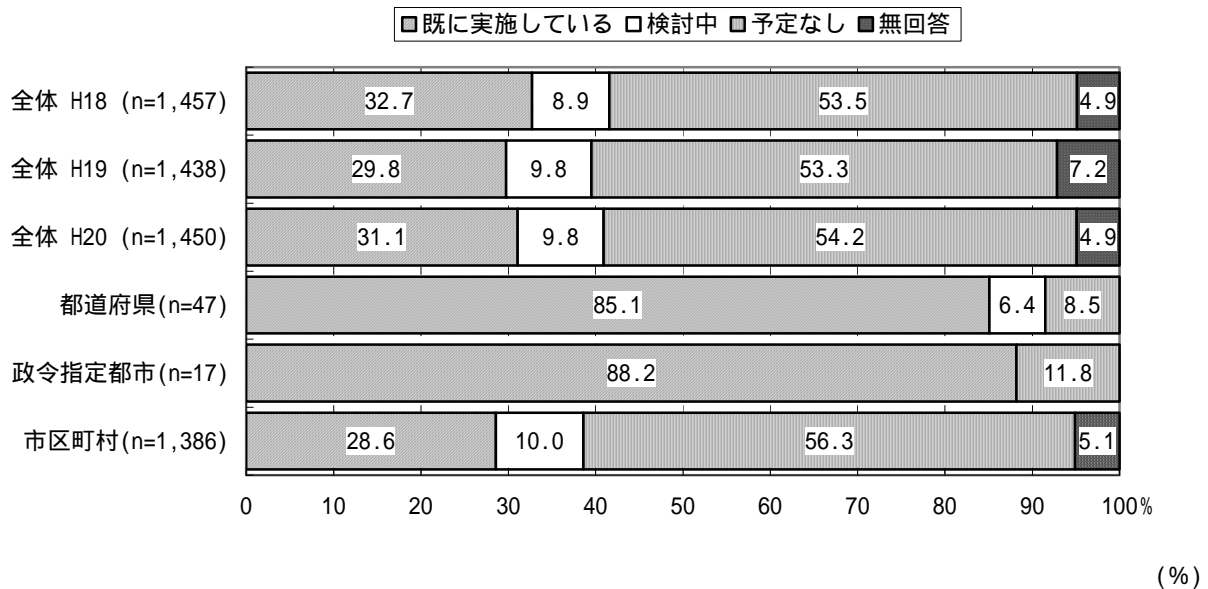
図表 1-28 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別 / 複数回答）  
環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ（%）

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 586	都道府県 n = 45	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 524
民間活力の導入等による行政効率の向上	43.7	46.7	58.8	42.9
事務経費の削減	23.0	20.0	52.9	22.3
環境NPO等の自発的取組の推進	79.2	97.8	88.2	77.3
環境NPO等とのパートナーシップの構築	79.4	95.6	88.2	77.7
環境保全活動に係る指導者の育成	45.9	64.4	64.7	43.7
環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	62.6	77.8	76.5	60.9

#### (4) 環境NPO等の支援・育成の実施状況

- 環境NPO等の民間団体の支援・育成の取組（補助金・交付金等の資金援助、活動拠点の提供、施設・資機材の提供等）の実施状況については、「既に実施している」自治体が全体の31.1%を占めており、平成18、19年度と比べて大きな変化はみられない。
- 都道府県と政令指定都市の「既に実施している」割合はそれぞれ85.1%、88.2%と高く、9割近い自治体を実施しているが、市区町村は28.6%で、NPO等の支援・育成に取り組んでいる市区町村は3割に満たない結果になっている。
- 平成18、19年度と比較して平成20年度の「既に実施している」自治体の割合をみると、都道府県では減少傾向（前年比で8.4ポイント減）、政令指定都市では増加傾向（前年比で6.9ポイント増）、また、市区町村については横ばいの傾向がみられる。

図表 I-29 環境NPO等の支援・育成の実施状況（3か年比較+基本属性別）

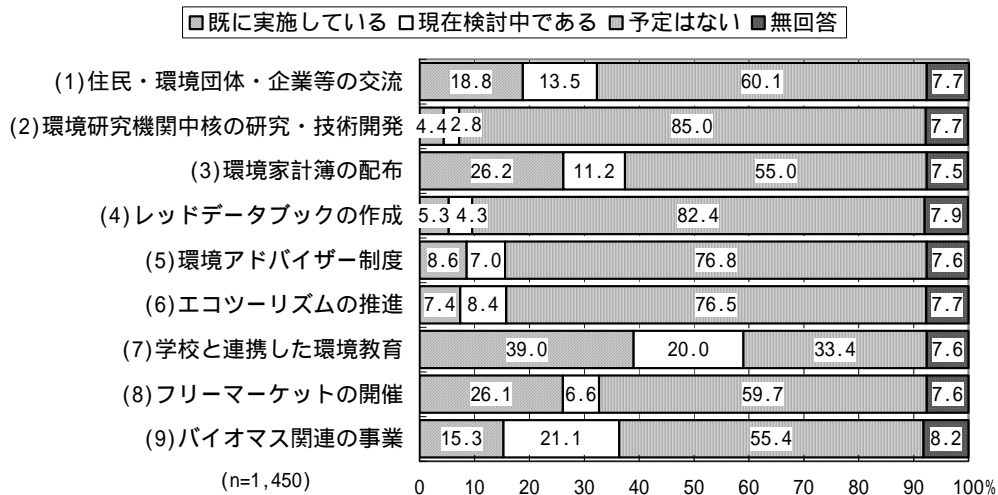


（「既に実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	83.3	81.3	88.2	6.9ポイント増
市区町村	30.6	27.1	28.6	1.5ポイント増

### (5) その他の自主的な取組推進のための施策

- 事業者や住民、環境NPOをはじめとした様々な各主体による自主的な取組推進のための施策9項目について、それぞれ「既の実施している」自治体の割合をみていくと、最も実施している割合が高い項目は『学校と連携した環境教育』(39.0%)で、その他8項目については3割未満で、実施している自治体がそれほど多いとはいえない結果になっている。

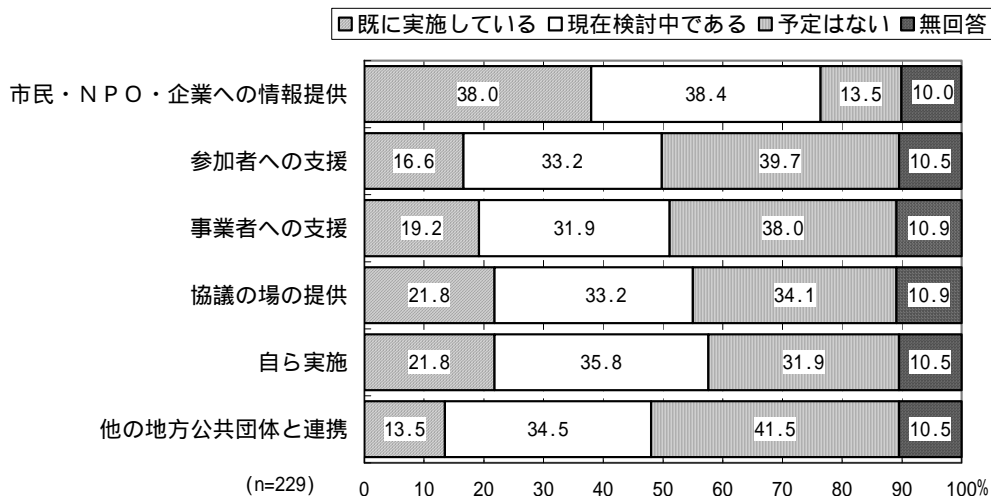
図表 1-30 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況(全体)



- また、上の項目『(6)エコツーリズムの推進』を、「既の実施している」または「現在検討中である」と答えた自治体229団体に対し、その推進施策6項目についての実施状況を訊ねた設問では、『市民・NPO・企業への情報提供』の「既の実施している」割合が38.0%で最も高いが、その他5項目については実施している自治体の割合が1~2割でそれほど高くなく、いずれも「現在検討中である」が3~4割で高い。

図表 1-31 エコツーリズム推進施策の実施状況(全体)

『(6)エコツーリズムの推進』を「既の実施している」または「現在検討中である」自治体のみ



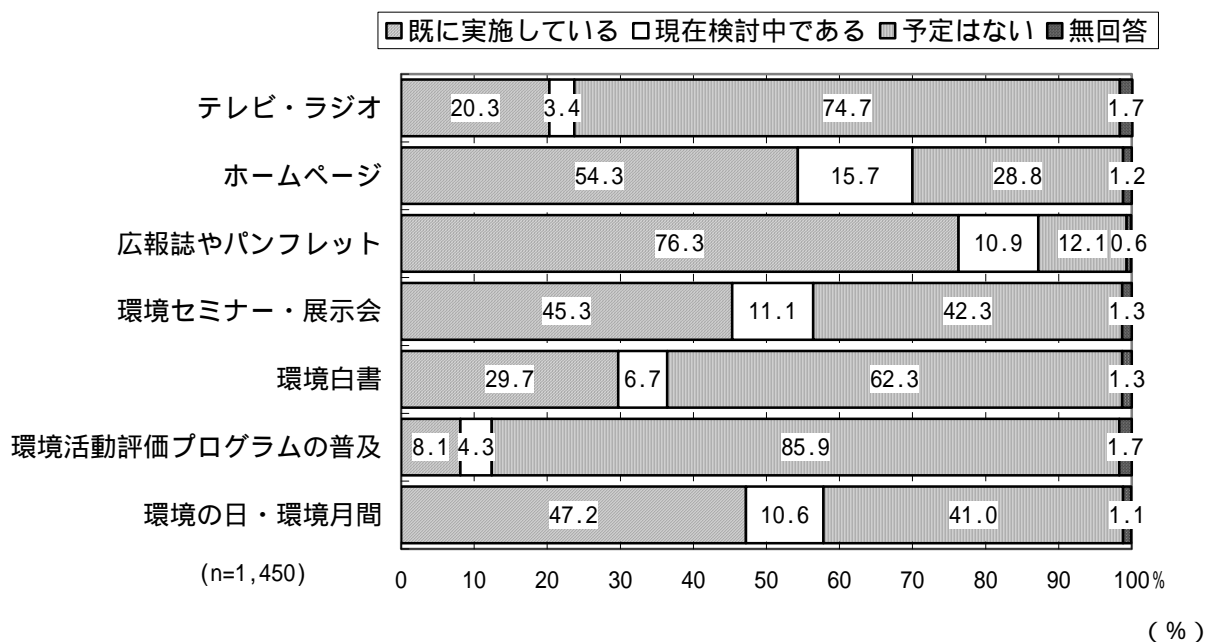
## 5. 情報の提供・収集に関する取組について

### (1) 環境保全施策に関する情報提供の方法

#### 【全体的な傾向】

- 地域の環境保全施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体については、『広報誌やパンフレット』を活用する割合が76.3%で最も高く、次いで『ホームページ』の54.3%が高い。
- また、『環境の日・環境月間』(47.2%)及び『環境セミナー・展示会』(45.3%)も、比較的多くの自治体が実施しているイベントになっていることがうかがえる。
- 平成18、19年度からの3か年の変化をみると、大きな変化はないものの、項目全般にわたって増加しており、自治体が情報提供を行う際に選択する方法・媒体が年々、多様化しつつあることがうかがえる。
- 特に『ホームページ』は、他の項目に比べて増加幅が大きく(前年比5.4ポイント増)本年度は5割を超えており、社会全般でインターネットが利用度の高い情報媒体として定着していくにともない、今後も利用割合の増加が続くものと考えられる。

図表 1-32 環境保全施策に関する情報提供の方法(全体)



（「現在実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
	テレビ・ラジオ	16.9	17.8	20.3
ホームページ	47.6	48.9	54.3	5.4ポイント増
広報誌やパンフレット	76.0	74.0	76.3	2.3ポイント増
環境セミナー・展示会	41.9	42.6	45.3	2.7ポイント増
環境白書	27.9	29.1	29.7	0.6ポイント増
環境活動評価プログラムの普及	7.1	7.0	8.1	1.1ポイント増
環境の日・環境月間	46.3	44.1	47.2	3.1ポイント増

【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市では、いずれの情報提供の方法・媒体も自治体を実施・利用している割合が高く、『ホームページ』、『広報誌やパンフレット』、『環境白書』、『環境セミナー・展示会』、『環境の日・環境月間』は全自治体もしくは9割以上の自治体を実施・利用している。
- 市区町村では、『広報誌やパンフレット』(75.3%)、『ホームページ』(52.2%)の2項目で5割以上あるが、他項目については実施・利用している割合は少ない。

図表 1-33 環境保全施策に関する情報提供の方法（基本属性別） (%)

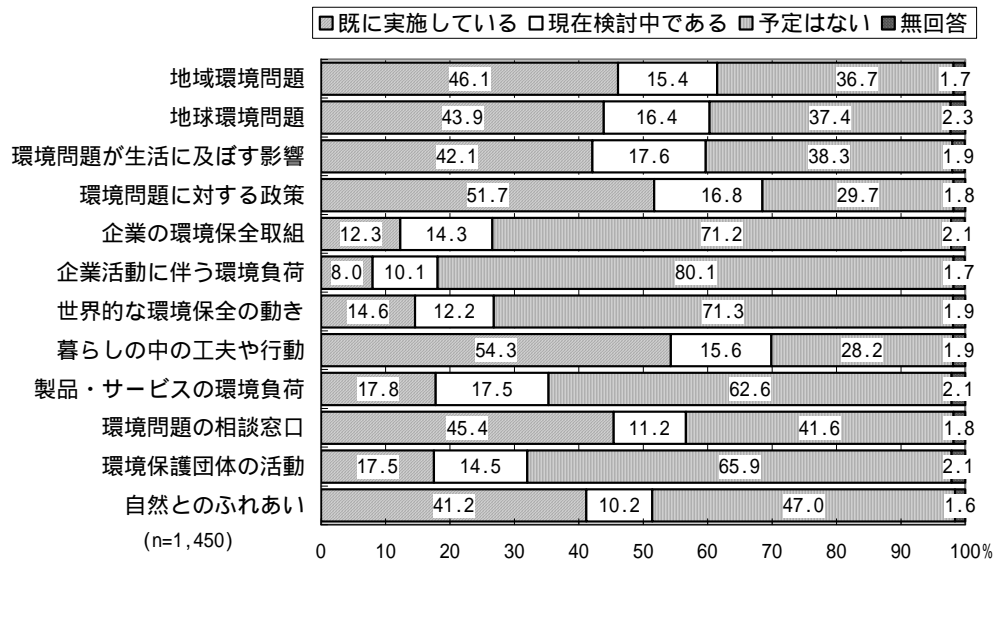
情報提供の方法	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
テレビ・ラジオ	20.3	3.4	93.6	0.0	76.5	0.0	17.1	3.5
ホームページ	54.3	15.7	100.0	0.0	100.0	0.0	52.2	16.5
広報誌やパンフレット	76.3	10.9	100.0	0.0	100.0	0.0	75.3	11.4
環境セミナー・展示会	45.3	11.1	95.7	0.0	100.0	0.0	42.9	11.6
環境白書	29.7	6.7	100.0	0.0	100.0	0.0	26.4	7.0
環境活動評価プログラムの普及	8.1	4.3	68.1	2.1	88.2	0.0	5.1	4.4
環境の日・環境月間	47.2	10.6	93.6	0.0	94.1	5.9	45.1	11.0

(注) 網掛けは各基本属性の中で「実施中」の上位3項目を示す。

## (2) 実施している情報提供の内容

- 環境保全施策の情報提供で、具体的に提供する情報の内容としては、『暮らしの中の工夫や行動』の情報提供を「既の実施している」割合が54.3%で最も高く、次いで『環境問題に対する政策』の51.7%が高い。また、『地域環境問題』、『環境問題の相談窓口』、『地球環境問題』、『環境問題が生活に及ぼす影響』、『自然とのふれあい』についても4割超で比較的高い。
- これらの情報提供を実施している割合が高い項目について、平成18、19年度からの経年変化をみると、増加幅が大きいものが見られ（前年比『環境問題に対する政策』5.8ポイント増、『地球環境問題』5.8ポイント増、『暮らしの中の工夫や行動』5.4ポイント増、『地域環境問題』4.8ポイント増）環境問題の現状や課題、暮らしや身近な地域との関連性などの周知が情報提供内容の中心になっていることがうかがえる。
- 反対に、自治体による情報提供の実施が少ない項目として、『企業活動に伴う環境負荷』（12.3%）『企業の環境保全取組』（8.0%）といった企業関連情報があげられる。

図表 1-34 実施している情報提供の内容（全体）



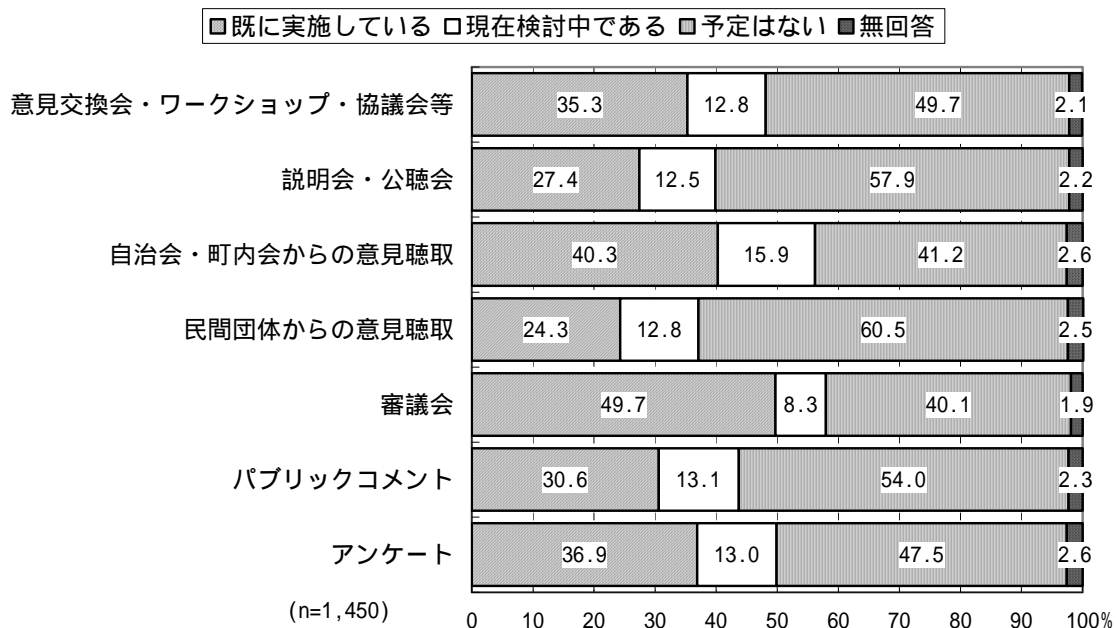
（「既の実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
地域環境問題	43.1	41.3	46.1	4.8ポイント増
地球環境問題	36.7	38.1	43.9	5.8ポイント増
環境問題が生活に及ぼす影響	38.6	39.0	42.1	3.1ポイント増
環境問題に対する政策	47.5	45.9	51.7	5.8ポイント増
企業の環境保全取組	9.3	11.0	12.3	1.3ポイント増
企業活動に伴う環境負荷	6.7	7.4	8.0	0.6ポイント増
世界的な環境保全の動き	11.8	14.1	14.6	0.5ポイント増
暮らしの中の工夫や行動	49.6	48.9	54.3	5.4ポイント増
製品・サービスの環境負荷	15.5	16.3	17.8	1.5ポイント増
環境問題の相談窓口	47.7	42.1	45.4	3.3ポイント増
環境保護団体の活動	16.5	16.8	17.5	0.7ポイント増
自然とのふれあい	41.7	37.3	41.2	3.9ポイント増



### (3) 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況

- 環境保全施策を推進する過程で住民からの意見の取入を行う方法について、自治体が「既に実施している」割合が高いものは『審議会』49.7%、『自治会・町内会からの意見聴取』40.3%で、その他にも『アンケート』36.9%、『意見交換・ワークショップ・協議会等』35.3%、『パブリックコメント』30.6%などの方法・過程も3割以上の自治体が採用している。
- 都道府県、政令指定都市は『自治会・町内会からの意見聴取』を実施している割合が他項目に比べて若干低いほかは、いずれの方法も多くの自治体が実施している。市区町村では『審議会』と『自治会・町内会からの意見聴取』が4割あるほかは、実施している自治体がそれほど多くない。

図表 1-35 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況（全体）



図表 1-36 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況（基本属性別）（%）

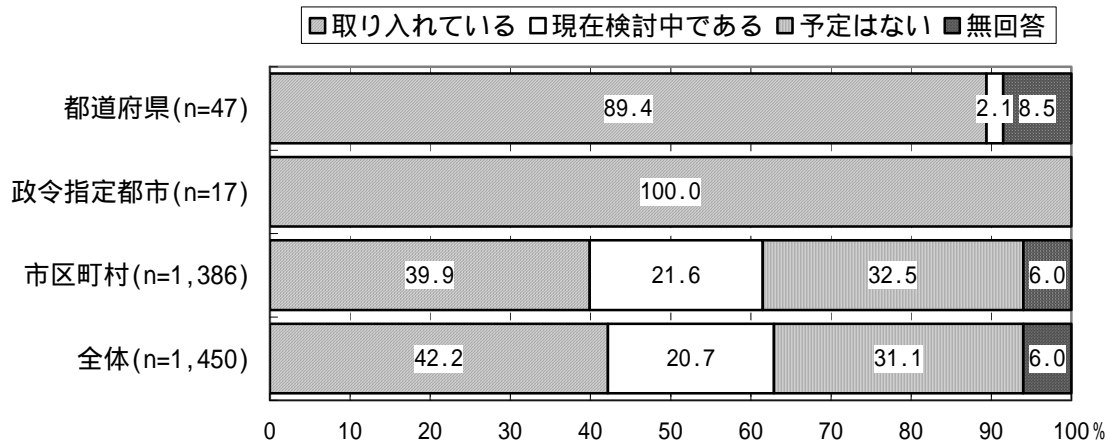
住民からの意見取入方法	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	35.3	12.8	87.2	0.0	88.2	5.9	32.9	13.3
説明会・公聴会	27.4	12.5	68.1	2.1	70.6	11.8	25.5	12.8
自治会・町内会からの意見聴取	40.3	15.9	21.3	8.5	52.9	5.9	40.8	16.3
民間団体からの意見聴取	24.3	12.8	70.2	6.4	70.6	5.9	22.2	13.1
審議会	49.7	8.3	87.2	4.3	82.4	0.0	48.1	8.5
パブリックコメント	30.6	13.1	93.6	0.0	82.4	5.9	27.8	13.6
アンケート	36.9	13.0	87.2	0.0	94.1	0.0	34.5	13.6

（注）網掛けは40%以上を示す。

#### (4) 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況

- 環境保全に関する計画の策定や条例の見直しの過程で、住民からの意見取入を「既の実施している」自治体は、全体で42.2%である。
- 都道府県、政令指定都市についてはほとんどの自治体の実施しているが、市区町村については「既の実施している」割合が39.9%にとどまっている。

図表 1-37 環境計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況（基本属性別）



## 6. 国際的な取組について

### (1) 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況

- 環境保全に関する国際的な協力等で、4つの取組項目それぞれについて「既に実施中」と答えた自治体は、いずれの項目も僅かであり、「予定はない」が9割以上を占めている。
- 都道府県は『開発途上国からの研修員の受け入れ』の取組を66.0%の自治体が実施しており、政令指定都市は、4項目の取組すべてを5~8割と多くの自治体を実施をしている。都道府県、政令指定都市については、環境関連分野の国際協力に積極的に取り組んでいることがうかがえる。
- 市区町村については、いずれの項目も実施中・検討中の割合が少なく、環境関連分野の国際協力の取組事例が少ない現状にあることがうかがえる。

図表 1-38 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況（全体）（％）

取組項目	既に実施中	現在検討中	予定はない
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.8	0.6	95.3
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	5.0	0.6	93.4
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	2.1	1.1	95.7
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	4.1	1.2	93.3

図表 1-39 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況（基本属性別）（％）

取組項目	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.8	0.6	48.9	2.1	58.8	5.9	0.6	0.5
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	5.0	0.6	66.0	2.1	76.5	11.8	2.0	0.4
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	2.1	1.1	23.4	14.9	52.9	11.8	0.7	0.5
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	4.1	1.2	34.0	10.6	76.5	5.9	2.2	0.9

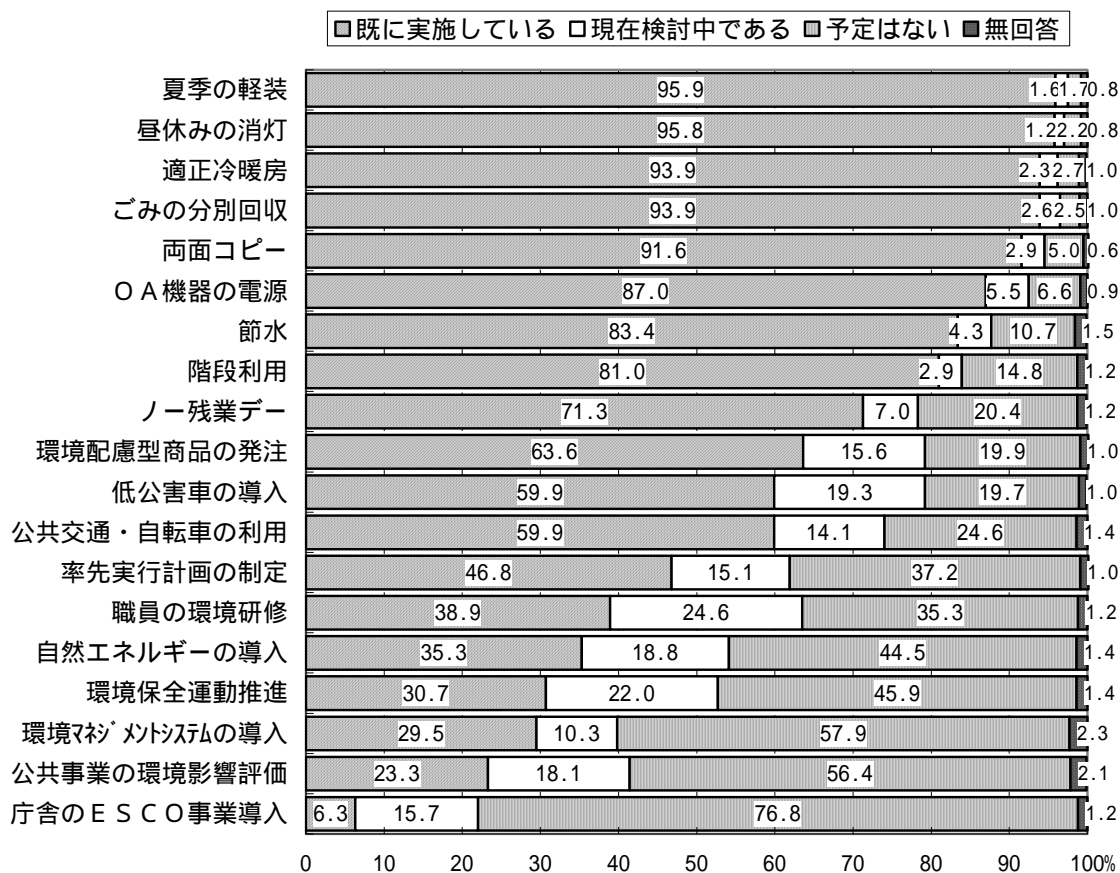
（注）網掛けは50%以上を示す。

## 7. 事業者・消費者としての取組について

### (1) 環境保全に資する率先行動の実施状況

- 事業者・消費者としての地方公共団体が率先している環境保全行動として、19の取組項目の実施状況を訊ねたところ、「既の実施している」割合の上位8項目と下位11項目で、2つに分類ができる。上位8項目は、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>、下位11項目は<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>である。(図表 -40)
- <職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>は、いずれの取組項目も「既の実施している」割合が80%以上であり、多くの自治体で習慣化、定着化しつつある行動やルールとなりつつあることがうかがえる。(図表 -40)
- <組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は下位11項目で、『ノー残業デー』の71.3%から『庁舎のE S C O事業導入』の6.3%まで、取組項目によって実施率に大きな差がみられる。(図表 -40)
- 平成19年度と平成20年度の実施率を比較すると、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>はすべての項目が増加しているが、<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は僅かながら減少している項目もみられる。しかし、<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>については、『公共交通・自転車の利用』(6.9ポイント増)、『ノー残業デー』(5.2ポイント増)、『率先実行計画の制定』(4.9ポイント増)など増加幅の大きい項目もみられる。(図表 -41)

図表 1-40 環境保全に資する率先行動の実施状況（全体）



図表 I-41 環境保全に資する率先行動の実施状況（3か年比較）

< 職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動：実施率 >

(%)

取組項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
(1)両面コピー	89.5	90.2	91.6	1.4
(2)節水	76.9	79.3	83.4	4.1
(3)適正冷暖房	93.1	91.5	93.9	2.4
(4)昼休みの消灯	94.7	93.0	95.8	2.8
(5)夏季の軽装	93.2	93.0	95.9	2.9
(6)O A 機器の電源	82.8	83.7	87.0	3.3
(7)階段利用	77.4	78.4	81.0	2.6
(8)ごみの分別回収	93.1	91.7	93.9	2.2

< 組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動：実施率 >

(%)

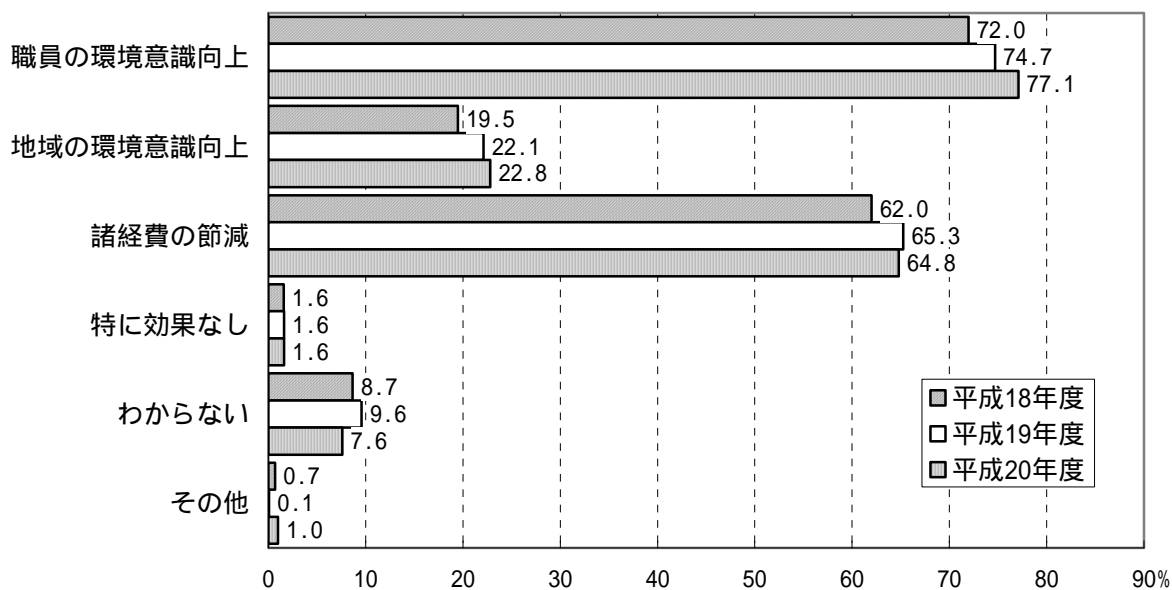
取組項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
(1)率先実行計画の制定	38.2	41.9	46.8	4.9
(2)環境配慮型商品の発注	63.0	64.3	63.6	-0.7
(3)環境保全運動推進	28.8	30.0	30.7	0.7
(4)庁舎のE S C O事業導入	4.7	6.3	6.3	0.0
(5)自然エネルギーの導入	31.6	32.6	35.3	2.7
(6)ノー残業デー	64.9	66.1	71.3	5.2
(7)低公害車の導入	60.3	58.7	59.9	1.2
(8)公共交通・自転車の利用	51.0	53.0	59.9	6.9
(9)公共事業の環境影響評価	22.6	23.8	23.3	-0.5
(10)職員の環境研修	35.3	37.0	38.9	1.9
(11)環境マネジメントシステムの導入	30.0	29.1	29.5	0.4

(注) 網掛けは70%以上を示す。

## (2) 環境保全に資する率先行動による効果

- 環境保全行動の率行的な実行による効果について複数回答を可として訊ねた設問では、『職員  
の環境意識向上』をあげる自治体が全体の77.1%を占めて最も多く、これは<職員個人レベル  
のオフィスでできる環境配慮行動>が、率先行動の取組項目で上位を占めている結果にもあら  
われている。
- 次いで『諸経費の節減』(64.8%)を効果としてあげている自治体が多く、環境保全行動の率  
行的な実行が、省エネや資源節約によるコスト削減にもつながっていることがうかがえる。

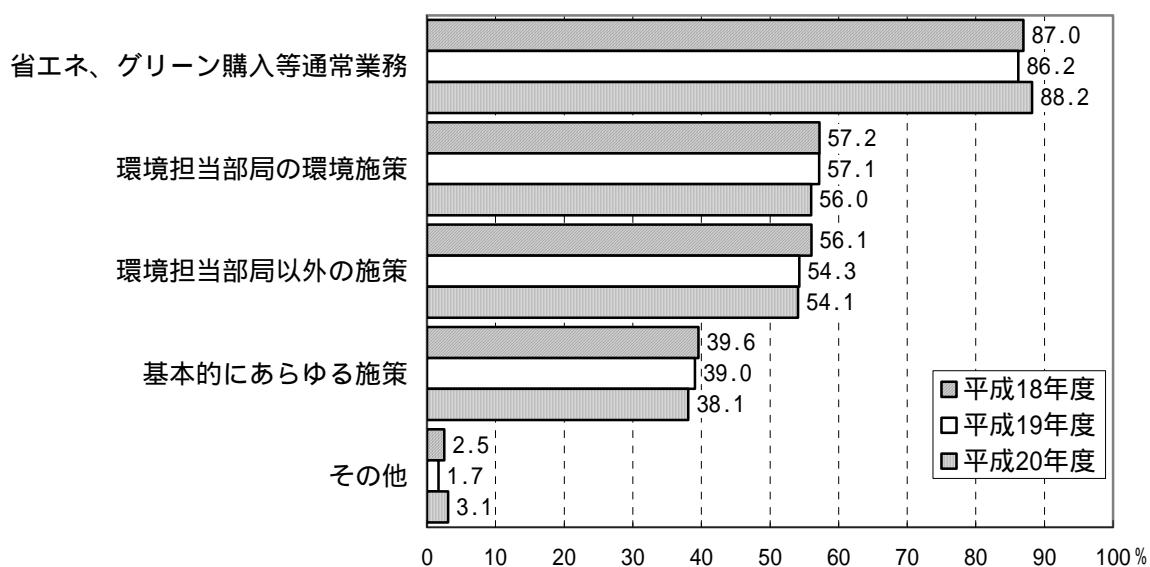
図表 1-42 環境保全に資する率先行動による効果（3か年比較 / 複数回答）



### (3) 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動

- 本庁舎で導入している環境マネジメントシステムについて、その対象となっている活動を複数回答を可として訊ねた設問では、自治体 423 団体が回答している。このうち最多の 88.2% が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を本庁舎における環境マネジメントシステムの対象としてあげている。
- その他、『環境担当部局の環境施策』(56.0%)、『環境担当部局以外の施策』(54.1%)も5割を超えており、多くの自治体が環境マネジメントシステムの対象活動としている。
- 平成 18、19 年度との比較では大きな変化はみられず、いずれの項目もほぼ横ばいの推移になっている。

図表 1-43 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動（3 か年比較 / 複数回答）



(注) 設問上、回答は本庁舎で環境マネジメントシステムを導入している自治体に限定している。  
この設問の回答割合は回答した自治体数を基数(n)として算出している。  
(平成 18 年度 : n=437、平成 19 年度 : n=420、平成 20 年度 : n=423)

## 第 II 章 調査の概要

### 1. 調査の目的

平成 20 年度の本調査は、平成 18 年 4 月に新たに閣議決定された「第三次環境基本計画」における行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組や進捗の状況の把握を目的とした調査である。地方公共団体を対象とした環境基本計画の進捗状況に関する調査としては、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度に続き 5 回目の調査となる。

主たる調査項目は、前回（平成 19 年度）前々回（平成 18 年度）の調査に引き続き以下の 6 つである。

- 環境施策の主体としての総合的な取組について
- 事業者に対する取組について
- 住民等に対する取組について
- 情報の提供・収集に関する取組について
- 国際的な取組について
- 事業者・消費者としての取組について

### 2. 調査の方法と期間

本年度の調査では、わが国のすべての地方公共団体すなわち 1,851 団体(47 都道府県、17 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,764 市町村)を対象として、平成 21 年 2 月 25 日から同 3 月 29 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。

### 3. 調査の対象と回収状況

上述の通り、本調査では、1,851 団体(47 都道府県、17 政令指定都市、23 東京都特別区および 1,764 市町村団体)を対象とし、期間内に 1,450 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 78.3% (平成 19 年度 77.9%)である。

図表 II-1 発送回収数

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,851団体	47団体	17団体	1,787団体
有効回収数	1,450団体	47団体	17団体	1,386団体
有効回収率	78.3%	100.0%	100.0%	77.6%
回収構成割合	100.0%	3.2%	1.2%	95.6%



## 4. 調査の内容

本調査の基本的フレームは次のとおりである（詳細は「資料編」の調査票を参照）。

### 環境施策の主体としての総合的な取組について

- 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況
- 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組の実施状況
- 地域の自然環境保全を図る独自組織の設置状況
- 環境保全に関わる事業の実施状況
- 環境問題に関する問題意識と重点取組
- 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況
- 都道府県による域内市区町村の取組支援・調整の実施状況
- 環境保全に関する 13 項目の取組状況

### 事業者に対する取組について

- 事業者の環境保全への取組推進施策の実施状況
- 事業者との連携・協働の実施状況
- 事業者との環境保全に関する協定締結の実施状況

### 住民等に対する取組について

- 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況
- ごみの分別回収の実施状況(政令指定都市を除く市区町村のみ)
- 住民との連携・協働の実施状況
- 環境NPO等との連携・協働や支援・育成の実施状況
- その他の各主体による自主的な取組促進施策の実施状況
- エコツアーリズムを推進するための施策
- 体験型環境教育・環境学習の実施状況

### 情報の提供・収集に関する取組について

- 環境保全施策の展開における提供方法の方法
- 実施している情報提供の内容
- 住民からの意見の取入と公表の実施状況

### 国際的な取組について

- 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況

### 事業者・消費者としての取組について

- 環境保全に資する率先行動の実施状況とその効果
- 環境マネジメントシステムの導入部門と対象活動

### 基本属性（市区町村のみ）

- 人口
- 歳出額
- 農業生産額
- 工業出荷額
- 小売業販売額
- 乗用車保有台数

**【調査結果の集計・分析の方法について】**

- ・本調査は全国のすべての自治体を対象とした調査であるが、各回答割合の算出では、全国の自治体数（母集団数）でなく、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数を基数(n)とし、この基数を100%にした回答割合の算出を行っている。
- ・基数から「無回答」の除外は行っていない。（一部の設問については注記を行った上で、「無回答」を除外し、その設問に対し回答のあった自治体数を基数としている。）
- ・回答割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答設定の設問の中には回答割合の合計が100.0%とならないものもある。
- ・複数回答設定の設問はすべて、回答割合の合計が100.0%にならない。

## 第 III 章 調査の結果

### 1. 地方公共団体の属性

#### (1) 都道府県および政令指定都市

47 都道府県と 17 政令指定都市については、すべての団体（それぞれ 47 団体、17 団体）から回答を得ている。本調査では都道府県、政令指定都市それぞれを基本属性のひとつの類型として扱い、詳細な属性分析は行わない。

#### (2) 市区町村(政令指定都市を除く)

市区町村(東京都 23 区を含む)については 1,386 団体から回答を得たが、人口規模や産業活動が大きく異なるため、以下の 6 属性指標別にクロス集計を行った。

- 人口規模:平成 20 年 3 月住民基本台帳人口
- 財政規模:平成 19 年度普通会計決算歳出額
- 農業活動:平成 19 年農業粗生産額
- 工業活動:平成 19 年工業製造品出荷額
- 商業活動:平成 19 年小売業商品販売額
- 自動車:平成 20 年 3 月乗用車保有台数

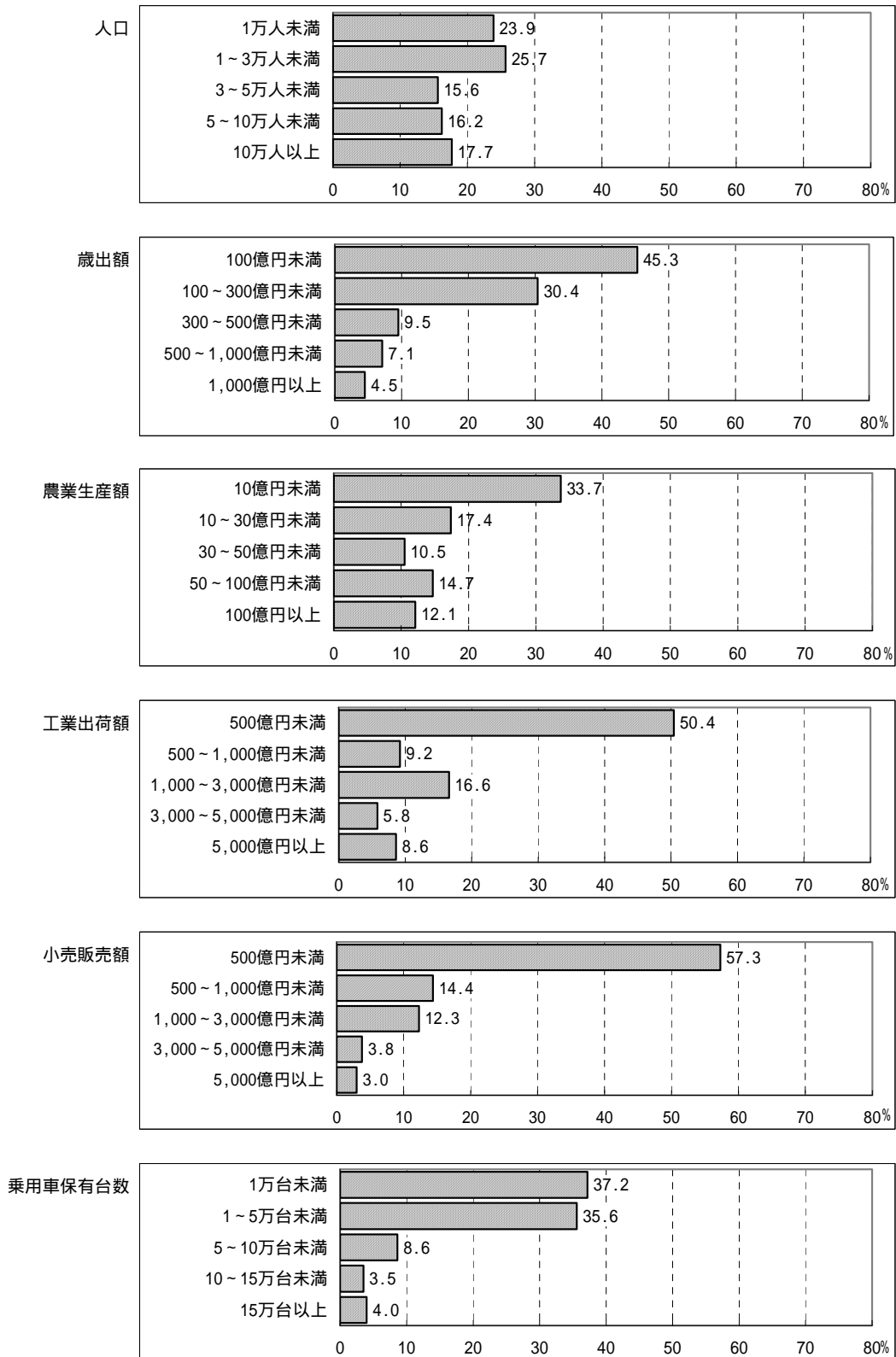
#### 回答市区町村の属性分布(図表 -1)

- 市区町村の 6 属性の分布をみると、<人口>を除いたすべての属性は、規模の最も小さい分類が多く、規模が大きくなるにつれてその割合は次第に低くなる傾向にある。
- <人口>については「1~3 万人未満」(25.7%)が最も多く、次いで「1 万人未満」(23.9%)、「10 万人以上」(17.7%)、「5~10 万人未満」(16.2%)、「3~5 万人未満」(15.6%)となっている。
- <歳出額>については、規模が大きくなるにつれて割合が低くなる傾向が強い。最も規模の小さい「100 億円未満」が 45.3%を占め、次いで「100~300 億円未満」(30.4%)、「300~500 億円未満」(9.5%)、「500~1,000 億円未満」(7.1%)、「1,000 億円以上」(4.5%)と顕著にその割合が低下する。<農業生産額>、<工業出荷額>、<小売販売額>、<乗用車保有台数>についても、おおむね同様の傾向にある。

#### 回答市区町村の人口規模と他属性との関係(図表 -2)

- 市区町村の属性を表す代表的かつ基本的指標は人口規模であるが、本調査で用いた他の属性指標との関係をみると、全体的に<人口>が大きくなるにつれて、各属性指標においても規模の大きい分類の割合が高くなる傾向がみられ、人口規模が大きくなるほど産業活動が活発で、<工業出荷額>、<小売販売額>、<歳出額>、<乗用車保有台数>も大きくなる。
- 特に、人口が 10 万人以上になると、いずれの属性指標においても、最も規模の大きい分類の割合が急増する。(ただし、<農業生産額>については、人口 3 万人以上になると生産額規模別の割合は大きく変化しない。)
- 以上のことから、設問別分析における【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】では、原則として、代表的指標である人口規模別による分析を行うこととする。

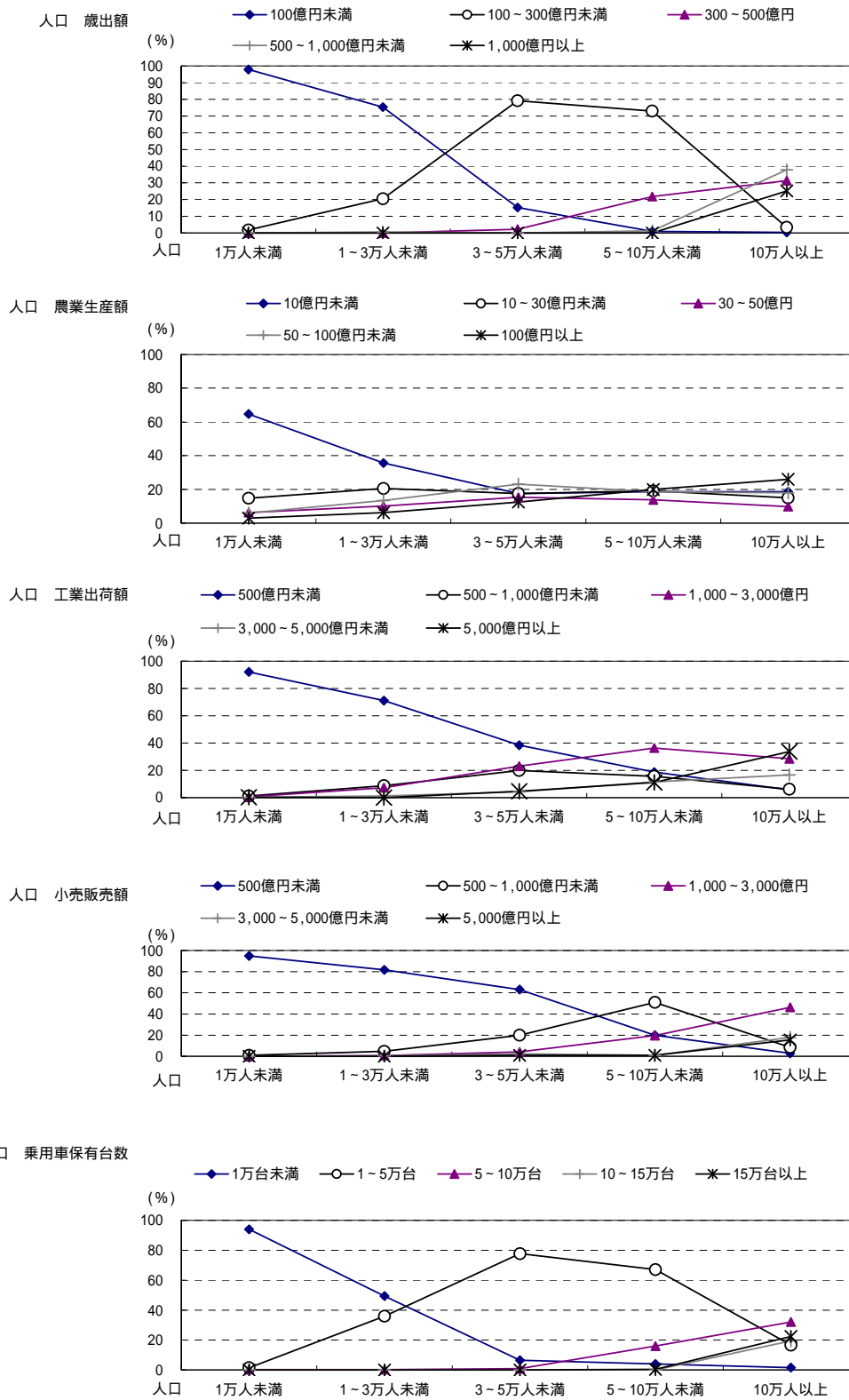
図表 III-1 回答市区町村(政令指定都市を除く)の属性分布



(n=1,386)

各属性分布に関する設問に対し「無回答」だった自治体も含めた全市区町村(政令指定都市を除く)数を基数としている。

図表 III-2 回答市区町村(政令指定都市を除く)における人口規模と他属性分布の関係



(n=1,386)

## 2. 環境施策の主体としての総合的な取組

### 2.1 条例制定、計画策定、数値目標設定

#### (1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況(問1)

【全体的な傾向】(図表111-3)

##### 地域の環境政策に関する条例の制定

- 地方公共団体における『環境政策の基本を定める条例』の制定状況は、「実施中」46.0%、「検討中」8.6%を合わせて計54.6%と5割を越す。
- 『環境影響評価に関する条例』の制定については全体的に少なく、「実施中」7.0%、「検討中」4.7%で、実施もしくは検討している自治体は計11.7%にとどまる。
- 『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』については、「実施中」1.1%、「検討中」5.5%で、制定に取り組んでいる自治体は計6.6%で非常に少ない。

##### 地域の環境保全に関する計画の策定

- 環境保全に関する計画策定で、「実施中」の割合が最も高いものは『環境に関する総合的な計画』で、「実施中」43.8%、「検討中」17.0%で、計60.8%の自治体の実施または検討中である。
- 『地球温暖化防止に関する計画』については、「実施中」が33.7%であるが、「検討中」の30.1%を含めると計63.8%で『環境に関する総合的な計画』を上回り、地球温暖化防止に対する関心の高さがうかがえる。
- 『自然環境・生物多様性の保全に関する計画』は、「実施中」の割合が3.2%で、設問上にあげられていた7項目の計画のうち最も低い策定率になっている。

##### 地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定

- 独自の数値目標(国の基準を超えるものを含む)の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』(「実施中」42.6%、「検討中」12.3%：計54.9%)や『地球温暖化対策』(同32.8%、22.6%：計55.4%)を実施もしくは検討している自治体が多い。

図表 III-3 条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（全体）



【基本属性別の特徴】(図表 111-4)

- 基本属性別（都道府県、政令指定都市、市区町村）にみると、条例制定、計画策定、数値目標設定のどの取組においても、都道府県と政令指定都市における「実施中」の割合が高い。市区町村については「実施中」の割合が高いものでも3～4割にとどまり、環境施策に関連する条例制定、計画策定、数値目標設定に取り組んでいる自治体はそれほど多くない結果になっている。
- 条例の制定では、多くの都道府県、政令指定都市が『地域の環境政策の基本を定める条例』及び『環境影響評価に関する条例・要綱等』の制定を「実施中」としている。『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』は、都道府県と政令指定都市で「検討中」の割合が高く（都道府県 38.3%、政令指定都市 52.9%）、今後、制定に取り組む自治体が増えていくものと考えられる。
- 計画の策定では、都道府県、政令指定都市の『環境に関する総合的な計画』及び『地球温暖化防止に関する計画』の策定を既に「実施中」としている自治体が多く、いずれも8割以上と高い実施率である。また、『交通に起因する環境問題に関する計画』も、政令指定都市で「実施中」の割合が82.4%と高い。なお、『環境に関する総合的な計画』は、都道府県および政令指定都市のほとんどの自治体が策定している（都道府県 97.9%、政令指定都市 100.0%）。
- また、『環境教育・環境学習に関する計画』の「実施中」の割合が、全体では6.7%と低いが、都道府県では61.7%、政令指定都市は52.9%と高い割合になっている。同様に、『循環型社会形成に関する計画』、『水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画』も全体の実施率は1割前後と低いが、都道府県、政令指定都市での策定率は5割強と高くなっている。
- 数値目標の設定では、都道府県の「実施中」の割合が7項目中6項目で8割以上であり、特に『地球温暖化対策』及び『廃棄物削減やりサイクル』については、共に「実施中」が97.9%でほとんどの都道府県が数値目標を設定している。政令指定都市は多くの項目で実施中が5割以上となっており、その中で『廃棄物削減やりサイクル』の数値目標設定を実施中としている割合が88.2%で特に高い。
- 数値目標設定は、いずれの項目においても、政令指定都市より都道府県で「実施中」の割合が高い。



図表 III-4 条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別）

(%)

基本属性	全体 n=1,450		都道府県 n=47		政令指定都市 n=17		市区町村 n=1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
<b>環境政策に関する条例の制定</b>								
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	46.0	8.6	97.9	0.0	88.2	0.0	43.7	9.0
b. 環境影響評価に関する条例・要綱等	7.0	4.7	97.9	0.0	82.4	17.6	3.0	4.7
c. 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等	1.1	5.5	10.6	38.3	11.8	52.9	0.6	3.8
<b>環境保全に関する計画の策定</b>								
a. 環境に関する総合的な計画	43.8	17.0	97.9	0.0	100.0	0.0	41.3	17.8
b. 地球温暖化防止に関する計画	33.7	30.1	89.4	0.0	82.4	17.6	31.2	31.3
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	4.3	4.3	29.8	4.3	82.4	11.8	2.5	4.2
d. 循環型社会形成に関する計画	11.9	9.2	59.6	0.0	58.8	5.9	9.7	9.5
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画	6.8	5.7	53.2	2.1	52.9	5.9	4.7	5.8
f. 自然環境・生物多様性の保全に関する計画	3.2	7.7	29.8	31.9	5.9	35.3	2.2	6.5
g. 環境教育・環境学習に関する計画	6.7	9.7	61.7	2.1	52.9	23.5	4.3	9.8
<b>地域の環境保全に関する独自の数値目標設定</b>								
a. 地球温暖化対策	32.8	22.6	97.9	0.0	76.5	17.6	30.1	23.4
b. 大気環境の保全	11.5	5.7	83.0	0.0	70.6	11.8	8.4	5.8
c. 廃棄物削減やリサイクル	42.6	12.3	97.9	0.0	88.2	5.9	40.1	12.8
d. 循環型社会形成	10.1	10.4	61.7	2.1	41.2	0.0	7.9	10.8
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全	14.3	6.1	87.2	0.0	70.6	5.9	11.2	6.3
f. 自然環境・生物多様性の保全	13.1	8.3	85.1	6.4	58.8	5.9	10.1	8.4
g. 環境教育・環境学習	15.4	9.2	83.0	0.0	52.9	17.6	12.6	9.5

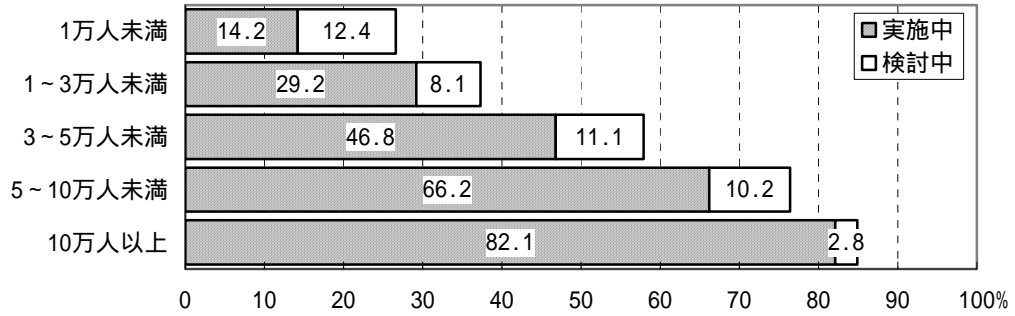
(注) 網掛けは50%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

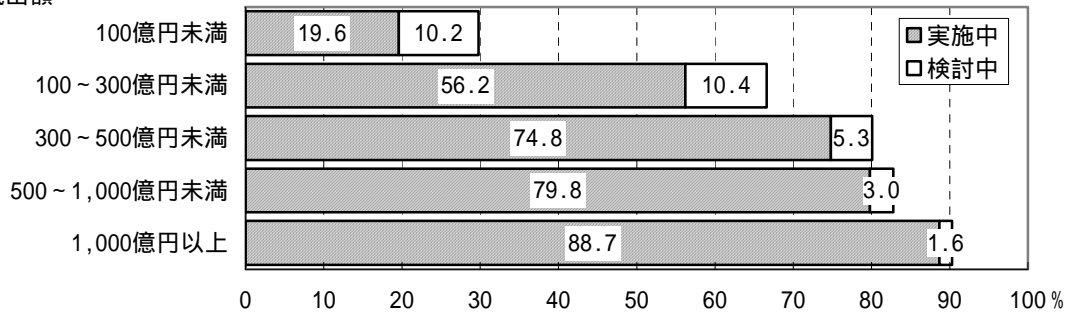
- 条例制定では、『地域の環境政策の基本を定める条例』の市区町村全体の「実施中」の割合は43.7%、「検討中」が9.0%であるが、これを市区町村の人口別にみると、1万人未満では「実施中」14.2%、「検討中」12.4%に対し、10万人以上では「実施中」82.1%、「検討中」2.8%で、人口規模が大きくなるに従い条例制定を実施している自治体の割合が高くなる。また、<歳出額>、<農業生産額>、<工業出荷額>、<小売販売額>、<乗用車保有台数>についても、規模の増加とともに実施率が上昇する傾向がある。(図表 -5)
- 『環境影響評価に関する条例・要綱等』については、人口規模の大きさと必ずしも対応していないが、人口10万人以上の市区町村で「実施中」の割合が高く、また、<歳出額>、<小売販売額>においても、規模の増加とともに「実施中」の割合が上昇する傾向がみられる。(図表 -6)
- 『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』の「実施中」の割合については、人口規模の変化に関わらず、いずれの属性についても実施している割合が非常に低い。(図表 -7)
- 計画策定では、『環境に関する総合的な計画』及び『地球温暖化防止に関する計画』の「実施中」の割合が人口規模の増加とともに高くなる傾向がみられる。その他の計画については、人口規模10万人以上の市区町村で、「実施中」の割合が他の人口規模より高くなる傾向がみられる。(図表 -8)
- 数値目標設定では、いずれの取組項目においても人口規模が大きくなると「実施中」の割合も増加する傾向がみられ、特に人口規模10万人以上の市区町村で、その割合が顕著に増加する。(図表 -9)

図表 III-5 条例制定『地域の環境政策の基本を定める条例』の実施状況  
 (市区町村の属性別：政令指定都市を除く)

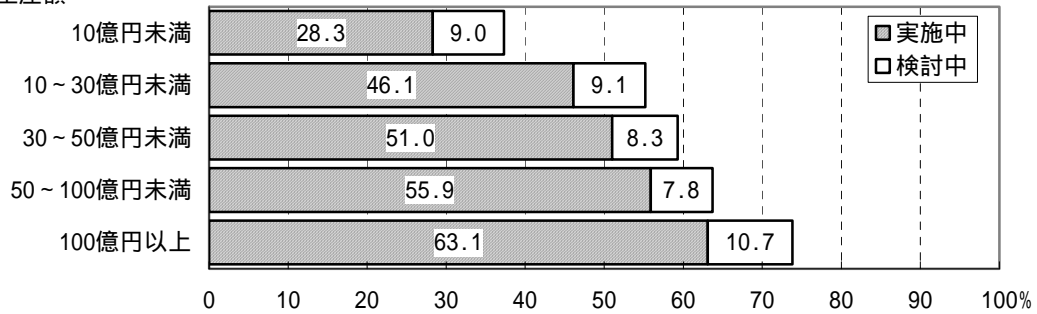
人口



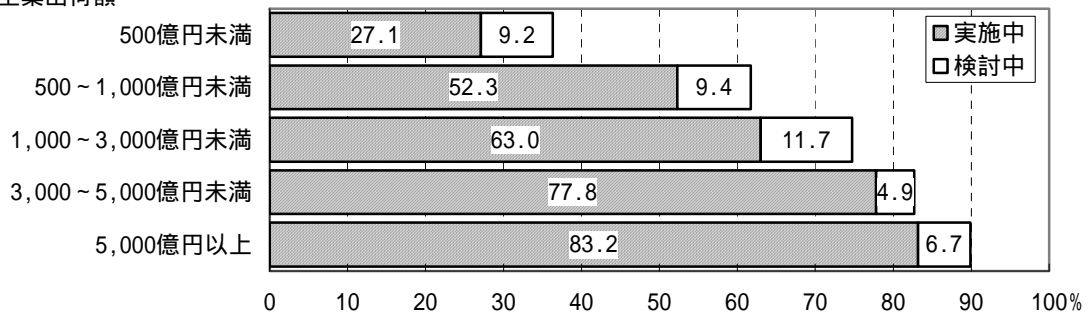
歳出額



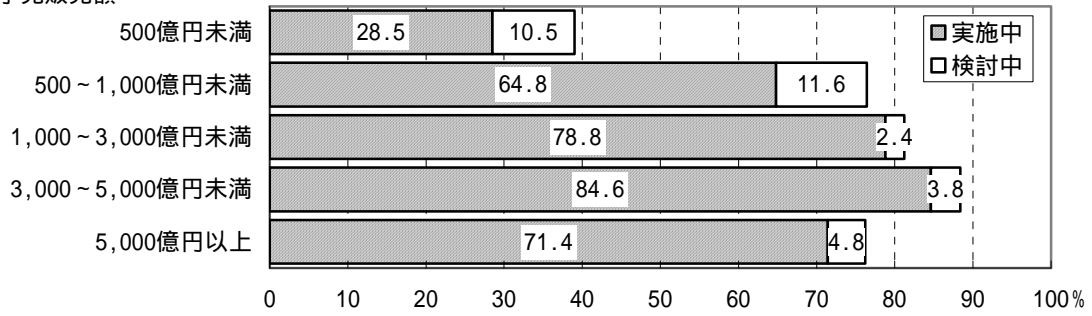
農業生産額



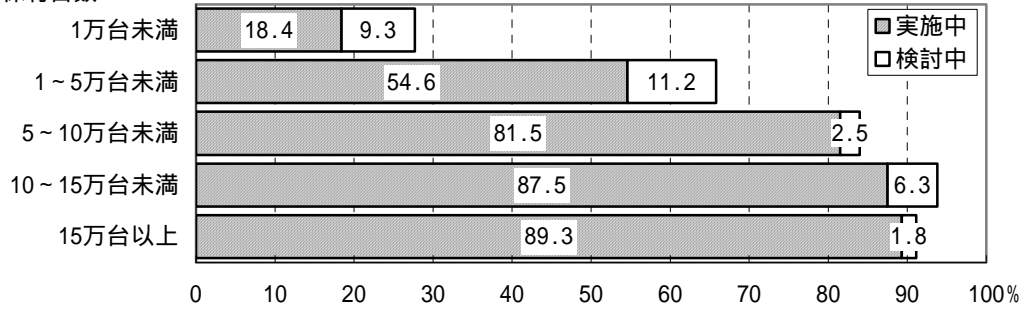
工業出荷額



小売販売額

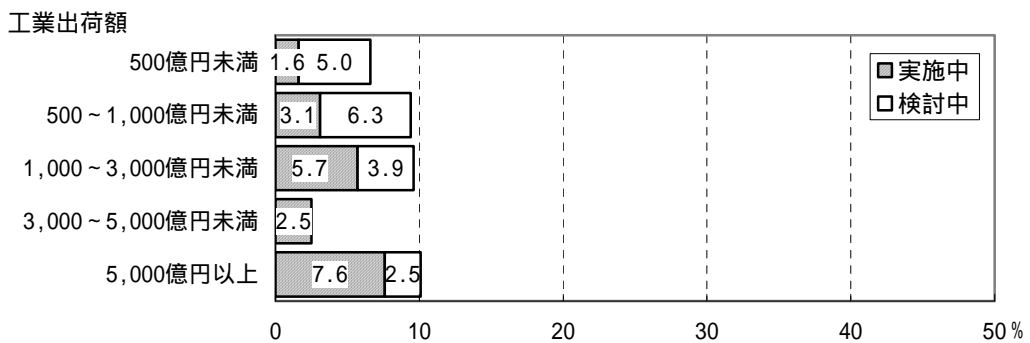
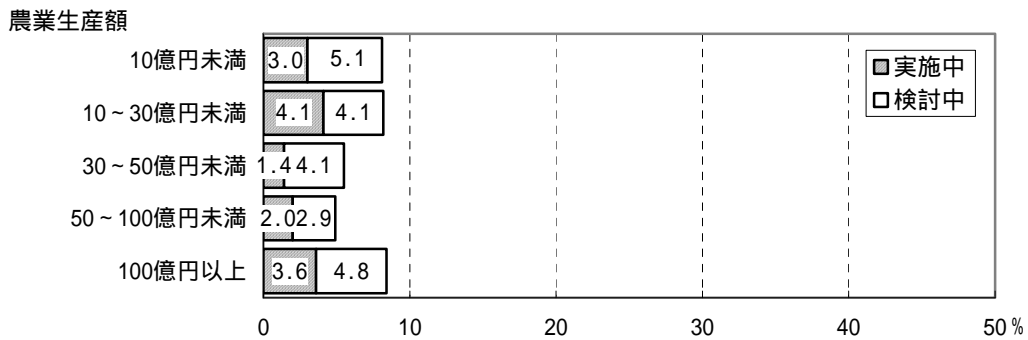
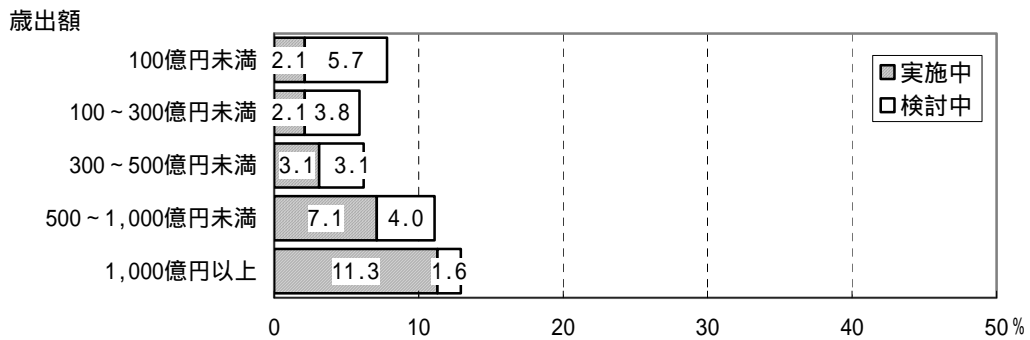
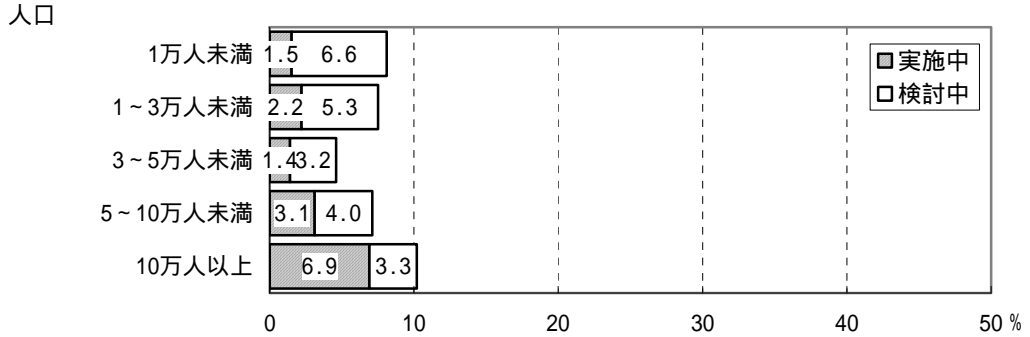


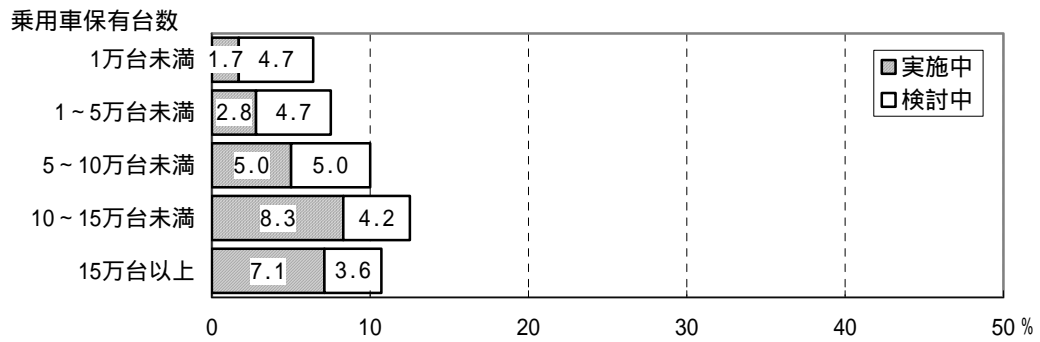
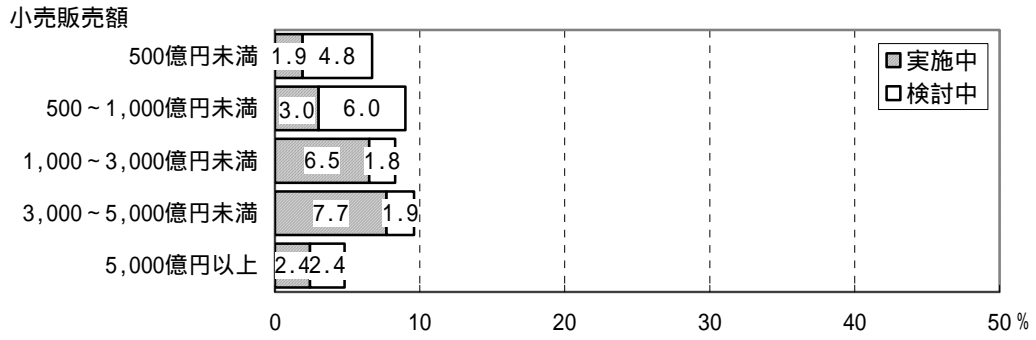
乗用車保有台数



(n=1,386)

図表 III-6 条例制定『環境影響評価に関する条例・要綱等』の実施状況  
(市区町村の属性別：政令指定都市を除く)

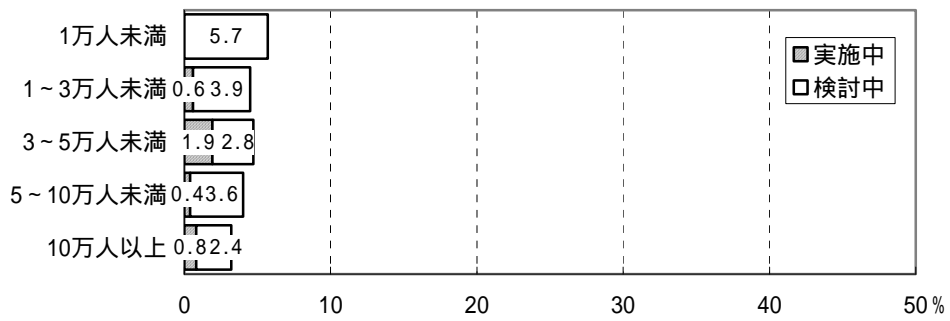




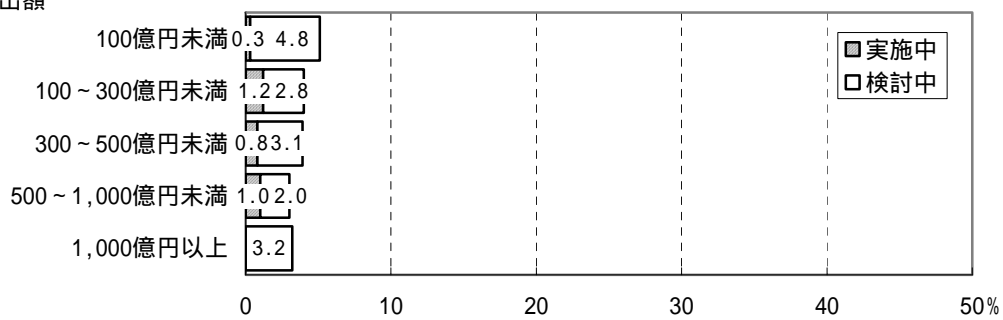
(n=1,386)

図表 III-7 条例制定『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』の実施状況  
(市区町村の属性別：政令指定都市を除く)

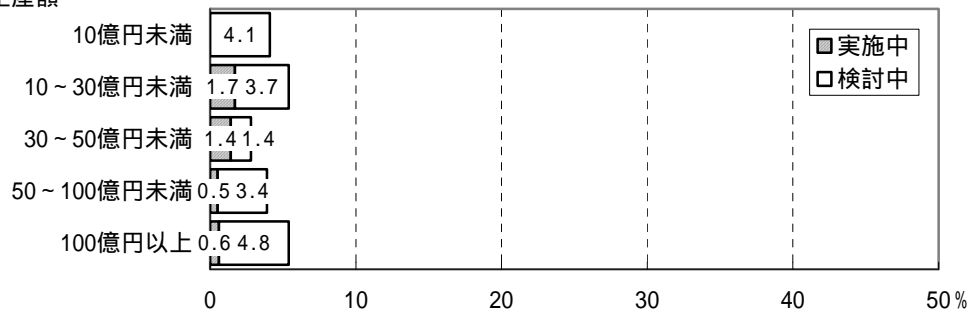
人口



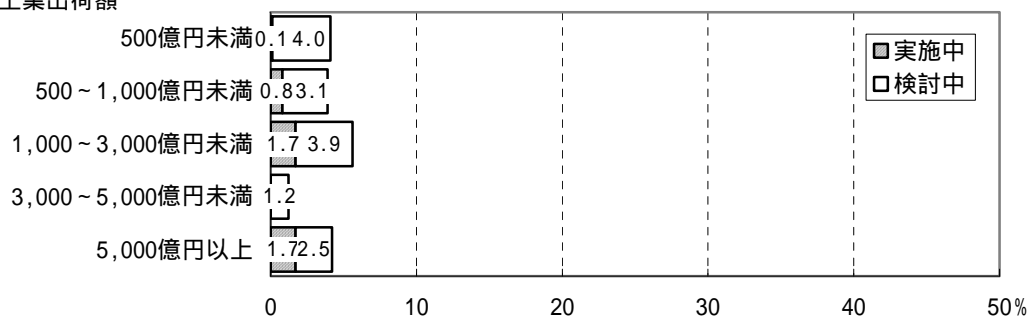
歳出額

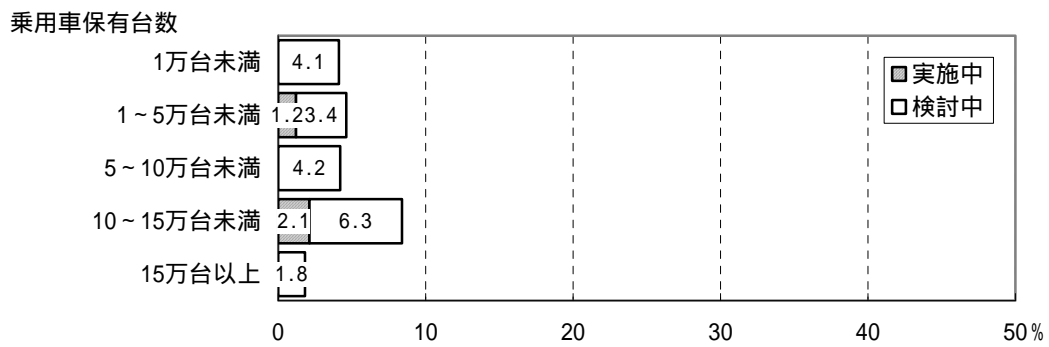
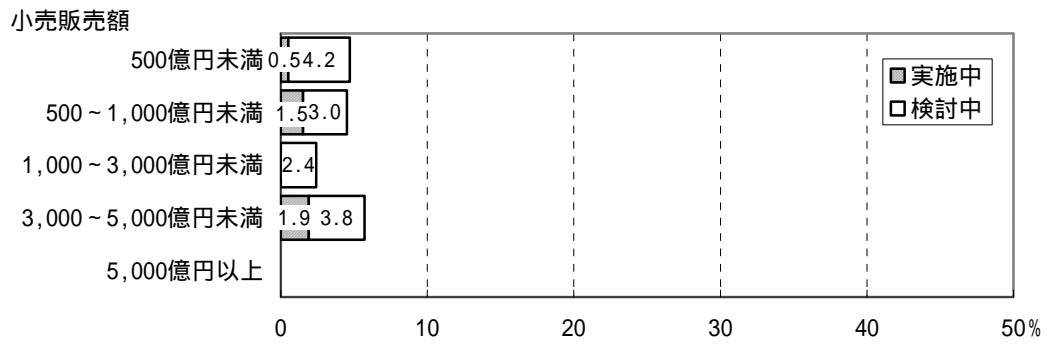


農業生産額



工業出荷額

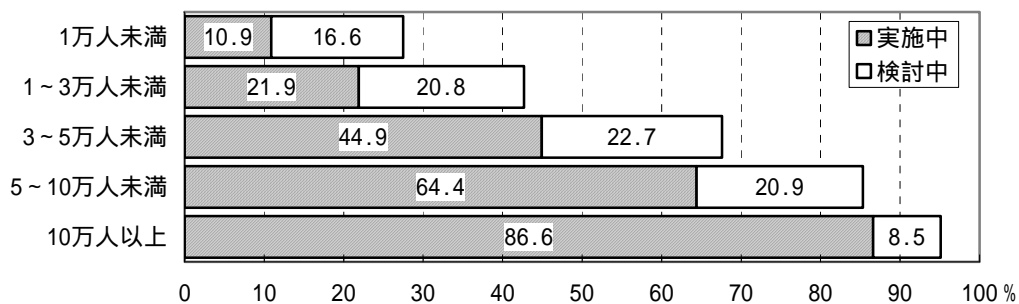




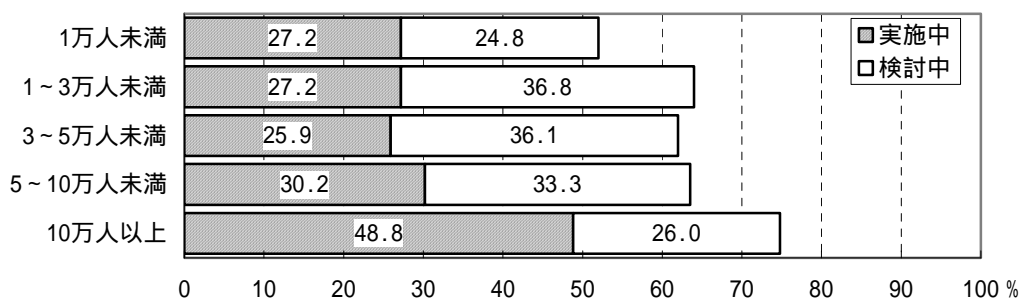
(n=1,386)

図表 III-8 計画策定の項目別（各計画の）実施状況（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

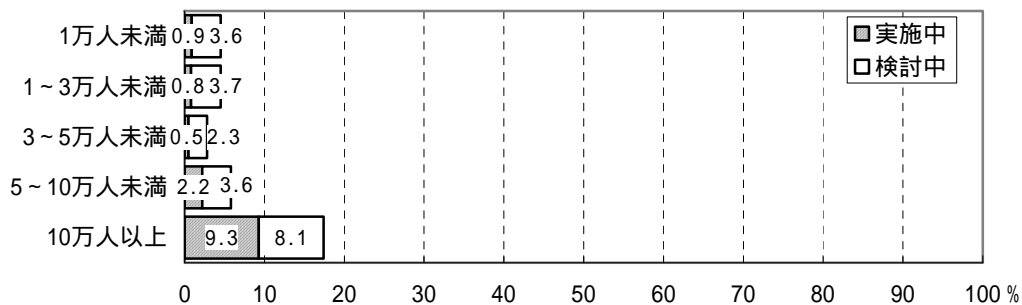
環境に関する総合的な計画



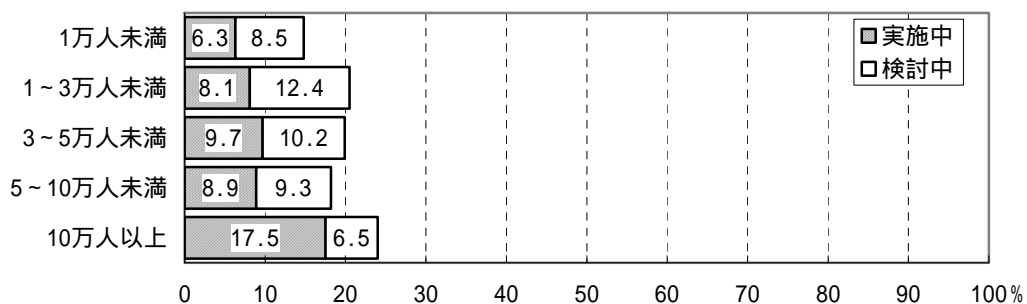
地球温暖化防止に関する計画



交通に起因する環境問題に関する計画

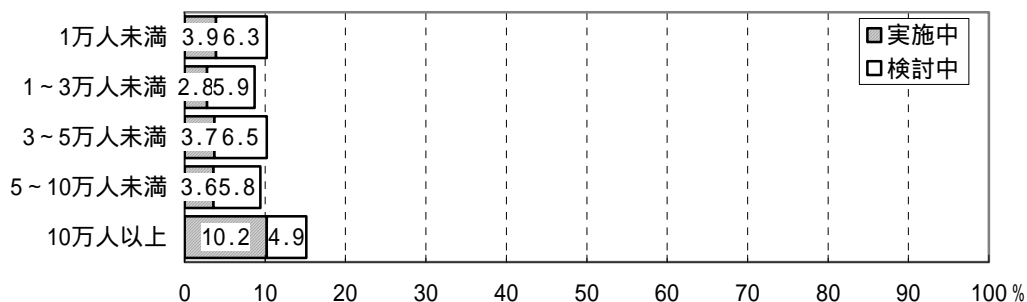


循環型社会形成に関する計画

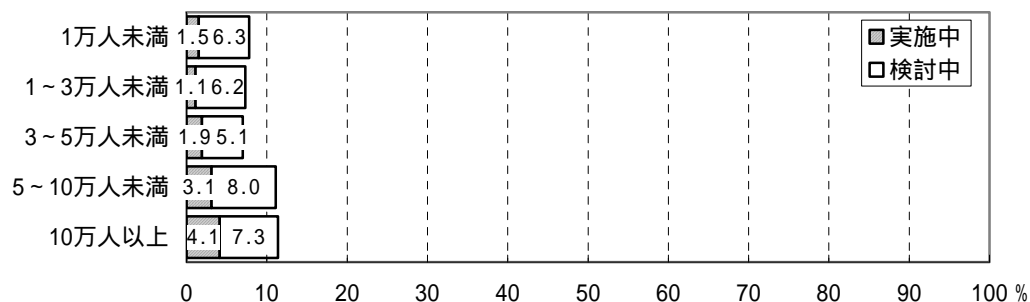




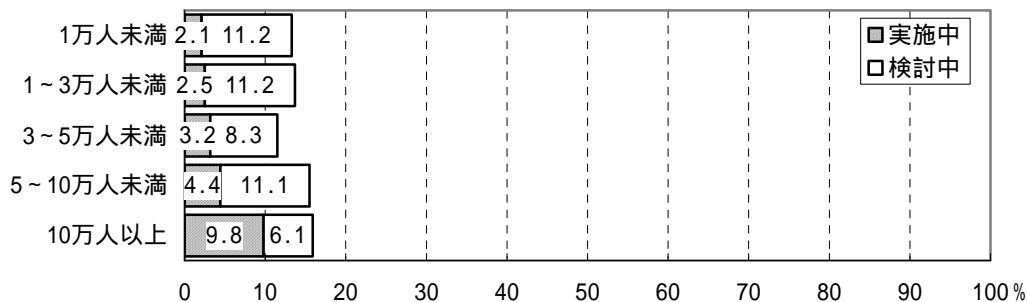
水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画



自然環境・生物多様性の保全に関する計画



環境教育・環境学習に関する計画



(n=1,386)

図表 III-9 数値目標設定の項目別実施状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

(n=1,386)

(%)

人口規模	地球温暖化対策	大気環境保全	廃棄物削減 リサイクル	循環型社会 形成	水・土壌 環境保全	自然・生物 多様性保全	環境教育・ 環境学習
1万人未満	18.1	0.6	21.1	3.0	2.7	3.3	2.7
1~3万人未満	20.5	1.1	25.6	6.5	3.7	2.8	3.7
3~5万人未満	30.6	9.3	41.7	9.3	12.0	12.0	15.3
5~10万人未満	33.3	8.0	48.0	9.3	10.2	11.1	13.3
10万人以上	57.3	29.3	78.5	14.6	34.1	27.6	36.2

(注) 網掛けは各項目の中で最も高い割合を示す。

(2) 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組の実施状況(問 1-1～1-4)

策定に際しての国の環境基本計画の参考状況(問 1-1)

【全体的な傾向】(図表 -10)

- 前項「(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定状況」において、『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」もしくは「検討中」と答えた自治体は882団体である。そのうち80.8%が国の環境基本計画を「参考にした(している)」と答えている。

【基本属性別の特徴】(図表 -10)

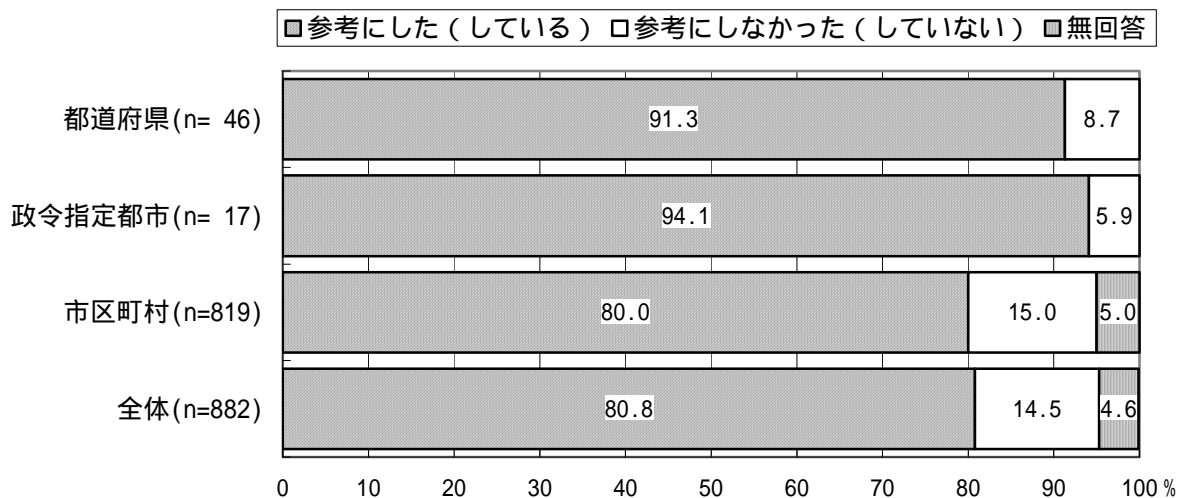
- 都道府県47団体、政令指定都市17団体は、都道府県1団体を除くすべての自治体が『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」もしくは「検討中」と答えており、このうちの都道府県91.3%(42団体)、政令指定都市94.1%(16団体)が国の環境基本計画を「参考にした(している)」と答えている。
- 市区町村については819団体が計画策定を「実施中」もしくは「検討中」であり、このうちの80.0%(655団体)が国の環境基本計画を「参考にした(している)」と答えている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -11)

- 『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」もしくは「検討中」の市区町村について、人口規模別に国の環境基本計画を「参考にした(している)」割合をみると、人口規模が大きくなるにつれてその割合が高くなる傾向にある。

図表 III-10 『環境に関する総合的な計画』の策定に際しての国の環境基本計画の参考状況(基本属性別)

『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」、「検討中」の自治体のみ



図表 III-11 『環境に関する総合的な計画』の策定に関わる取組の状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く) ( % )

『環境に関する総合的な計画』の策定に関連して	1万人未満	1～3万人未満	3～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
国の環境基本計画を「参考にした」	70.3	67.8	80.8	82.8	88.9
具体的な施策展開に「つながっている」	58.3	69.2	64.9	73.8	87.8
普及・啓発活動を「既に実施している」	58.3	78.2	76.3	82.1	90.6
計画実施状況の点検を「既に実施している」	25.0	41.0	49.5	59.3	78.4

(注) 網掛けは各項目の中で最も高い割合を示す。

: 『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」、「検討中」の自治体のみ (n=819)

: 『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」の自治体のみ (n=572)

### 具体的な施策展開へのつながり (問 1-2)

【全体的な傾向】(図表 -12)

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの自治体(計画策定を「実施中」と答えた自治体)は635団体である。このうち78.3%が、計画の策定が具体的な環境施策の展開に「つながっている」と認識している。

【基本属性別の特徴】(図表 -12)

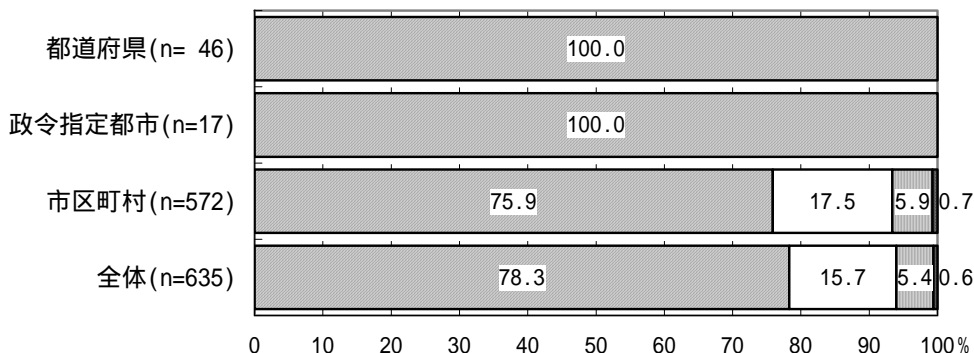
- 都道府県及び政令指定都市は、『環境に関する総合的な計画』を策定済みのすべての自治体(都道府県46団体、政令指定都市17団体)が、計画策定は具体的な環境保全施策の展開に「つながっている」と認識している。
- 市区町村では、計画を策定済みの572団体のうち、75.9%(434団体)が具体的な環境保全施策の展開に「つながっている」と答えている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -11)

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの市区町村を人口規模別にみっていくと、計画策定が具体的な施策展開に「つながっている」と答えた自治体の割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がみられる。

図表 III-12 『環境に関する総合的な計画』の具体的な施策展開(基本属性別)  
『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」の自治体のみ

■つながっている □あまりつながっていない □わからない ■無回答



### 『環境に関する総合的な計画』の普及・啓発（問 1-3）

#### 【全体的な傾向】（図表 -13）

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの 635 団体のうち、事業者や住民への計画の普及・啓発について、全体の 83.1%が「既の実施している」と答えており、「現在検討中である」の 11.8%を合わせると計 94.9%で、ほとんどの自治体が普及・啓発を実施・検討している結果となっている。

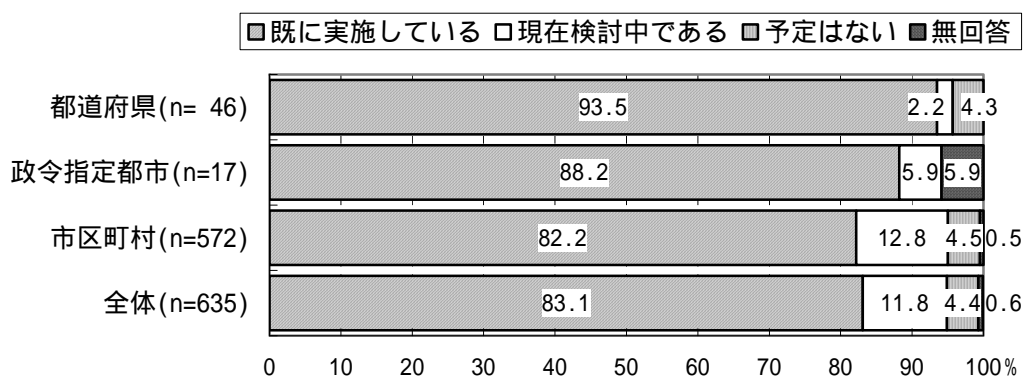
#### 【基本属性別の特徴】（図表 -13）

- 都道府県、政令指定都市の「既の実施している」割合はそれぞれ 93.5%（43 団体）、88.2%（15 団体）であり、いずれも多く自治体が普及・啓発に取り組んでいる。
- 市区町村では、計画策定済みの 572 団体のうち、82.2%（470 団体）が計画の普及・啓発を「既の実施している」と答えている。

#### 【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】（図表 -11）

- 市区町村を人口規模別にみると、住民への普及・啓発を「既の実施している」割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がみられる。

図表 III-13 『環境に関する総合的な計画』の事業者や住民への普及・啓発（基本属性別）  
『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」の自治体のみ



### 『環境に関する総合的な計画』の点検（問1-4）

#### 【全体的な傾向】（図表 -14）

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの635団体のうち、計画策定後の実施状況の点検を「既に実施している」自治体は、全体の63.1%である。

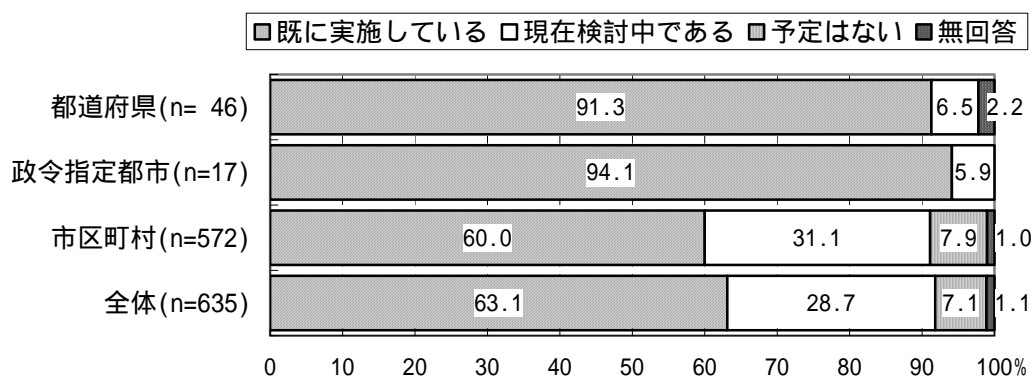
#### 【基本属性別の特徴】（図表 -14）

- 都道府県、政令指定都市では「既に実施している」自治体が9割を超えている。
- 市区町村は60.0%で都道府県、政令指定都市より実施している割合が低いが、「現在検討中である」が31.1%で比較的多く、今後、実施する自治体の増加が予想される。

#### 【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】（図表 -11）

- 人口規模別に市区町村の実施状況を見ると、人口規模が大きくなるにつれて実施する自治体の割合が高くなる傾向にある。

図表 III-14 『環境に関する総合的な計画』の実施状況の点検（基本属性別）  
『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」の自治体のみ



## 2 2 地域の自然環境保全を図る独自組織の設置状況(問 1-5)

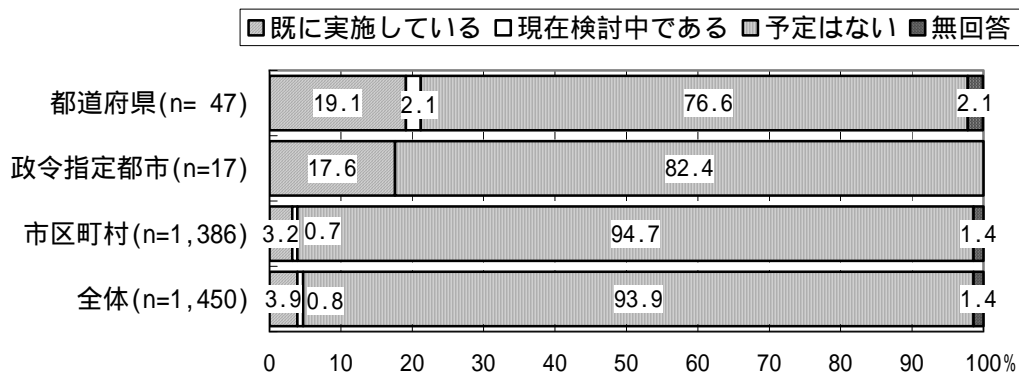
### 【全体的な傾向】

- 地域の自然環境保全を図るための部署横断的な独自の組織（自然保護課以外）を設置しているか否かについては、「予定はない」が全体の93.9%を占め、「既の実施している」は3.9%、「現在検討中である」は0.8%で、独自組織を設置している自治体は非常に少ない。

### 【基本属性別の特徴】

- 部署横断的な独自の組織の設置を「既の実施している」自治体は、都道府県が19.1%（9団体）、政令指定都市は17.6%（3団体）、市区町村は3.2%（44団体）にとどまる。

図表 111-15 部署横断的な独自組織の設置（基本属性別）



## 2 3 環境保全に関わる事業の実施状況

### (1) 環境保全事業の実施方法(問 1-6:複数回答)

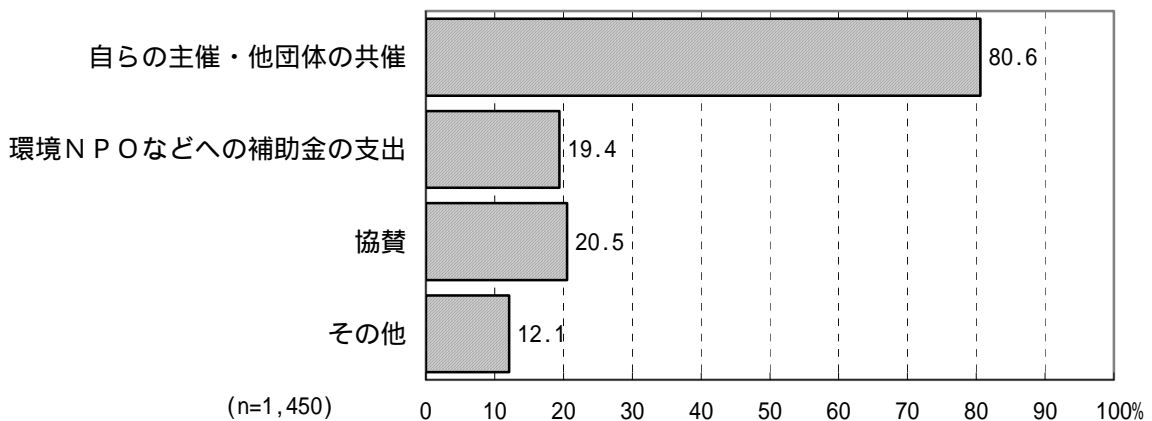
【全体的な傾向】(図表 -16)

- 環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全事業の実施方法について、全体の8割が『自らの主催・他団体の共催』による実施と答えている。

【基本属性別の特徴】(図表 -17)

- 都道府県と政令指定都市の『自ら主催・他団体の共催』による実施はそれぞれ95.7%、100.0%と高い割合で、市区町村も79.8%と高く、一般的な実施方法となっていることがうかがえる。
- 『環境NPOなどへの補助金の支出』は都道府県55.3%、政令指定都市82.4%で、市区町村(17.5%)に比べると、多くの自治体の実施している方法となっている。

図表 III-16 環境保全事業の実施方法(全体/複数回答)



図表 III-17 環境保全事業の実施方法(基本属性別/複数回答) (%)

環境保全事業の実施方法	全体 n=1,450	都道府県 n=47	政令指定都市 n=17	市区町村 n=1,386
自らの主催・他団体の共催	80.6	95.7	100.0	79.8
環境NPOなどへの補助金の支出	19.4	55.3	82.4	17.5
協賛	20.5	34.0	11.8	20.1
その他	12.1	19.1	5.9	11.9

### (2) 環境保全事業の国民の参加人・日(問 1-7)

【全体的な傾向】(図表 -18)

- 地方公共団体が実施した環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全に関わる事業への参加人数は、全体で平均16,267人・日である。

【基本属性別の特徴】(図表 -18)

- 都道府県の参加人数が最も多く、平均176,642人・日となっている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -19)

- 市区町村を人口規模別に見ると、人口規模とともに参加人・日の平均数は増加し、10万人以上では33,796人・日、1万人未満では1,332人・日と大きな差がみられる。

図表 III-18 環境保全事業の国民の参加人・日（基本属性別）

参加人・日	全体 n=1,030	都道府県 n=32	政令指定都市 n=10	市区町村 n=988
計	16,755,177	5,652,535	833,710	10,268,932
平均	16,267	176,642	83,371	10,394

図表 III-19 環境保全事業の国民の参加人・日（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

参加人・日	1万人未満 n=225	1～3万人 n=233	3～5万人 n=159	5～10万人 n=167	10万人以上 n=210
計	299,616	787,235	1,161,299	1,877,781	7,097,118
平均	1,332	3,379	7,304	11,244	33,796

### (3) 環境教育・環境学習の数値目標の設定(問 1-8:自由記述)

#### 【都道府県の特徴】

- 都道府県における環境教育・環境学習の数値目標の設定については、主に「環境教育活動の開催回数（環境関連施設への来館者数）」、「環境教育活動への参加者数（参加・取組校数）」、「環境関連指導者の人数（講師の派遣数）」の3通りがみられる。
- 「環境教育活動への参加者数」では「こどもエコクラブの登録（会員）数」と答えた団体（青森県、新潟県、長野県、岐阜県、大阪府、広島県、大分県、佐賀県、熊本県（熊本県の名称は「こどもエコセミナー事業」）、「学校版環境ISOの取組校数」と答えた団体（徳島県、熊本県、福井県（福井県の名称「学校エネルギーセーブ運動」）、神奈川県（神奈川県の取組は「マイアジェンダ登録学校数」）が複数みられる。
- その他「エコライフ活動実践率（茨城県）」、環境関連情報を提供する「HPへのアクセス数（奈良県）」、「環境学習関連事業を実施している市町村の割合（栃木県）」などもある。

#### 【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市においても環境教育活動の開催回数、参加者数として、各種関連イベントの参加者数、開催数や「こどもエコクラブの会員数（新潟市、神戸市）」、「環境サポーター数・活動回数（北九州市、広島市）」などのほか、環境教育・学習の取組に対する「市民満足度（市民アンケート）（浜松市）」があげられている。

#### 【東京 23 区の特徴】

- 東京 23 区においても、都道府県、政令指定都市同様「環境教育活動の開催回数（環境関連施設への来館者数）」、「環境教育活動への参加者数（参加・取組校数）」、「環境関連指導者の人数（講師の派遣数）」の数値目標のほか、「学校と事業者・地域協働による取組件数（足立区）」、「一人一日あたりのごみの量（葛飾区）」などがみられる。

#### 【市町村の特徴】

- 市町村においても、「環境教育活動の開催回数（環境関連施設への来館者数）」、「環境教育活動への参加者数（参加・取組校数）」、「環境関連指導者の人数（講師の派遣数）」についての数値目標が主なものとなっている。



## 2 4 環境問題に関する問題意識と重点取組(問 2:複数回答)

### 【全体的な傾向】

- 環境問題の中で特に優先度の高い取組として、問題意識を持っているもの、及び重点的な取組を行っている環境問題を、それぞれ優先順位の高い5項目を選択する設問で、問題意識をもっている環境問題、重点的な取組とも上位3項目は同じ項目で、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』、『地球温暖化』、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』である。
- 『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』は問題意識、重点取組のどちらにおいても高い割合で(問題意識 75.7%、重点取組 73.4%)多くの地方公共団体がゴミ処理や廃棄物関連の問題を優先度の高い課題として認識していることがうかがえる。
- 『地球温暖化』については問題意識、重点取組の割合に大きな開きがあり(ポイント差 12.4)、環境問題としての問題意識や関心度と、実際の取組として捉えた場合とでは、優先度に対する認識差がうかがえる。

図表 III-20 環境問題に関する問題意識と重点取組(割合順/複数回答)

(n=1,450)

(%)

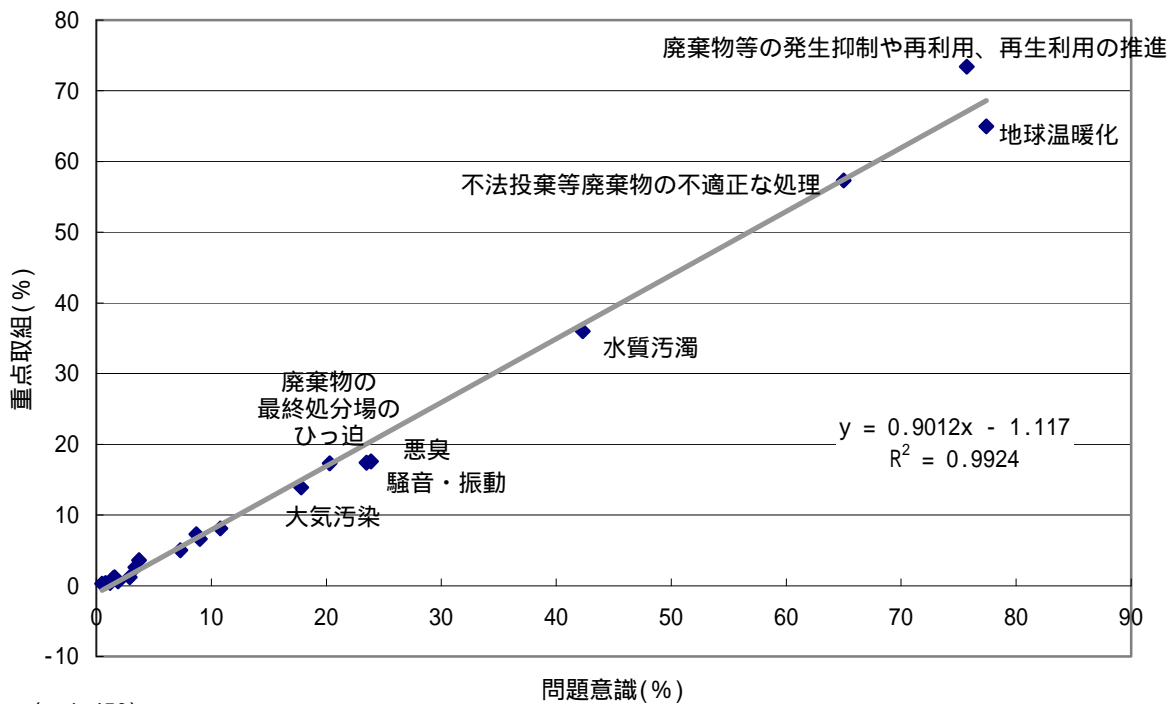
項目	問題意識	重点取組	ポイント差
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	75.7	73.4	2.3
地球温暖化	77.4	65.0	12.4
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	65.0	57.3	7.7
水質汚濁	42.3	36.0	6.3
悪臭	23.9	17.6	6.3
騒音・振動	23.5	17.4	6.1
廃棄物の最終処分場のひっ迫	20.3	17.3	3.0
大気汚染	17.8	13.9	3.9
生活の身近にある自然の減少	10.8	8.1	2.7
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	9.0	6.6	2.4
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	8.7	7.3	1.4
土壌汚染	7.3	5.0	2.3
その他	3.7	3.6	0.1
海洋の汚染	3.4	2.6	0.8
オゾン層の破壊	2.9	1.2	1.7
酸性雨	1.9	0.6	1.3
地盤沈下	1.6	1.2	0.4
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	1.5	1.1	0.4
黄砂	1.2	0.4	0.8
開発途上国の公害・環境問題	0.8	0.4	0.4
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.5	0.3	0.2

- (注) 1. 「ポイント差」は「問題意識」から「重点取組」を引いた値である。  
2. 網掛けは 40%以上を示す。

【問題意識と重点取組の関係】

- 各項目（取組）の問題意識、重点取組の割合の高さには相関関係がみられ、廃棄物関連問題や地球温暖化の取組を優先課題として捉えている傾向がみられる。
- 具体的には、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』（問題意識 75.7%、重点取組 73.4%）、『地球温暖化』（問題意識 77.4%、重点取組 65.0%）、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』（問題意識 65.0%、重点取組 57.3%）が問題意識、重点取組とも5割超と高い。

図表 III-21 環境問題に関する問題意識と重点取組の比重関係（複数回答）



（注）図中の直線は近似曲線を示す。相関係数は0.9924である。

【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『地球温暖化』、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』を問題意識、重点取組として捉える自治体が多い。
- 都道府県では、『地球温暖化』（問題意識 89.4%、重点取組 91.5%）と『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』（同 80.9%、85.1%）に続いて、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』（同 51.1%、48.9%）の割合が高い。他の属性と比べて特徴的な点として、『野生生物や稀少動植物の減少や絶滅』（同 48.9%、42.6%）の割合も高くなっている点があげられる。
- 政令指定都市では、『地球温暖化』（問題意識 94.1%、重点取組 82.4%）、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』（同 82.4%、88.2%）に次いで、『大気汚染』（同 41.2%、41.2%）の割合が他の属性よりも高くなっている。
- 市区町村では、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』（問題意識 75.5%、重点取組 72.8%）、『地球温暖化』（同 76.5%、63.8%）に次いで、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』（同 66.0%、58.1%）、『水質汚濁』（同 42.4%、35.7%）の割合が高くなっている。

図表 III-22 環境問題に関する問題意識と重点取組（基本属性別 / 複数回答）

(%)

項目	全体 n=1,450		都道府県 n=47		政令指定都市 n=17		市区町村 n=1,386	
	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組
地球温暖化	77.4	65.0	89.4	91.5	94.1	82.4	76.5	63.8
オゾン層の破壊	2.9	1.2	0.0	0.0	11.8	0.0	2.9	1.3
酸性雨	1.9	0.6	2.1	0.0	11.8	0.0	1.7	0.6
黄砂	1.2	0.4	2.1	0.0	5.9	0.0	1.2	0.4
大気汚染	17.8	13.9	27.7	25.5	41.2	41.2	17.2	13.2
騒音・振動	23.5	17.4	0.0	0.0	11.8	5.9	24.5	18.1
悪臭	23.9	17.6	4.3	2.1	0.0	0.0	24.9	18.3
水質汚濁	42.3	36.0	44.7	46.8	35.3	29.4	42.4	35.7
土壌汚染	7.3	5.0	14.9	10.6	17.6	17.6	6.9	4.7
地盤沈下	1.6	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.2
海洋の汚染	3.4	2.6	6.4	4.3	0.0	0.0	3.4	2.6
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	75.7	73.4	80.9	85.1	82.4	88.2	75.5	72.8
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	65.0	57.3	51.1	48.9	23.5	17.6	66.0	58.1
廃棄物の最終処分場のひっ迫	20.3	17.3	12.8	12.8	5.9	0.0	20.8	17.7
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	8.7	7.3	14.9	14.9	11.8	11.8	8.4	7.0
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.5	0.3	2.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	1.5	1.1	6.4	4.3	5.9	0.0	1.3	1.0
生活の身近にある自然の減少	10.8	8.1	14.9	17.0	23.5	29.4	10.5	7.5
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	9.0	6.6	48.9	42.6	23.5	11.8	7.4	5.3
開発途上国の公害・環境問題	0.8	0.4	0.0	0.0	5.9	5.9	0.7	0.4
その他	3.7	3.6	23.4	25.5	17.6	17.6	2.7	2.6

(注) 網掛けは 40%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

(問題意識)

- 環境問題に関する問題意識については、5万人以上の人口規模(5~10万人未満及び10万人以上)の市区町村で『地球温暖化』が最大の割合となっているが、1~3万人未満及び3~5万人未満の市区町村では『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』が、1万人未満では『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』が最多割合の項目となっている。
- 『大気汚染』や『騒音・振動』は、人口規模が大きくなるにつれて問題意識をもつ自治体の割合が高くなり、反対に『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』は、人口規模が小さくなるほど割合が高くなっている。

図表 III-23 問題意識をもっている環境問題  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く / 複数回答)

(n=1,386)

(%)

項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地球温暖化	59.8	72.8	81.0	86.7	91.5
オゾン層の破壊	3.3	3.1	2.8	2.7	2.0
酸性雨	1.5	0.8	1.9	1.3	3.3
黄砂	2.4	0.8	0.5	0.4	1.2
大気汚染	7.3	12.4	13.9	24.9	32.9
騒音・振動	10.0	22.8	30.6	33.8	32.1
悪臭	15.1	28.7	31.9	30.2	22.0
水質汚濁	37.8	43.3	44.0	46.2	42.3
土壌汚染	6.3	5.6	3.7	7.6	11.4
地盤沈下	1.5	0.6	0.9	2.2	3.7
海洋の汚染	6.9	3.4	2.3	2.2	0.4
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	65.0	73.9	81.9	78.7	83.7
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	74.9	71.6	74.5	60.9	44.3
廃棄物の最終処分場のひっ迫	21.8	19.4	17.1	21.3	24.4
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	8.8	9.6	7.4	8.0	8.1
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.6	0.3	0.5	0.4	0.4
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	2.1	0.8	1.4	0.9	1.2
生活の身近にある自然の減少	6.3	3.9	9.7	16.4	21.5
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	6.9	3.9	9.7	6.7	12.2
開発途上国の公害・環境問題	1.2	0.8	0.5	0.4	0.4
その他	1.6	2.8	2.6	3.1	4.9

(注) 網掛けは各人口規模の中で最も高い割合を示す。

(重点取組)

- 環境問題に関する重点取組については、1～10万人(1～3万人未満、3～5万人未満及び5～10万人未満)の人口規模の市区町村では『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』が、1万人未満では『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』がそれぞれ最多割合の項目となっている。10万人以上の市区町村では、『地球温暖化』の割合が最も高く、僅差で『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』の割合も高い。
- 『地球温暖化』や『大気汚染』、『騒音・振動』、『水質汚濁』、『生活の身近にある自然の減少』は、人口規模が大きくなるにつれて重点取組としての割合が高くなるが、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』については、5万人未満(1万人未満、1～3万人未満及び3～5万人未満)の方が5万人以上(5～10万人未満及び10万人以上)の市区町村よりも重点取組になっている割合が高い。

図表 III-24 環境問題に関する重点取組(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く/複数回答)

(n=1,386) ( % )

項目	1万人未満	1～3万人未満	3～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
地球温暖化	41.1	54.2	70.4	77.3	89.8
オゾン層の破壊	1.8	2.0	0.9	0.9	0.4
酸性雨	0.6	0.6	0.0	0.4	1.6
黄砂	0.9	0.3	0.5	0.4	0.0
大気汚染	3.0	9.8	11.1	20.0	28.0
騒音・振動	6.3	17.4	23.1	23.1	25.6
悪臭	8.2	23.3	23.1	21.3	18.3
水質汚濁	25.7	36.8	36.1	41.3	41.9
土壌汚染	3.3	4.5	1.9	5.8	8.1
地盤沈下	0.9	0.3	0.9	1.3	3.3
海洋の汚染	3.9	3.9	1.4	1.8	0.4
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	56.5	69.7	79.6	78.2	89.0
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	58.3	64.9	70.4	55.1	40.2
廃棄物の最終処分場のひっ迫	19.0	14.3	16.2	20.0	19.9
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	7.6	7.6	5.6	6.2	7.7
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.6	0.8	0.0	0.0	0.0
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	0.9	0.8	0.5	0.9	2.0
生活の身近にある自然の減少	3.6	2.5	3.2	11.6	20.3
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	3.6	2.5	6.9	4.4	11.0
開発途上国の公害・環境問題	0.6	0.6	0.0	0.4	0.0
その他	1.2	2.0	2.3	2.7	5.7

(注) 網掛けは各人口規模の中で最も高い割合を示す。

## 2 5 環境問題関連施策における広域連携

### (1) 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況(問3)

【全体的な傾向】(図表 -25)

- 周辺地方公共団体と広域的に連携・協力して取り組んでいる環境問題関連の施策について、「既の実施している」割合が最も高い取組は『廃棄物処理の検討』(56.0%)で、半数以上の自治体が広域連携による取組を実施している。これに次いで、『流域を考慮した水環境保全』(42.3%)、『環境情報の共有』(32.6%)が高い。

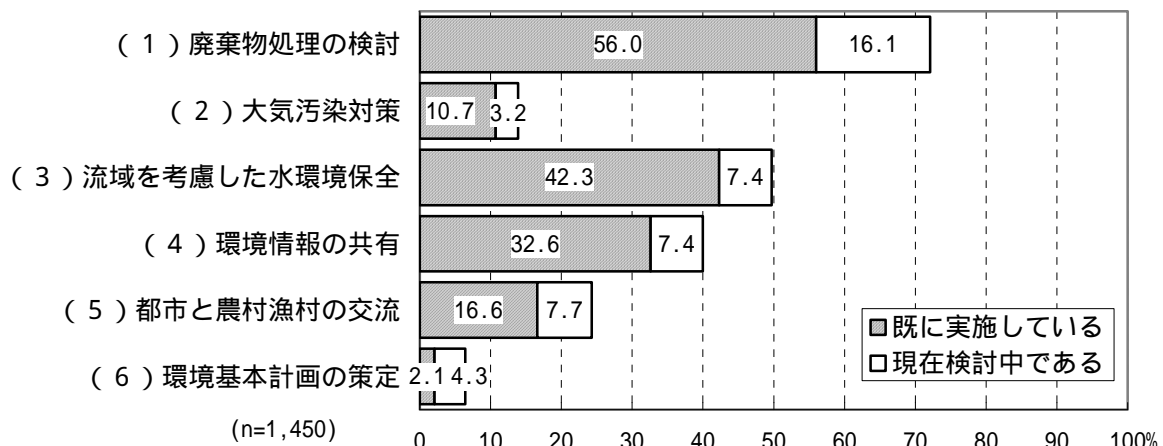
【基本属性別の特徴】(図表 -26)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村に共通して広域連携を実施している割合が4割以上と高い取組は、『廃棄物処理の検討』、『流域を考慮した水環境保全』であり、この2項目が多くの自治体にとって共通の広域連携課題であることがうかがえる。
- 都道府県は『流域を考慮した水環境保全』(68.1%)、『環境情報の共有』(61.7%)を広域連携によって取り組んでいる割合が高く、政令指定都市は『流域を考慮した水環境保全』(94.1%)、『大気汚染対策』(70.6%)、『環境情報の共有』(70.6%)が高い。市区町村では『廃棄物処理の検討』(56.3%)、『流域を考慮した水環境保全』(40.8%)の割合が高くなっている。
- 政令指定都市は6つの取組項目のうち4項目で「実施中」が6割以上となっており、広域連携による取組が多岐に渡って展開されていることがうかがえる。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -27)

- 『廃棄物処理の検討』は、市区町村の人口規模に関わらず広域連携によって実施されている割合が高い。一方、『環境基本計画の策定』は、人口規模にかかわらず広域連携によって取り組まれている割合が低い。
- 『大気汚染対策』、『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』については、人口規模が大きくなるほど広域連携で取り組む割合が高くなる。

図表 111-25 広域連携の実施状況(全体)



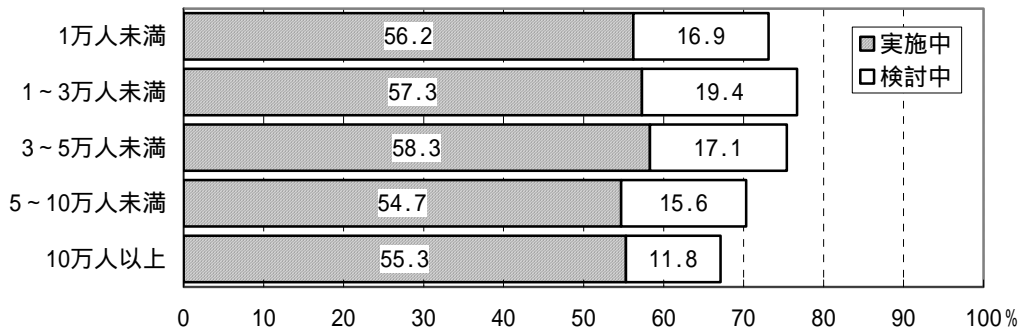
図表 III-26 広域連携の実施状況（基本属性別）（％）

取組項目	全体 n=1,450		都道府県 n=47		政令指定都市 n=17		市区町村 n=1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	56.0	16.1	42.6	8.5	64.7	5.9	56.3	16.5
(2) 大気汚染対策	10.7	3.2	57.4	4.3	70.6	5.9	8.4	3.1
(3) 流域を考慮した水環境保全	42.3	7.4	68.1	6.4	94.1	0.0	40.8	7.5
(4) 環境情報の共有	32.6	7.4	61.7	2.1	70.6	5.9	31.2	7.6
(5) 都市と農山漁村の交流	16.6	7.7	46.8	6.4	35.3	11.8	15.3	7.6
(6) 環境基本計画の策定	2.1	4.3	0.0	8.5	5.9	0.0	2.1	4.3

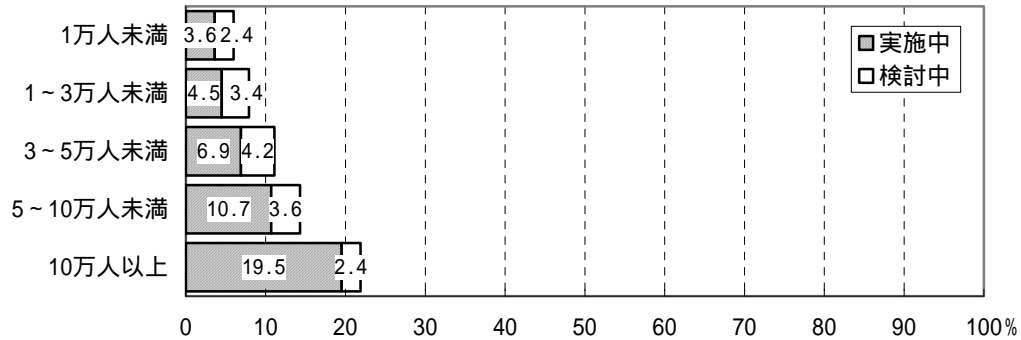
(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-27 広域連携の実施状況（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

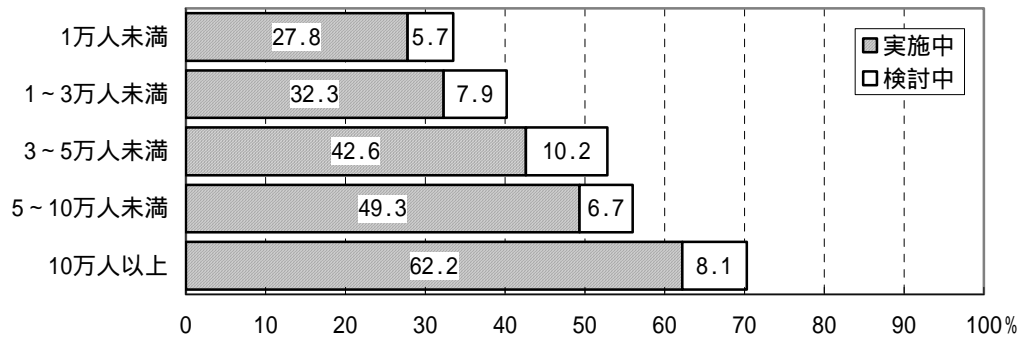
廃棄物処理の検討



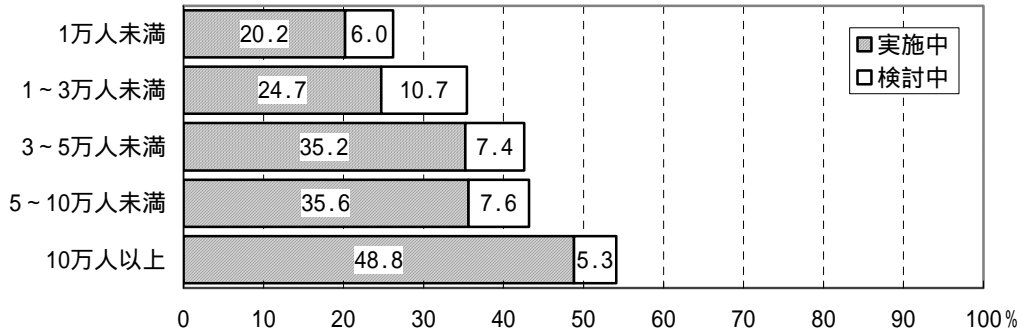
大気汚染対策



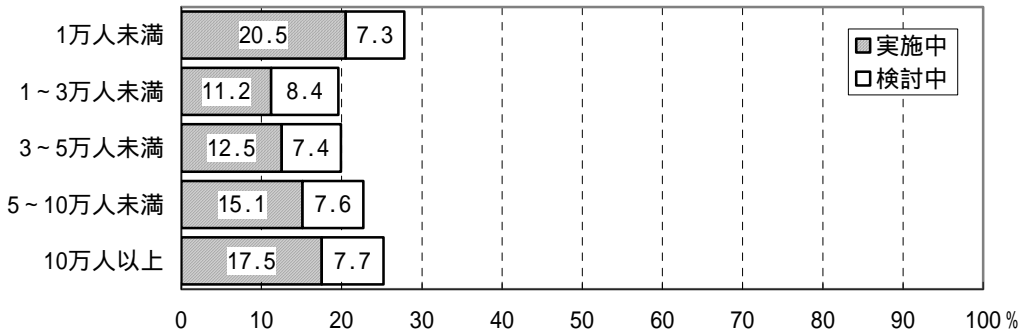
流域を考慮した水環境保全



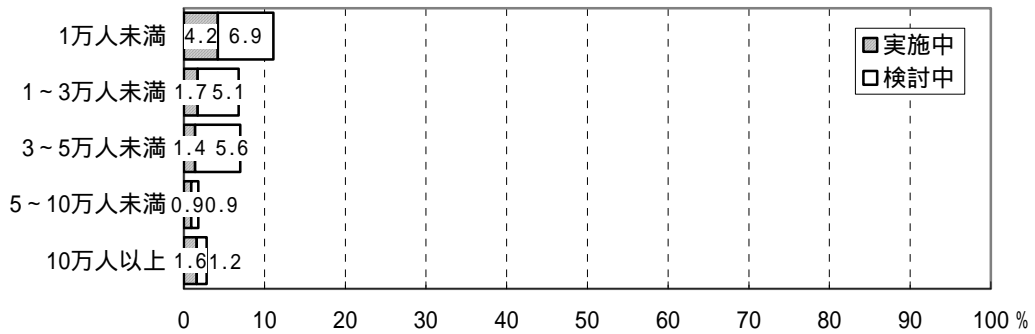
環境情報の共有



都市と農山漁村の交流



環境基本計画の策定



(n=1,386)

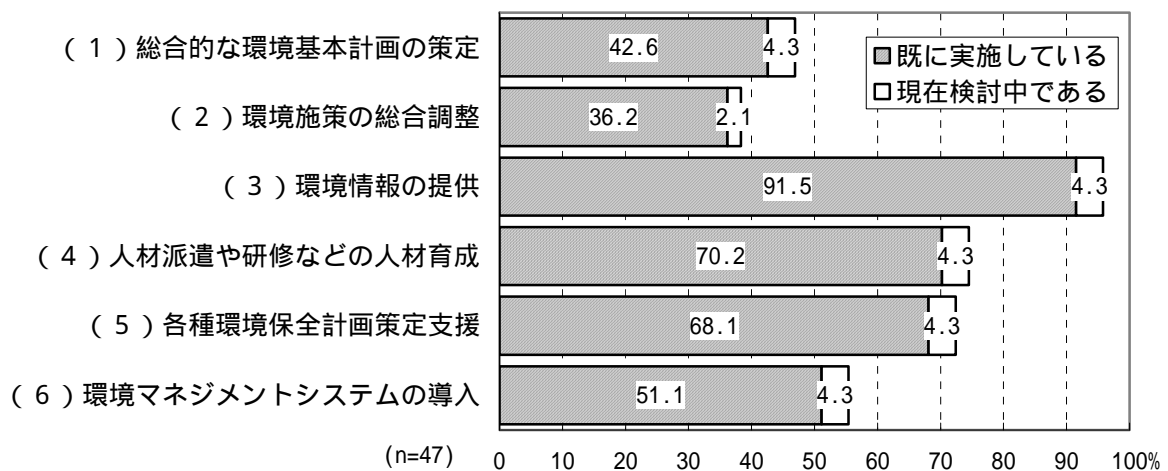


## (2) 域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(都道府県のみ)(問4)

### 【全体的な傾向】

- 都道府県による域内の市区町村に対する支援・調整の実施状況については、『環境情報の提供』を「既に実施している」割合が91.5%で最も高い。次いで、『人材派遣や研修などの人材育成』70.2%、『各種環境保全計画策定支援』68.1%、『環境マネジメントシステムの導入』51.1%が5割超と高い。
- 「既に実施している」に比べて「現在検討中である」の割合がいずれの項目も少なく、市区町村に対する支援・調整の取組が既に実施済みとなっている都道府県が多くなっていることがうかがえる。

図表 111-28 都道府県による域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(全体)



## 2 6 環境保全に関する取組

### (1) 環境保全に関する 13 項目の取組状況(問 5)

【全体的な傾向】( 図表 -29 )

- 環境保全に関する取組 13 項目の実施状況をみると、『新エネルギーの活用』の「重点実施( 重点的に実施している )」が 12.5%、「実施中」が 21.0%、「検討中」が 26.1%で、計 59.6%の自治体が実施もしくは検討を行っており、最も高い割合になっている。
- また、『新エネルギーの活用』は、他の全項目の「重点実施」が 1 割未満であるのに対し、唯一、1 割以上ある項目となっている。
- 『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』は「重点実施」4.2%、「実施中」29.1%、「検討中」21.5%で、計 54.8%の自治体が実施もしくは検討を行っている。また、『地域における特徴的な資源を活用した取組』についても、「重点実施」5.3%、「実施中」18.2%、「検討中」19.2%で計 42.7%の自治体が実施もしくは検討しており、『新エネルギーの活用』を含めた 3 項目が 13 項目の中では比較的高い取組状況となっている。

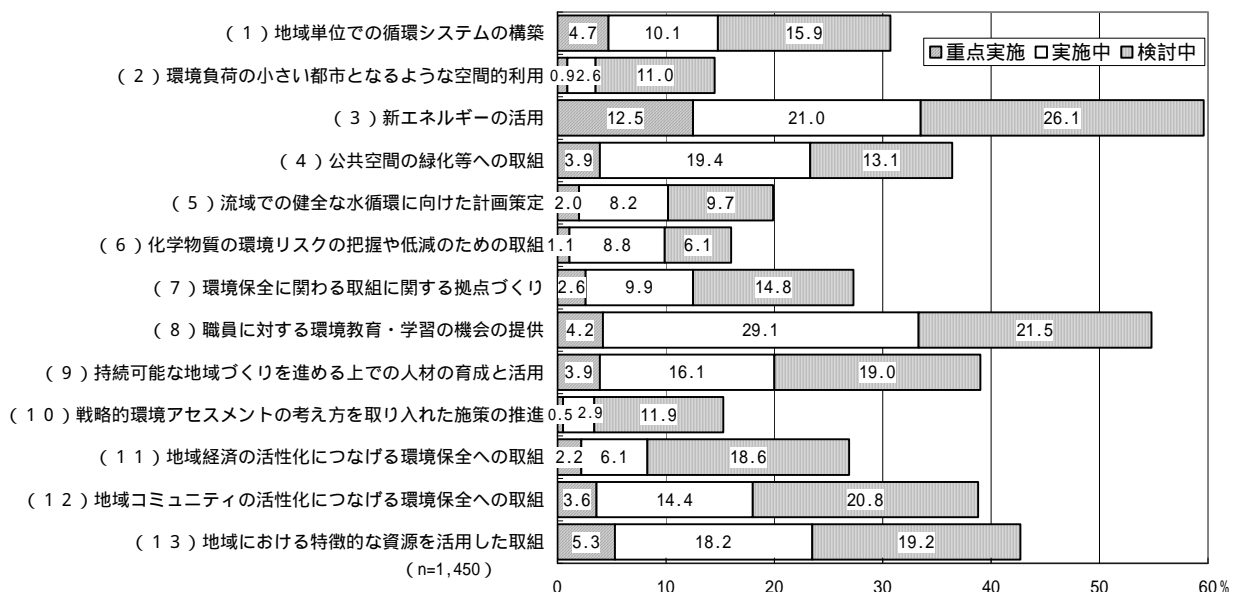
【基本属性別の特徴】( 図表 -30 )

- 都道府県、政令指定都市で、「実施中」の割合が 5 割を超える項目が多くみられるが、「重点実施」及び「検討中」については 5 割を超える項目が少ない。市区町村は、全項目にわたり「重点実施」、「実施中」、「検討中」のいずれの割合も低い。
- 全項目とも「重点実施」の割合は「実施中」ほど高くないが、都道府県、政令指定都市の『新エネルギーの活用』は、「実施中」( 都道府県 38.3%、政令指定都市 35.3% ) よりも「重点実施」( 同 53.2%、52.9% ) の割合が高くなっている。
- 『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』は、自治体全体の「実施中」の割合は 8.8%で低いが、都道府県、政令指定都市は高い割合を示している( 都道府県 76.6%、政令指定都市 58.8% )。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】( 図表 -31 )

- 人口規模別に市区町村の実施状況をみると、ほとんどの項目で人口規模が大きくなるにつれて実施している割合が高くなっている。

図表 III-29 環境保全に関する 13 項目の取組状況( 全体 )



図表 III-30 環境保全に関する13項目の取組状況（基本属性別）

(n=1,450)

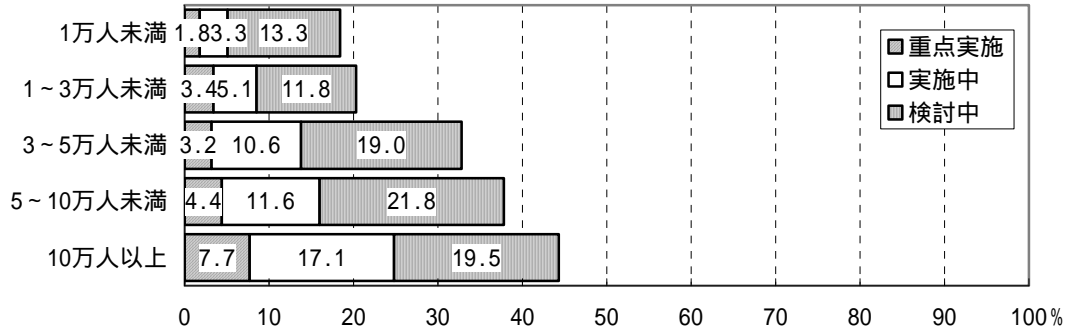
(%)

取組項目	全体 n=1,450			都道府県 n=47			政令指定都市 n=17			市区町村 n=1,386		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	4.7	10.1	15.9	14.9	48.9	6.4	41.2	23.5	17.6	3.9	8.7	16.2
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	0.9	2.6	11.0	0.0	25.5	29.8	11.8	23.5	52.9	0.8	1.6	9.9
(3) 新エネルギーの活用	12.5	21.0	26.1	53.2	38.3	6.4	52.9	35.3	11.8	10.6	20.2	26.9
(4) 公共空間の緑化等への取組	3.9	19.4	13.1	6.4	61.7	14.9	47.1	47.1	5.9	3.2	17.6	13.1
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	2.0	8.2	9.7	21.3	46.8	6.4	17.6	52.9	11.8	1.2	6.3	9.7
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	1.1	8.8	6.1	6.4	76.6	8.5	17.6	58.8	23.5	0.7	5.9	5.8
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	2.6	9.9	14.8	21.3	48.9	14.9	5.9	70.6	17.6	1.9	7.8	14.7
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	4.2	29.1	21.5	6.4	83.0	4.3	5.9	82.4	5.9	4.1	26.6	22.3
(9) 持続可能な地域づくりを進める上での人材の育成と活用	3.9	16.1	19.0	21.3	63.8	8.5	23.5	64.7	11.8	3.1	13.9	19.5
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	0.5	2.9	11.9	0.0	25.5	44.7	5.9	35.3	47.1	0.4	1.7	10.3
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	2.2	6.1	18.6	17.0	36.2	17.0	5.9	35.3	35.3	1.7	4.8	18.4
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	3.6	14.4	20.8	8.5	51.1	12.8	29.4	41.2	11.8	3.1	12.8	21.1
(13) 地域における特徴的な資源を活用した取組	5.3	18.2	19.2	21.3	53.2	10.6	35.3	52.9	5.9	4.4	16.6	19.7

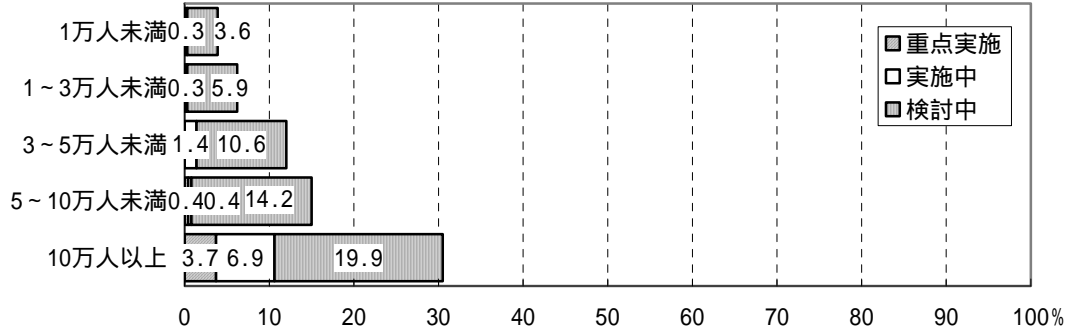
(注) 網掛けは50%以上を示す。

図表 III-31 環境保全に関する 13 項目の取組状況  
 (市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

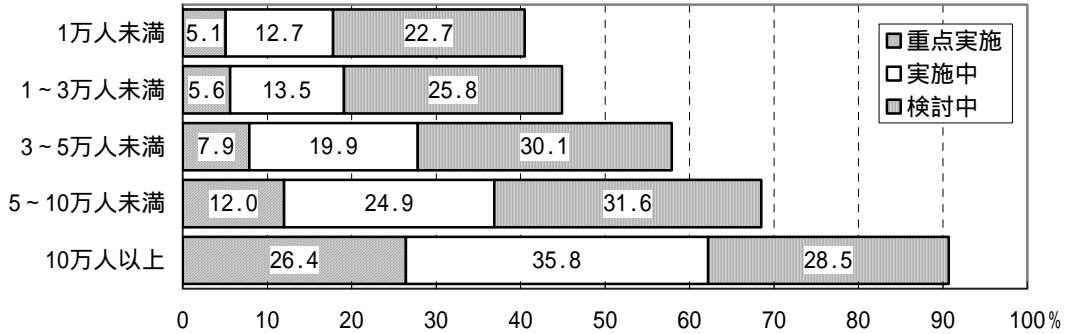
地域単位での循環システムの構築



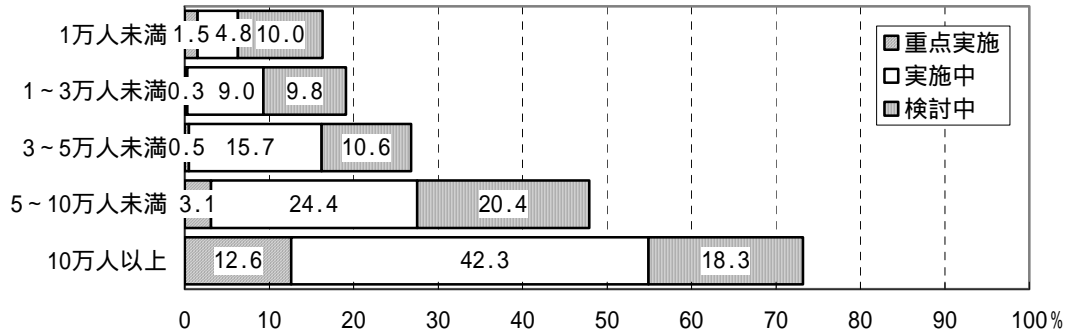
環境負荷の小さい都市となるような空間の利用



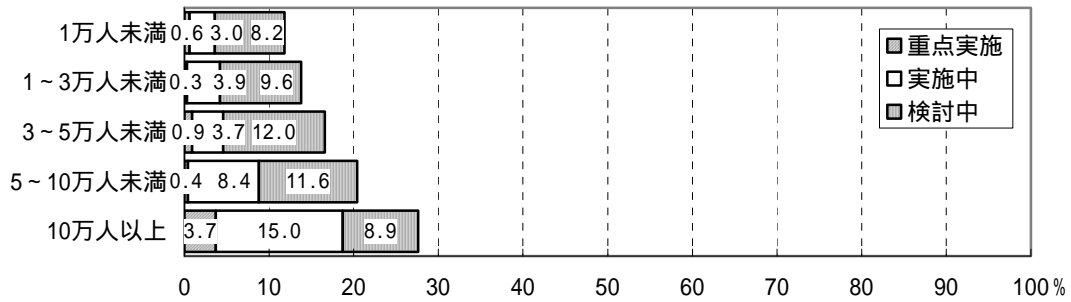
新エネルギーの活用



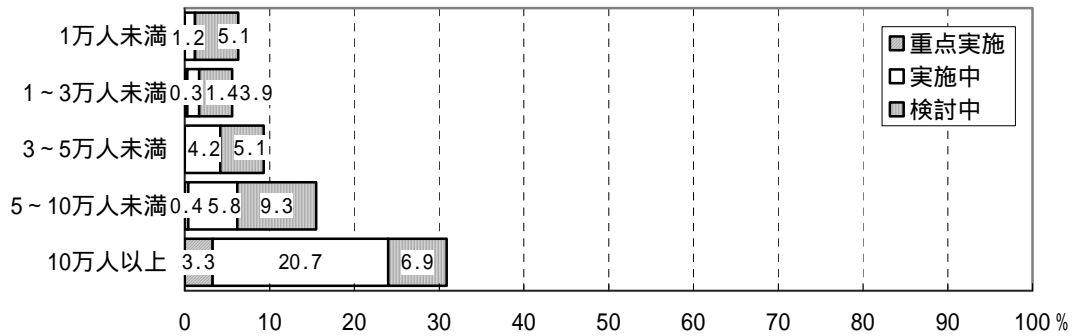
公共空間の緑化等への取組



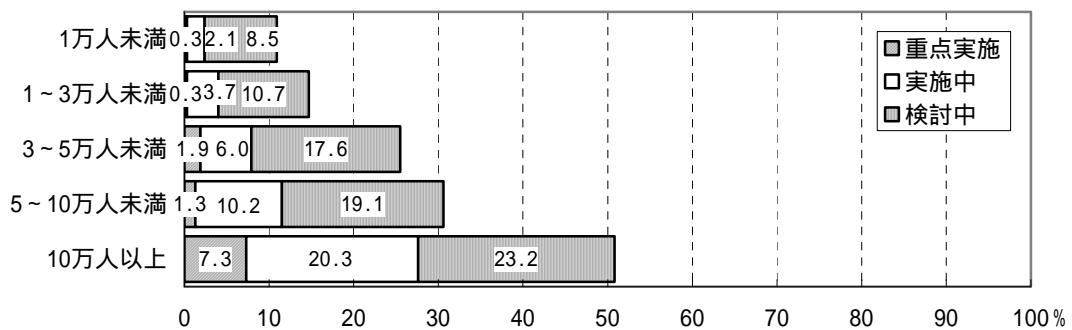
流域での健全な水循環に向けた計画策定



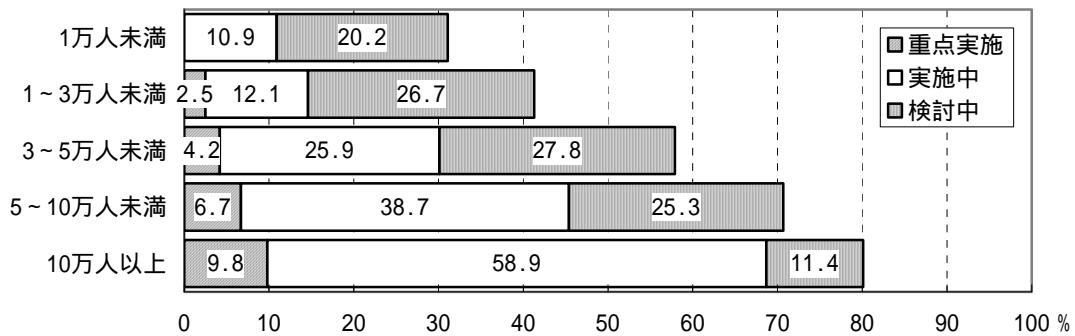
化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組



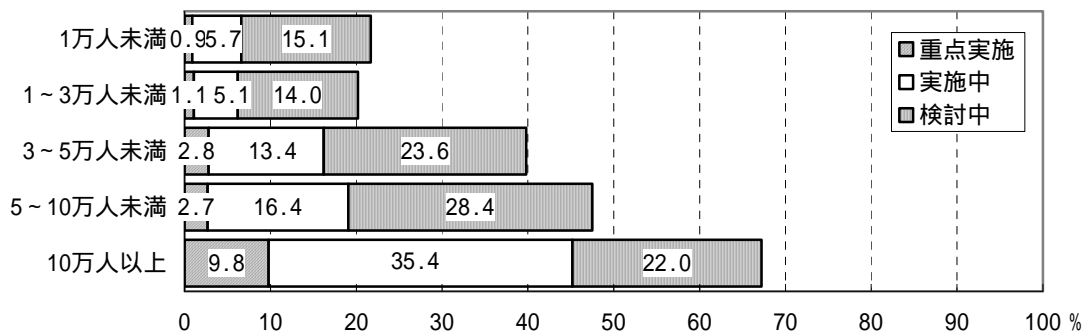
環境保全に関わる取組に関する拠点づくり



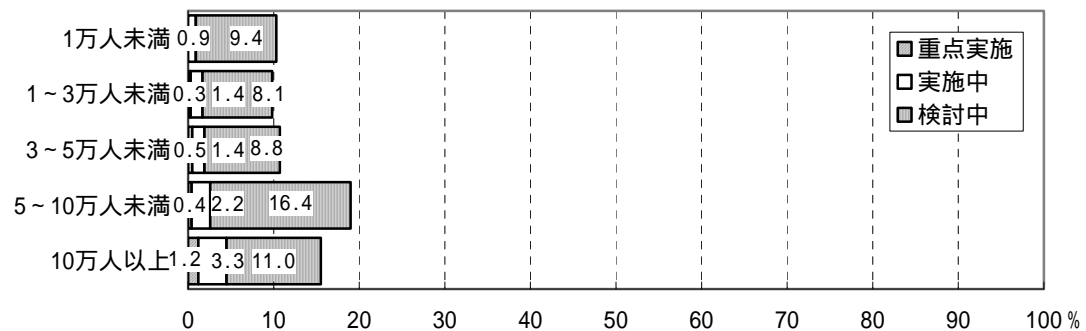
職員に対する環境教育・学習の機会の提供



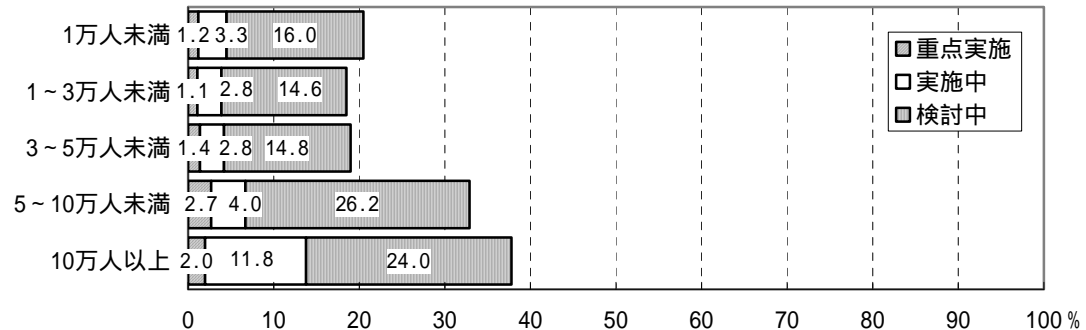
持続可能な地域づくりを進める上での人材の育成と活用



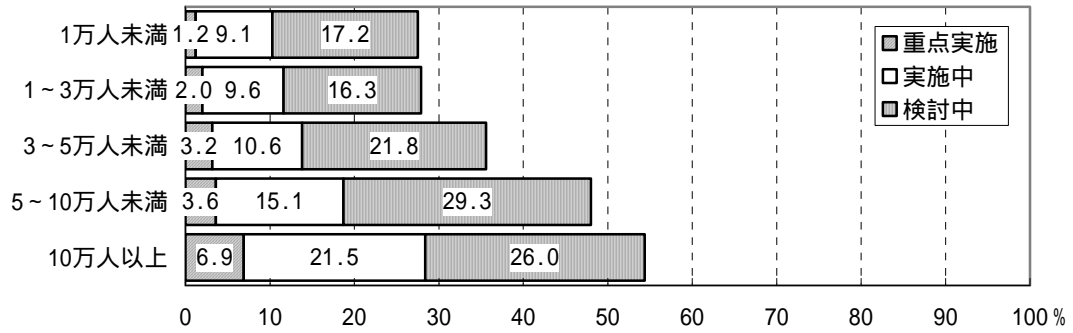
戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進



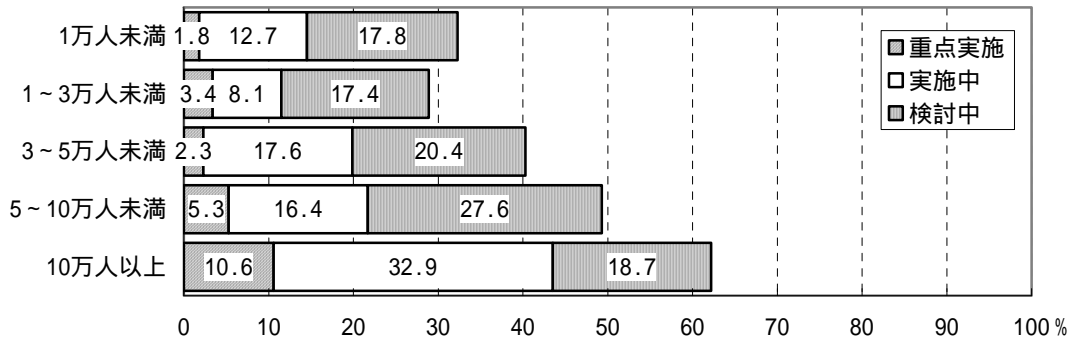
地域経済の活性化につなげる環境保全への取組



地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組



地域における特徴的な自然・環境・文化的な資源を活用した取組



(n=1,386)

## (2) 環境保全に関する取組の具体的な実施事例(問 5-2:自由記述)

### 【都道府県の特徴】

- 環境保全に関する 13 項目の取組で、都道府県の実施率が高い項目は『(3)新エネルギーの活用』、『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』、『(9)持続可能な地域づくりを進める上での人材の育成と活用』となっている。
- 『(3)新エネルギーの活用』については、太陽光発電の導入、水素エネルギー利用などの具体的なエネルギー活用の取組のほか、「地球温暖化防止推進計画(兵庫県)」、「地球環境ビジョン(徳島県)」、「地域新エネルギービジョン(青森県)」、「新エネルギー等導入戦略プラン(静岡県)」、「新エネルギー導入実行計画(香川県)」などの計画の策定、または策定済み計画に基づく取組推進をあげる都道府県が複数ある。
- 『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』については、「エコアクション 21 の運用(長野県)」、「森林環境教育に係る研修受講、環境マネジメントシステム研修(青森県)」、「ISO14001 の運用、実行計画の推進(沖縄県)」、「職員研修(島根県)」などとなっている。
- 『(9)持続可能な地域づくりを進める上での人材の育成と活用』は、環境関連学習講座等の開催(青森県、長崎県、岡山県) 各種リーダー、アドバイザー、インストラクター、マイスター等の育成や認定(宮城県、長野県、京都府)の他、「県有環境学習施設における体験型環境学習の推進(愛知県)」、「川のスクールアダプト推進事業(青森県)」などがあげられている。

### 【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市において、実施率の高い項目は『(4)公共空間の緑化等への取組』、『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』となっている。
- 『(4)公共空間の緑化等への取組』については、「みどりの聖域づくり(神戸市)」、「市民による 10 万本植樹の推進(川崎市)」、「緑の基本計画に基づく緑化の推進(浜松市)」、「風の道ビジョンの構築(大阪市)」があげられている。
- 『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』については、ISO14001 もしくは団体独自の環境マネジメントシステムに基づく職員研修があげられている(神戸市、浜松市、大阪市、堺市)。

### 【市区町村(東京 23 区および市町村)の特徴】

- 市区町村において、実施率の高い項目は『(3)新エネルギーの活用』、『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』、『(13)地域における特徴的な資源を活用した取組』となっている。
- 『(3)新エネルギーの活用』については、太陽光発電システムの住宅等への設置補助や学校等公共施設への導入が多数の団体で実施されている。
- 『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』については、政令指定都市同様、ISO14001 もしくは団体独自の環境マネジメントシステムに基づく職員研修がほとんどであるが、その他に、「庁内に『もったいない推進会議』を設置し、独自のごみ分別を実施中(福島県南会津町)」、「地球温暖化対策に関する研修や検定(京都府舞鶴市)」などの独自の取組もみられる。
- 『(13)地域における特徴的な資源を活用した取組』については、地域それぞれの川、湖、湿地、森林、里山などの地域資源を保全・活用する様々な取組があげられている。保全・活用を目指す地域資源の中には、「名水(東京都東久留米市、京都府舞鶴市)」、「ホタル(滋賀県米原市、東京都稲城市)」、「屋敷林(埼玉県鶴ヶ島市)」などが含まれているほか、豪雪を地域資源として捉えた「雪冷熱エネルギーを利用する施設の設置(新潟県上越市)」などの特色ある取組もみられる。



### 3. 事業者に対する取組

#### 3.1 事業者の環境保全への取組促進施策の実施状況(問6)

【全体的な傾向】

- 事業者(企業や各種事業所等)による環境保全への取組を促進するための施策17項目について、各施策を実施している割合(実施率)をみると、『廃棄物の発生抑制(リデュース)』、『廃棄物の再利用(リユース)』、『廃棄物の再生利用(リサイクル)』、『水質汚濁の防止』といった直接的な環境負荷削減を目指した施策の実施率が高い。
- 「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の3手法別に実施状況をみると、実施している割合が全項目にわたって高い手法が「普及・啓発」(17項目の平均実施率33.4%)で、「支援・誘導」(同5.5%)と「規制的手法」(同4.6%)は低い。
- 「規制的手法」では『水質汚濁の防止』の実施率が20.0%で最も高く、「支援・誘導」では『環境保全型農業の促進』が12.3%で最も高いが、いずれも1~2割であり実施率はそれほど高くない。
- 3手法のうち平均実施率が最も高い「普及・啓発」は、『廃棄物の再利用(リユース)』の実施率が64.4%で最も高く、次いで『廃棄物の発生抑制(リデュース)』(63.9%)、『廃棄物の再生利用(リサイクル)』(61.9%)が続き、多くの自治体で「3R」が積極的に行われている状況がうかがえる。また、『環境情報の住民への開示』(42.3%)、『水質汚濁の防止』(41.1%)も4割を超えており、実施している割合が17項目の中では比較的高い。
- 『フロンガスの回収』、『ディーゼル車の利用抑制』、『モーダルシフト・物流の効率化』は、「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」のいずれも、実施率が平均実施率を下回っている。

図表 III-32 事業者に対する取組促進施策の実施率(全体) (%)

施策項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	1.3	7.0	30.5
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.8	8.0	25.9
(3) フロンガスの回収	1.4	1.9	23.6
(4) 大気汚染の防止	14.2	4.8	32.9
(5) 低公害車の導入	1.1	6.2	31.0
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.1	1.8	14.3
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.3	1.4	11.4
(8) 水質汚濁の防止	20.0	6.5	41.1
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	7.5	6.5	63.9
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	5.2	5.5	64.4
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	7.0	11.7	61.9
(12) 有害化学物質の利用抑制	5.1	1.0	21.8
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	7.9	5.0	17.9
(14) 環境保全型農業の促進	1.2	12.3	29.0
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.2	2.2	34.8
(16) 環境情報の住民への開示	2.0	1.0	42.3
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進	0.8	11.2	21.0
(n=1,450) 手法別平均実施率	4.6	5.5	33.4

(注) 網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

規制的手法: 条例、規則、要綱等で、地域独自(国の施策に上乘せするものを含む)の規制や課税・課徴金等を実施している場合。  
 支援・誘導: 補助金、助成金、融資・利子補給等で、地域独自(国の施策に上乘せするものを含む)の支援・誘導策を実施している場合。  
 普及・啓発: パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等で、普及啓発活動を実施している場合。

【基本属性別の特徴】

- 自治体全体の17項目平均実施率が4.6%と低い「規制的手法」は、基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市で『大気汚染の防止』(都道府県80.9%、政令指定都市64.7%)と『水質汚濁の防止』(同89.4%、58.8%)の実施率が高い。政令指定都市では、廃棄物対策関連の施策項目や『工場等の敷地や屋上の緑化』も実施率が高い。市区町村は『大気汚染の防止』と『水質汚濁の防止』以外はいずれも1割未満で実施率が非常に低い。(図表 -33)
- 同様に、自治体全体の17項目平均実施率が5.5%と低い「支援・誘導」は、都道府県と政令指定都市で、実施率40%以上の項目が多くなっている。特に都道府県では『廃棄物の再生利用』(74.5%)、『省エネ設備や省エネ建築の導入』(63.8%)、『ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進』(61.7%)が高く、政令指定都市では『低公害車の導入』(76.5%)、『工場等の敷地や屋上の緑化』(70.6%)、『ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進』(58.8%)が高い。市区町村の実施率はいずれの施策項目も実施率が低い。(図表 -34)
- 「普及・啓発」は自治体全体の平均実施率が33.4%と高く、都道府県と政令指定都市ではいずれの施策項目も高い実施率を示している。市区町村においても総じて高い実施率になっており、特に「3R」関連施策の3項目『廃棄物の発生抑制(リデュース)』、『廃棄物の再利用(リユース)』、『廃棄物の再生利用(リサイクル)』はいずれも実施率が6割と高い。(図表 -35)

図表 III-33 事業者に対する「規制的手法」による取組促進施策の実施率(基本属性別)

(%)

施策項目	全体 n = 1,450	都道府県 n = 47	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 1,386
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	1.3	12.8	17.6	0.7
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.8	2.1	5.9	0.6
(3) フロンガスの回収	1.4	21.3	11.8	0.6
(4) 大気汚染の防止	14.2	80.9	64.7	11.3
(5) 低公害車の導入	1.1	12.8	17.6	0.5
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.1	14.9	17.6	0.4
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.3	0.0	5.9	0.2
(8) 水質汚濁の防止	20.0	89.4	58.8	17.2
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	7.5	23.4	47.1	6.5
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	5.2	17.0	29.4	4.5
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	7.0	23.4	35.3	6.1
(12) 有害化学物質の利用抑制	5.1	31.9	23.5	4.0
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	7.9	17.0	47.1	7.1
(14) 環境保全型農業の促進	1.2	4.3	0.0	1.1
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.2	4.3	0.0	1.1
(16) 環境情報の住民への開示	2.0	4.3	17.6	1.7
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進	0.8	2.1	5.9	0.6

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-34 事業者に対する「支援・誘導」による取組促進施策の実施率（基本属性別）

(%)

施策項目	全体 n = 1,450	都道府県 n = 47	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 1,386
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	7.0	63.8	52.9	4.5
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	8.0	57.4	47.1	5.8
(3) フロンガスの回収	1.9	19.1	11.8	1.2
(4) 大気汚染の防止	4.8	40.4	41.2	3.2
(5) 低公害車の導入	6.2	59.6	76.5	3.5
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.8	19.1	35.3	0.8
(7) モーダルシフト・物流の効率化	1.4	14.9	47.1	0.4
(8) 水質汚濁の防止	6.5	48.9	47.1	4.5
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	6.5	53.2	17.6	4.8
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	5.5	46.8	17.6	4.0
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	11.7	74.5	41.2	9.2
(12) 有害化学物質の利用抑制	1.0	10.6	17.6	0.4
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	5.0	34.0	70.6	3.2
(14) 環境保全型農業の促進	12.3	57.4	47.1	10.4
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	2.2	21.3	5.9	1.5
(16) 環境情報の住民への開示	1.0	6.4	5.9	0.7
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進	11.2	61.7	58.8	8.9

(注) 網掛けは 40%以上を示す。

図表 III-35 事業者に対する「普及・啓発」による取組促進施策の実施率（基本属性別）

(%)

施策項目	全体 n = 1,450	都道府県 n = 47	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 1,386
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	30.5	85.1	88.2	27.9
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	25.9	83.0	94.1	23.2
(3) フロンガスの回収	23.6	83.0	76.5	20.9
(4) 大気汚染の防止	32.9	63.8	82.4	31.2
(5) 低公害車の導入	31.0	85.1	94.1	28.4
(6) ディーゼル車の利用抑制	14.3	34.0	76.5	12.9
(7) モーダルシフト・物流の効率化	11.4	61.7	88.2	8.8
(8) 水質汚濁の防止	41.1	68.1	76.5	39.8
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	63.9	89.4	94.1	62.7
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	64.4	93.6	100.0	63.0
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	61.9	83.0	94.1	60.8
(12) 有害化学物質の利用抑制	21.8	63.8	94.1	19.5
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	17.9	59.6	82.4	15.7
(14) 環境保全型農業の促進	29.0	85.1	76.5	26.5
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	34.8	85.1	82.4	32.5
(16) 環境情報の住民への開示	42.3	89.4	94.1	40.0
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進	21.0	80.9	82.4	18.2

(注) 網掛けは 40%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- ここでは、17項目平均実施率が高い「普及・啓発」による施策について、人口規模別実施率を分析している。
- 「3R」関連施策3項目は、すべての人口規模において実施率が5割を超えており、また、人口規模の増加とともに実施率が上昇する傾向がみられる。
- 『省エネ設備や省エネ建築の導入』や『自然・未利用エネルギーの利用』のエネルギー関連項目については、人口1万人未満と10万人以上とで実施率に約3~4倍の差がある。同様に、『低公害車の導入』、『ディーゼル車の利用抑制』、『モーダルシフト・物流の効率化』の交通関連施策も、人口規模の大きい市町村ほど実施率が高くなる。これらは都市活動に起因する環境問題関連の施策であることから、都市規模が大きくなるほど実施率が高くなるものと考えられる。
- 『ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進』は、人口10万人以上の実施率が39.0%となっているが、1万人未満では実施率6.6%で、10万人以上とは6倍以上の差がある。

図表 III-36 事業者に対する「普及・啓発」による取組促進施策の実施率  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

(n=1,386)

(%)

施策項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	16.3	20.2	23.1	36.0	52.0
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	13.3	15.4	19.0	26.7	48.4
(3) フロンガスの回収	15.1	17.1	14.4	23.6	38.6
(4) 大気汚染の防止	17.8	28.1	29.2	43.1	45.5
(5) 低公害車の導入	16.0	24.4	21.3	36.9	50.0
(6) ディーゼル車の利用抑制	8.5	8.1	7.4	16.4	27.2
(7) モーダルシフト・物流の効率化	4.2	3.9	7.4	10.2	22.4
(8) 水質汚濁の防止	29.6	36.8	39.8	47.6	51.2
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	54.1	58.4	61.1	67.6	78.9
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	54.4	57.3	61.6	65.8	82.9
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	54.1	56.2	60.2	61.8	77.6
(12) 有害化学物質の利用抑制	11.8	13.8	13.0	22.7	41.5
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	5.7	9.6	13.9	20.4	34.6
(14) 環境保全型農業の促進	19.0	20.2	22.7	35.1	41.9
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	20.8	25.6	28.7	37.8	58.1
(16) 環境情報の住民への開示	30.5	32.3	38.4	48.9	58.5
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進	6.6	9.8	18.1	25.8	39.0

(注) 網掛けは40%以上を示す。

### 3 2 事業者との連携・協働

#### (1) 事業者との連携・協働の実施状況(問 7)

【全体的な傾向】(図表 -37)

- 事業者(企業や各種事業所等)との連携・協働の取組(環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業等)について、「既の実施している」と答えた自治体は35.6%を占めているが、「予定はない」が50.2%で、約半数の自治体の実施・検討を行っていない。

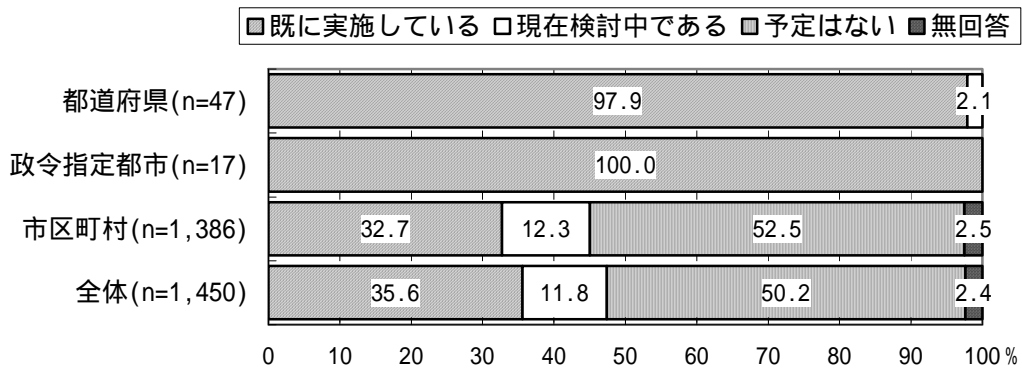
【基本属性別の特徴】(図表 -37)

- 市区町村では実施している割合が32.7%と低いが、都道府県や政令指定都市はそれぞれ97.9%、100.0%とほとんどの自治体の実施している。

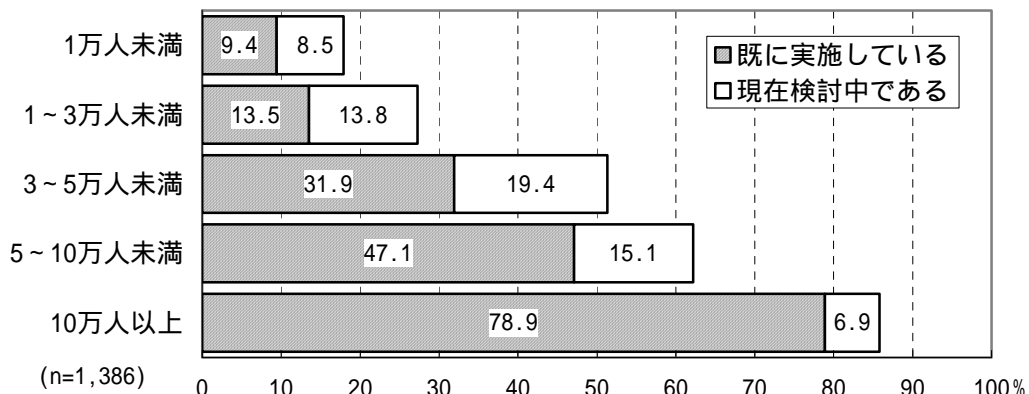
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -38)

- 人口規模別に市区町村をみると、人口規模が大きくなるにともない、事業者との連携・協働を実施している自治体の割合は大きく上昇する傾向がみられ、人口1万人未満では9.4%であるが、10万人以上では78.9%まで上昇する。

図表 III-37 事業者との連携・協働の実施状況(基本属性別)



図表 III-38 事業者との連携・協働の実施状況(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)



## (2) 事業者との連携・協働の具体的な実施事例(問 7-1:自由記述)

### 【都道府県の特徴】

- 回答のあった都道府県による事業者との連携・協働の取組は、主に6タイプに分類できる。  
環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展  
事業者と行政との環境関連会議やフォーラム、ネットワーク等の設立・開催  
地球温暖化防止、廃棄物削減やリサイクルを目指した協働の取組  
環境活動を行っている企業の認定、支援  
リサイクル技術等の共同開発、共同研究  
事業者と連携した森林整備
- この6タイプのうち最も多く取り組まれているものが「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」であり、「環境フェア」や「環境フェスタ」<sub>」</sub>、「エコ」<sub>」</sub>、「リサイクル」等の名称を用いたイベント開催や、県内の学校等での環境教育に対する企業からの教材の提供や講師の派遣などが様々に行われている。
- 「事業者と行政との環境関連会議やフォーラム、ネットワーク等の設立・開催」には、「バイオマスネットワーク推進会議(北海道)」<sub>」</sub>、「小売業エコフォーラム(宮城県)」<sub>」</sub>、「地球にやさしい県民会議(福島県)」<sub>」</sub>、「信州豊かな環境づくり県民会議(長野県)」<sub>」</sub>、「地球環境フォーラム(広島県)」<sub>」</sub>、「環境やまぐち推進会議、環境ISO山口倶楽部(山口県)」などの設立や開催・運営のほか、「県トラック協会と不法投棄に係る情報提供についての協定締結(長崎県)」<sub>」</sub>、「経済界と県による基金の創設でカーボンオフセットの仕組み、運用に向けた取組(滋賀県)」などがある。
- 「地球温暖化防止、廃棄物削減やリサイクルを目指した協働の取組」の多くはレジ袋削減推進を目指した取組で、レジ袋無料配布中止の協定締結や協力店舗の登録、マイバッグの普及啓発などに事業者と連携して取り組む内容が多くみられる。
- 「環境活動を行っている企業の認定、支援」は、「エコショップの認定(岩手県)」など上記のレジ袋削減協力事業者等の認定や登録制度のほか、「環境教育協力事業所の登録(青森県)」<sub>」</sub>、「環境学習支援団体の認定(山形県)」<sub>」</sub>、「自主的な環境保全活動に取り組む事業者団体の支援(新潟県)」などがあげられている。
- 「リサイクル技術等の共同開発、共同研究」には、「リサイクル製品の安全性に関する技術支援(鳥取県)」<sub>」</sub>、「循環ビジネスの発掘・創出(協働拠点「あいち資源循環推進センター」の設置)(愛知県)」<sub>」</sub>、「交通社会実験、カーボンオフセット検討(徳島県)」<sub>」</sub>、「県リサイクル総合研究センターでリサイクル技術や社会システム開発・展開を支援(福岡県)」などがある。
- 「事業者と連携した森林整備」としては、「アダプトフォレスト制度(大阪府)」<sub>」</sub>、「企業の森(和歌山県)」<sub>」</sub>、「京都モデルフォレスト創造事業(京都府)」<sub>」</sub>、「協働の森づくり事業(高知県)」など、地域の森づくりに複数の都道府県が制度や事業として取り組んでいる。

### 【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市における回答では、都道府県における6タイプのうち、「事業者と連携した森林整備」に類する取組はみられないが、ほかの～に類する取組はあげられている。
- 政令指定都市も都道府県同様、「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」の取組内容が多くなっており、環境フェア等のイベントや出前講座(講師派遣)、エコクッキングやエコドライブ講習会などを企業と協働して開催する取組が多くみられる。
- 「事業者と行政との環境関連会議やフォーラム、ネットワーク等の設立・開催」については、「地球温暖化対策事業者協議会、グリーン購入地球ネットワーク(横浜市)」<sub>」</sub>、「なごや環境大学(名古屋市)」<sub>」</sub>、「グリーンカンパニーネットワーク(神戸市)」<sub>」</sub>、「環境フォーラム(さいたま市)」などがあげられている。

- 「地球温暖化防止、廃棄物削減やリサイクルを目指した協働の取組」はレジ袋削減推進の取組が主となっている。
- 「環境活動を行っている企業の認定、支援」としては「エコドライブ推進事業所の募集(京都市)」があげられている。
- 「リサイクル技術等の共同開発、共同研究」は、「ヨシ原再生実験(堺市)」、「海岸侵食メカニズムの調査、バイオマス利活用の調査(浜松市)」、「バイオディーゼル燃料の精製、高効率給湯器の普及(新潟市)」などとなっている。

#### 【東京 23 区の特徴】

- 回答のあった東京 23 区については、「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」に類するイベント開催がほとんどであり、また「事業者と行政との環境関連会議やフォーラム、ネットワーク等の設立・開催」に類する取組として、「エコ事業者連絡会(新宿区)」、「池袋クールシティ推進協議会(豊島区)」、「環境活動推進会議(品川区)」、「地球温暖化対策地域協議会、環境経営推進事業者連絡会、ごみ減量リサイクル推進協議会(葛飾区)」、「みなと環境にやさしい事業者会議(港区)」があげられている。

#### 【市町村の特徴】

- 市町村における事業者との連携・協働の取組内容は、多種多様であるが、「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」に類するイベント開催や環境教育・学習の協働実施が目立つ。
- その他、「事業者と行政との環境関連会議やフォーラム、ネットワーク等の設立・開催」に類する取組として地球温暖化地域協議会をはじめとする地域的な環境関連会議・団体の設立や運営、「地球温暖化防止、廃棄物削減やリサイクルを目指した協働の取組」に類するレジ袋削減推進の取組、「リサイクル技術等の共同開発、共同研究」に類する地域の廃食用油を利活用したバイオディーゼル燃料の精製などの取組が多くあげられている。

### (3) 事業者との連携・協働に至った経緯(問 7-2:複数回答)

#### 【全体的な傾向】(図表 -39)

- 事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体 516 団体に対し、連携・協働に至った経緯を訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』が 84.3%で突出して高くなっている。

#### 【基本属性別の特徴】(図表 -39)

- 基本属性別にみても、都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれの属性も『行政からの呼びかけ』で実施したことのある自治体の割合が最も高く、8割を超えている。
- 都道府県と政令指定都市では『事業者からの呼びかけ』、政令指定都市では『他の主体からの呼びかけ』による実施も他の属性に比べて高い割合になっている。

#### 【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -40)

- 人口規模別に市区町村をみると、どの人口規模においても『行政からの呼びかけ』が突出して高い。
- 人口1~3万人未満の市町村で『事業者からの呼びかけ』が他属性と比較して高くなっている。
- 『他の主体からの呼びかけ』の割合は、人口規模が大きくなるほど、やや高くなる傾向がみられる。

図表 III-39 事業者との連携・協働に至った経緯(基本属性別/複数回答)

事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ

(%)

連携・協働の経緯	全体 n = 516	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 453
行政からの呼びかけ	84.3	97.8	94.1	82.6
事業者からの呼びかけ	32.9	41.3	41.2	31.8
他の主体からの呼びかけ	24.0	26.1	47.1	23.0
わからない	1.7	0.0	0.0	2.0
その他	1.9	0.0	0.0	2.2

図表 III-40 事業者との連携・協働に至った経緯  
(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

(n=453) 事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ

(%)

連携・協働の経緯	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
行政からの呼びかけ	80.6	75.0	76.8	84.0	86.6
事業者からの呼びかけ	25.8	41.7	30.4	32.1	30.4
他の主体からの呼びかけ	12.9	14.6	17.4	24.5	26.3
わからない	0.0	0.0	5.8	0.9	2.1
その他	0.0	2.1	1.4	1.9	3.1



#### (4) 事業者との連携・協働にあたり期待すること(問 7-3:複数回答)

【全体的な傾向】(図表 -41)

- 事業者との連携・協働を「既に実施している」自治体 516 団体に対し、連携・協働の実施にあたり期待する事項について訊ねたところ、『事業者とのパートナーシップの構築』が 78.1% で最も高く、次いで『事業者の自発的取組の推進』73.6%、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』64.0%が高い。

【基本属性別の特徴】(図表 -41)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれも『事業者の自発的取組の推進』、『事業者とのパートナーシップの構築』、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』の割合が高い。
- 政令指定都市の『環境保全活動に係わる指導者の育成』(52.9%)、『事務経費削減』(41.2%)の割合が他の属性に比べて高い。
- 市区町村では、都道府県や政令指定都市に比べると、『環境保全活動に係る指導者の育成』(16.6%)の割合が低くなっている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -42)

- 市区町村を人口規模別にみると、『事業者とのパートナーシップの構築』、『環境保全活動に係る指導者の育成』の割合が人口規模とともに高くなる傾向がみられる。

図表 111-41 事業者との連携・協働にあたり期待すること(基本属性別/複数回答)

事業者との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ

(%)

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 516	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 453
民間活力の導入等による行政効率の向上	35.3	39.1	47.1	34.4
事務経費削減	17.1	17.4	41.2	16.1
事業者の自発的取組の推進	73.6	95.7	82.4	71.1
事業者とのパートナーシップの構築	78.1	95.7	94.1	75.7
環境保全活動に係わる指導者の育成	19.6	37.0	52.9	16.6
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	64.0	67.4	76.5	63.1
その他	2.1	4.3	5.9	1.8

図表 111-42 事業者との連携・協働にあたり期待すること

(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く:複数回答)

事業者との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ

(n=453)

(%)

連携・協働にあたり期待すること	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
民間活力の導入等による行政効率の向上	32.3	43.8	29.0	35.8	34.0
事務経費削減	19.4	12.5	14.5	18.9	16.0
事業者の自発的取組の推進	51.6	70.8	63.8	76.4	74.2
事業者とのパートナーシップの構築	51.6	58.3	71.0	74.5	86.1
環境保全活動に係わる指導者の育成	3.2	12.5	15.9	15.1	20.6
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	54.8	66.7	72.5	61.3	60.8
その他	0.0	2.1	1.4	0.9	2.6

### 3 3 事業者との環境保全に関する協定の締結

#### (1) 事業者との協定の締結状況(問 8)

【全体的な傾向】(図表 -43)

- 事業者(企業や各種事業所等)と環境保全に関する協定(公害防止協定や環境保全協定など)を「既に締結している」と答えた自治体は、全体の53.2%(771団体)である。

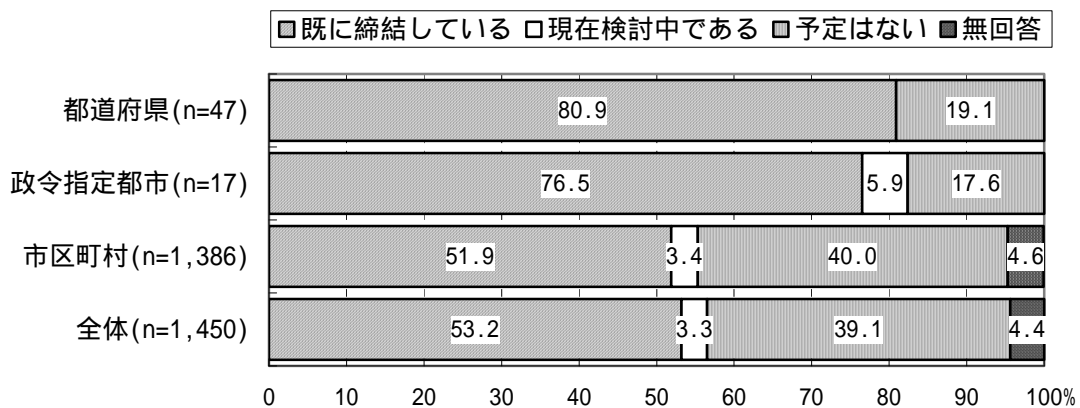
【基本属性別の特徴】(図表 -43)

- 都道府県は80.9%、政令指定都市は76.5%で多くの自治体が協定を締結しているが、市区町村は51.9%で半数程度にとどまっている。

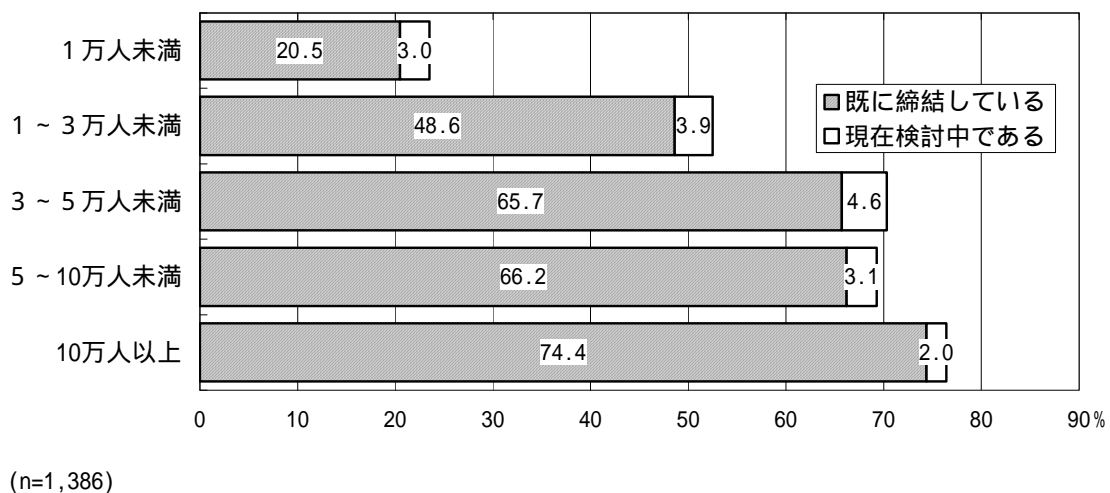
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -44)

- 人口規模別に市区町村の協定締結状況をみると、人口規模とともに締結している自治体の割合も高くなり、人口1万人未満の20.5%に対し、10万人以上では74.4%まで上昇する。

図表 III-43 事業者との環境保全に関する協定の締結状況(基本属性別)



図表 III-44 事業者との環境保全に関する協定の締結状況(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)



## (2) 事業者との協定締結を導入した理由(問 8-1:複数回答)

### 【全体的な傾向】(図表 -45)

- 事業者との環境保全に関する協定の締結を「既の実施している」と答えた自治体 771 団体に対し、条例や要綱等を用いる方法でなく協定締結を導入した理由を訊ねたところ、72.4%が『地域や事業内容に応じた適切な対策を行うことができるため』と答えている。次いで、『予測される公害を事前にチェックすることができるため』(51.9%)が高い。

### 【基本属性別の特徴】(図表 -45)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村別の属性による差はみられず、類似する傾向となっているが、『予測される公害を事前にチェックすることができるため』については、市区町村のみが 52.6%で 5 割を超えており(都道府県 39.5%、政令指定都市 46.2%)、市区町村では協定締結によって公害の事前チェック機能が果たされることへの期待の高さがうかがえる。

### 【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -46)

- 市区町村では人口規模に関わらず、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができるため』が最も高い割合になっている。

図表 III-45 事業者との協定締結を導入した理由(基本属性別/複数回答)

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ

(%)

協定締結を導入した理由	全体 n=771	都道府県 n=38	政令指定都市 n=13	市区町村 n=720
地域や事業内容に応じた適切な対策を行うことができるため	72.4	81.6	76.9	71.8
条例や要綱で規制することが法令上困難であったため	11.2	10.5	15.4	11.1
議会の反対など条例や要綱の制定が困難な状況であったため	0.0	0.0	0.0	0.0
協定締結までに時間がかからないため	11.3	7.9	15.4	11.4
条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため	27.8	23.7	0.0	28.5
策定過程を通じて事業者等と情報の交換が可能となるため	43.5	39.5	38.5	43.8
予測される公害を事前にチェックすることができるため	51.9	39.5	46.2	52.6

(注) 網掛けは各基本属性の中の上位 3 項目を示す。

図表 III-46 事業者との協定締結を導入した理由

(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

(n=720)

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ

(%)

協定締結を導入した理由	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
地域や事業内容に応じた適切な対策を行うことができるため	67.6	67.6	66.9	73.2	80.3
条例や要綱で規制することが法令上困難であったため	8.8	9.2	10.6	8.7	16.4
議会の反対など条例や要綱の制定が困難な状況であったため	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
協定締結までに時間がかからないため	8.8	11.0	15.5	14.1	7.7
条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため	33.8	37.0	31.7	22.8	20.2
策定過程を通じて事業者等と情報の交換が可能となるため	45.6	42.2	45.1	42.3	45.4
予測される公害を事前にチェックすることができるため	51.5	53.8	49.3	56.4	52.5

(注) 網掛けは各人口規模の中で最も高い割合を示す。

### (3) 事業者との協定締結の有効性に対する認識(問 8-2)

【全体的な傾向】(図表 -47)

- 事業者との協定を「既の実施している」と答えた自治体 771 団体に対し、協定の締結が環境問題の解決に有効な手法であるか否かを訊ねた設問に対し、全体の 41.0%が『効果的な手法である』と答えており、『内容によっては効果的となる』の 46.7%を含めて計 87.7%の自治体が有効性を認識している。

【基本属性別の特徴】(図表 -47)

- 都道府県の『効果的な手法である』の割合は 57.9%で、政令指定都市、市区町村に比べて高い。
- 『効果的な手法である』と『内容によっては効果的となる』を合わせた割合でみると、都道府県は 9 割強の自治体(『効果的な手法である』57.9%、『内容によっては効果的となる』36.8%：計 94.7%)、政令指定都市はすべての自治体(同 46.2%、53.8%：計 100.0%)、市区町村では 9 割弱の自治体(同 40.0%、47.1%：計 87.1%)が効果的であると認識している。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -48)

- 市区町村を人口別にみると、人口規模による大きな差はみられず、自治体の規模により協定締結に対する有効性に対する認識の変化がうかがえない結果となっている。

図表 III-47 事業者との協定締結の有効性に対する認識(基本属性別)

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ ( % )

項目	全体 n=771	都道府県 n=38	政令指定都市 n=13	市区町村 n=720
効果的な手法である	41.0	57.9	46.2	40.0
内容によっては効果的となる	46.7	36.8	53.8	47.1
効果は限定的である	7.3	2.6	0.0	7.6
わからない	4.4	2.6	0.0	4.6

(注) 網掛けは各基本属性の中で最も高い割合を示す。

図表 III-48 事業者との協定締結の有効性に対する認識(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

(n=720) 事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ ( % )

項目	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
効果的な手法である	42.6	38.7	38.7	36.9	43.7
内容によっては効果的となる	41.2	44.5	50.0	49.7	47.0
効果は限定的である	7.4	11.0	5.6	10.7	3.8
わからない	8.8	5.2	4.9	2.7	3.8

(注) 網掛けは各人口規模の中で最も高い割合を示す。

#### (4) 協定の内容を効果的にするための要件(問 8-3:複数回答)

【全体的な傾向】(図表 -49)

- 事業者との環境保全に関する協定締結が「効果的な手法である」及び「内容によっては効果的となる」と答えた自治体 676 団体に対し、協定が効果的であるため必要とされる協定の内容を訊ねたところ、『地方公共団体の立入調査等が定められていること』と答えた自治体が全体の 71.0%を占めて最も多く、次いで『数値目標等具体的な目標が定められていること』(69.4%)が高い。

【基本属性別の特徴】(図表 -49)

- 都道府県においては、『数値目標等具体的な目標』が最も高い割合を占め、次いで『地方公共団体や住民等の立ち入り調査』、『協定の内容が公開』の順となっている。
- 政令指定都市も『数値目標等具体的な目標』が最も高く、次いで『協定の内容が公開』、『計画書の提出義務』、『環境データの開示義務』が高い。
- 市区町村では、『地方公共団体や住民等の立ち入り調査』が最も高い割合を占め、次いで『数値目標等具体的な目標』、『環境データの開示義務』の順となっている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -50)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口 10 万人以上では『数値目標等具体的な目標』が最も高い割合を占めるが、それ以外では『地方公共団体や住民等の立ち入り調査』が最も高い。

図表 111-49 事業者との協定内容を効果的にするための要件(基本属性別/複数回答)

事業者との協定締結が「効果的な手法である」、「内容によっては効果的となる」と答えた自治体のみ(%)

項目	全体 n = 676	都道府県 n = 36	政令指定都市 n = 13	市区町村 n = 627
住民が当事者や立会人として参加していること	31.7	25.0	7.7	32.5
協定の内容が公開されること	31.4	55.6	61.5	29.3
数値目標等具体的な目標が定められていること	69.4	94.4	69.2	67.9
計画書の提出義務が定められていること	34.8	52.8	46.2	33.5
環境データの開示義務が定められていること	42.9	47.2	46.2	42.6
操業停止等違反時の制裁措置が定められていること	37.1	47.2	7.7	37.2
地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること	71.0	83.3	38.5	71.0
協定の点検や見直しの手続きが定められていること	36.5	47.2	30.8	36.0

(注) 網掛けは各基本属性の中の上位 3 項目を示す。

図表 111-50 事業者との協定内容を効果的にするための要件

(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

事業者との協定締結が「効果的な手法である」、「内容によっては効果的となる」と答えた自治体のみ

(n=627)

(%)

項目	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
住民が当事者や立会人として参加していること	35.1	44.4	34.1	31.0	20.5
協定の内容が公開されること	29.8	27.1	21.4	32.6	34.3
数値目標等具体的な目標が定められていること	59.6	58.3	61.1	73.6	80.1
計画書の提出義務が定められていること	33.3	31.9	23.0	40.3	38.0
環境データの開示義務が定められていること	43.9	34.7	42.9	55.0	39.8
操業停止等違反時の制裁措置が定められていること	33.3	38.2	31.0	40.3	39.8
地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること	63.2	70.1	69.8	76.0	72.3
協定の点検や見直しの手続きが定められていること	42.1	35.4	31.0	29.5	44.0

(注) 網掛けは各人口規模の中で最も高い割合を示す。

## 4. 住民・NPOなどに対する取組

### 4.1 住民による取組促進のための施策等の実施状況

#### (1) 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況(問9)

##### 【全体的な傾向】

- 住民の環境保全への取組を促進するための施策24項目について、実施している割合(実施率)の高い施策をみていくと、『ごみのポイ捨てを禁止』、『リサイクル活動』、『コンポストの購入』、『野外焼却の禁止』、『合併処理浄化槽の個人設置』といった廃棄物対策や環境負荷低減に関連する直接的な環境汚染防止策が高い実施率になっている。
- 「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の3手法別に実施率をみると、項目全体において「普及・啓発」の実施率が高く(24項目の平均実施率47.5%)、「支援・誘導」(同11.0%)と「規制的手法」(同4.9%)は低い。
- 「規制的手法」は、『ごみのポイ捨てを禁止』(41.9%)を除き、いずれの施策項目も実施率が2割以下で低い。
- 「支援・誘導」は、『コンポストの購入』61.0%、『合併処理浄化槽の個人設置』56.8%の実施率が突出して高いほかは、いずれも3割未満とそれほど高くない。
- 平均実施率が47.5%と高い「普及・啓発」については、『リデュース活動』(76.1%)、『リデュース活動』(75.7%)、『簡易包装・買い物袋持参』(73.7%)、『野外焼却の禁止』(70.1%)、『節水の促進』(69.7%)など、実施率の高い施策項目が多くみられる。

図表 III-51 住民に対する取組促進施策の実施率(全体) (%)

施策項目	規制的手法等	支援・誘導策	普及・啓発
(1) ごみのポイ捨てを禁止	41.9	1.9	48.4
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	2.9	0.6	34.5
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.5	2.5	34.0
(4) リデュース活動	4.7	8.3	75.7
(5) リユース活動	3.3	8.8	76.1
(6) リサイクル活動	5.9	29.0	57.4
(7) リサイクル商品の購入	0.8	2.6	51.4
(8) エコマーク商品の購入	0.4	0.8	56.1
(9) 省エネ型家電の購入	0.2	1.0	53.2
(10) 環境配慮型商品の購入	0.8	1.3	51.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	1.5	8.3	73.7
(12) 節水の促進	0.3	1.6	69.7
(13) 洗剤使用の適正化	0.3	0.6	42.6
(14) コンポストの購入	7.1	61.0	11.4
(15) 野外焼却の禁止	21.8	2.7	70.1
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	11.8	56.8	11.8
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.0	24.4	40.0
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.9	19.4	27.0
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	1.3	21.2
(20) 公共交通機関の利用	0.5	7.1	48.3
(21) アイドリングの禁止	4.2	1.0	61.7
(22) 低公害車の導入	0.8	3.9	39.2
(23) 環境NPOへの活動参加	0.3	4.9	28.0
(24) 環境教育・環境学習の実施	0.9	14.0	55.4
(n=1,450) 手法別平均実施率	4.9	11.0	47.5

(注) 網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

【基本属性別の特徴】

- 自治体全体の24項目平均実施率が4.9%である「規制的手法」について、各施策の実施率を基本属性別にみると、都道府県では『ごみのポイ捨てを禁止』(51.1%)、『野外焼却の禁止』(48.9%)、『アイドリングの禁止』(42.6%)の実施率が高い。政令指定都市では『ごみのポイ捨てを禁止』(82.4%)と『野外焼却の禁止』(47.1%)の実施率が高い。また、都道府県と政令指定都市では「規制的手法」を実施していない施策項目(実施率0.0%の項目)も多くみられる。市区町村の実施率は全体的に低い、『ごみのポイ捨てを禁止』は41.1%で、「規制的手法」の24項目の中では比較的高い。(図表 -52)
- 自治体全体の24項目平均実施率が11.0%の「支援・誘導」は、『合併処理浄化槽の個人設置』(都道府県70.2%、政令指定都市47.1%、市区町村56.4%)がいずれの属性においても高い。さらに政令指定都市では『コンポストの購入』(82.4%)や『地域や住宅の緑化・美化活動』(70.6%)も高くなっている。市区町村では、『コンポストの購入』(62.7%)と『合併処理浄化槽の個人設置』(56.4%)以外、実施率は低い。(図表 -53)
- 「普及・啓発」は自治体全体の24項目平均実施率が47.5%と高く、さらに都道府県と政令指定都市については多くの施策項目が8割以上で高い実施率を示している。政令指定都市では『エコマーク商品の購入』、『省エネ型家電の購入』、『環境配慮型商品の購入』を全自治体が実施している。市区町村も全体的に実施率が高いが、特に『リユース活動』(75.6%)、『リデュース活動』(75.0%)、『簡易包装・買い物袋の持参』(73.4%)、『野外焼却の禁止』(71.5%)の実施率がいずれも7割以上と高い。(図表 -54)

図表 III-52 住民に対する取組促進施策の「規制的手法」による実施率(基本属性別)

(%)

施策項目	全体 n=1,450	都道府県 n=47	政令指定都市 n=17	市区町村 n=1,386
(1) ごみのポイ捨てを禁止	41.9	51.1	82.4	41.1
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	2.9	23.4	0.0	2.2
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.5	0.0	0.0	0.5
(4) リデュース活動	4.7	2.1	11.8	4.7
(5) リユース活動	3.3	2.1	11.8	3.2
(6) リサイクル活動	5.9	2.1	11.8	6.0
(7) リサイクル商品の購入	0.8	4.3	0.0	0.6
(8) エコマーク商品の購入	0.4	2.1	0.0	0.4
(9) 省エネ型家電の購入	0.2	0.0	0.0	0.2
(10) 環境配慮型商品の購入	0.8	2.1	0.0	0.7
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	1.5	2.1	5.9	1.4
(12) 節水の促進	0.3	0.0	0.0	0.4
(13) 洗剤使用の適正化	0.3	0.0	5.9	0.2
(14) コンポストの購入	7.1	0.0	0.0	7.4
(15) 野外焼却の禁止	21.8	48.9	47.1	20.6
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	11.8	4.3	29.4	11.8
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.0	4.3	11.8	4.9
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.9	0.0	5.9	1.9
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	0.0	0.0	0.1
(20) 公共交通機関の利用	0.5	0.0	0.0	0.5
(21) アイドリングの禁止	4.2	42.6	29.4	2.6
(22) 低公害車の導入	0.8	4.3	5.9	0.6
(23) 環境NPOへの活動参加	0.3	0.0	0.0	0.3
(24) 環境教育・環境学習の実施	0.9	0.0	0.0	0.9

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-53 住民に対する取組促進施策の「支援・誘導」による実施率（基本属性別）  
（％）

施策項目	全体 n=1,450	都道府県 n=47	政令指定都市 n=17	市区町村 n=1,386
(1) ごみのポイ捨てを禁止	1.9	4.3	0.0	1.8
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	0.6	0.0	0.0	0.6
(3) 余暇における自然とのふれあい	2.5	8.5	5.9	2.2
(4) リデュース活動	8.3	4.3	0.0	8.5
(5) リユース活動	8.8	4.3	11.8	8.9
(6) リサイクル活動	29.0	6.4	52.9	29.4
(7) リサイクル商品の購入	2.6	6.4	5.9	2.4
(8) エコマーク商品の購入	0.8	2.1	0.0	0.8
(9) 省エネ型家電の購入	1.0	4.3	0.0	0.9
(10) 環境配慮型商品の購入	1.3	2.1	0.0	1.3
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	8.3	12.8	29.4	7.9
(12) 節水の促進	1.6	0.0	5.9	1.6
(13) 洗剤使用の適正化	0.6	0.0	0.0	0.6
(14) コンポストの購入	61.0	4.3	82.4	62.7
(15) 野外焼却の禁止	2.7	0.0	0.0	2.8
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	56.8	70.2	47.1	56.4
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	24.4	19.1	70.6	24.0
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	19.4	36.2	58.8	18.3
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	1.3	6.4	5.9	1.1
(20) 公共交通機関の利用	7.1	10.6	35.3	6.6
(21) アイドリングの禁止	1.0	2.1	0.0	1.0
(22) 低公害車の導入	3.9	19.1	35.3	3.0
(23) 環境NPOへの活動参加	4.9	10.6	11.8	4.6
(24) 環境教育・環境学習の実施	14.0	38.3	41.2	12.8

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-54 住民に対する取組促進施策の「普及・啓発」による実施率（基本属性別）  
（％）

施策項目	全体 n=1,450	都道府県 n=47	政令指定都市 n=17	市区町村 n=1,386
(1) ごみのポイ捨てを禁止	48.4	34.0	17.6	49.3
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	34.5	61.7	82.4	33.0
(3) 余暇における自然とのふれあい	34.0	80.9	88.2	31.7
(4) リデュース活動	75.7	93.6	82.4	75.0
(5) リユース活動	76.1	91.5	76.5	75.6
(6) リサイクル活動	57.4	89.4	35.3	56.6
(7) リサイクル商品の購入	51.4	85.1	94.1	49.8
(8) エコマーク商品の購入	56.1	89.4	100.0	54.5
(9) 省エネ型家電の購入	53.2	91.5	100.0	51.3
(10) 環境配慮型商品の購入	51.9	91.5	100.0	49.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	73.7	85.1	64.7	73.4
(12) 節水の促進	69.7	87.2	94.1	68.8
(13) 洗剤使用の適正化	42.6	80.9	76.5	40.9
(14) コンポストの購入	11.4	48.9	11.8	10.2
(15) 野外焼却の禁止	70.1	38.3	41.2	71.5
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	11.8	21.3	11.8	11.5
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	40.0	68.1	17.6	39.3
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	27.0	59.6	35.3	25.8
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	21.2	66.0	64.7	19.1
(20) 公共交通機関の利用	48.3	85.1	64.7	46.8
(21) アイドリングの禁止	61.7	53.2	70.6	61.9
(22) 低公害車の導入	39.2	68.1	58.8	38.0
(23) 環境NPOへの活動参加	28.0	72.3	82.4	25.8
(24) 環境教育・環境学習の実施	55.4	61.7	58.8	55.2

(注) 網掛けは40%以上を示す。



【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- ここでは、24項目の平均実施率が最も高い「普及・啓発」について、施策項目ごとに人口規模の違いによる実施率の変化を分析した。
- 多くの施策項目において人口規模の増加とともに実施率が上昇しているが、『ごみのポイ捨て禁止』、『リサイクル活動』については人口1万人未満及び1~3万人といった、人口規模の小さい自治体で実施率がより高い。
- 『太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置』や『住宅の高気密化・高断熱化』の住宅関連の施策と、『公共交通機関の利用』や『低公害車の導入』の都市交通関連の施策は、人口規模の大きい市区町村における実施率が高くなっており、人口規模1万人未満と10万人以上とでは、実施率に2~3倍程度の差がある。

図表 111-55 住民に対する取組促進施策の「普及・啓発」による実施率  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

(n=1,386)

(%)

施策項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1) ごみのポイ捨てを禁止	65.0	55.3	46.8	41.3	28.5
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	33.2	30.3	32.9	35.1	35.8
(3) 余暇における自然とのふれあい	23.6	23.9	25.0	38.7	55.3
(4) リデュース活動	71.3	77.0	72.7	77.8	77.2
(5) リユース活動	72.5	76.1	75.5	79.1	76.8
(6) リサイクル活動	66.2	61.8	53.2	54.2	41.9
(7) リサイクル商品の購入	33.8	43.5	51.9	60.0	70.7
(8) エコマーク商品の購入	39.0	46.9	55.6	64.4	77.2
(9) 省エネ型家電の購入	31.7	43.3	50.5	63.6	79.7
(10) 環境配慮型商品の購入	30.8	40.7	50.5	61.8	78.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	60.7	71.3	79.6	81.3	80.9
(12) 節水の促進	53.2	64.3	70.8	80.0	85.4
(13) 洗剤使用の適正化	24.2	34.6	44.9	47.1	64.6
(14) コンポストの購入	14.5	10.1	9.3	9.3	6.1
(15) 野外焼却の禁止	72.2	77.5	75.0	72.9	58.1
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	14.8	11.5	11.1	10.2	8.5
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	36.3	41.3	45.4	41.8	33.7
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	13.9	22.2	31.0	36.0	33.7
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	10.3	12.6	18.1	21.8	38.6
(20) 公共交通機関の利用	25.4	38.5	49.5	56.9	76.8
(21) アイドリングの禁止	42.0	58.4	63.0	76.4	80.9
(22) 低公害車の導入	21.8	28.1	35.2	52.0	63.8
(23) 環境NPOへの活動参加	13.3	18.8	23.1	37.8	45.1
(24) 環境教育・環境学習の実施	35.6	51.4	62.0	68.4	69.9

(注) 網掛けは40%以上を示す。

## (2) ごみの分別回収の実施状況(政令指定都市を除く市区町村のみ) (問 10)

【全体的な傾向】(図表 -56)

### 一般ごみ

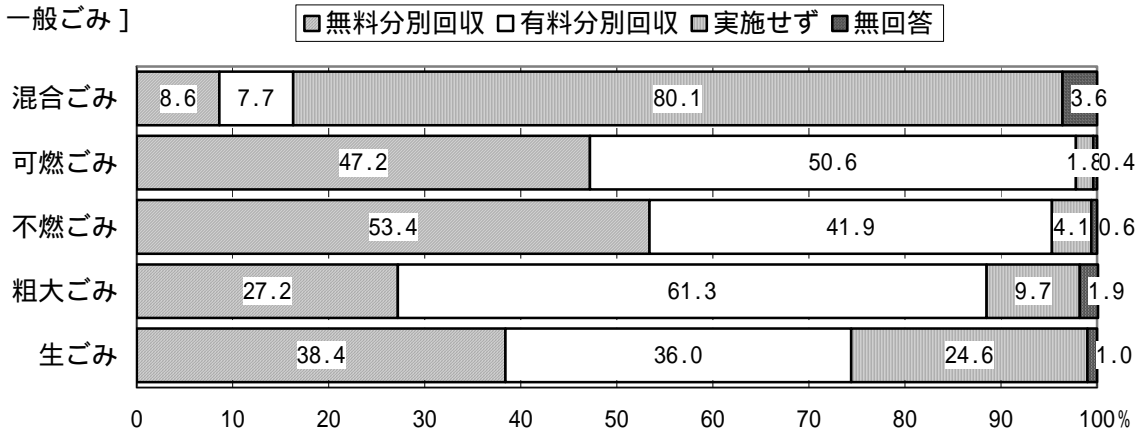
- 市区町村(政令指定都市を除く)における一般ごみの分別回収の実施状況については、『混合ごみ』の分別回収が「無料回収」8.6%、「有料回収」7.7%で、実施している自治体は計 16.3%と少ない。
- 『可燃ごみ』と『不燃ごみ』はほぼすべての自治体で分別回収が行われており、『可燃ごみ』は「無料回収」47.2%、「有料回収」50.6%の計 97.8%、『不燃ごみ』は「無料回収」53.4%、「有料回収」41.9%の計 95.3%の自治体が分別回収を実施している。
- 『粗大ごみ』は「無料回収」27.2%、「有料回収」61.3%で、計 88.5%の自治体が分別回収を実施している。

### 資源ごみ

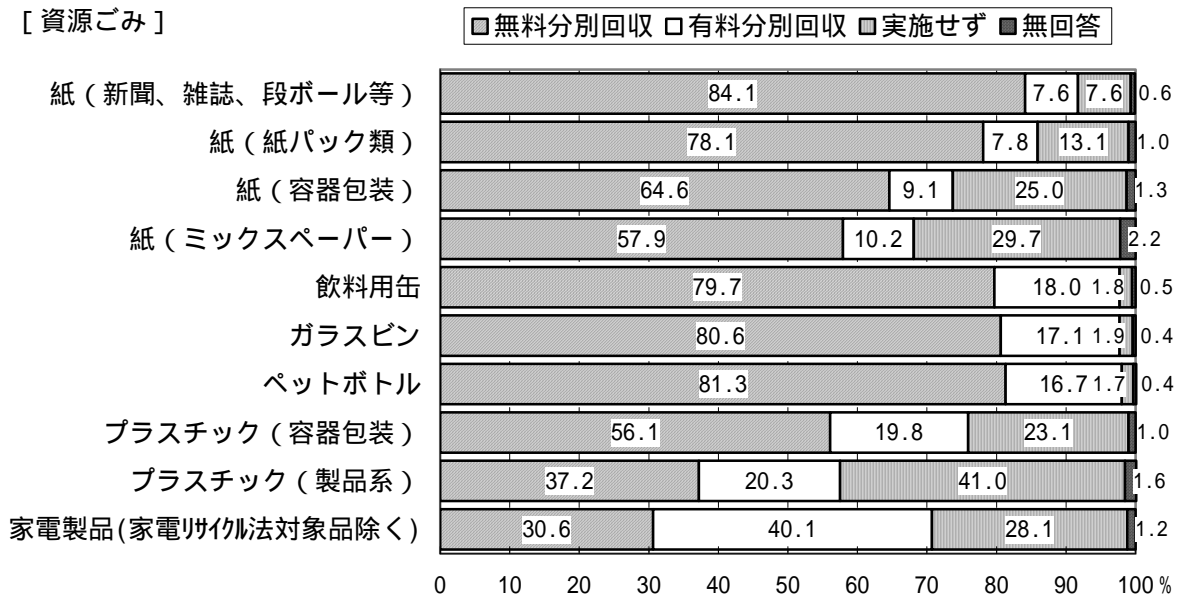
- 資源ごみの回収については、『紙(新聞紙等)』(「無料回収」84.1%、「有料回収」7.6% : 計 91.7%)、『紙(紙パック類)』(同 78.1%、7.8% : 計 85.9%)、『飲料用缶』(同 79.7%、18.0% : 計 97.7%)、『ガラスビン』(同 80.6%、17.1% : 計 97.7%)、『ペットボトル』(同 81.3%、16.7% : 計 98.0%)で、8割以上の自治体が分別回収を実施しており、いずれも7割以上が「無料回収」を行っている。
- 『紙(容器包装)』、『プラスチック(容器包装)』の「無料回収」を実施している自治体の割合も6割前後と高く、「有料回収」を含めると7割強の自治体が分別回収を実施している。
- 一方、『プラスチック(製品系)』を資源ごみとして回収している自治体は、「無料回収」37.2%、「有料回収」20.3%の計 57.5%で、他の資源ごみに比べると回収を実施している自治体は少ない。
- 家電リサイクル法対象品を除いた『家電製品』は、「無料回収」が 30.6%、「有料回収」が 40.1%で、計 70.7%の自治体が分別回収を実施している。

図表 111-56 ごみの分別回収の実施状況（全体／政令指定都市を除く市区町村のみ）

[一般ごみ]



[資源ごみ]



(n=1,386)

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村の人口規模別にごみの分別回収の実施状況をみると、一般ごみの『粗大ごみ』を除き、一般ごみ、資源ごみとも人口規模が大きくなるにつれて「無料回収」を実施する割合が増え、逆に人口規模が小さくなるにつれて「有料回収」の割合が増加する傾向がみられる。

図表 111-57 ごみの分別回収の実施状況(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

[一般ごみ]

(n=1,386) (%)

人口規模	混合ごみ		可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		生ごみ	
	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収
1万人未満	9.1	13.0	34.1	62.5	39.0	55.6	24.8	61.6	28.7	47.7
1~3万人未満	5.9	9.3	43.0	55.3	52.2	44.4	27.5	59.0	38.2	40.4
3~5万人未満	5.1	6.9	41.7	56.5	52.3	43.5	32.9	53.2	34.3	38.4
5~10万人未満	7.6	3.6	53.3	44.9	59.1	35.1	31.6	59.1	42.7	28.9
10万人以上	15.9	3.3	70.3	27.6	70.7	24.4	22.0	72.8	52.4	17.5

[資源ごみ]

(n=1,386) (%)

人口規模	紙(新聞紙、雑誌、段ボール等)		紙(紙パック類)		紙(容器包装)		紙(ミックス <sup>※</sup> -パ <sup>※</sup> -)	
	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収
1万人未満	78.2	12.1	66.8	13.6	52.0	15.1	42.6	15.1
1~3万人未満	82.6	11.0	76.1	9.8	63.2	11.8	57.0	13.8
3~5万人未満	84.7	5.6	82.9	6.5	67.6	7.9	58.8	8.8
5~10万人未満	86.2	4.4	84.0	4.0	72.0	4.9	61.8	6.7
10万人以上	93.1	0.8	88.6	0.4	75.2	1.2	76.4	2.4

人口規模	飲料用缶		ガラスビン		ペットボトル		プラスチック(容器包装)	
	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収
1万人未満	68.0	28.4	69.8	26.6	70.7	25.4	47.4	25.1
1~3万人未満	74.7	22.8	76.1	21.3	77.8	20.2	52.0	23.6
3~5万人未満	81.0	17.6	80.1	17.6	81.5	16.7	57.9	17.6
5~10万人未満	88.0	10.7	88.0	10.2	86.7	12.0	60.9	16.9
10万人以上	95.9	2.4	96.7	2.8	97.2	2.8	69.5	10.6

人口規模	プラスチック(製品系)		家電製品(家電リサイクル法対象品除く)	
	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収
1万人未満	33.5	24.2	19.0	46.2
1~3万人未満	37.1	23.9	29.2	39.3
3~5万人未満	37.5	20.4	31.5	37.5
5~10万人未満	38.2	15.6	36.9	37.3
10万人以上	41.9	13.4	42.3	38.6

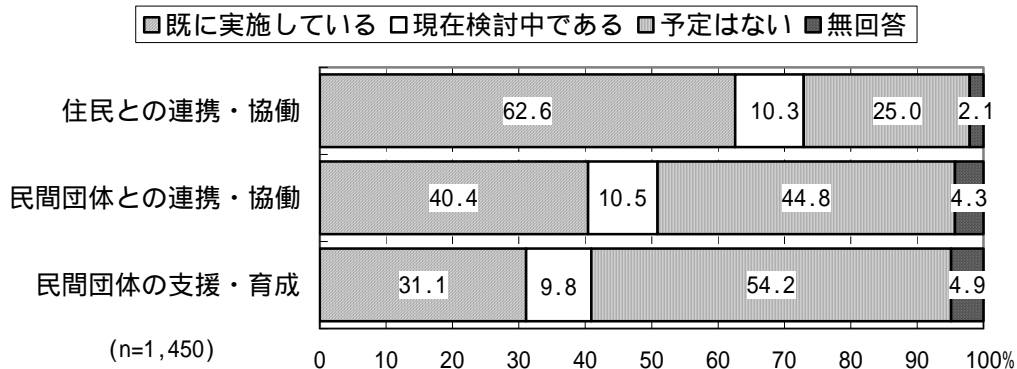
(注) 網掛けは各ごみの「無料回収」、「有料回収」それぞれの中で最も高い割合を示す。

## 4 2 住民との連携・協働

### 【住民や民間団体（環境NPO等）との連携・協働に関する全体的な特徴】

- 地方公共団体が住民との連携・協働の取組を実施している割合は高いが、環境NPO等民間団体との連携・協働や支援・育成の取組を実施している割合は5割を下回っており、それほど高くない結果になっている。

図表 III-58 住民や民間団体との連携・協働や支援・育成の取組状況（全体）



### (1) 住民との連携・協働の実施状況(問 11)

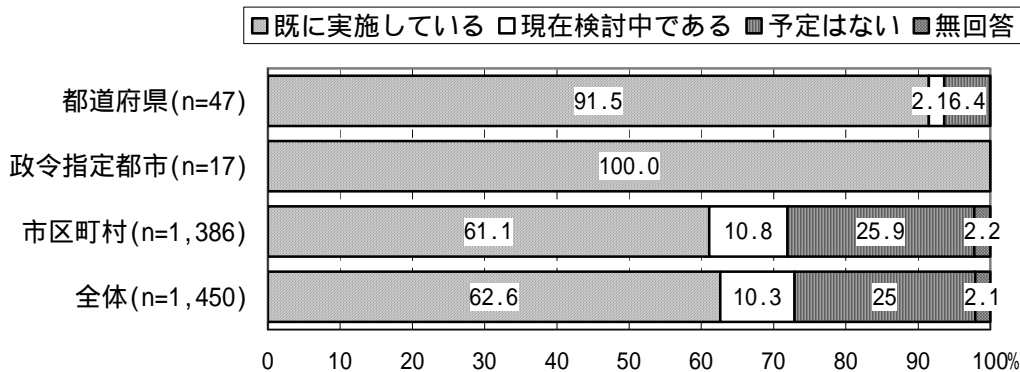
#### 【全体的な傾向】

- 住民との連携・協働による取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）の実施状況については、「既に実施している」割合が全体の62.6%で、「現在検討中である」の10.3%を加えると、計72.9%が実施もしくは検討に取り組んでいる。

#### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県は「既に実施している」割合が91.5%と高く、また、政令指定都市についてはすべての自治体が住民との連携・協働の取組を実施している。
- 市区町村の「既に実施している」割合は61.1%で、都道府県、政令指定都市に比べると低い割合になっている。

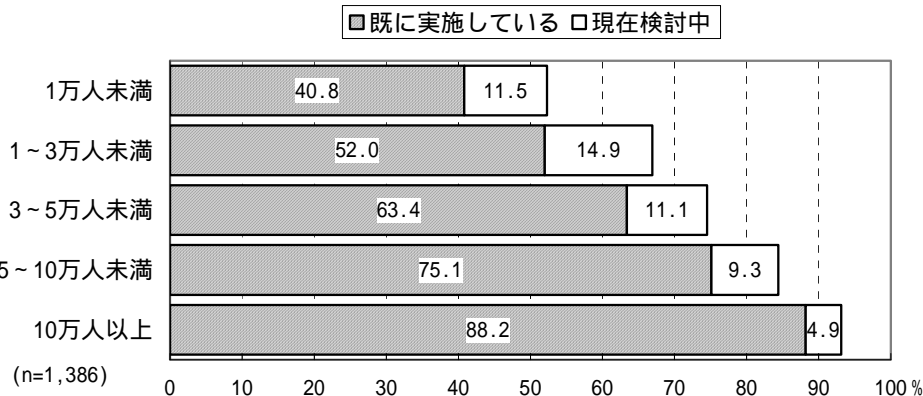
図表 III-59 住民との連携・協働の実施状況（基本属性別）



【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村における住民との連携・協働の取組の実施状況を人口規模別にみると、規模が大きくなるにともない、その実施率も上昇する傾向にある。1万人未満の40.8%に対し、10万人以上では88.2%と2倍以上の差がある。

図表 111-60 住民との連携・協働の実施状況（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）



(2) 住民との連携・協働の具体的な実施事例(問 11-1:自由記述)

【都道府県の特徴】

- 都道府県による住民との連携・協働の取組としては、美化・清掃活動、クリーンアップキャンペーンなど環境美化に関する活動や環境フェアなどの普及啓発イベントが多くあげられている。特にクリーンアップほか、地球温暖化防止、エコドライブ等で「キャンペーン」と銘打った活動が多くみられる。また、環境教育・学習の実施、森林の創出や河川の保全の取組も多数あげられている。
- その他に「いわてエコアクション策定の意見・具体的取組募集(岩手県)」、「住民からの資金を活用したCO2削減活動(福井県)」、「やまがた緑環境税を活用した公募事業(山形県)」、「整備不良ディーゼル車府民通報制度(大阪府)」、「地球温暖化防止活動推進員、屋上緑化マイスター(京都府)」などがあげられている。

【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市における取組も、環境フェアなどの普及啓発イベントの開催、環境教育・学習などが主な取組となっているが、その名称や目的をみると、環境美化等とともに、レジ袋削減や地域コミュニティ単位でのごみの減量化や省資源・再資源化を目的とした取組が多い。

【東京 23 区の特徴】

- 東京 23 区においては、清掃・美化活動や、環境フェア、キャンペーンなどの普及啓発イベントの開催、環境教育・学習の実施などがほとんどとなっている。その名称をみると、「環境」、「美化・清掃」以外では、「リサイクル」、「エコライフ」と称した活動・取組が複数みられる(回答記入にあった 16 区のうち 5 区が記述)。

【市町村の特徴】

- 市区町村における取組のほとんどが街頭・河川・海岸等における「クリーンアップ作戦」や「ごみゼロ運動」といった清掃・美化活動の実施、「環境フェア」などの普及啓発イベントの開催、リサイクル活動や資源ごみ等の回収(集団回収やその支援)などとなっている。

### (3) 住民との連携・協働に至った経緯(問 11-2:複数回答)

【全体的な傾向】(図表 -61)

- 住民との連携・協働の取組を「既の実施している」自治体 907 団体に対し、連携・協働に至った経緯を訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』が全体の 85.3%で最も多い。次いで『住民からの呼びかけ』25.2%、『他の主体からの呼びかけ』15.8%となっている。

【基本属性別の特徴】(図表 -61)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても『行政からの呼びかけ』の割合が最も高く、政令指定都市は全自治体が『行政からの呼びかけ』で実施したことがあり、また『住民からの呼びかけ』、『他主体からの呼びかけ』も都道府県、市区町村に比べて高い。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -62)

- 市区町村における住民との連携・協働に至った経緯を人口規模別にみると、いずれの規模においても『行政からの呼びかけ』の割合が最も高く、70%以上を占める。また人口規模が小さくなるに従い、『住民からの呼びかけ』と『他の主体からの呼びかけ』の割合が低くなっている。

図表 III-61 住民との連携・協働に至った経緯(基本属性別/複数回答)

住民との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ ( % )

連携・協働の経緯	全体 n=907	都道府県 n=43	政令指定都市 n=17	市区町村 n=847
行政からの呼びかけ	85.3	95.3	100.0	84.5
住民からの呼びかけ	25.2	25.6	47.1	24.8
他の主体からの呼びかけ	15.8	25.6	35.3	14.9
わからない	6.0	0.0	0.0	6.4
その他	1.9	4.7	5.9	1.7

図表 III-62 住民との連携・協働に至った経緯  
(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

(n=847) 住民との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ ( % )

連携・協働の経緯	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
行政からの呼びかけ	78.5	85.4	78.1	86.4	90.3
住民からの呼びかけ	17.0	18.9	22.6	30.8	30.9
他の主体からの呼びかけ	8.9	8.6	16.8	18.9	19.4
わからない	11.1	5.4	7.3	8.3	2.3
その他	2.2	0.5	0.7	1.2	3.2

#### (4) 住民との連携・協働にあたり期待すること(問 11-3:複数回答)

【全体的な傾向】(図表 -63)

- 住民との連携・協働の取組を「既に実施している」自治体 907 団体に対し、住民との連携・協働を実施するにあたり期待することを訊ねた設問に対し、全体の 87.1%が『住民の自発的取組の推進』と答えている。次いで『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』71.1%、『住民とのパートナーシップの構築』65.5%と答えた自治体が多い。

【基本属性別の特徴】(図表 -63)

- 都道府県、政令指定都市では、『住民の自発的取組の推進』、『住民とのパートナーシップの構築』の順に多くなっているが、市区町村では『住民の自発的取組の推進』に次いで『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』と答えた自治体が多くなっている。
- 都道府県や政令指定都市は『住民とのパートナーシップの構築』、『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』も 80%以上で高い割合になっている。
- 市区町村は、全ての項目が都道府県や政令指定都市より低い割合となっており、住民との連携・協働に対する期待が市区町村よりも都道府県や政令指定都市の方が高くなっていることがうかがえる。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -64)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が小さくなるほど『住民とのパートナーシップの構築』、『環境保全活動に係る指導者の育成』の割合が低くなる傾向がみられるが、その他の項目については人口規模別による大きな差異はみられない。

図表 111-63 住民との連携・協働にあたり期待すること(基本属性別/複数回答)

住民との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ

(%)

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 907	都道府県 n = 43	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 847
民間活力の導入等による行政効率の向上	28.1	34.9	41.2	27.5
事務経費の削減	16.6	23.3	35.3	15.9
住民の自発的取組の推進	87.1	97.7	100.0	86.3
住民とのパートナーシップの構築	65.5	93.0	94.1	63.5
環境保全活動に係る指導者の育成	33.0	53.5	52.9	31.5
住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	71.1	81.4	82.4	70.4
その他	0.8	2.3	0.0	0.7

図表 111-64 住民との連携・協働にあたり期待すること

(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

(n=847)

住民との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ

(%)

連携・協働にあたり期待すること	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
民間活力の導入等による行政効率の向上	22.2	26.5	27.0	29.0	30.4
事務経費の削減	17.8	13.0	13.1	17.8	18.0
住民の自発的取組の推進	87.4	82.2	83.9	86.4	90.8
住民とのパートナーシップの構築	41.5	53.0	55.5	75.7	81.6
環境保全活動に係る指導者の育成	19.3	21.1	35.8	30.8	45.6
住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	68.1	74.6	65.7	66.9	73.3
その他	0.0	0.5	0.7	0.6	1.4



### 4 3 環境NPO等との連携・協働

#### (1) 環境NPO等との連携・協働の実施状況(問 12)

【全体的な傾向】(図表 -65)

- 環境NPO等の民間団体との連携・協働による取組(環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等)の実施状況については、「既に実施している」自治体が全体の40.4%、「現在検討中である」の10.5%を加えると計50.9%の自治体の実施もしくは検討を行っている。

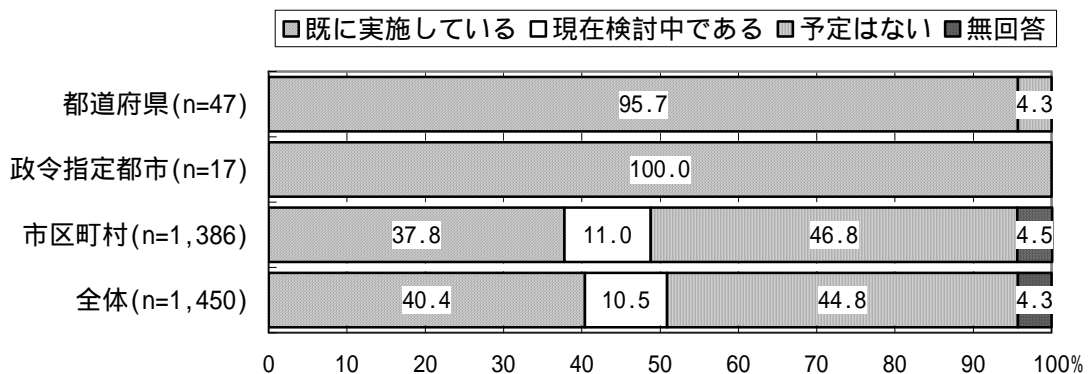
【基本属性別の特徴】(図表 -65)

- 都道府県と政令指定都市の「既に実施している」割合は、それぞれ95.7%、100.0%で、NPO等との連携・協働が一般化していることがうかがえる。
- 市区町村の「既に実施している」割合は37.8%と低く、「予定なし」が46.8%を占めており、環境NPO等との連携・協働の取組が都道府県、政令指定都市ほど一般的に実施されていない状況がうかがえる。

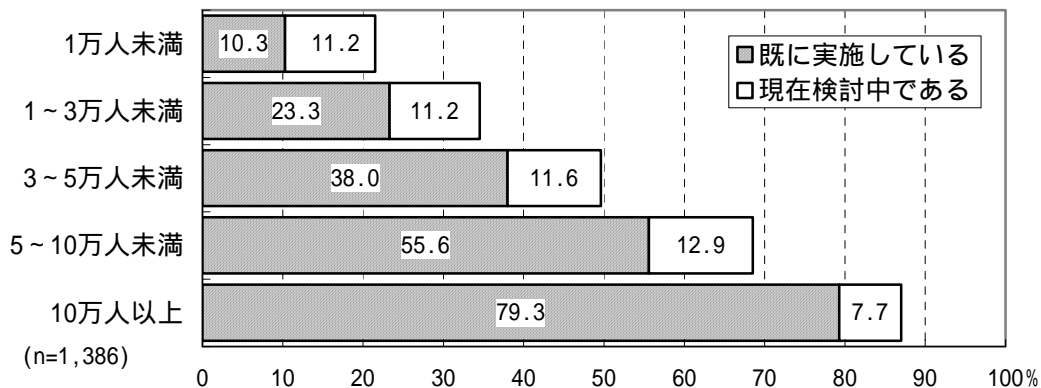
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -66)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が大きくなるに従い、環境NPO等との連携・協働の取組の実施率も大きく上昇する。人口1万人未満では実施している自治体が10.3%にとどまるが、10万人以上では79.3%と8割近くまで高くなっている。

図表 III-65 環境NPO等との連携・協働の実施状況(基本属性別)



図表 III-66 環境NPO等との連携・協働の実施状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)



## (2) 環境NPO等との連携・協働の具体的な実施事例(問 12-1:自由記述)

### 【都道府県の特徴】

- 全体的に「事業者との連携・協働の具体的な実施事例(問 7-1:自由記述)」と重複する取組が多く、ほとんどが「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」に類する取組である。中でも、環境学習・教育関連の学習会や講座等の運営、講師派遣を内容とするものが多い。
- 業務委託であると明記された取組としては、「体験型環境学習会の開催業務委託(青森県)」、「環境あきた県民塾の開催(秋田県)」があげられており、どちらも環境学習・教育に関連する取組である。
- 地域固有の動植物や地域のシンボリックな河川湖沼等の保全を目指した取組も複数あり、「郷土樹種のヒバ普及のための研修会実施(青森県)」、「富士山一斉清掃(静岡県)」、「アユモドキカムバック大作戦(京都府)」、「中海・宍道湖の一斉清掃(島根県)」、「猪苗代湖の推進一斉調査実施(福島県)」などがあげられている。

### 【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市においても「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」に類する取組がほとんどで、環境フェア等のイベント開催とともに、環境学習・教育関連の取組を内容とするものが多い。

### 【東京 23 区の特徴】

- 東京 23 区も「環境活動啓発のためのイベント等の共催や出展」に類する取組がほとんどで、環境フェア等のイベント開催とともに、環境学習・教育関連の取組を内容とするものが多い。
- 杉並区、台東区、江東区は、環境学習講座を環境NPOへ委託する形式で開催している。

### 【市町村の特徴】

- 「住民との連携・協働の具体的な実施事例(問 11-1:自由記述)」と重複する取組が多く、「クリーンアップ作戦」や「ごみゼロ運動」といった清掃・美化活動の実施、「環境フェア」などの普及啓発イベントの開催や、リサイクル活動や資源ごみ等の回収(集団回収やその支援)が多いほか、環境学習・教育関連の取組を内容とするものも多数あげられている。

### (3) 環境NPO等との連携・協働に至った経緯(問 12-2:複数回答)

#### 【全体的な傾向】(図表 -67)

- 環境NPO等との連携・協働の取組を「既の実施している」自治体 586 団体に対し、連携・協働に至った経緯を訊ねた設問では、全体の 77.0%が『行政からの呼びかけ』で実施したことがあると答えている。次いで、『環境NPO等からの呼びかけ』と答えた自治体が 44.2%で多い。

#### 【基本属性別の特徴】(図表 -67)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれも『行政からの呼びかけ』で実施したことのあ  
る自治体が最も多く 7 割を超えおり、都道府県については『行政からの呼びかけ』で連携・  
協働を実施したことのある自治体が 95.6%を占めている
- 政令指定都市は『環境NPO等からの呼びかけ』が 70.6%で、都道府県(40.0%)、市区町村  
(43.7%)に比べて高い割合になっている。

#### 【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -68)

- 市区町村を人口規模別にみると、いずれの人口規模においても『行政からの呼びかけ』が最  
も高い割合になっているが、人口規模が大きくなるほどその割合が高くなる傾向がみられる。
- また、人口規模が小さくなるほど『わからない』と答えた自治体が多くなっている。

図表 III-67 環境NPO等との連携・協働に至った経緯(基本属性別/複数回答)

環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ (%)

連携・協働の経緯	全体 n = 586	都道府県 n = 45	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 524
行政からの呼びかけ	77.0	95.6	88.2	75.0
環境NPO等からの呼びかけ	44.2	40.0	70.6	43.7
他の主体からの呼びかけ	12.3	17.8	29.4	11.3
わからない	4.3	0.0	0.0	4.8

図表 III-68 環境NPO等との連携・協働に至った経緯  
(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

(n=524) 環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ (%)

連携・協働の経緯	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
行政からの呼びかけ	61.8	57.8	69.5	76.0	87.2
環境NPO等からの呼びかけ	29.4	34.9	54.9	46.4	42.6
他の主体からの呼びかけ	11.8	8.4	12.2	13.6	10.8
わからない	11.8	8.4	7.3	3.2	2.1
その他	0.0	2.4	0.0	0.8	2.1

#### (4) 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること(問 12-3:複数回答)

【全体的な傾向】(図表 -69)

- 環境NPO等との連携・協働の取組を「既の実施している」自治体 586 団体に対し、連携・協働にあたり期待する事項について訊ねた設問では、『環境NPO等とのパートナーシップの構築』と答えた自治体が全体の 79.4%を占めて最も多く、僅差で『環境NPO等の自発的取組の推進』の 79.2%が多い。次いで『環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』が 62.6%で多い。

【基本属性別の特徴】(図表 -69)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれ属性においても、『環境NPO等とのパートナーシップの構築』、『環境NPO等の自発的取組の推進』、『環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』の3項目の割合が高い。
- 政令指定都市では他の属性に比較して『民間活力の導入等による行政効率の向上』(58.8%)、『事務経費の削減』(52.9%)の割合も高く、また、設問であげた6項目すべての割合が5割を超えており、環境NPO等との連携・協働に多くの期待を寄せていることがうかがえる。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -70)

- 市区町村を人口規模別で見ると、大きな違いはみられないが、『環境NPO等とのパートナーシップの構築』、『環境保全活動に係る指導者の育成』については人口規模が小さくなるほど割合が低くなる傾向がみられる。

図表 III-69 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること(基本属性別/複数回答)

環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ ( % )

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 586	都道府県 n = 45	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 524
民間活力の導入等による行政効率の向上	43.7	46.7	58.8	42.9
事務経費の削減	23.0	20.0	52.9	22.3
環境NPO等の自発的取組の推進	79.2	97.8	88.2	77.3
環境NPO等とのパートナーシップの構築	79.4	95.6	88.2	77.7
環境保全活動に係る指導者の育成	45.9	64.4	64.7	43.7
環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	62.6	77.8	76.5	60.9

図表 III-70 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること

(市区町村の人口規模別:政令指定都市を除く/複数回答)

(n=586) 環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ ( % )

連携・協働にあたり期待すること	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
民間活力の導入等による行政効率の向上	38.2	41.0	43.9	37.6	47.7
事務経費の削減	29.4	18.1	12.2	23.2	26.7
環境NPO等の自発的取組の推進	67.6	68.7	82.9	80.8	78.5
環境NPO等とのパートナーシップの構築	52.9	68.7	81.7	75.2	86.2
環境保全活動に係る指導者の育成	35.3	31.3	45.1	40.8	51.3
環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	47.1	60.2	61.0	58.4	65.1

### (5) 環境NPO等の支援・育成の実施状況(問 13)

【全体的な傾向】(図表 -71)

- 環境NPO等の民間団体の支援・育成(補助金・交付金等の資金援助、活動拠点の提供、施設・資機材の提供等)について、「既の実施している」自治体が全体の31.1%を占めており、「現在検討中である」の9.8%を加えると計40.9%の自治体の実施もしくは検討に取り組んでいる。

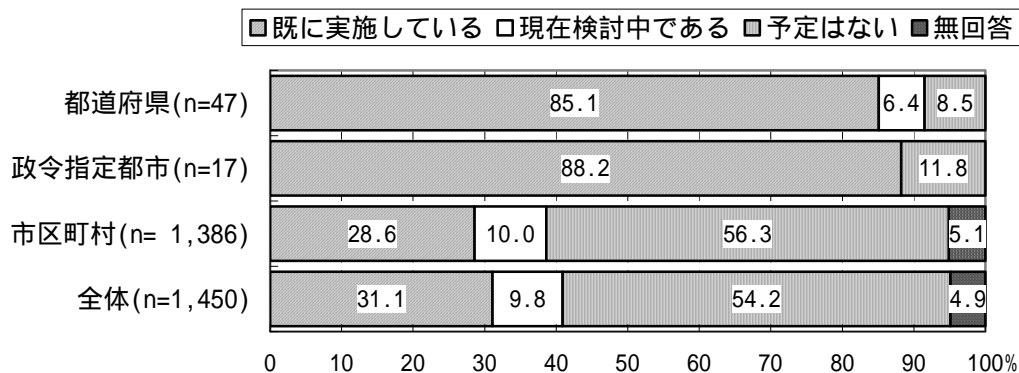
【基本属性別の特徴】(図表 -71)

- 都道府県と政令指定都市の「既の実施している」割合はそれぞれ85.1%、88.2%と9割近く、多くの自治体の実施しているが、市区町村は28.6%で、「現在検討中である」の10.0%を加えても計38.6%にとどまる。

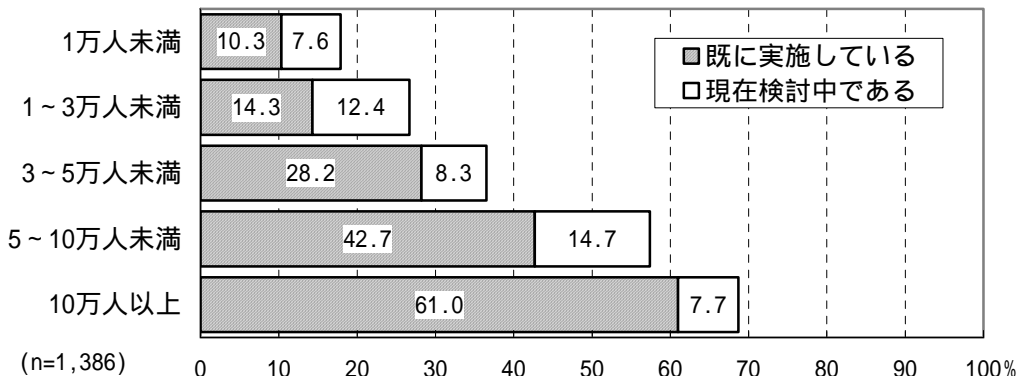
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -72)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が大きくなるに従い、環境NPO等の支援・育成を実施している自治体の割合も上昇しており、人口1万人未満では10.3%にとどまるが、10万人以上では61.0%まで高くなる。

図表 III-71 環境NPO等の支援・育成の実施状況(基本属性別)



図表 III-72 環境NPO等の支援・育成の実施状況(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)



## (6) 環境NPO等への支援・育成の具体的な実施事例(問 13-1:自由記述)

### 【都道府県の特徴】

- 環境NPO等への支援・育成の取組は、おおよそ、<経済的支援(助成、補助金交付等)>と<便宜提供(資機材や拠点の提供等)>の2つに分類できる。
- <経済的支援>には、各種活動に対する経費等支援や活動支援のほかに、NPOやボランティア等活動団体の交流拠点や調整機能を担う財団・社団法人、ボランティアセンター、協議会等を都道府県が設立、出資し、間接的に各種団体を財政的に支援するものもみられる。
- <便宜提供>は、活動に要する資機材や活動場所・拠点の提供のほか、セミナー・講座等の開催、専門家や講師の派遣、功績のあったNPO団体等の表彰、環境関連社会貢献に取り組む企業とそうした企業への協力を希望する民間団体の「マッチング支援(愛知県)」などがあげられている。

### 【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市も都道府県同様に<経済的支援>、<便宜提供>もしくはその両方が行われており、その支援・提供内容についても共通したものとなっている。
- また、財団法人やNPOセンター、活動支援センター等を設立し、それら組織を介して<経済的支援>や<便宜提供>などの各種支援を一元的に行っている自治体が複数ある(「なごやボランティアNPOセンター(名古屋市)」、「なにわエコ会議(大阪市)」、「さいたま市水環境ネットワーク(さいたま市)」、「(財)かわさき市民活動センター(川崎市)」など)。

### 【東京23区の特徴】

- 回答のあった13区のうち4区が事業や施設運営を委託する方法をとっており、助成等による<経済的支援>は3区のみで、他は活動の場・拠点の提供、広報やイベントの協働実施等といった<便宜提供>があげられている。

### 【市町村の特徴】

- 市町村では、<便宜提供>に類する活動拠点の提供が特に多く、NPO支援センター設置等と答えた自治体も複数ある。また、資機材の提供や各種活動・イベント等の共同実施・開催、人的支援や情報提供なども目立つ。
- <経済的支援>に類する事業や活動に対する助成金、補助金交付を行っている自治体も多い。

## 4 4 その他の自主的な取組推進のための施策

### (1) 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況(問 14)

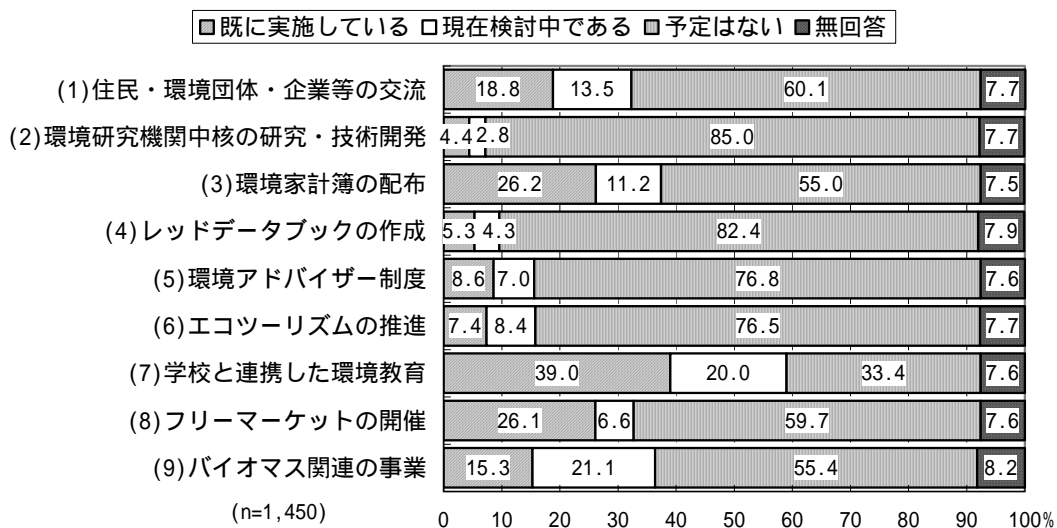
【全体的な傾向】(図表 -73)

- 事業者や住民、環境NPOをはじめ、様々な各主体による自主的な取組推進のための9つの施策について、それぞれの実施状況をみると、最も実施している割合が高い施策は『学校と連携した環境教育』の39.0%で、その他8つの施策項目を実施している割合はいずれも3割未満で低くなっている。
- 「既に実施している」自治体の割合は高くないが、「現在検討中である」の割合が9項目の中で比較的高い施策項目として、『バイオマス関連の事業』(検討中21.1%)、『住民・環境団体・企業との交流』(同13.5%)がある。

【基本属性別の特徴】(図表 -74)

- 都道府県と政令指定都市は、「実施中」の割合が5割以上となっている施策項目が多く、市区町村は『学校と連携した環境教育』が36.3%となっているほかは、全項目において実施している割合が低い。

図表 III-73 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況(全体)



図表 III-74 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況(基本属性別) (%)

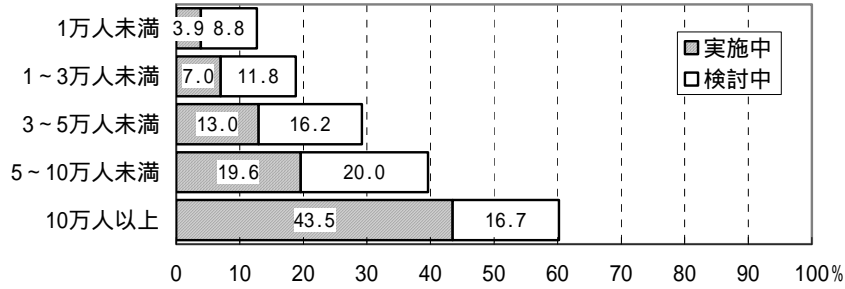
施策項目	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
住民・環境団体・企業等の交流	18.8	13.5	85.1	6.4	88.2	0.0	28.6	10.0
環境研究機関中核の研究・技術開発	4.4	2.8	68.1	4.3	58.8	0.0	1.6	2.8
環境家計簿の配布	26.2	11.2	80.9	4.3	82.4	0.0	23.7	11.6
レッドデータブックの作成	5.3	4.3	95.7	0.0	35.3	11.8	1.9	4.4
環境アドバイザー制度	8.6	7.0	91.5	0.0	52.9	11.8	5.2	7.2
エコツーリズムの推進	7.4	8.4	57.4	14.9	35.3	5.9	5.3	8.2
学校と連携した環境教育	39.0	20.0	100.0	0.0	94.1	5.9	36.3	20.9
フリーマーケットの開催	26.1	6.6	19.1	2.1	76.5	0.0	25.7	6.9
バイオマス関連の事業	15.3	21.1	72.3	10.6	47.1	35.3	13.0	21.3

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

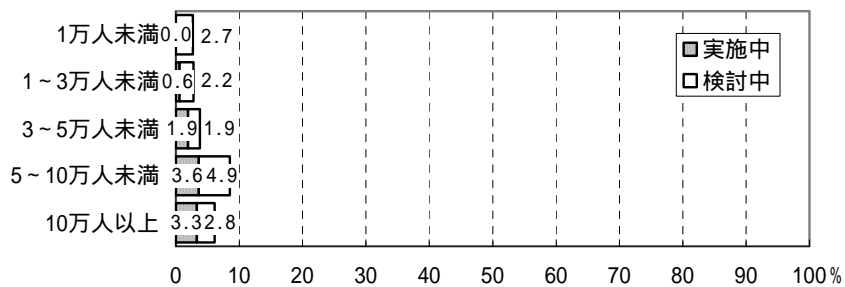
- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が大きくなるほど実施している自治体の割合が高くなる傾向がみられる。

図表 III-75 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

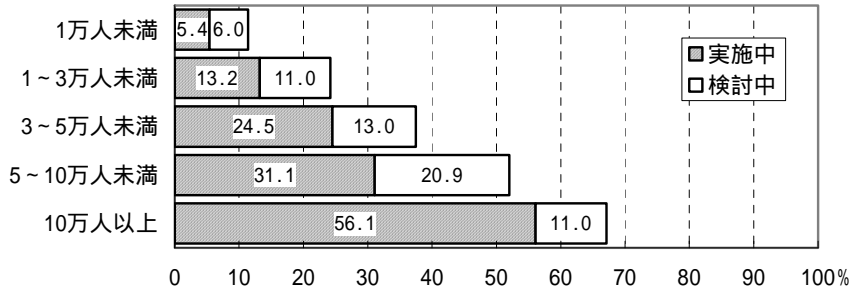
住民・環境団体・企業等の交流



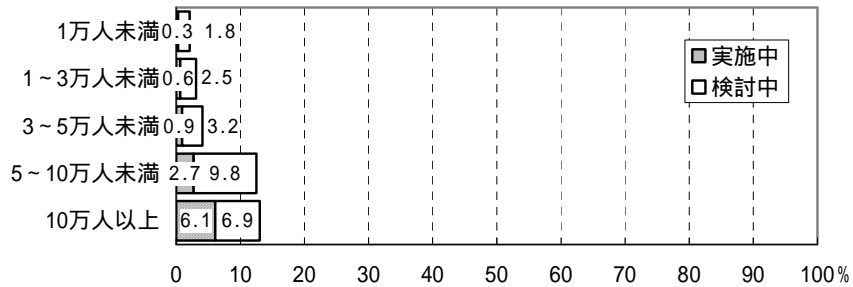
環境研究機関中核の研究・技術開発



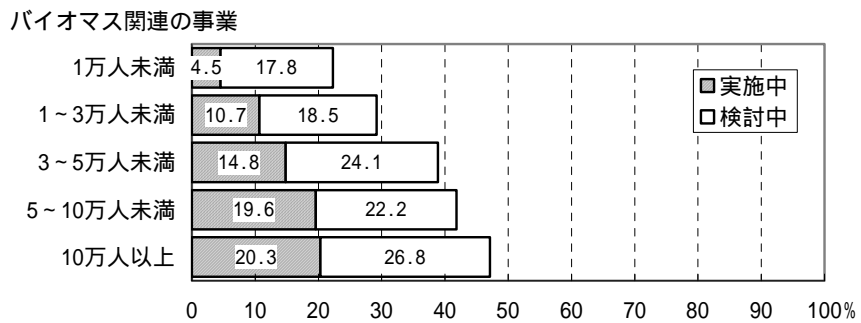
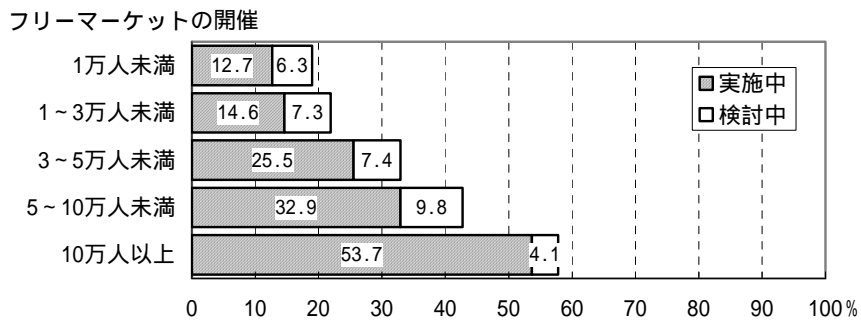
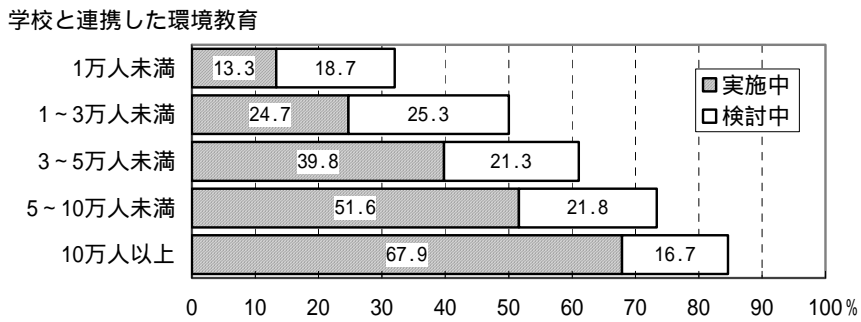
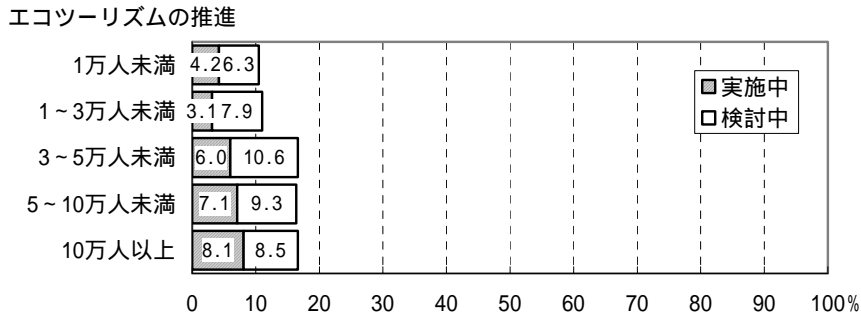
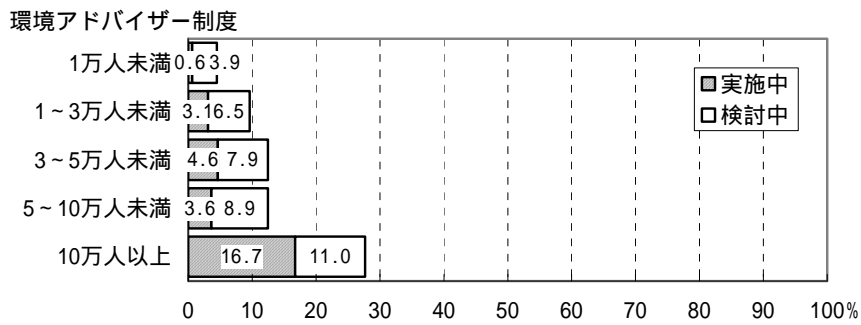
環境家計簿の配布



レッドデータブックの作成







(n=1,386)

## (2) エコツーリズムを推進するための施策の実施状況(問 14-1)

【全体的な傾向】(図表 -76)

- 前項「(1)各主体による自主的な取組推進施策の実施状況」で、『(6)エコツーリズムの推進』を「既の実施している」または「現在検討中である」と答えた229の自治体に対し、エコツーリズムの推進施策の6項目についてそれぞれ実施状況を訊ねた設問では、『市民・NPO・企業への情報提供』を実施している自治体が38.0%で最も多いほかは、実施している自治体がそれほど多くなく、検討中の自治体が3~4割と比較的多い。

【基本属性別の特徴】(図表 -77)

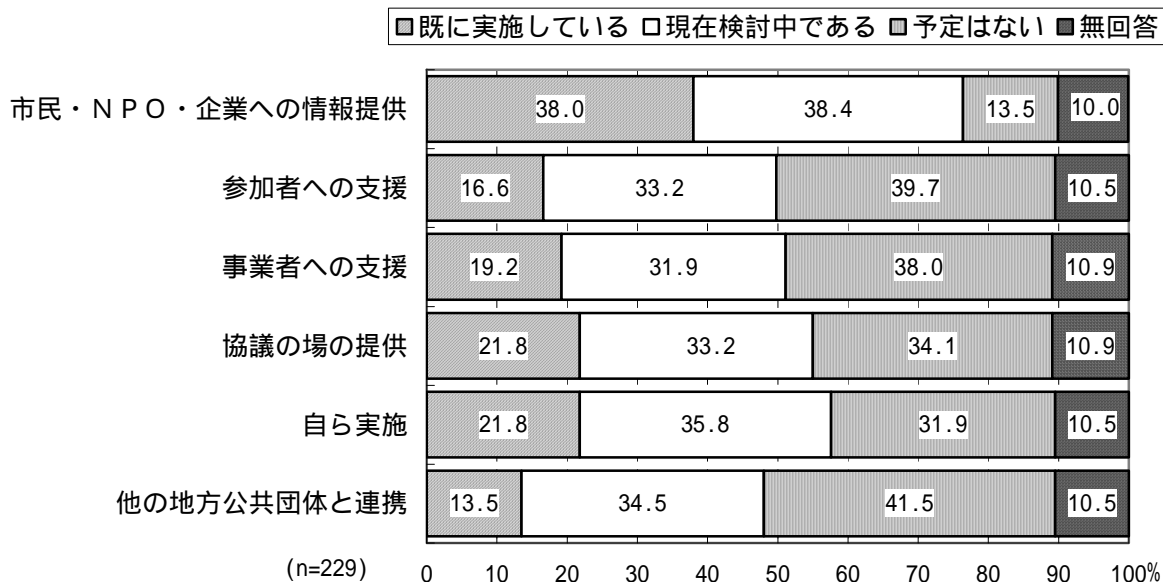
- 都道府県では『市民、NPO、企業への情報提供』を「既の実施している」割合が61.8%で高い。
- 政令指定都市においては、『市民、NPO、企業への情報提供』と『協議の場の提供』を実施している自治体の割合が共に57.1%で高く、「検討中」の割合が都道府県、市区町村より高くなっている項目が多い。
- 市区町村は、都道府県や政令指定都市に比べて全項目とも実施している割合が低くなっているが、「検討中」の自治体がいずれの項目も3割以上となっている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -78)

- 市区町村を人口規模別にみると、特に人口規模との相関は見受けられないが、いずれの施策項目においても、人口1~3万人未満において「検討中」の割合が他の人口規模より高くなっている。

図表 111-76 エコツーリズム推進施策の実施状況(全体)

『エコツーリズムの推進』を「既の実施している」または「現在検討中である」自治体のみ



図表 III-77 エコツーリズム推進施策の実施状況（基本属性別）

『エコツーリズムの推進』を「既に実施している」または「現在検討中である」自治体のみ

(1)市民、NPO、企業への情報提供			(2)参加者への支援			(%)
基本属性(n)	実施中	検討中	予定はない	実施中	検討中	予定はない
全体(229)	38.0	38.4	13.5	16.6	33.2	39.7
都道府県(34)	61.8	11.8	20.6	8.8	23.5	58.8
政令指定都市(7)	57.1	42.9	0.0	14.3	42.9	42.9
市区町村(188)	33.0	43.1	12.8	18.1	34.6	36.2

(3)事業者への支援			(4)協議の場の提供			
基本属性(n)	実施中	検討中	予定はない	実施中	検討中	予定はない
全体(229)	19.2	31.9	38.0	21.8	33.2	34.1
都道府県(34)	29.4	14.7	47.1	20.6	26.5	44.1
政令指定都市(7)	28.6	28.6	42.9	57.1	42.9	0.0
市区町村(188)	17.0	35.1	36.2	20.7	34.0	33.5

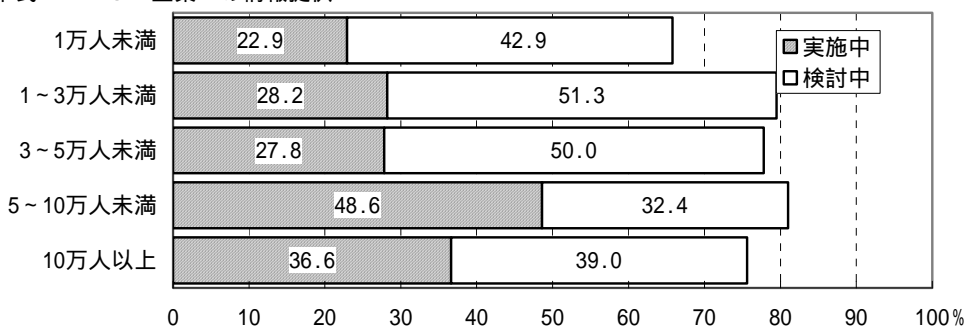
(5)自ら事業実施			(6)他の地方公共団体との連携			
基本属性(n)	実施中	検討中	予定はない	実施中	検討中	予定はない
全体(229)	21.8	35.8	31.9	13.5	34.5	41.5
都道府県(34)	20.6	17.6	52.9	23.5	32.4	38.2
政令指定都市(7)	28.6	42.9	28.6	14.3	57.1	28.6
市区町村(188)	21.8	38.8	28.2	11.7	34.0	42.6

(注) 網掛けは40%以上を示す。

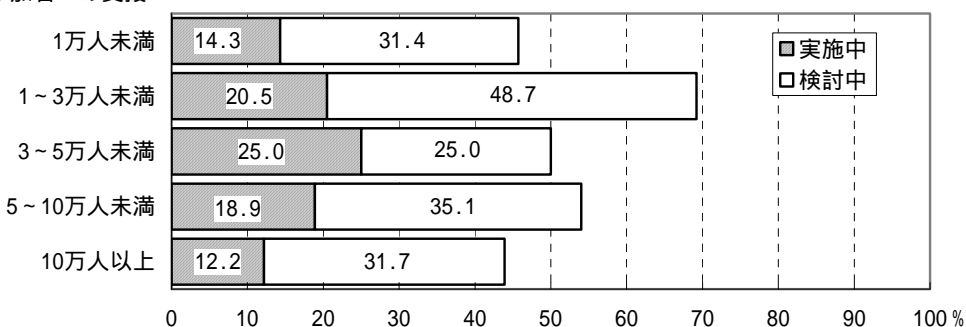
図表 III-78 エコツーリズム推進施策の実施状況（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

『エコツーリズムの推進』を「既に実施している」または「現在検討中である」自治体のみ

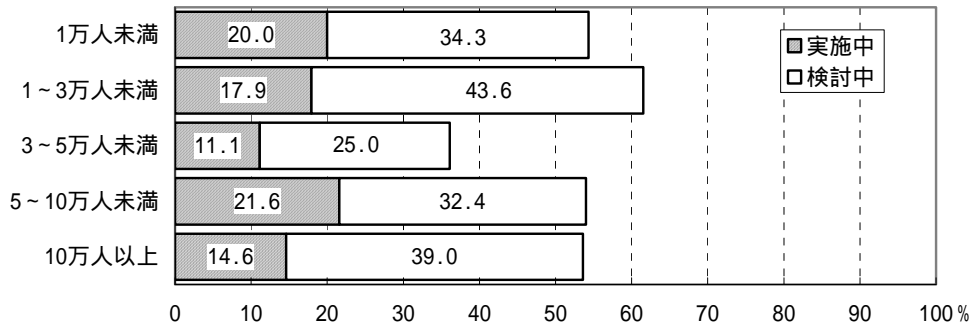
市民・NPO・企業への情報提供



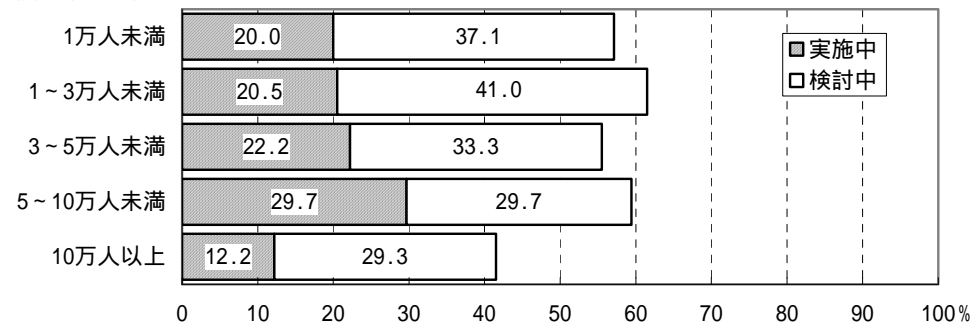
参加者への支援



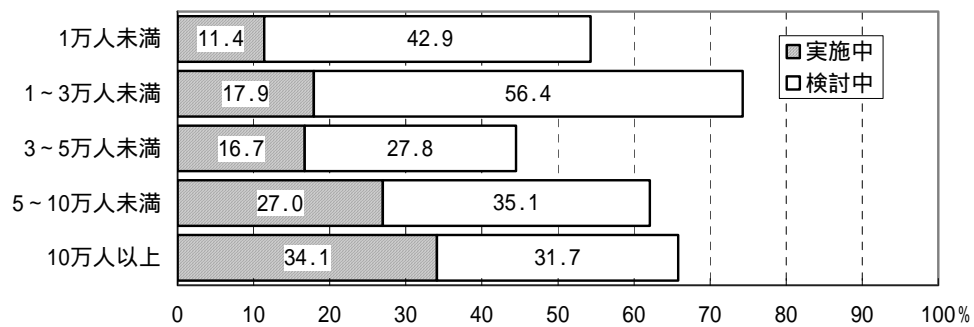
事業者への支援



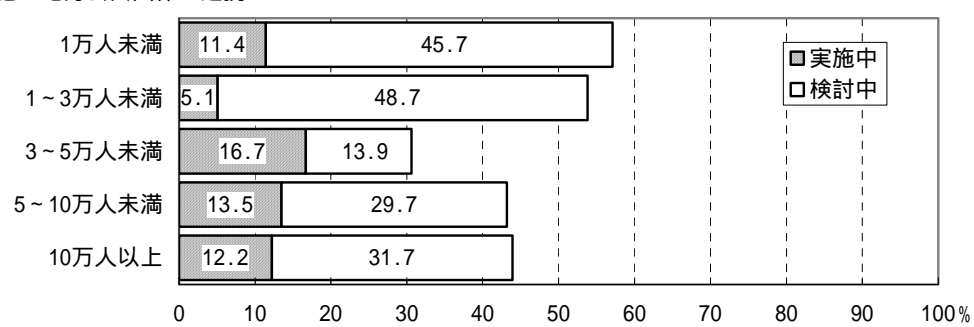
協議の場の提供



自ら実施



他の地方公共団体と連携



( n = 188 )

### (3) 体験型環境教育・環境学習の実施状況(問 14-2)

【全体的な傾向】(図表 -79)

- 体験型の環境教育・環境学習(自然観察会や水質調査、河川・砂浜・地域の美化・清掃活動、植林活動など)の実施状況については、「既に実施している」自治体が全体の47.4%となっている。

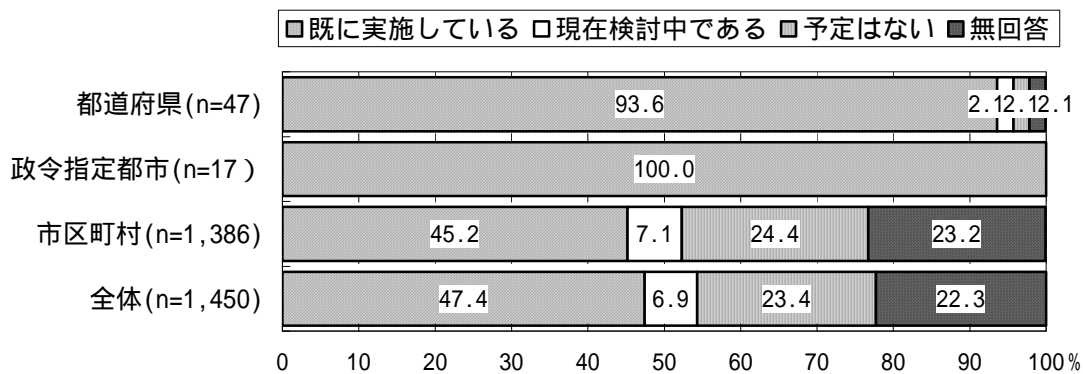
【基本属性別の特徴】(図表 -79)

- 都道府県、政令指定都市の「既に実施している」割合はそれぞれ93.6%、100.0%で、ほとんどの自治体を実施している。
- 市区町村の「既に実施している」割合は45.2%で、都道府県、政令指定都市ほど高くない。

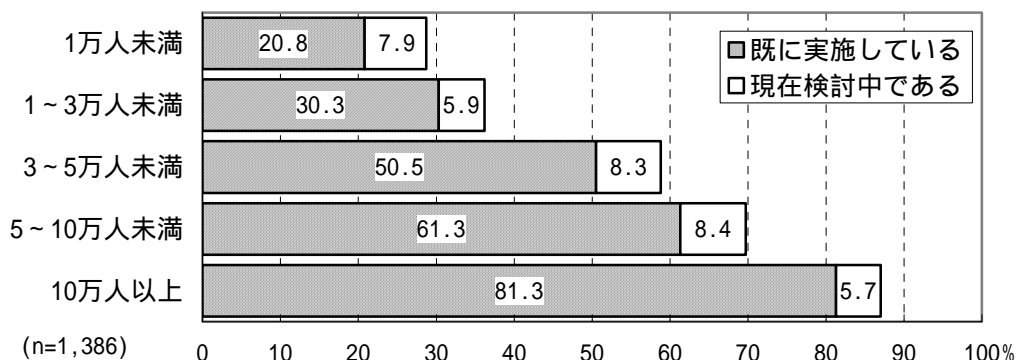
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -80)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が大きくなるにともない、実施している自治体の割合も高くなり、人口1万人未満では20.8%であるが、10万人以上では81.3%と4倍近く上昇する。

図表 111-79 体験型環境教育・環境学習の実施状況(基本属性別)



図表 111-80 市区町村における体験型環境教育・環境学習の実施状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)



## 5. 情報の提供・収集に関する取組

### 5 1 環境保全施策の展開における情報提供の取組

#### (1) 情報提供の方法(問 15)

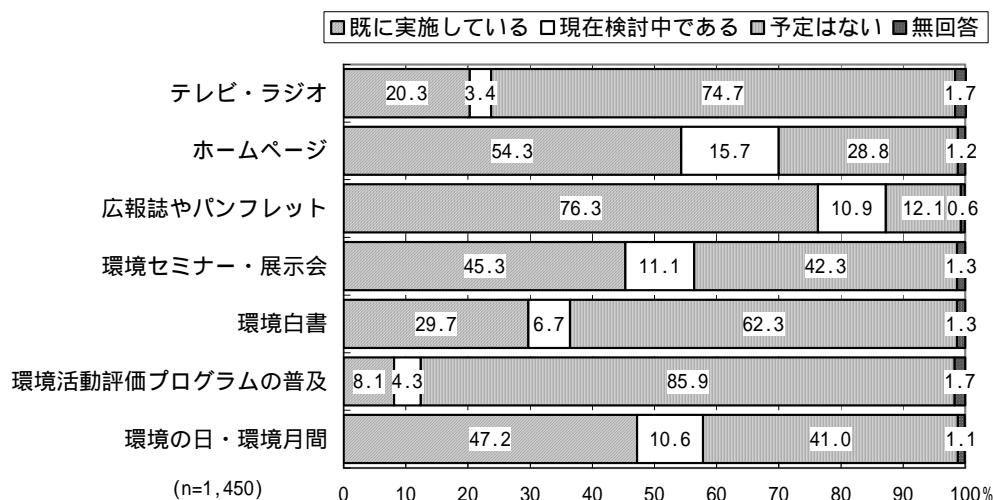
【全体的な傾向】(図表 -81)

- 地域の環境保全施策を実施するにあたり、自治体が行う情報提供の方法や利用する媒体については、『広報誌やパンフレット』を活用している自治体が76.3%で最も多く、次いで『ホームページ』の54.3%が多い。その他の項目では、『環境の日・環境月間』(47.2%)及び『環境セミナー・展示会』(45.3%)が4割超で、比較的多くの自治体を実施している。

【基本属性別の特徴】(図表 -82)

- 都道府県と政令指定都市の『ホームページ』、『広報誌やパンフレット』、『環境白書』、『環境セミナー・展示会』、『環境の日・環境月間』は、ほとんどの自治体を実施・活用等しており、電子媒体、紙媒体、イベントなど多岐にわたる方法・媒体を用いて情報提供を展開していることがうかがえる。
- 市区町村は、都道府県、政令指定都市に比べて、いずれの方法・媒体も低い割合になっているが、『広報誌やパンフレット』(75.3%)、『ホームページ』(52.2%)は多くの自治体を活用している。

図表 III-81 環境保全施策に関する情報提供の方法(全体)



図表 III-82 環境保全施策に関する情報提供の方法(基本属性別)

(%)

情報提供の方法	全体 n=1,450		都道府県 n=47		政令指定都市 n=17		市区町村 n=1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
テレビ・ラジオ	20.3	3.4	93.6	0.0	76.5	0.0	17.1	3.5
ホームページ	54.3	15.7	100.0	0.0	100.0	0.0	52.2	16.5
広報誌やパンフレット	76.3	10.9	100.0	0.0	100.0	0.0	75.3	11.4
環境セミナー・展示会	45.3	11.1	95.7	0.0	100.0	0.0	42.9	11.6
環境白書	29.7	6.7	100.0	0.0	100.0	0.0	26.4	7.0
環境活動評価プログラムの普及	8.1	4.3	68.1	2.1	88.2	0.0	5.1	4.4
環境の日・環境月間	47.2	10.6	93.6	0.0	94.1	5.9	45.1	11.0

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村を人口規模別にみると、『広報誌やパンフレット』はいずれの人口規模においても5割以上と高い割合で自治体に活用されている。また、その割合は人口規模の増加とともに上昇し、人口1万人未満の52.3%に対し、10万人以上では97.6%となる。
- いずれの方法・媒体も、人口規模の上昇とともに各方法・媒体を活用している自治体の割合が高くなっており、人口規模の大きい自治体ほど、多様な方法・媒体で情報提供を展開していることがうかがえる。

図表 III-83 環境保全施策に関する情報提供の方法（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

(n=1,386) ( % )

情報提供の方法	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
テレビ・ラジオ	6.0	6.2	16.2	16.0	49.6
ホームページ	17.2	35.1	60.2	76.9	95.1
広報誌やパンフレット	52.3	68.0	81.9	90.7	97.6
環境セミナー・展示会	10.6	25.8	50.0	64.0	86.2
環境白書	0.9	5.9	18.1	46.7	79.7
環境活動評価プログラムの普及	0.3	0.3	1.4	5.8	20.3
環境の日・環境月間	25.4	34.3	51.9	55.1	72.8

(注) 網掛けは50%以上を示す。

## (2) 実施している情報提供の内容(問 16)

### 【全体的な傾向】(図表 -84)

- 地域の環境保全施策に関連して実施している情報提供について、その具体的な情報の内容を訊ねた設問では、『暮らしの中の工夫や行動』の情報提供を「既の実施している」と答えた自治体が54.3%で最も多く、次いで『環境問題に対する政策』(51.7%)、『地域環境問題』(46.1%)、『環境問題の相談窓口』(45.4%)、『地球環境問題』(43.9%)、『環境問題が生活に及ぼす影響』(42.1%)、『自然とのふれあい』(41.2%)が多い。
- 『企業の環境保全取組』、『企業活動に伴う環境負荷』といった企業の取組等に関する情報の提供率は1割前後と低い。

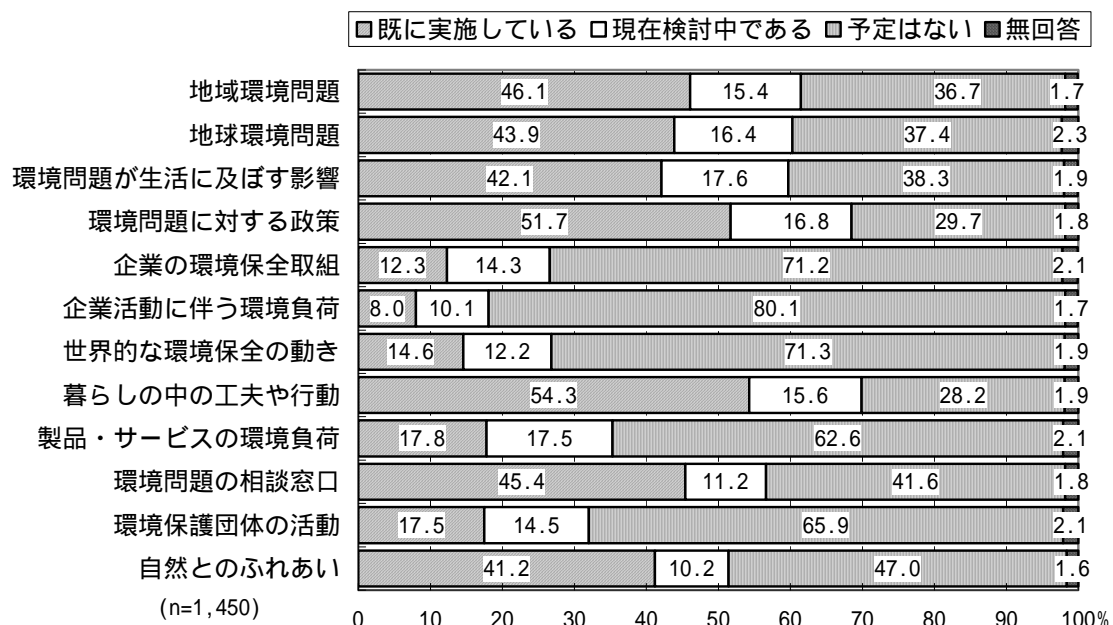
### 【基本属性別の特徴】(図表 -85)

- 都道府県と政令指定都市は、いずれの項目も情報提供を実施している自治体の割合が高く、行政施策、環境問題の現状・課題、環境問題と市民生活の関係など、幅広い情報提供に取り組んでいることがうかがえる。また、企業や環境NPOの活動状況についても、5割以上の自治体が情報提供に取り組んでいる。
- 市区町村では、『暮らしの中の工夫や行動』(52.3%)をはじめ、『環境問題に対する政策』、『地域環境問題』、『環境問題の相談窓口』、『地球環境問題』がいずれも4割以上ある以外は、情報提供を実施している割合は低い。

### 【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -86)

- 市区町村を人口規模別にみると、いずれの項目も人口規模の増加とともに情報提供を行っている自治体の割合が増加しており、人口規模が大きい市区町村ほど、多様な環境関連情報を提供している。

図表 III-84 実施している情報提供の内容(全体)





図表 III-85 実施している情報提供の内容（基本属性別）

(%)

情報提供の内容	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
地域環境問題	46.1	15.4	100.0	0.0	94.1	5.9	43.7	16.1
地球環境問題	43.9	16.4	95.7	0.0	94.1	5.9	41.6	17.1
環境問題が生活に及ぼす影響	42.1	17.6	100.0	0.0	94.1	5.9	39.5	18.3
環境問題に対する政策	51.7	16.8	100.0	0.0	100.0	0.0	49.5	17.5
企業の環境保全取組	12.3	14.3	72.3	10.6	76.5	17.6	9.5	14.4
企業活動に伴う環境負荷	8.0	10.1	66.0	4.3	76.5	0.0	5.2	10.5
世界的な環境保全の動き	14.6	12.2	59.6	2.1	64.7	17.6	12.5	12.5
暮らしの中の工夫や行動	54.3	15.6	97.9	0.0	100.0	0.0	52.3	16.3
製品・サービスの環境負荷	17.8	17.5	51.1	10.6	47.1	29.4	16.3	17.6
環境問題の相談窓口	45.4	11.2	100.0	0.0	100.0	0.0	42.9	11.7
環境保護団体の活動	17.5	14.5	78.7	4.3	82.4	5.9	14.6	14.9
自然とのふれあい	41.2	10.2	97.9	0.0	88.2	5.9	38.7	10.6

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-86 実施している情報提供の内容（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

(n=1,386)

(%)

情報提供の内容	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地域環境問題	19.6	35.7	44.9	55.6	76.4
地球環境問題	17.5	28.9	44.4	56.0	77.2
環境問題が生活に及ぼす影響	16.3	28.9	39.4	52.9	74.8
環境問題に対する政策	19.6	39.0	53.7	64.4	87.8
企業の環境保全取組	2.1	3.4	4.6	13.8	29.3
企業活動に伴う環境負荷	1.8	2.5	2.3	5.8	15.9
世界的な環境保全の動き	2.4	5.1	13.4	17.8	31.3
暮らしの中の工夫や行動	25.1	39.3	62.0	67.6	86.2
製品・サービスの環境負荷	6.0	9.0	20.4	23.1	31.3
環境問題の相談窓口	19.6	35.1	45.8	57.3	70.7
環境保護団体の活動	4.2	6.5	10.6	21.8	37.8
自然とのふれあい	17.2	23.0	36.1	56.9	76.8

(注) 網掛けは40%以上を示す。

## 5 2 住民からの意見の取入と公表

### (1) 環境保全施策推進過程における意見取入の実施状況(問 17)

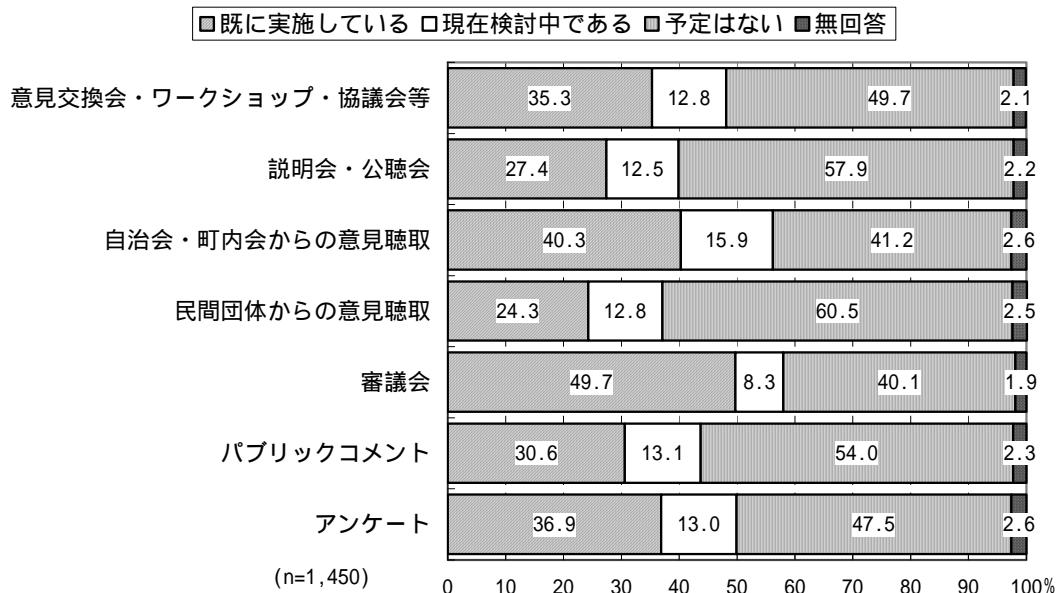
【全体的な傾向】(図表 -87)

- 環境保全施策を推進する過程で実施している住民からの意見取入の方法については、『審議会』を「既の実施している」割合が49.7%で最も高く、次いで『自治会・町内会からの意見聴取』が40.3%で高い。
- 『アンケート』、『意見交換・ワークショップ・協議会等』、『パブリックコメント』も、実施している自治体が3割以上で項目の中では比較的高い。

【基本属性別の特徴】(図表 -88)

- 都道府県、政令指定都市はいずれの意見取入方法も多くの自治体を実施しているが、『自治会・町内会からの意見聴取』を実施している割合が他の方法に比べて低い。
- 市区町村は、『審議会』とともに『自治会・町内会からの意見聴取』を4割以上の自治体を実施しているが、その他の方法については実施している割合が低い。

図表 III-87 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況(全体)



図表 III-88 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況(基本属性別)(%)

住民からの意見取入方法	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	35.3	12.8	87.2	0.0	88.2	5.9	32.9	13.3
説明会・公聴会	27.4	12.5	68.1	2.1	70.6	11.8	25.5	12.8
自治会・町内会からの意見聴取	40.3	15.9	21.3	8.5	52.9	5.9	40.8	16.3
民間団体からの意見聴取	24.3	12.8	70.2	6.4	70.6	5.9	22.2	13.1
審議会	49.7	8.3	87.2	4.3	82.4	0.0	48.1	8.5
パブリックコメント	30.6	13.1	93.6	0.0	82.4	5.9	27.8	13.6
アンケート	36.9	13.0	87.2	0.0	94.1	0.0	34.5	13.6

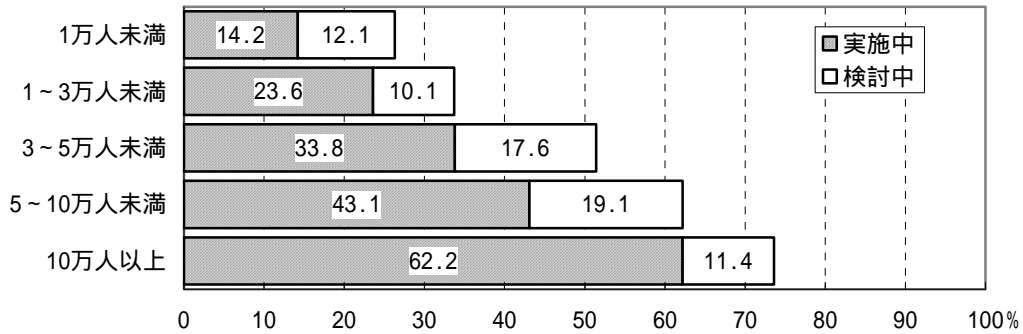
(注) 網掛けは40%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

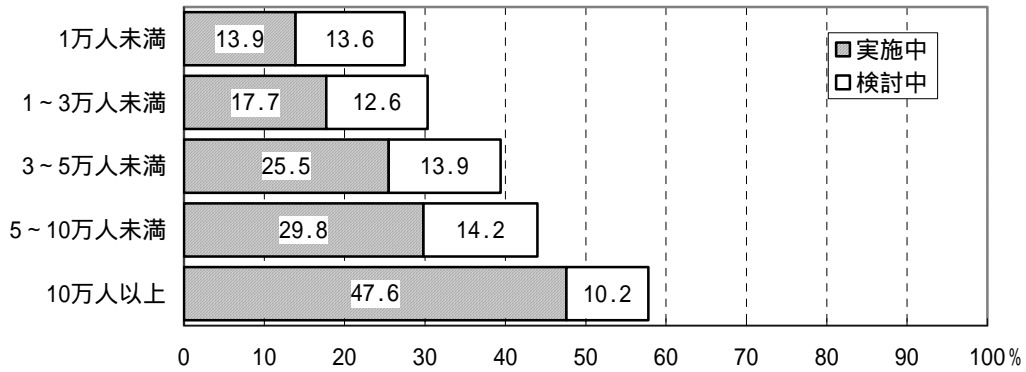
- 市区町村を人口規模別にみると、すべての意見取入方法の項目で、人口規模が大きくなるにともない実施している自治体の割合が上昇する傾向がみられる。

図表 III-89 環境保全施策推進過程における住民等の意見取入の実施状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

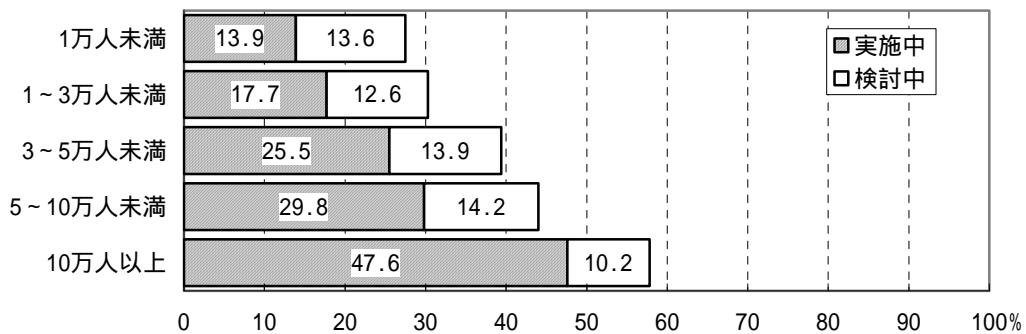
意見交換会・ワークショップ・協議会等



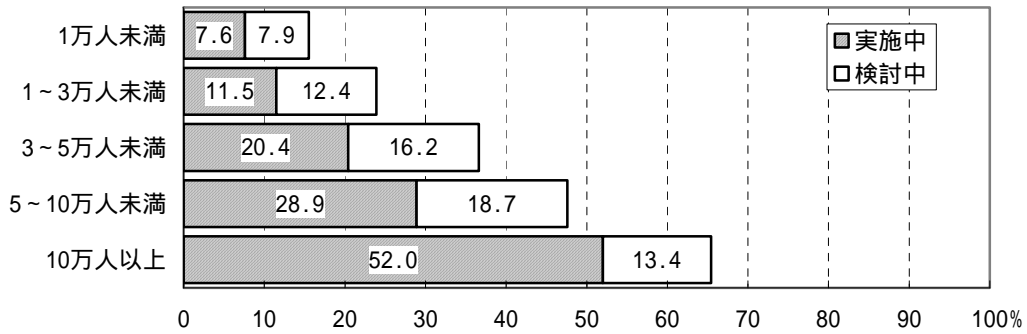
説明会・公聴会



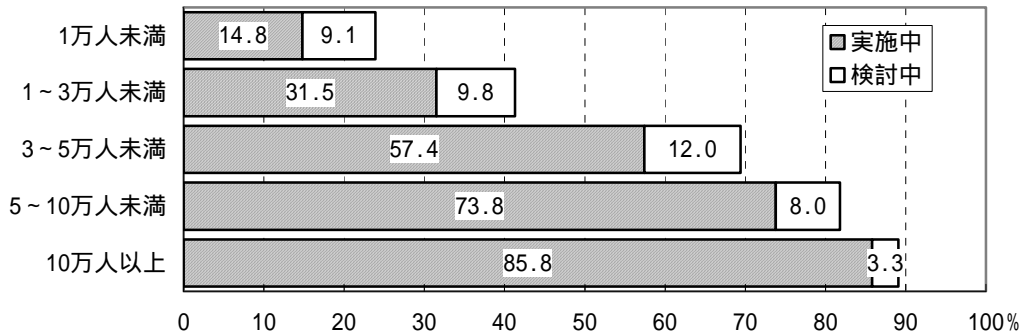
自治会・町内会からの意見聴取



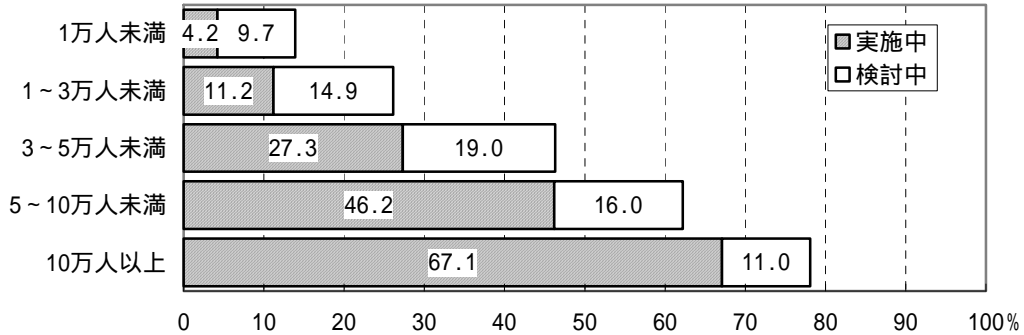
民間団体からの意見聴取



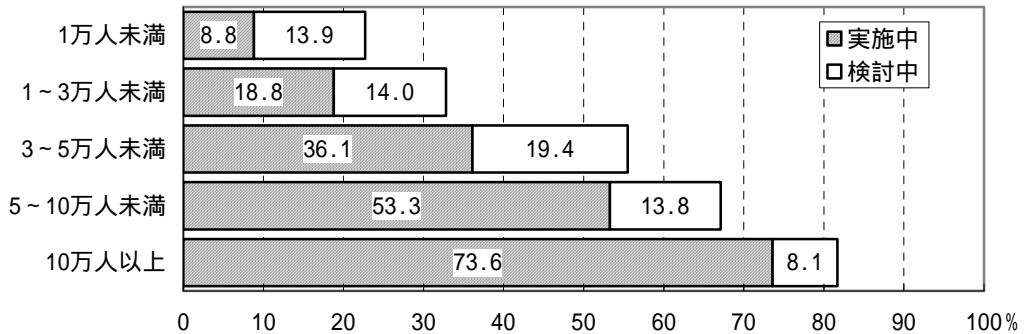
審議会



パブリックコメント



アンケート



(n=1,386)

## (2) 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける意見取入の実施状況(問 18)

【全体的な傾向】(図表 -90)

- 環境保全計画や環境政策に関する条例の策定・見直しの過程における、住民からの意見の取入の実施状況について、「取り入れている」と答えた自治体は全体の42.2%で、「現在検討中である」の20.7%を合わせると、計62.9%の自治体の実施・検討にあたっている。

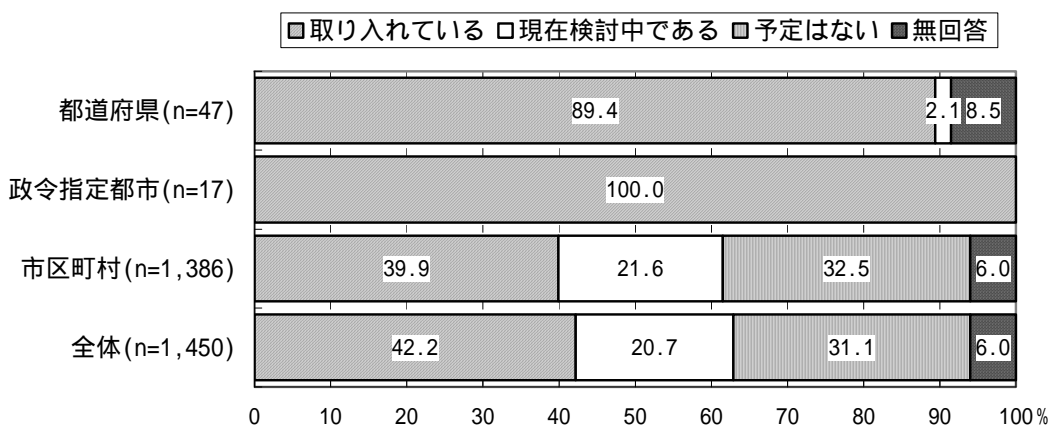
【基本属性別の特徴】(図表 -90)

- 都道府県の「取り入れている」割合は89.4%、政令指定都市は100.0%で、多くの自治体が住民からの意見取入を実施しており、一つの過程として定着しつつあることがうかがえる。
- 市区町村は「取り入れている」が39.9%にとどまるが、「現在検討中である」が21.6%あり、今後、住民からの意見取入を実施する自治体が増加していくものと予想される。

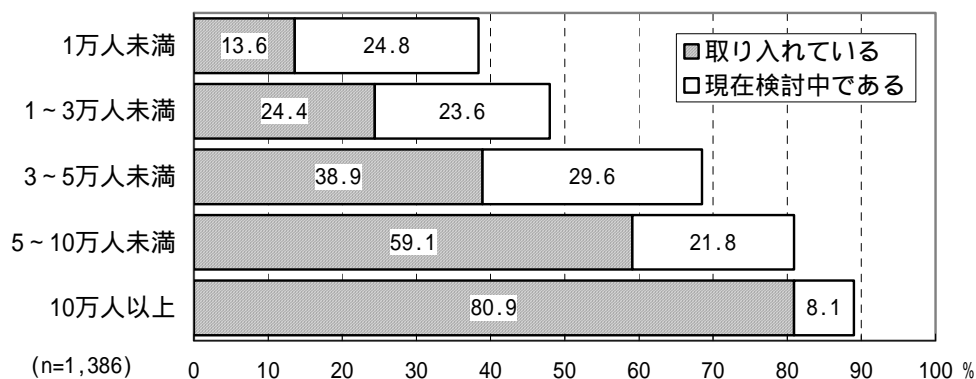
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -91)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が大きくなるにつれて、住民からの意見取入を実施している自治体の割合が大きく上昇している。
- また、人口規模の小さい自治体では、「現在検討中である」自治体の割合が高くなっている。

図表 III-90 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況(基本属性別)



図表 III-91 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)



### (3) 環境保全計画・条例の策定や見直しで実施している意見取入の方法(問 18-1)

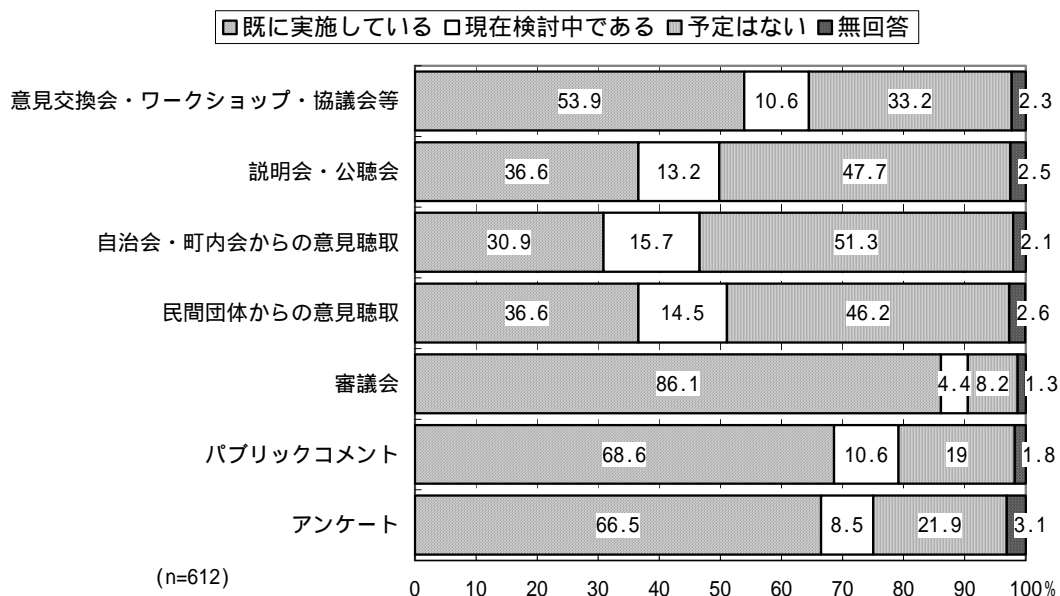
【全体的な傾向】(図表 -92)

- 環境保全計画や条例の策定・見直し過程において住民からの意見を「取り入れている」と答えた自治体 612 団体に対し、実施している意見取入の方法を訊ねたところ、『審議会』を「既

【基本属性別の特徴】(図表 -93)

- 都道府県、政令指定都市は、『自治会・町内会からの意見聴取』を実施している割合が低いほかは、いずれの方法も実施している割合が5割以上と高い。
- 市区町村は『審議会』を実施している割合が85.7%で突出して高いほか、『パブリックコメント』(65.6%)、『アンケート』(64.9%)、『意見交換会・ワークショップ・協議会等』(52.3%)も実施している割合が50%以上と高い。

図表 III-92 計画・条例の策定や見直しで実施している住民からの意見取入の方法(全体)  
環境保全計画・条例の策定や見直しにおいて住民からの意見を「取り入れている」自治体のみ



図表 III-93 計画・条例の策定や見直しで実施している住民からの意見取入の方法(基本属性別)  
環境保全計画・条例の策定や見直しにおいて住民からの意見を「取り入れている」自治体のみ

住民等からの意見取入の方法	全体 n = 612		都道府県 n = 42		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 553	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	53.9	10.6	69.0	4.8	70.6	5.9	52.3	11.2
説明会・公聴会	36.6	13.2	59.5	7.1	58.8	11.8	34.2	13.7
自治会・町内会からの意見聴取	30.9	15.7	11.9	9.5	41.2	17.6	32.0	16.1
民間団体からの意見聴取	36.6	14.5	61.9	4.8	52.9	23.5	34.2	15.0
審議会	86.1	4.4	88.1	2.4	94.1	0.0	85.7	4.7
パブリックコメント	68.6	10.6	97.6	0.0	94.1	0.0	65.6	11.8
アンケート	66.5	8.5	76.2	0.0	94.1	0.0	64.9	9.4

(注) 網掛けは50%以上を示す。

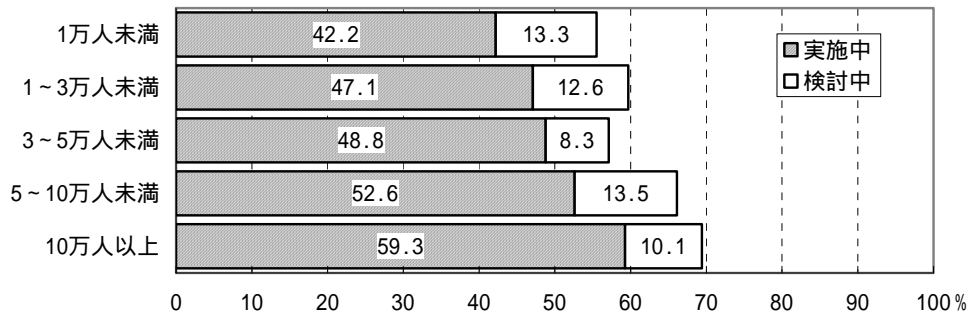
【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村を人口規模別にみると、市区町村で最も実施している割合が高い『審議会』は、人口1万人未満では53.3%であるが、1万人以上では70%以上、5万人以上では90%以上の自治体を実施している。
- 『民間団体からの意見聴取』、『パブリックコメント』、『アンケート』については、人口規模が大きいほど、実施している市区町村の割合も高くなる傾向がみられる。
- 『自治会・町内会からの意見聴取』については、人口規模の小さい自治体ほど実施している割合が高くなる傾向がみられ、規模の小さな自治体では環境関連の分野においても、自治会・町内会といった地域に密着した組織による活躍の場が多くなっているものと考えられる。

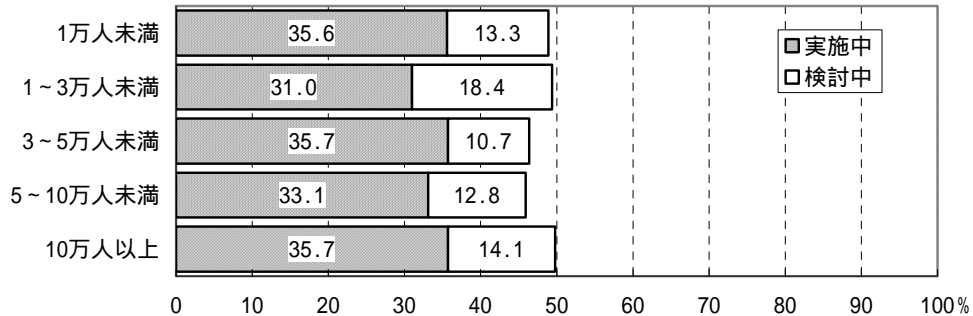
図表 III-94 計画・条例の策定や見直しで実施している住民からの意見取入の方法  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

環境保全計画・条例の策定や見直しにおいて住民からの意見を「取り入れている」自治体のみ

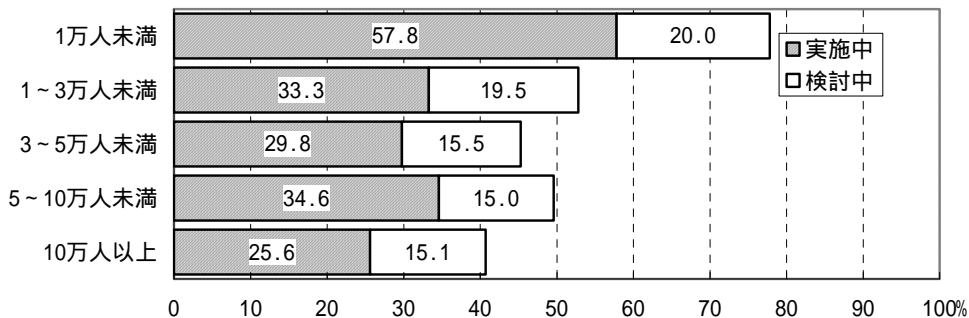
意見交換会・ワークショップ・協議会等



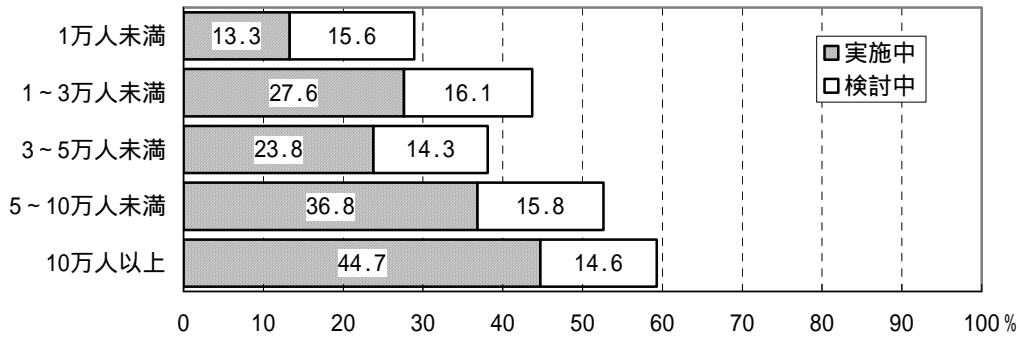
説明会・公聴会



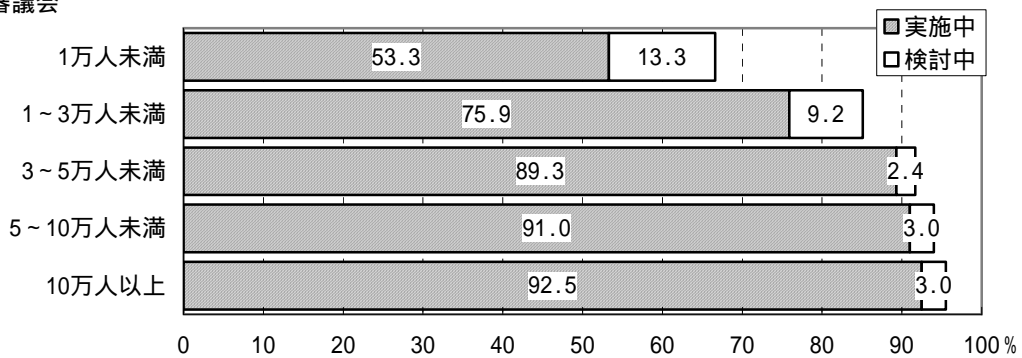
自治会・町内会からの意見聴取



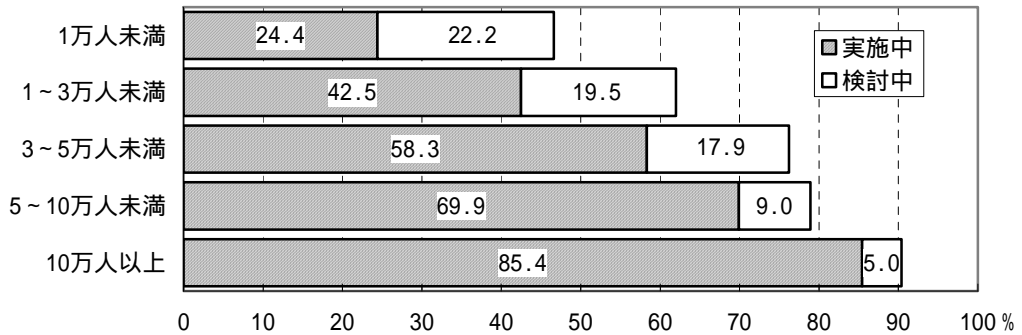
民間団体からの意見聴取



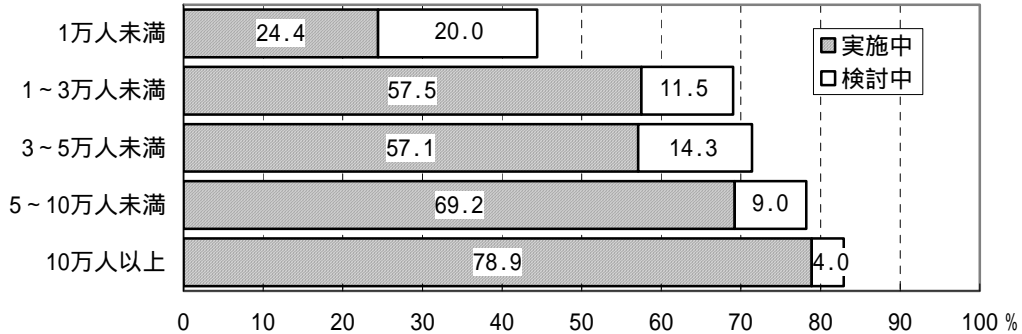
審議会



パブリックコメント



アンケート



( n = 553 )



#### (4) 住民からの意見に対する対応結果公表の実施状況(問 18-2)

【全体的な傾向】(図表 -95)

- 前項「(3) 環境保全計画・条例の策定や見直しで採用している意見取入の方法」で『(3)自治会や町内会からの意見聴取』、『(4)民間団体からの意見聴取』、『(6)パブリックコメント』を「既の実施している」と答えた自治体 488 団体に対し、取入を行った住民からの意見への対応結果の公表の実施状況を訊ねたところ、全体の 75.6%が「実施している」と答えている。

【基本属性別の特徴】(図表 -96)

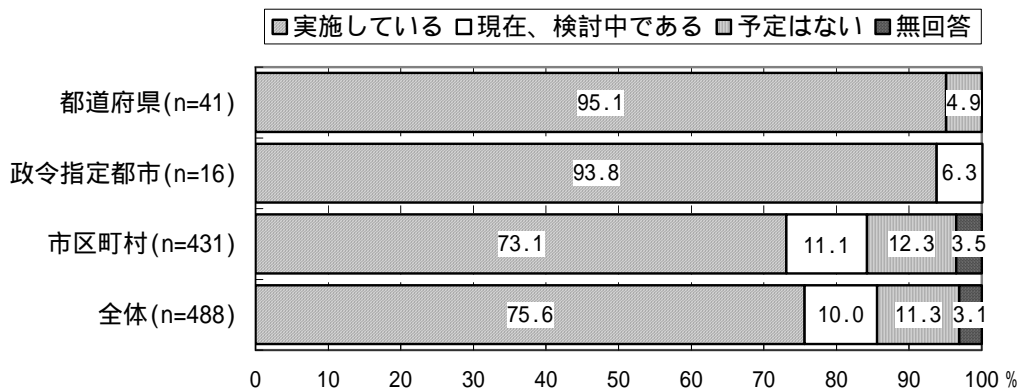
- 都道府県、政令指定都市の「実施している」割合は9割以上で高いが、市区町村は73.1%になっている。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村を人口規模別にみると、人口規模が大きくなるほど「実施している」自治体の割合が高くなる。
- また、人口1~3万人未満、3~5万人未満では「現在、検討中である」と答えた自治体の割合が他の人口規模に比べて高い。

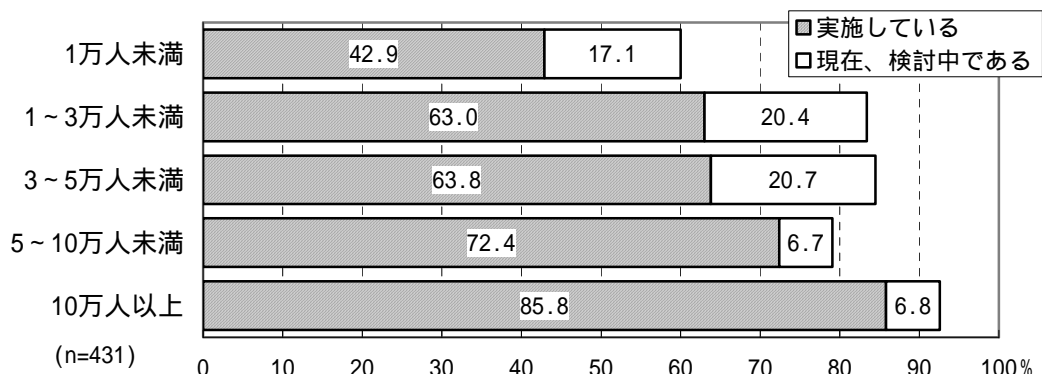
図表 III-95 住民からの意見に対する対応結果公表の実施状況(基本属性別)

『自治会や町内会からの意見聴取』、『民間団体からの意見聴取』、『パブリックコメント』を「既の実施している」自治体のみ



図表 III-96 住民からの意見に対する対応結果公表の実施状況  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

『自治会や町内会からの意見聴取』、『民間団体からの意見聴取』、『パブリックコメント』を「既の実施している」自治体のみ



## 6. 国際的な取組

### 6 1 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況(問 19)

【全体的な傾向】(図表 -97)

- 環境保全に関する知見を活かした国際協力等の取組 4 項目について、それぞれの実施状況を見ると、いずれの取組項目も「既に実施中」及び「現在検討中」の自治体の割合は非常に少なく、「予定はない」が 9 割以上を占めている。
- また、いずれの取組項目も、「検討中」が「実施中」より少なくなっている。

【基本属性別の特徴】(図表 -98)

- 自治体全体の国際協力の取組を実施している割合は低いが、政令指定都市ではいずれの取組項目も 5 割以上で、多くの自治体が積極的に複数の取組を展開していることがうかがえる。
- 都道府県も『開発途上国からの研修員の受け入れ』が 66.0%で実施している自治体が多い。
- 市区町村では、いずれの取組項目も「実施中」の割合が 0.6~2.2%で低い。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】(図表 -99)

- 市区町村を人口規模別にみると、人口 10 万人以上で実施している自治体の数が多くなっているが、10 万人未満の自治体は僅かな実施団体数になっている。

図表 III-97 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況(全体)

(n=1,450) ( % )

取組項目	既に実施中	現在検討中	予定はない
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.8	0.6	95.3
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	5.0	0.6	93.4
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	2.1	1.1	95.7
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	4.1	1.2	93.3

図表 III-98 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況(基本属性別)

( % )

取組項目	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.8	0.6	48.9	2.1	58.8	5.9	0.6	0.5
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	5.0	0.6	66.0	2.1	76.5	11.8	2.0	0.4
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	2.1	1.1	23.4	14.9	52.9	11.8	0.7	0.5
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	4.1	1.2	34.0	10.6	76.5	5.9	2.2	0.9

(注) 網掛けは 50%以上を示す。

図表 III-99 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況

(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く)

(n=1,386)

(団体数)

取組項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	0	1	1	1	5
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	1	1	2	4	20
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	0	1	0	1	8
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	1	3	2	5	20

## 7. 事業者・消費者としての取組

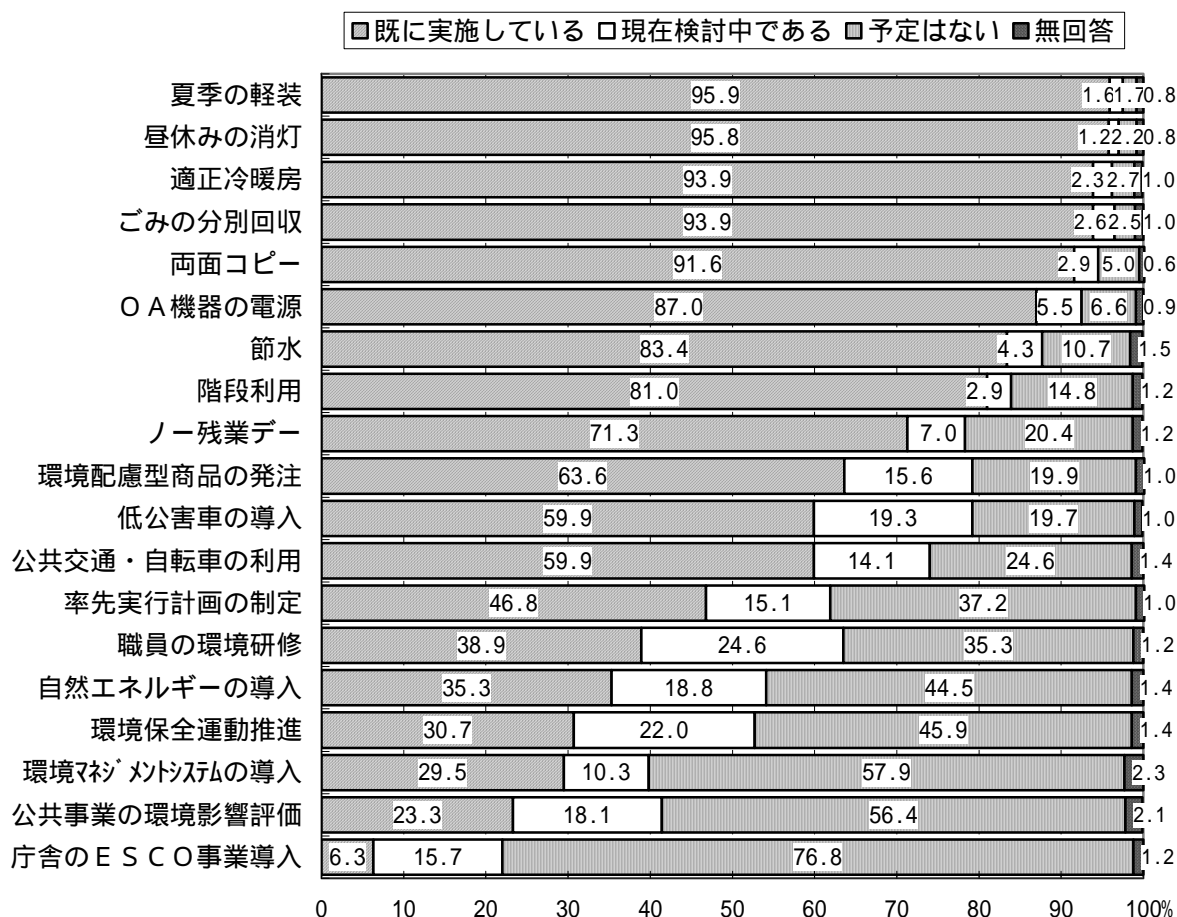
### 7 1 事業者・消費者としての環境保全に資する率先行動

#### (1) 環境保全に資する率先行動の実施状況(問 20)

【全体的な傾向】

- 事業者・消費者としての地方公共団体が自ら率先している環境保全行動として、19の取組項目の実施状況を訊ねたところ、「既に実施している」割合の上位8項目と下位11項目で2つの行動に分類できる。上位8項目は、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>、下位11項目は<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>である。
- <職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>は、いずれの取組項目も「既に実施している」割合が80%以上で、『夏季の軽装』の95.9%を筆頭に、5項目が90%以上を占めている。職員個人レベルでは非常に高い意識を持って行動しており、既に多くの自治体で習慣化、定着化しつつある行動やルールであることがうかがえる。
- <組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は、『ノー残業デー』の71.3%を筆頭に『庁舎のE S C O事業導入』(同6.3%)まで、取組項目によって実施率に差異がみられる。

図表 III-100 環境保全に資する率先行動の実施状況(全体)



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市では、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>のすべての取組項目が、ほぼ全自治体において実行されており、市区町村もすべての取組項目が80%以上と高い割合になっている。
- <組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>については、『庁舎のE S C O事業導入』を除いたすべての項目を、都道府県や政令指定都市の70%以上の自治体が既に実施している。
- 市区町村の<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>については、都道府県や政令指定都市に比較して実施率が項目全体にわたり低くなっているが、『環境配慮型商品の発注』、『ノー残業デー』、『低公害車の導入』、『公共交通・自転車の利用』は50%以上で高い。

図表 III-101 環境保全に資する率先行動の実施状況（基本属性別）

<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>

(%)

取組項目	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1)両面コピー	91.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	91.2	3.0
(2)節水	83.4	0.0	95.7	0.0	100.0	0.0	82.8	4.5
(3)適正冷暖房	93.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	93.7	2.5
(4)昼休みの消灯	95.8	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	95.6	1.3
(5)夏季の軽装	95.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	95.7	1.7
(6)OA機器の電源	87.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	86.4	5.8
(7)階段利用	81.0	0.0	100.0	0.0	94.1	5.9	80.2	3.0
(8)ごみの分別回収	93.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	93.6	2.7

<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>

(%)

取組項目	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1)率先実行計画の制定	46.8	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	44.3	15.8
(2)環境配慮型商品の発注	63.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	61.9	16.3
(3)環境保全運動推進	30.7	6.4	76.6	6.4	76.5	17.6	28.6	22.6
(4)庁舎のE S C O事業導入	6.3	34.0	38.3	34.0	47.1	47.1	4.8	14.7
(5)自然エネルギーの導入	35.3	8.5	85.1	8.5	100.0	0.0	32.8	19.3
(6)ノー残業デー	71.3	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	70.0	7.4
(7)低公害車の導入	59.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	58.1	20.2
(8)公共交通・自転車の利用	59.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	58.1	14.7
(9)公共事業の環境影響評価	23.3	2.1	91.5	2.1	94.1	0.0	20.1	18.9
(10)職員の環境研修	38.9	2.1	95.7	2.1	94.1	5.9	36.3	25.5
(11)環境マネジメントシステムの導入	29.5	2.1	97.9	2.1	100.0	0.0	26.3	10.8

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村を人口規模別にみると、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>については、すべての取組項目で、いずれの人口規模の自治体においても実施している割合が60%以上となっている。また、人口3万人以上では、すべての取組項目が80%以上となっており、人口規模が大きいほど、その実施率はやや高くなる傾向にある。
- <組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は、ほぼすべての取組項目が人口規模にともない、実施している自治体の割合も高くなっている。特に人口10万人以上の自治体では、『庁舎のE S C O事業導入』、『公共事業の環境影響評価』を除いたすべての取組項目を、60%以上の自治体が実施している。

図表 III-102 環境保全に資する率先行動の実施状況（市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く）

<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>

(%)

取組項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1)両面コピー	82.5	88.5	93.1	98.2	99.6
(2)節水	72.5	76.7	83.8	92.0	97.2
(3)適正冷暖房	86.7	93.5	95.8	99.1	99.2
(4)昼休みの消灯	92.7	94.1	97.7	99.1	99.6
(5)夏季の軽装	91.8	95.2	99.1	99.6	98.0
(6)O A機器の電源	78.2	83.4	84.3	96.9	96.7
(7)階段利用	66.5	78.1	83.8	91.6	91.9
(8)ごみの分別回収	90.3	91.9	94.4	98.7	98.0

<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>

(%)

取組項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1)率先実行計画の制定	16.6	27.2	45.8	65.8	85.4
(2)環境配慮型商品の発注	39.0	48.6	63.4	80.4	94.7
(3)環境保全運動推進	9.1	20.2	25.0	40.0	60.2
(4)庁舎のE S C O事業導入	2.4	2.0	4.2	3.6	12.6
(5)自然エネルギーの導入	10.0	19.4	32.9	40.4	76.0
(6)ノー残業デー	45.6	62.9	77.8	87.1	93.1
(7)低公害車の導入	32.9	46.6	58.3	76.4	93.5
(8)公共交通・自転車の利用	31.1	49.2	61.6	75.6	90.2
(9)公共事業の環境影響評価	9.4	10.1	19.9	24.4	45.9
(10)職員の環境研修	12.7	21.3	30.6	53.8	79.7
(11)環境マネジメントシステムの導入	7.6	10.7	23.6	37.3	67.5

(注) 網掛けは60%以上を示す。

## (2) 環境保全に資する率先行動による効果(問 20-1:複数回答)

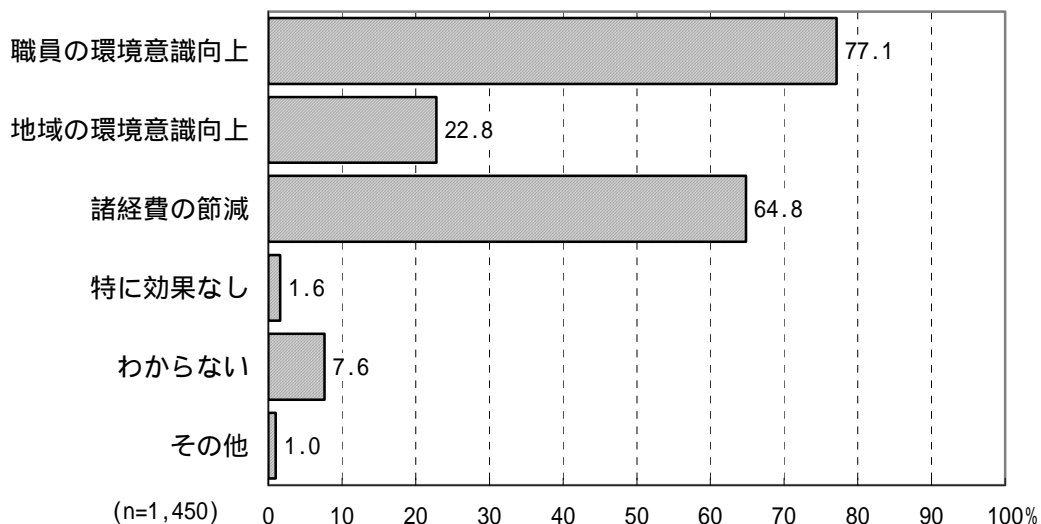
【全体的な傾向】(図表 -103)

- 環境保全に資する率先行動を実行したことによる効果については、『職員の環境意識向上』をあげた自治体が全体の77.1%で最も多い。これは、率先行動の取組項目で自治体を実施している割合の高いもの上位8項目を、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>が占めている結果にもあらわれている。
- 次いで、『諸経費の節減』(64.8%)があげられているが、率先行動が省エネや紙や水などの資源節約にもつながる行動になっていることがうかがえる。

【基本属性別の特徴】(図表 -104)

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『職員の環境意識向上』と『諸経費の節減』を率先行動の実行による効果としてあげる自治体が多くなっている。
- 都道府県と政令指定都市で『特に効果なし』、『わからない』と回答した自治体はないが、市区町村では『特に効果なし』が1.7%、『わからない』が7.9%となっている。

図表 III-103 環境保全に資する率先行動による効果(全体/複数回答)



図表 III-104 環境保全に資する率先行動による効果(基本属性別/複数回答)(%)

項目	全体 n = 1,450	都道府県 n = 47	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 1,386
職員の環境意識向上	77.1	100.0	100.0	76.0
地域の環境意識向上	22.8	34.0	35.3	22.3
諸経費の節減	64.8	85.1	94.1	63.7
特に効果なし	1.6	0.0	0.0	1.7
わからない	7.6	0.0	0.0	7.9
その他	1.0	2.1	5.9	0.9

(注) 網掛けは60%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村を人口規模別にみると、『職員の環境意識向上』はいずれの人口規模においても60%以上となっているが、人口規模の増加とともにその割合も上昇する。
- 『諸経費の節減』についてはすべての人口規模で60~70%となっており、人口規模による傾向差はあまりみられない結果となっている。

図表 III-105 環境保全に資する率先行動による効果  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く / 複数回答)

(n=1,386) ( % )

項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
職員の環境意識向上	62.5	71.1	80.1	85.8	91.9
地域の環境意識向上	23.0	19.7	20.8	18.7	30.5
諸経費の節減	62.2	62.1	60.6	68.0	68.7
特に効果なし	2.7	1.7	2.3	0.9	0.4
わからない	11.2	8.7	9.7	5.3	3.7
その他	0.9	0.6	1.9	0.9	0.4

(注) 網掛けは60%以上を示す。

## 7 2 環境マネジメントシステム

### (1) 環境マネジメントシステムの導入部門(問 20-2:自由記述)

#### 【都道府県の特徴】

- 都道府県 47 団体のうち、『本庁舎』に環境マネジメントを導入していると答えた自治体は 36 団体 (76.6%) であり、他の施設・機関に比べて多い。次いで『合同庁舎』(15 団体:31.9%)が多い。

図表 III-106 都道府県における環境マネジメントシステムの導入部門(重複あり)

環境マネジメントシステム導入部門	都道府県 (n=47)	比率 (%)	備考
本庁舎	36	76.6	-
合同庁舎	15	31.9	総合庁舎、分庁舎、本庁舎別館、出先機関等を含む
試験研究機関	9	19.1	各種センター含む
知事部局	9	19.1	-
県立学校	5	10.6	教育委員会、教育庁含む
警察庁舎	5	10.6	-
議会庁舎	2	4.3	-
無記入	7	14.9	-

(注)「すべての機関」の回答は本庁舎及び知事部局にそれぞれ含めた。

#### 【政令指定都市の特徴】

- 17 政令指定都市のうち、環境マネジメントシステムの導入部門について回答があった団体は 16 団体で、うち『本庁舎』が導入部門となっている団体は 14 団体である。
- 庁舎以外に 8 団体が『清掃工場』、6 団体が『水処理場(上下水道関連部局すべて含む)』に導入している。

#### 【東京 23 区の特徴】

- 回答のあった 14 区全てが『本庁舎』(もしくは区長部局)で導入している。
- 庁舎以外では教育関連施設・部局(幼稚園、学校、教育委員会等)が多く、6 区が導入している。

#### 【市町村の特徴】

- 回答のあった市町村のほとんどが、『本庁舎』(役場、庁舎、全庁舎の回答を含む)に環境マネジメントシステムを導入している。
- 庁舎以外では、学校等教育機関、清掃工場、上下水道関連部局・施設、給食センターなどが多い。



## (2) 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動(問 20-3:複数回答)

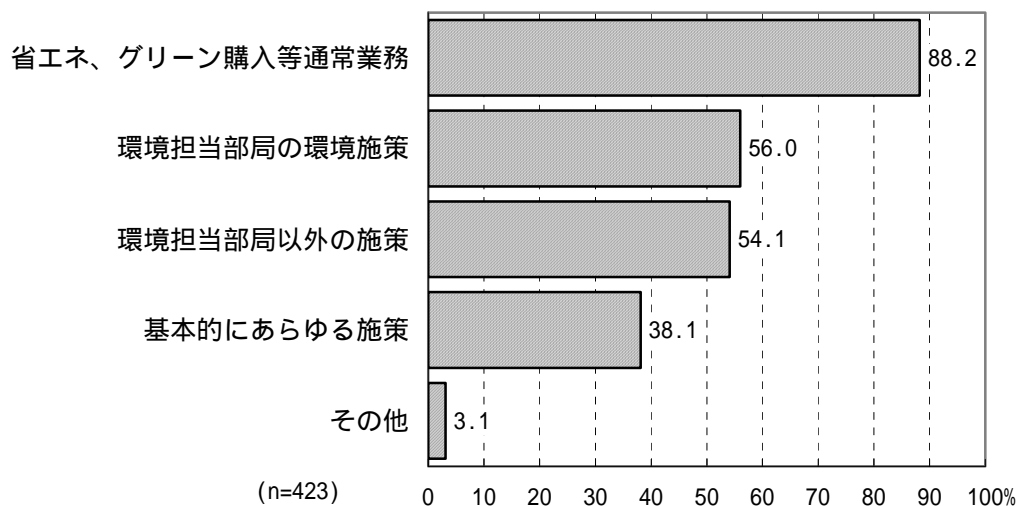
【全体的な傾向】(図表 -107)

- 本庁舎で導入している環境マネジメントシステムの対象活動について、複数回答を可として訊ねた設問では、自治体 423 団体が回答している。このうち 88.2%が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を本庁舎における環境マネジメントシステムの対象としてあげている。
- 『環境担当部局の環境施策』(56.0%)と『環境担当部局以外の施策』(54.1%)はともに5割を超えており高い割合になっているが、『基本的にあらゆる施策』は38.1%にとどまる。

【基本属性別の特徴】(図表 -108)

- 都道府県は『省エネ・グリーン購入などの通常業務』が94.6%で、政令指定都市、市区町村よりも高い割合になっている。
- 『環境担当部局の環境施策』、『環境担当部局以外の施策』は都道府県、政令指定都市ともに7割前後であるが、市区町村は5割強と差がみられる。
- 『基本的にあらゆる施策』は都道府県43.2%、政令指定都市28.6%、市区町村37.9%で、市区町村よりも政令指定都市の方が低い。

図表 III-107 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動(全体/複数回答)



(注) 設問上、回答は本庁舎で環境マネジメントシステムを導入している自治体に限定している。  
この設問の回答割合は回答した自治体数を基数(n)として算出している。  
(回答した自治体数: 423 団体)

図表 III-108 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動(基本属性別/複数回答)  
(%)

項目	全体 n = 423	都道府県 n = 37	政令指定都市 n = 14	市区町村 n = 372
省エネ、グリーン購入等通常業務	88.2	94.6	85.7	87.6
環境担当部局の環境施策	56.0	67.6	71.4	54.3
環境担当部局以外の施策	54.1	70.3	71.4	51.9
基本的にあらゆる施策	38.1	43.2	28.6	37.9
その他	3.1	2.7	7.1	3.0

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【人口規模別の市区町村(政令指定都市を除く)の特徴】

- 市区町村を人口規模別にみると、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を対象としている自治体はいずれの人口規模でも80%以上を占め、人口規模に関わらず高い割合になっている。
- 『環境担当部局の環境施策』と『環境担当部局以外の施策』を対象活動とする自治体の割合は、人口規模の増加とともに上昇している。

図表 III-109 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動  
(市区町村の人口規模別：政令指定都市を除く / 複数回答)

(n=372) ( % )

項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
省エネ、グリーン購入等通常業務	86.2	82.7	94.4	87.1	87.5
環境担当部局の環境施策	17.2	38.5	53.7	54.1	67.1
環境担当部局以外の施策	20.7	28.8	51.9	52.9	65.1
基本的にあらゆる施策	24.1	46.2	33.3	36.5	40.1
その他	0.0	1.9	0.0	3.5	4.6

(注) 網掛けは50%以上を示す。

## 資料編

### 1. 環境教育・環境学習の数値目標設定事例

都道府県における環境教育・環境学習の数値目標設定事例

青森県	総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合(平成21年度で65.0%)、こどもエコクラブ会員数(平成20年度で800人)
秋田県	環境あきた県民塾受講者数 H18 405人 H22 880人
山形県	山形県環境学習支援団体認定数 9(H17) 30(H27)等
福島県	各種環境教育講座の受講者数や環境関連指導者の認定者数
茨城県	エコライフ活動実践率など
栃木県	環境学習関連事業を実施している市町村の割合、県市町村における環境学習関連事業実施件数、環境教育研修参加者数等
群馬県	「尾瀬学校」中学卒業までに一人一回尾瀬学校を体験する。
埼玉県	企業のノウハウを導入して環境学習を実施する学校数を県環境基本計画の重点取組施策指標に設定している
千葉県	県が主催・共催する環境学習への参加者数17,000人以上
神奈川県	マイアジェンダ登録学校数 *マイアジェンダ登録:自らの環境配慮に向けた自主的な取組みを登録すること
新潟県	こどもエコクラブ会員数、環境学習施設の来館者総数
富山県	ナチュラリスト(自然解説員)の認定者数 607人(H17) 780人(H27)
福井県	学校エネルギーセーブ運動取組校数300、企業や環境保全団体などによる環境教育開催回数300
山梨県	環境学習プログラム参加者数、親子エコスクール参加者数、山梨環境科学カレッジ修了者数
長野県	こどもエコクラブ登録数、自然観察会等への参加者数など
岐阜県	環境学習地域ボランティア人材登録人数、こどもエコクラブ登録数
静岡県	環境学習リーダーの数、学校における環境教育・環境学習の実施率
愛知県	県の環境学習施設「もりの学舎」への来館者数:毎年度3万人
三重県	環境教育参加者数(環境学習情報センターの指導者養成講座や環境講座、体験教育、社会見学、イベント等)
滋賀県	県民の環境美化活動への参加率、買物袋を持って買物に行く県民の割合
京都府	環境家計簿の普及8,000世帯、地球温暖化防止活動推進委員委嘱250名等
奈良県	環境学習活動への講師派遣回数、H27に年60件目標。環境教育・環境学習情報を提供するHPへのアクセス数、H27に年20万アクセス
大阪府	子どものエコクラブの登録クラブ数
兵庫県	体験型環境学習・教育の参加人数
鳥取県	環境教育施設の利用者数など環境教育・学習参加者数を20万人以上とする
岡山県	環境学習エコツアー参加者数、水辺教室の開催地区数ほか
広島県	こどもエコクラブメンバー数、NPO登録団体数
山口県	環境学習参加者数30,000人(目標値等平成22年度)
徳島県	環境プログラム提供数、各種環境プログラム参加者数、環境アドバイザー登録者数、環境アドバイザー派遣回数・受講者数、「学校版環境ISO」取り組み校数など
香川県	環境学習支援ネットワーク登録者数について、指導者を100人、団体数を50団体にすることを数値目標(平成22年度末)にしている
佐賀県	子どもエコクラブ参加数、環境サポーター数
大分県	環境教育アドバイザー派遣団体数、こどもエコクラブ参加者数
宮崎県	環境保全アドバイザー講座受講者数(H22 5,000人)、環境情報センター利用者数(H22 10,000人)
熊本県	動く環境教室参加人員(5,100人以上)、環境センター主催事業参加者数(2,200人)、環境教育指導者の派遣による環境学習参加人員(2,500人以上)、森林教室の開催数(年20回)、環境教育研究推進校の指定校(49校累計)、学校版環境ISOへの参加校数(610校)、子どもエコセミナー事業への参加校数(145校)等
沖縄県	環境センター利用者及びセミナー受講者数

政令指定都市における環境教育・環境学習の数値目標設定事例

札幌市	本市が所有する環境に関する施設の利用者数の合計を定量目標項目として設定している
新潟市	環境教育副読本で学習した児童・生徒数、地球環境図面コンクールの応募数、こどもエコクラブの会員数、環境フェア参加人数など
浜松市	環境教育、環境学習などの取り組みに対する市民満足度（市民アンケート）
静岡市	市環境基本計画の基本目標の一つに「市民参画と環境教育の推進」を設定している
名古屋市	エコライフに取り組んでいる世帯の割合：8割、環境問題に対する講習会やセミナーに参加する人の割合：20%
大阪市	平成18年度から平成21年度までの4年間で大阪市立環境学習センターへの来館者数100万人を達成することにより多くの人の環境学習機会を提供するよう努めている
神戸市	こどもエコクラブの結成：目標200、エコ市民ネットワーク登録者数：1,000人
広島市	環境サポーターの活動回数
北九州市	環境学習サポーター数、環境家計簿参加者数、自然環境サポーター数など

東京 23 区における環境教育・環境学習の数値目標設定事例

葛飾区	平成27年度の一人一日あたりのごみ量を対平成15年度比25%減とする（840g 630g）
新宿区	指導者養成講座修了者等が行う出前講座を年50回開催する
杉並区	環境リーダーの登録数：平成22年度までに120名 専門教材による環境学習参加者：平成22年度までに3,000名
足立区	花いっぱい運動に取り組んでいる学校数目標値：平成17年度 平成25年度68件 学校と事業者・地域協働による取り組み件数目標値：平成17年度12校 平成25年36件
台東区	各種環境学習講座等への参加人数 目標値（H21年度）1,000人/年
品川区	環境学習・講座として平成21年度33回
墨田区	各種講座の年間開催回数及び参加者数、環境学習施設への年間来館者数 ほか
目黒区	モデル事業（6分野）、公募事業（5分野）の実施
練馬区	エコクラブ数、環境作文コンクール応募数、エコライフチェック参加者数、環境学習室の利用件数等

## 2. 環境保全に関する13項目の取組の実施事例

環境保全に関する13項目の取組（事例内の番号と対応）	
(1)	地域単位での循環システムの構築に向けた取組
(2)	コンパクトで環境負荷の小さい都市となるような空間的利用の実現への取組
(3)	新エネルギーの活用への取組
(4)	緑地の保全や風の通り道の確保等の効果的な配置、公共空間の緑化への取組
(5)	流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画(水循環マスタープランや水循環健全化行動計画など)策定への取組
(6)	化学物質の環境リスクの把握やその低減のための取組
(7)	環境保全に関わる取組に関する拠点づくり
(8)	職員に対する環境教育の実施や環境学習の機会の提供
(9)	持続可能な地域づくりを進めるうえでの人材の育成と活用
(10)	戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた環境配慮の推進
(11)	地域経済の活性化につながることを強く意識した環境保全への取組
(12)	地域コミュニティの活性化につながることを強く意識した環境保全への取組
(13)	地域における特徴的な自然・環境・文化的な資源を活用した取組

### 都道府県における環境保全に関する13項目の取組の実施事例（1/2）

青森県	(1)循環型社会推進地域連携ネットワーク事業、地域の企業等による紙ごみ等の集団回収システムの構築支援、(3)青森県地域新エネルギービジョン、青森県エネルギー産業振興戦略等の策定、(9)環境紙芝居出前授業、川のスクールアダプト推進事業、(13)あおもりのエコをみつけよう、こども環境探検団事業（企業との連携による環境教育）、(8)森林環境教育に係る研修受講、環境マネジメントシステム研修、(5)青森の水健全化プログラムの策定、(12)馬淵川河川整備計画懇談会
秋田県	(3)稲わらを原料とする「ソフトセルロース利活用技術確立農業（2008年～2012年）」
宮城県	(1)「エコフォーラム」の構築支援、(4)みどりのクニづくり事業、(6)「宮城県科学物質適正管理指針」の策定、(7)みやぎ環境学習パートナーシップ会議の設置、(9)みやぎのふるさとづくり活動推進事業、環境教育リーダー制度、(12)農地・水・環境保全向上対策 など
福島県	(2)地球温暖化対策として「環境エネルギー戦略」を策定（平成20年2月）し、平成20年度から22年度までの3年間、環境エネルギー対策を集中的戦略的に実施する。平成20年12月には2日間で2万人を集める「ふくしま環境エネルギーフェア」を初めて実施した。
茨城県	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定
群馬県	(11)県産木材の利用促進、(13)尾瀬学校
埼玉県	(3)太陽光発電の率先導入、(4)彩の国みどりの基金を活用した緑化、(13)緑のトラスト運動
東京都	(4)緑化計画書制度
神奈川県	新エネルギーアドバイザー事業、新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業
富山県	20年4月から全国で初めて県内全域で主要スーパーマーケット等でのレジ袋無料配布取り止めが開始されている。（43社399店舗/21年1月末） 家庭用太陽光発電システム導入に対する補助や融資、小水力発電の導入推進（農業用水を利用した新たな施設建設や設置に向けた検討等）が図られている。
山梨県	「山梨県地球温暖化対策条例」を平成20年12月に制定したほか、「山梨県地球温暖化対策実行計画」及び「やまなし環境教育実践指針」の制定に向けた取組を実施中。 小水力発電用開発支援室を設置し、市町村・企業・NPO等に対し、調査・設計段階から支援することとした（H20.11）。
長野県	(1)ごみ減量化アドバイザー事業、リサイクル推進認定、ごみダイエットショップ認定、(3)長野県地球温暖化対策条例、(4)各種公共事業での配慮、(5)長野県水環境保全総合計画、(6)P R T R制度、(8)エコアクション21の運用、(9)ごみ減量化アドバイザー、自然観察インストラクター、産業人材カレッジ、エコファーマーの育成、(11)環境配慮型住宅の普及、環境に配慮した観光振興（信州エコ泊）
岐阜県	新エネルギー導入の普及啓発、県有施設への導入
静岡県	(3)「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン」に基づく取り組み、(13)富士山の総合的な環境保全への取り組み

都道府県における環境保全に関する13項目の取組の実施事例(2/2)

愛知県	(1)資源・エネルギーの地域内循環により、持続可能な社会の実現を目指す「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の具体化、(3)市町村との協調補助やグリーン電力証書の活用促進による住宅用太陽光発電の普及、(5)「あいち水循環再生基本構想」に基づき設置した「水循環再生地域協議会」において水循環再生地域行動計画を作成し、地域・流域が一体となり、取組を推進、(9)県有環境学習施設「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」における体験型環境学習の推進
滋賀県	太陽光発電設置促進滋賀モデルの推進、琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)に基づく施策の推進、持続可能な滋賀社会ビジョンの策定と施策への反映、バイオディーゼル燃料の利用促進
京都府	(3)京都エコポイントモデル事業、(9)地球温暖化対策人材育成(各種マイスター認定)、(11)京都産業エコ推進機構、(13)京都モデルフォレスト、ウッドマイレージ
奈良県	県民・事業者・NPOなどが連携した環境保全活動組織(奈良県環境県民フォーラム)
大阪府	地球温暖化対策を進めるため、バイオエタノール3%混合ガソリン(E3)を輸送用燃料として利用する実証事業を実施しています。これは、大阪に集結したバイオ燃料に関する技術やインフラを活かし、バイオエタノール3%混合ガソリン(E3)の本格的な普及拡大に向けた大規模実証モデル事業(「エコ燃料実用化地域システム実証事業」)です。具体的には、ガソリン車4万台分に相当するE3の製造・供給を通じて、バイオエタノールの安定供給やE3の流通体制を検証すると共に、普及・拡大に必要な知見を収集することとしています。
兵庫県	(1)ひょうごエコタウン構想の推進、(3)新兵庫県地球温暖化防止推進計画の推進、(9)環境学習・教育の推進、(11)(12)(13)コウノトリ野生復帰への取り組み、(13)瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための法整備の推進
鳥取県	市町村における生ごみ、BDF等の取り組み ペレットボイラー等の率先導入 花と緑のまちづくり地区の認定 3湖沼の水質管理計画の実施 職員のISO研修及び県版EMSの認証取得 環境教育・学習アドバイザーの登録と派遣支援 ブログにより環境にやさしい活動を紹介
島根県	(7)(財)しまね自然と環境財団(松江事務所)、(8)職員研修の実施、(13)中海・宍道湖の一斉清掃
岡山県	(9)環境NPO等により「環境学習協働推進広場」を設け、効果的な環境学習の進め方に関する意見交換を行うとともに、小中学校等に対する環境学習出前講座を協働により実施している、(3)新エネルギーセミナー(講演会)の開催、県HPでの普及啓発
山口県	民間企業を主体とした「やまぐちエコ市場」を設立し、環境・リサイクルに関する技術・製品・サービスの情報を発信するとともに、展示会、商談会、セミナーの開催、新たな事業化の促進を図っている。(企業約380社が会員)
徳島県	(3)地球環境ビジョンの策定と推進、バイオマス利用についての市町村への側面支援(重要要望など)、(6)モデル的リスクコミュニケーションの実施、(11)LEDパレイ構想など
香川県	(3)香川県新エネルギー導入実行計画(平成15年7月策定)
高知県	「清潔で美しい高知県を作る条例」(平成19年12月制定)により地域ボランティアとの協働による地域美化活動を推進しはじめた。四万十川流域における共生モデル地区の取組、四万十川流域の重要文化的景観の選定を受けての取組
福岡県	(1)福岡県リサイクル総合センターを設立し、産学官民コーディネートによるリサイクル技術や社会システムの実現に関する共同研究、研究成果の地域展開や商品化、事業化への支援、情報発信を実施。(3)水素エネルギー利用に関する各種取り組みを実施。
佐賀県	太陽光発電施設整備に対する補助
長崎県	(4)公共施設の緑化、市町・民間団体(福祉法人、学校法人)への補助、(9)まちエコ講座(大学等と連携した地域での環境教育の実践)、(3)(11)新エネルギーパーク、(7)県環境保健研究センター
宮崎県	環境エネルギー対策を県の重点施策として、太陽光発電の推進やバイオマス資源等の活用等に取り組んでいる
鹿児島県	住宅用太陽光発電システム設置補助、学校校庭の芝生化、水環境計画の策定・運用、かごしま環境未来館の開設・運用
沖縄県	(6)ダイオキシン類等の測定、(7)地域環境センターの運営、(8)ISO14001の運用、実行計画の推進など、(13)自然資源の利用にかかわる事業者間の協定促進(保全利用協定)

政令指定都市における環境保全に関する13項目の取組の実施事例

仙台市	(1)リサイクルの独自キャラクターを活用した「100万人のごみ減量大作戦」など、様々な周知活動、(4)「百年の杜づくり推進基金」等による緑化の推進、(5)「仙台市水環境プラン」の策定とその取組
さいたま市	(5)平成18年3月に「水環境プラン」を策定、(6)P R T R届出の集計・公表、市民団体等の要望に応じてリスクコミュニケーションの実施
千葉市	エコリーダーの養成、大草谷津田いきもの里、保存樹林・保存樹木の指定、公共空間の緑化推進
川崎市	(1)川崎市のエコタウン構想の推進、(3)川崎市新エネルギービジョンの策定、(4)市民による10万本植樹の推進、(6)リスクコミュニケーションの推進、(9)環境保全に係る人材の育成、(12)市民健康の森・多摩川・地域美化等の活動の支援
浜松市	(3)太陽光発電システム導入補助、(4)緑の基本計画に基づく緑化の推進、(8)I S O 14001の推進に伴う職員教育、(9)環境学習指導員の養成、(13)エコミュージアムの形成
静岡市	清流の都創造プロジェクト、南アルプス世界遺産登録推進事業
京都市	次世代自動車普及促進事業：レンタカー事業者等への車輛購入補助台数年間20台を目標に、電気自動車など環境性能の高い車の普及促進を図る
大阪市	(3)大阪市太陽光発電普及促進事業補助金の創設等、(4)風の道ビジョンの構築等、(5)「大阪市水環境計画」に基づく取り組みの推進等、(6)P R T R法に基づく対象事業者への技術的助言等の実施等、(7)環境学習の拠点施設である市立環境学習センターにおける取り組み等、(8)環境マネジメントシステムの着実な運用のための職員全員を対象にした研修の実施等、(9)環境学習リーダーの養成等、(13)中央公会堂の保存、活用等
堺市	(5)仁徳陵・内川水環境再生プラン、(8)堺市環境マネジメントシステム(S-E M S)に基づく職員研修、(10)計画アセスメントの考え方を取り入れた事前配慮指針の活用、(13)堺自然ふれあいの森の開園
神戸市	(1)(9)(12)市民主役の環境にやさしいまちづくり「エコタウン」全市展開、(3)自然エネルギーの導入促進、下水の消化ガスの再生利用、(4)「みどりの聖域」づくり、(5)水環境の保全・創造計画の策定、(8)I S O 14001の取得、独自の環境マネジメントシステムの取得、(13)里づくりの推進、「人と自然との共生ゾーン」の指定
福岡市	レジ袋削減、太陽光発電システム設置

東京 23 区における環境保全に関する 13 項目の取組の実施事例

葛飾区	(3)太陽光発電システム設置助成、太陽光発電のグリーン電力証書化及び区の買い取り、区公共施設への太陽光発電設備設置、(9)環境教育の推進、(13)かつしかっこ探検隊の事業
江東区	区内の公園や小学校などにビオトープを作り、環境学習の拠点としている またビオトープの維持管理にはボランティアを活用し、ボランティア育成のための講座を開催している
新宿区	(3)21年度から補助金導入、グリーン電力購入、(7)環境学習情報センターを核として幅広く実施、 (13)環境保全協定を結んだ伊那市等との間伐材等の森林保全とカーボンオフセット
杉並区	杉並区環境基本計画に基づく各施設の推進：CO2排出量の削減、(一人あたり)ごみ量の削減、有害化学物質の減少、区内河川を中心としたみどりの拡大 杉並区地域省エネ行動計画に基づく各施策の推進：区民・行政・事業者による省エネ行動の実施
世田谷区	太陽光発電装置の導入、ストップ温暖化説明員の養成と学校への派遣
足立区	(1)足立区地球温暖化対策地域推進計画策定、(3)太陽光発電・水力発電、(4)公共施設のグリーンカーテンの普及、(8)環境講演会の開催
台東区	(4)屋上緑化や壁面緑化(緑のカーテン含む)を中心に区有施設への導入を図るとともに、緑化モデルを活用し、区民・事業者への普及推進を図る。(7)区民や事業者のリサイクル・環境学習の拠点として整備した「環境ふれあい館ひまわり」の管理運営。
中央区	平成20年1月1日に千代田区地球温暖化対策条例を施行した。現在区にかかわる全ての人々が将来にわたり、温暖化対策の取り組みを進めるための「地域推進計画」の策定に向けて検討中である
中野区	(3)小中学校などに太陽光発電機器の設置、(4)小中学校の校庭芝生化、(6)大気汚染・河川水質の調査・測定、(7)地域協議会の設立、(8)ISO14001の取組に基いた環境目標、実施計画の策定、(9)環境アドバイザー育成講座
文京区	(4)沿道の植栽、(9)環境学習リーダー養成講座
豊島区	(12)「グリーンとしま」を再生するキックオフイベント事業 都市の隙間を有効利用した緑化推進事業 (21年度は区立全小中学校で約1万本を植樹)
墨田区	各種助成制度(地球温暖化防止設備導入、雨水利用、屋上緑化ほか)、環境学習施設(環境ふれあい館ほか)の運営、各種講座等の実施、「すみだやさしいまち宣言」運動(人と地域と環境にやさしいまち)、環境フェア等の啓発イベントの開催(区、区民、事業者との協働)
練馬区	みどり30推進計画の実施、高効率給湯器や太陽光発電設備等の設置助成など



### 3. 事業者との連携・協働の取組事例

#### 都道府県における事業者との連携・協働の取組事例（1/2）

北海道	3R推進フェアの開催、バイオマスネットワーク推進会議の開催
青森県	<p>環境教育協力事業所の登録</p> <p>商店街等の事業所と収集運搬業者等が連携し、事業者一般廃棄物の効率的なリサイクルシステムの構築を図る「循環型社会推進地域連携ネットワーク事業」の実施</p> <p>全国下位に低迷している本県のごみ処理状況を改善するため、県民、事業者、各種団体、行政など県民総参加でごみ減量化とリサイクルに取り組む「もったいない・あおり県民運動」の展開</p> <p>「もったいない・あおり県民運動」の一環として、事業者・協力団体と「青森レジ袋削減推進のための協定を締結して、レジ袋の無料配布中止（有料化）を実施</p> <p>県民、事業者及び行政が協働して不法投棄等の撤去活動を行う不法投棄撤去推進キャンペーン</p> <p>企業の森づくり推進のため、モデル地区での植樹・育樹活動や森林所有者・事業者・県による協定締結による森づくり活動実施</p> <p>農地・水・環境保全向上対策による花の植樹など地域の美化活動</p> <p>環境公共における地区環境公共推進協議会の生き物調査などの生態系保全活動</p> <p>ホタテ貝殻リサイクル事業</p> <p>「あおりエコタウンプラン」に基づく廃棄物ゼロモデルの実施のための県内企業による共同リサイクル事業の実施</p> <p>多くの地域で子どもたちにとって多様な体験活動が実施されることを目的とした子どもの体験活動を実施しているNPO等の団体と社会貢献活動として子どもの体験活動を行っている企業とのネットワークづくり</p>
秋田県	県と企業が連携し、県民を対象に「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」を開催している
岩手県	エコショップの認定、いわて環境王国展
山形県	リサイクル製品の普及啓発を図るための見本市の開催 環境学習施設の見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している団体や事業所を「環境学習支援団体」として認定
宮城県	みやぎ小売業エコフォーラムの設立、資源循環コーディネータによる事業活動支援、地域ごとに関係事業者間での交流の場の設営支援など
福島県	地球温暖化防止など環境保全への取り組みを県民運動として展開するため、平成20年5月「地球にやさしい県民会議」を設立（89団体）
茨城県	フェア、協議会
栃木県	「エコ・もりフェア」「とちぎ発ストップ温暖化アクション」 行政・団体・事業者等の参画による環境保全活動に係る地域推進協議会の設置
群馬県	環境&森林フェスティバル、ぐんまウォーターフェア
埼玉県	県の試験研究機関における民間企業との共同研究 エコ・カーの普及のためエコ・カーフェア実施 自治体や地元住民等に河川浄化に係る活動に参加していただく
千葉県	エコメッセ、環境シンポジウムの市民・企業・行政等のパートナーシップによる開催
東京都	環境教育に先進的に取り組む企業と連携した環境教育プログラム紹介事業を実施
神奈川県	県などが実施する環境イベント「アジェンダの日」や“NO”白熱球プロジェクトの一環としてのイベントへの協力及び出展等
新潟県	企業と連携した森林整備、自主的な環境保全活動に取り組む事業者団体の支援
富山県	スーパーマーケットがドラッグストア等と連携したレジ袋削減の推進 マスコミやプロスポーツ団体等と連携したエコライフスタイルの啓発等
石川県	環境フェアの開催
福井県	企業の従業員による学校での環境学習、地球温暖化防止活動を促すための環境協定締結
山梨県	レジ袋の削減をはかるため、無料配布の中止（有料化）を条件とした協定を締結している
長野県	信州環境フェア、信州豊かな環境づくり県民会議、キッズISOプログラムの提供
岐阜県	企業と連携し、地域住民に環境に関する講座を実施する「環境塾」を開催 リサイクル食器の研究開発、製造 森林づくり、森林環境教育
静岡県	環境森林フェアの開催、STOP温暖化アクションキャンペーンの展開、企業の森づくり活動参加の促進、産廃増加ストップキャンペーン

都道府県における事業者との連携・協働の取組事例（2/2）

愛知県	循環ビジネスの発掘・創出（事業化に向けた相談・技術指導等を行う産・学・行政の協働拠点として「あいち資源循環推進センター」を設置）
三重県	キッズISO、地域の企業から資金（テキスト代）と講師を提供して頂き、地元の小学校で環境教育を行う
滋賀県	経済界と県の協働により、基金を創設し、カーボンオフセットの仕組みを運用に向けた取り組みを行っている
京都府	京都環境フェスティバル開催事業、京都モデルフォレスト創造事業等
奈良県	環境フェアを開催し、事業者に出展してもらうことで連携して環境についての普及啓発活動を実施している
和歌山県	「企業の森」…企業等にCSR環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、県内の森林環境保全に様々なかたちで取り組んでいただく事業を行っている。植栽から間伐・枝打ち等の管理・育林を通し環境活動のフィールドとして森林資源を利用する。 事業者、市民団体、学識経験者、行政（市町村）により「わかやまノーレジ袋推進協議会」を設立し、県内全域でレジ袋の無料配布中止を行った。
大阪府	【アダプトフォレスト制度】地球温暖化防止や生物多様性確保のため、企業等の参画により、放置された人工林や竹林など荒廃した森林の広葉樹化を推進する制度。企業による森づくり活動に加え、子ども達の参加による次世代育成機能を付加した「冒険の森づくり」を併せて実施。森林の保全活動に取り組んだ企業には、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、一定の条件を満たす事業者が義務付けられる温暖化対策の計画作成にあたり、活動対象となった森林による二酸化炭素吸収を対策の一つとして評価する。現在、シャープ（株）、日本IBM（株）をはじめ、18社・団体が活動中。 【事業者と連携した環境啓発】府内の事業者が独自に主催している環境イベント等において環境啓発を連携して実施（（株）近鉄百貨店、トヨタ部品販売（株）、松下電器産業株など）。
兵庫県	兵庫県電機商業組合及び家電量販店との省エネ家電普及促進に関する協定の締結 事業者・NPO等の協力による低公害車フェアの開催やエコドライブの啓発 兵庫県大気環境保全連絡協議会による県民、事業者、行政が一体となった大気環境保全に関する普及啓発 兵庫県フロン回収・処理推進協議会による行政・事業者が一体となったフロン回収の推進 ひょうごエコタウン推進会議（会員：事業者、自治体等）と連携した新たなリサイクル事業の創出、環境ビジネスの育成支援、ひょうご環境ビジネス展の開催 事業者・消費者・行政で構成する「ひょうごレジ袋削減推進会議」によるレジ袋有料化の推進 J・A・郵便局・宅配業者との協定締結による不法投棄情報の通報体制の整備
鳥取県	環境イベントでの取り組み内容の紹介、リサイクル製品の安全性に関する技術支援
島根県	地球温暖化対策協議会の運営と事業実施、しまねエコショップ及びしまねグリーン製品の普及啓発
岡山県	県の環境関連総合イベントであるエコフェスタに対する出展を求める 県民の環境学習の場としてエコタウン対象施設の視察受入を連携して行っている
広島県	ひろしま地球環境フォーラムの設立・運営
山口県	やまぐちいきいきエコフェアの開催、環境やまぐち推進会議の運営、環境ISO山口倶楽部の運営、やまぐちエコ市場の運営
徳島県	交通社会実験、カーボンオフセット検討、マイバッグの普及啓発、アダプトエコスクール（環境学習）
香川県	フォレストマッチング推進事業
愛媛県	リサイクル製品や廃棄物の3Rに積極的に取り組む企業、店舗を紹介するイベントの開催
高知県	協働の森づくり事業（環境先進企業との協働による森林整備）、地域美活活動の支援及び実施（事業者との協定に基づく協働）
福岡県	福岡県リサイクル総合研究センターにおいて産学官民連携の下、リサイクル技術や社会システムの開発や展開を支援
長崎県	（社）長崎県トラック協会と不法投棄に係る情報提供について協定締結、各種イベントにおける出展、ノーマイカーデー運動やマイバッグキャンペーン
宮崎県	レジ袋の削減に取り組む「グリーン店舗」の募集、登録を通じた地球温暖化防止の取組み
鹿児島県	環境フェスタ、地球温暖化フォーラムの開催
沖縄県	環境フェア

政令指定都市における事業者との連携・協働の取組事例

札幌市	環境教育のクリック募金
仙台市	レジ袋有料化社会実験、環境啓発イベント共催など
さいたま市	環境フォーラム：市民・事業者・行政による化学物質に関する地域懇話会（リスクコミュニケーション）など
千葉市	事業者組合等の協力を得た緑化意識普及イベント、エコドライブ講習会（JAF教習所）
横浜市	レジ袋などの容器包装の削減、過剰な容器包装の使用抑制、店舗から発生するゴミの減量等を進めるため、事業者とエコパートナー協定を締結 化学物質セミナーへの講師派遣 エコドライブ普及啓発、天然ガス自動車普及促進事業 環境月間事業、環境セミナー 地球温暖化対策事業者協議会の設置、運営 グリーン購入地球ネットワークの設置、運営 地球温暖化対策推進協議会における協働 省エネ・省コスト事業（エネルギー供給事業者との連絡）
川崎市	川崎発！ストップ温暖化展等啓発活動や産学公民連携事業
新潟市	環境フェアの開催、バイオディーゼル燃料の精製、高効率給湯器の普及等
静岡市	河川環境アダプトプログラム
浜松市	海岸侵食のメカニズムの調査、バイオマスの利活用の調査、アカウミガメの保護
名古屋市	「環境デーなごや」（イベント）、なごや環境大学（協働でつくる環境学習活動の輪）、環境学習における出前授業
京都市	エコドライブの実践や啓発に取り組む「エコドライブ推進事業所」を募集し、エコドライブの更なる普及を図る
堺市	ヨシ原再生実験、エコクッキング、バイオ燃料の普及促進
大阪市	市民・環境NPO/NGO、事業者、学識経験者、行政が一体となって様々な地球温暖化防止活動等を推進するため、事業者においては、省エネ活動や出前講座、E A21導入支援活動事業の説明会や環境マネジメントシステムの普及などに取り組んでいる
神戸市	環境フェア、E S C O事業研究会、グリーンカンパニーネットワークの構築、子どもの環境教育支援（こどもエコチャレンジ21倶楽部）等
広島市	ごみゼロ・クリーンウォーク、買物袋持参の推進、レジ袋有償提供実験、地球温暖化ストップフェア、エコまつり“環ッハッハ（ワッハッハ）”
福岡市	環境フェスティバルふくおか：環境にやさしい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催している

東京 23 区における事業者との連携・協働の取組事例

葛飾区	葛飾区地球温暖化対策地域協議会、葛飾区環境経営推進事業者連絡会、かつしかごみ減量リサイクル推進協議会の設置、環境緑化フェア、E A 21・グリーン経営導入セミナー、省エネ技術研修会、綾瀬川クリーンキャンペーンなどの開催
江戸川区	環境フェア等の各種イベントへの参加・協力、NPO法人を介しての環境学習等、マイバッグ運動、環境取組登録制度
江東区	江東区環境フェアの実施
港区	環境保全活動に取り組む協働組織（みなと環境にやさしい事業者会議）の設立 エコライフ・フェアの開催
渋谷区	「シブヤキーブグリーン」事業者の出資による区内の緑化推進を10年間にわたり実施
新宿区	エコ事業者連絡会（年3回連絡会及び研修60団体） まちの先生見本市（環境普及啓発・環境学習を推進する「まちの先生」と教育現場の「学校の先生」をつなぐ事業を協働で実施
杉並区	区内事業者、環境団体、行政が主体となって実施する環境イベントの協働による開催
世田谷区	イベント開催支援「環境ネットフェスタ」「マイバックまつり」
足立区	環境フェア、3Rフェア、区民環境フォーラム、打ち水一斉キャンペーン
台東区	環境（エコ）フェスタ（フェスタの企画・運営に携わる実行委員会方式による） 大江戸清掃隊（在住・在勤の団体・個人による定期的な清掃活動） まちの美化里親制度（区民・事業者などが公園や道路を日常的に清掃する等）
大田区	主として子ども達を対象とした環境イベントを事業者と区民団体（環境NPOを含む）及び区が協働で開催している
中央区	環境月間イベント
品川区	しながわエコフェスティバル、環境活動推進会議
文京区	環境月間事業、エコリサイクルフェア、及びフリーマーケットでの環境啓発
豊島区	エコライフ実行委員会を組織し、情報発信等のイベントを実施、池袋クールシティ推進協議会を設置し、環境省ヒートアイランド対策の推進パイロット事業を活用した
墨田区	環境フェア、産学官連携による技術開発、森林整備体験事業、ビオトープ設置
目黒区	イベントの共催、区主催イベントへの協力依頼
練馬区	環境月間行事や環境リサイクルフェアへの協力

## 4. 住民との連携・協働の取組事例

### 都道府県における住民との連携・協働の取組事例（1/2）

北海道	環境シンポジウム、環境学習
青森県	全国下位に低迷している本県のごみ処理状況を改善するため、県民、事業者、各種団体、行政など県民総参加でごみ減量化とリサイクルに取り組む「もったいない・あおもり県民運動」の展開 県民、事業者及び行政が協働して不法投棄等の撤去活動を行う不法投棄撤去推進キャンペーン 郷土樹種のヒバを普及するため、住民や関係団体を対象とする研修会実施 河川、海の環境美化活動（物品の提供、保険の加入）
秋田県	「環境あきた県民塾」という環境教育事業を立ち上げ、県民の参加を募集している
岩手県	いわて環境王国展（普及啓発イベント）の開催 いわてエコアクションの策定（意見・具体取組募集）
山形県	やまがた緑環境税を活用した公募事業
宮城県	河川や道路、公園、港湾、海岸等公共用地における清掃、環境美化等の活動 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の設立と啓発イベントの開催、レジ袋削減の取り組みなど
福島県	産学民官で構成した協議会主催で、住民参加の県下一斉清掃活動等を実施。
茨城県	フェア、協議会、美化活動
栃木県	とちぎ発ストップ温暖化アクション エコドライブキャンペーン とちぎの環境美化県民運動による環境美化活動の実践等
群馬県	道普請型ぐんまクリーン大作戦、ボランティア団体との協働による森林整備
埼玉県	自治体及び地元住民等との河川浄化に係る活動に参加していただく
千葉県	エコメッセ、環境シンポジウムの市民・企業・行政等のパートナーシップによる開催
神奈川県	桂川、相模川流域環境保全活動、植樹・防護ネット設置、森林整備
新潟県	環境美化運動における空き缶等回収事業の実施
富山県	地域の美化活動や地域での温暖化防止活動のモデル的取組等
石川県	環境フェアの開催
福井県	年4回の県内クリーンアップ作戦、住民からの資金を活用したCO2削減活動
山梨県	やまなしクリーンキャンペーン（ごみ拾い）
長野県	信州環境フェア、レジ袋削減スクラム運動
岐阜県	「環境塾」等の環境教育の講師として参画いただく 水環境づくり、レジ袋有料化、ぎふエコ宣言といった取り組みへの参画の促進
静岡県	環境森林フェアの開催 STOP温暖化アクションキャンペーンの展開 富士山一斉清掃 HOPEウォーキングキャンペーン
愛知県	「もりの学舎」等での体験型環境学習プログラムの実施など
三重県	エコポイントの実施、海、山、川のクリーンアップ作戦
滋賀県	水草刈り取り、外来動植物駆除 森林整備のためのボランティア活動の支援 一斉清掃運動 など
京都府	地球温暖化防止活動推進員、屋上緑化マイスター等
奈良県	クリーンアップキャンペーンで住民と協働し、街頭美化運動を実施
和歌山県	事業者、市民団体、学識経験者、行政（市町村）により「わかやまノーレジ袋推進協議会」を設立し、県内全域でレジ袋の無料配布中止を行った

都道府県における住民との連携・協働の取組事例（2/2）

大阪府	<p>【整備不良ディーゼル車府民通報制度】走行中に「著しく黒煙を排出しているディーゼル車」について、府民モニター100名からの通報を受け、当該車両の使用者に適切な整備を促し、ディーゼル黒煙の低減を図る制度で、近畿運輸局と共同で平成14年6月から実施している。</p> <p>【共生の森事業】自然の少ないベイエリアにおいてみどりの拠点を創出するため、堺第7-3区廃棄物最終処分場跡地のうちの100haで森林、草地、湿地などの空間を創出する「共生の森事業」を実施している。森づくりを進めるにあたっては、市民を対象にワークショップを開催し、具体的な森の姿や森づくりの方法を話し合うとともに、NPO、企業、市民等と協働で植栽活動を実施し事業を推進している。</p> <p>【アダプト制度】大阪府が管理する道路・河川・海岸において、地元自治会、企業、学校等の団体が自主的に継続して、清掃や緑化等のボランティア活動を実施する際に大阪府と関係市町村が協力し、地域の環境美化に取り組むものです。</p> <p>【リサイクルフェアの開催】消費者団体、事業者団体、行政で構成する「大阪府リサイクル推進会議」主催でリサイクルフェアの開催やNO！レジ袋デーなどの取組を実施</p>
鳥取県	地球温暖化防止等に係るイベントの開催・支援、各種普及啓発活動に係る情報提供
島根県	地球温暖化対策の取り組み 中海・宍道湖の一斉清掃
岡山県	エコフェスタ、児島湖清掃、児島湖アダプト
広島県	イベントへの参画
徳島県	「みんなで水質汚濁を考える教室」（小中学生対象、パックテスト等測定実践） マイバックの普及啓発
香川県	道路、河川、海岸等における清掃活動
大分県	ごみゼロおおいたキャンペーン（121万人県民一斉ごみゼロ大行動、キャンドルナイト）
長崎県	空き缶回収キャンペーン、地球温暖化防止キャンペーン
宮崎県	地域自治会等と連携し、11月第2日曜日に県下一斉の環境美化活動を実施している
熊本県	環境祭（イベント）での子どもエコクラブの実践発表 県政番組での環境保全活動の紹介 環境教育指導者派遣事業 生活排水対策の普及啓発イベントの実施 計画アドバイザー派遣制度の実施 廃棄物不法投棄の早期発見を目的とした協定への締結
鹿児島県	まち美化活動
沖縄県	環境フェア

政令指定都市における住民との連携・協働の取組事例

仙台市	街頭美化運動、リサイクル活動、環境学習
さいたま市	環境フォーラム、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動、団体資源回収運動補助 など
千葉市	自治会等の学習会に地球温暖化防止アドバイザー派遣、ごみゼロクリーンデー、ごみ分別スクール
横浜市	自治会・町内会からの推薦により環境事業推進委員を委嘱し、地域においてごみの減量化資源化、街の美化等の普及啓発、実践活動に取り組んでいただいている 環境教育「出前講座」（地域版）の実施、市民協働による生き物調査の実施 地球温暖化対策推進協議会での協働
川崎市	エコドライブの推進、生ゴミリサイクルの推進、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止キャンペーン 川崎発ストップ！温暖化展、CCかわさき会議等
新潟市	環境フェア、クリーン作戦その他環境美化活動、集団資源回収その他リサイクル活動、自然観察その他環境学習活動等
静岡市	河川環境、自然環境アダプトプログラムなど
浜松市	環境保全活動（イベントや啓発活動）
名古屋市	環境デーなごや（イベント）、なごや環境大学（協働でつくる環境学習の輪）、集団資源回収
京都市	町内会をはじめとする地域団体やグループなどが行う古紙類などのコミュニティ回収に係る経費の助成や支援を行う
大阪市	「環境基本計画」の推進状況や改訂にあたって市民の目線から意見をいただく市民環境調査隊事業等
堺市	グリーンカーテンづくり、打水、カワバタモロコ保護増殖実験、ヨシ原再生実験、バイオ燃料普及促進
神戸市	環境フェア、クリーン作戦（街頭美化運動）、エコタウンまちづくり（地域での資源集団回収、その他環境学習などの取り組み）
広島市	地球温暖化対策地域協議会、買物袋持参の推進、レジ袋有償提供実験、ごみゼロクリーンウォーク、エコまつり“環ッハッハ（ワッハッハ）”
福岡市	環境フェスティバルふくおか：環境にやさしい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催している

東京 23 区における住民との連携・協働の取組事例

葛飾区	環境緑化フェアへの参加啓発、エコファミリーに登録してもらいエコライフ推進、各種環境講座の開催、協議会の開催
江戸川区	美化運動（春・秋）、集団回収
港区	美化キャンペーン、エコライフ・フェア
渋谷区	地区美化委員会の自由活動と連携し支援している
新宿区	ポイ捨て・路上喫煙禁止キャンペーン、地域エコライフまつり、ごみゼロデー一斉清掃活動
杉並区	環境博覧会（環境フェア）、クリーン大作戦（街頭美化活動）、集団回収（リサイクル活動）
世田谷区	資源再利用活動支援、環境学習・普及啓発活動
台東区	環境（エコ）フェスタ・大江戸清掃隊・まちの美化里親制度、環境活動拠点のイベントにおいて各種講座にスタッフとして参加
大田区	地域美化活動
中央区	フリーマーケットの支援
中野区	環境まつり、ポイ捨て、歩行喫煙防止キャンペーンなど
文京区	3R推進のため「文京エコ・リサイクルフェア」、生ごみ交流会、フリーマーケットイベント「ステージ・エコ」、「モノ友」通信の発行
豊島区	集団回収
墨田区	環境フェア、清掃キャンペーン、リサイクル活動、エコライフ活動
目黒区	公募区民による実行委員会と区の共催による環境イベント実施（ふえすた環境 in 目黒） ごみを減らす運動（めぐる買物ルール）のPR企画
練馬区	区内一斉清掃への参加

## 5 . 環境NPO等との連携・協働の取組事例

### 都道府県における環境NPO等との連携・協働の取組事例(1/2)

北海道	地球環境学習講座
青森県	体験型環境学習会の開催業務委託 郷土樹種のヒバを普及するため、住民や関係団体を対象とする研修会実施 森林環境教育推進のための体制整備 河川、海の環境美化活動(物品の提供、保険の加入) 子どもたちに対する体験活動プログラムの提供
秋田県	環境あきた県民塾(県民を対象とした環境学習制度)の開催を環境NPOに委託している
岩手県	「エコショップ」を認定する制度、「いわて環境学習交流センター」の運営
山形県	企業等における3R推進に向けた「循環型産業アドバイザー」の派遣 全県を挙げて地球温暖化防止行動を盛り上げる「もったいないやまがたECOチャレンジキャンペーン」の実施
宮城県	環境教育や環境学習、地域のリサイクル活動などに関する組織運営やイベントの開催など
福島県	猪苗代湖の水質一斉調査実施
栃木県	「エコ・もりフェア」「とちぎ発ストップ温暖化アクション」 行政・団体・事業者等の参画による環境保全活動に係る地域推進協議会の設置
群馬県	環境&森林フェスティバル、道普請ぐんまクリーン大作戦、森林整備
埼玉県	エコライフDAY:自治体及び地元住民等との河川浄化に係る活動に参加していただく
千葉県	エコメッセ、環境シンポジウムの市民・企業・行政等のパートナーシップによる開催
神奈川県	問7-1の取組み及び学校への出前授業や環境相談コーナーの運営等の環境教育の実施等
新潟県	自然保護団体との協働による自然公園等での自然再生の取組み
富山県	県民団体と連携したレジ袋削減の推進やエコドライブの啓発 専門的知識を有する環境NPOと連携した事業者の3Rへの支援等
石川県	環境フェアの開催
福井県	地球温暖化、3R、自然再生などに関するシンポジウム、フェア
山梨県	<地球温暖化対策の推進>エコドライブキャンペーン、広報紙発行、環境関連イベント <ごみ減量化対策の推進>マイバッグ持参運動
長野県	信州環境フェア、信州豊かな環境づくり県民会議
岐阜県	「環境塾」等の環境教育の講師として参画いただく レジ袋有料化といった取り組みへの参画の促進
静岡県	環境・森林フェアの開催、STOP温暖化アクションキャンペーンの展開、富士山一斉清掃、HOPEウォーキングキャンペーン
愛知県	「もりの学舎」等での体験型環境学習プログラムの実施など
三重県	森づくりフェア
滋賀県	淡海エコフォスター(公共の場所の美化清掃活動)、滋賀グリーン購入ネットワーク支援 など
京都府	京都環境フェスティバル、アコモドキカムバック大作戦等
奈良県	環境フェアを開催し、市民団体に出席してもらうことで連携して普及啓発活動を実施
和歌山県	環境学習講座(わかやまeこラーニング)の開催 事業者、市民団体、学識経験者、行政(市町村)により「わかやまノーレジ袋推進協議会」を設立し、県内全域でレジ袋の無料配布中止を行った



都道府県における環境NPO等との連携・協働の取組事例(2/2)

大阪府	<p>【大阪レインボープロジェクト!】雨水利用の普及促進を市民団体「関西雨水市民の会」と協働で実施している。雨水利用技術セミナーの開催や啓発資材の作成をはじめ、様々な環境イベントでの雨水利用の啓発などにおいて、幅広く協力を得ている。また門真ロータリークラブとも連携し、小学校雨水タンクの設置を実施している。</p> <p>【環境NPO等情報交流事業「かけはし」】環境NPO等の環境活動を支援するために、環境情報プラザのWEBページ「かけはし」において、情報交流の場を提供するとともに、府が事務局となり広くメンバーを募り、メンバーと連携して交流会、セミナーなどの協働事業を展開している。</p>
鳥取県	環境イベントの共催
島根県	地球温暖化対策の取り組み、中海・宍道湖の一斉清掃、3Rの啓発
岡山県	エコフェスタ、環境学習協働推進広場(NPO等の意見交換の場)
広島県	イベントへの参画
山口県	<p>やまぐちいきいきエコフェアの開催</p> <p>やまぐちエコ市場の運営</p> <p>環境学習の推進</p> <p>自然とのふれあいや保全を行うための清掃や説明看板設置等のフィールド整備</p>
徳島県	美化活動、環境学習
香川県	出前講座、レジ袋を減らそうキャンペーン等
高知県	<p>環境保全活動を行うグループやNPOの支援</p> <p>環境学習の推進</p> <p>地球温暖化防止活動推進センターの指定</p>
福岡県	<p>水辺保全活動リーダー養成研修</p> <p>リサイクル施設見学の実施</p> <p>3Rイベントの開催 ほか</p>
佐賀県	野外コンサート等での来場者への普及啓発
大分県	<p>ごみゼロおおいたキャンペーン(県民一斉ごみゼロ大行動、キャンドルナイト)</p> <p>地域における地球温暖化対策の推進</p>
長崎県	<p>意見交換会の実施</p> <p>希少野生動植物種の保護増殖事業の実施</p> <p>観察会への講師の派遣</p> <p>不法投棄に関する情報提供</p> <p>環境月間街頭キャンペーン</p> <p>マイバッグキャンペーン</p> <p>生ごみ減量化・リサイクル活動</p>
宮崎県	NPOや事業者で構成する「環境」みやぎ推進協議会との協働により「環境フェスタ」を実施している
鹿児島県	環境フェスタ、リサイクルフェア
沖縄県	環境フェア

政令指定都市における環境NPO等との連携・協働の取組事例

横浜市	環境まちづくり事業、環境月間事業、地球温暖化対策推進協議会での協働
千葉市	エコメッセちば、環境シンポジウム千葉、美しい街づくり活動、生ごみ資源化アドバイザー
堺市	グリーンカーテンづくり、打水、カワバタモロコ保護増殖実験、ヨシ原再生実験、バイオ燃料普及促進
仙台市	街頭美化運動、環境教育、学習会議の実施
名古屋市	環境デーなごや(イベント)、なごや環境大学
神戸市	環境フェア、シンポジウム等の環境啓発活動、環境学習施設の運営委託、環境学習教室の開催
新潟市	環境フェアの開催、環境保全活動の推進等
福岡市	環境フェスティバルふくおか：環境にやさしい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催している。
さいたま市	環境フォーラム、水と緑の里親制度(水辺の美化運動を行う市民団体に活動に必要な物品等を支給している)、NPO法人との協働により事業系一般廃棄物(紙ごみ)のリサイクルルートを構築している など
京都市	環境家計簿事業、環境保全に係るイベントの開催
静岡市	環境教育プログラムの実施
浜松市	環境保全活動(イベントや啓発活動)
大阪市	市民環境NPO・NGO、事業者、学識経験者、行政が一体となって様々な地球温暖化防止活動等を推進し、環境家計簿を活用した省エネ活動や出前講座などの環境学習の支援、各種イベントへの参画等に取り組んでいる
札幌市	市民団体などが中心となった実行委員会により、夏至の日に灯りを消して環境について考えてもらう「キャンドルナイト」イベントを行った。市も実行委員会の一員として参加している。
川崎市	生ごみリサイクルの推進、レジ袋削減に関する協定
広島市	買物袋持参の推進、レジ袋有償提供実験、環境サポーター

東京 23 区における環境NPO等との連携・協働の取組事例

葛飾区	環境緑化フェア、綾瀬川クリーンキャンペーンの開催
江戸川区	環境フェアの開催・企画、生ごみリサイクル講習会、環境学習・イベント等での協働
江東区	江東区環境フェアの実施 環境学習講座の委託 トンボまつり(トンボを介して自然環境を学ぶ)
港区	エコライフ・フェア
渋谷区	「+1の森プロジェクト」区・NPO・企業・区民の連携による植樹によるカーボンオフセットの取組
新宿区	「まちの先生見本市」(環境学習)
杉並区	環境イベントの実施、環境学習の委託
世田谷区	団体の活動を通じた普及啓発 イベント開催支援「環境ネットフェスタ」「マイバックまつり」フリーマーケット開催支援
足立区	環境フェア、区民環境フォーラム、3Rフェア
台東区	環境フェスタにおける連携、リサイクル講座の企画・実施を委託している 環境学習の企画・実施できる団体を公募し、委託している
大田区	自治会・町会と連携して実施
中央区	環境NPO「オフィス町内会」と連携し、中小事業所向け古紙リサイクルシステムである「千代田エコ・オフィス町内会」を運営している
中野区	環境まつり
品川区	品川エコフェスティバル、環境活動推進会議
文京区	環境月間啓発事業、エコ・リサイクルフェアの開催、学校出前講座、歩行喫煙ポイ捨て防止キャンペーン、生ごみ堆肥化モデル事業
豊島区	実行委員会を組織し、としまエコライフフェアを実施
墨田区	環境フェア、リサイクル活動、緑化活動、雨水利用
目黒区	スイパーズによるボランティア清掃活動
練馬区	区内環境行動連絡会との共催による講演会の実施

## 6 . 環境NPO等への支援・育成の取組事例

### 都道府県における環境NPO等への支援・育成の取組事例

北海道	環境保全に関する専門家の派遣
青森県	中間支援的機能を持つ環境NPOへの会費収入
岩手県	NPOセンター
山形県	事業の委託
宮城県	みやぎNPOサポートローン、みやぎNPO夢ファンド事業等による助成、NPOマネジメントサポート事業でのセミナー実施など
福島県	地域づくりのためのボランティア活動等に対する助成を行っている
茨城県	環境保全活動や環境学習に必要な機材の貸出
栃木県	財政的支援、各種助言等
群馬県	アダプトプログラム事業、道普請型ぐんまクリーン大作戦
埼玉県	河川浄化団体の浄化活動への資材提供等
千葉県	体験型環境学習の委託、エコマインド養成講座、環境学習アドバイザー制度
神奈川県	「かながわボランティア活動推進基金21」を設置、ボランティア団体等の活動促進の支援を行っている
新潟県	補助金、交付金等の資金援助
富山県	研修会等の開催、活動費の助成、団体ごとの環境保全に関する率先行動の呼びかけ（実施主体：（財）富山環境財団（県出資法人））
石川県	（社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議へ補助金を交付
福井県	活動内容の公表、顕著な功績のあった団体の表彰
山梨県	民間団体等が実施する温暖化対策等のための研修会等に対し助成
長野県	NPO活動助成事業、地域発元気づくり支援金、「ボランティア交流センターながの」運営、温暖化防止活動支援事業
岐阜県	NPOプラザの運営
静岡県	環境学習データバンク（HP）の運営、NPO活動センター運営
愛知県	環境分野の社会貢献活動を行う企業と、企業と協力して環境活動を行う民間団体とのマッチング支援
三重県	里地里山の保全活動に、認定、資金補助を行う
滋賀県	環境NPOへ活動拠点の提供、セミナーの共催などにより支援を行っている
京都府	NPOパートナーシップセンター事業
奈良県	施設や資機材の提供、情報や研修機会の提供
大阪府	<p>【環境保全活動補助事業】民間団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進する目的で、先進的で他の模範となる環境保全活動に対する助成を実施。</p> <p>【大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム】ヒートアイランド問題は、地球温暖化問題と同様、都市に生活する全ての主体が関わる問題であり、各主体間の連携が不可欠です。このため、全国に先駆け平成18年1月に産学官民が参画する「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」を設立し、このコンソーシアムの事務局機能を担う法人や大阪市等と連携して、対策技術の開発と普及を連携しています。</p> <p>【環境情報プラザの運営】府民や環境NPO等の環境活動の支援のため、環境情報プラザを平成15年に開設、書籍、資料、ビデオ等の環境情報を提供するとともに研修室、実験室の貸出し（無料）を行っています。</p>
鳥取県	事務局への側面的支援、活動経費の助成
島根県	ふれあい環境助成金による活動助成
広島県	温暖化対策地域協議会の設立支援
山口県	（財）やまぐち県民活動きらめき財団への助成、問12-1のフィールド整備にかかる材料費等の実費負担
徳島県	NPOトッパー事業（シンクタンクによる共通課題解決、自立支援塾、貸しデスク/登録ボランティア制度など）、活動支援事業（広報啓発、活動・交流の場提供、懸賞など）
香川県	民間団体の実施する他の規範となる環境保全活動に対して、エコライフかがわ推進会議を通じて補助金を交付している
高知県	県の環境保全に関する業務の一部アウトソーシング
佐賀県	環境サポーターの派遣
大分県	地球温暖化対策地域協議会の設立支援、情報提供、情報交換の場の提供
長崎県	資材（車に貼付するステッカー）の配布、生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの活動支援
宮崎県	県環境情報センターでの情報提供、活動支援
鹿児島県	NPO活動支援補助金、かごしま環境未来館の活用

政令指定都市における環境NPO等への支援・育成の取組事例

札幌市	市民活動サポートセンターや環境プラザといった施設においてスペースの提供やチラシの配布といった広報活動の支援を行っている
仙台市	助成金等資金援助、活動拠点提供
さいたま市	さいたま市環境基本計画の取組を推進する「さいたま市環境会議」への補助金、水環境に関する取組を行っている市民団体が加盟する「さいたま市水環境ネットワーク」を立ち上げ、さいたま市が事務局になり補助金を出している
千葉市	施設、資機材の提供、地球環境保全自主活動事業補助
横浜市	横浜市環境保全活動助成金、横浜環境活動賞（表彰制度）
川崎市	川崎市市民活動支援指針を策定し、ボランティア保険制度、かわさき市民公益活動助成金制度等の創設、（財）かわさき市民活動センターの設置、各区市民活動支援拠点の設置等の支援をしている
新潟市	新潟市市民活動支援センターの設置・運営等
浜松市	委託業務の依頼
名古屋市	「なごやボランティアNPOセンター」を設置し、相談・情報提供や活動の場の提供などを実施
京都市	ごみ減量リサイクルに関する企画及び取り組みを市民団体から公募し、循環型社会の実現に資する事業に対して助成する市民公募型パートナーシップ事業を実施している
大阪市	市民環境NPO・NGO、事業者、学識経験者、行政が一体となって様々な地球温暖化防止活動等を推進するための任意団体である「なにわエコ会議」を創設し、組織運営や諸活動に対する財政支援（分担金の支出）やバックアップに取り組んでいる。 大阪市立環境学習センター内に環境パートナーシップ支援コーナーを設け、環境団体の活動拠点を提供している。
堺市	活動拠点の提供
神戸市	助成金、報償金制度の実施、人材派遣、登録制度（アドバイザーの派遣等）、NPO情報検索サイト（NPOデータマップ）の作成等、情報交流の推進
福岡市	エコ発する事業...地域団体やNPO、ボランティア団体などの主体的な環境活動の財政的支援や活動構築支援及びネットワークづくりを行っている

東京23区における環境NPO等への支援・育成の取組事例

葛飾区	環境団体との協働による親子自然観察会の実施、調査研究活動費の助成
江戸川区	人的・資金的支援、委託事業の実施
新宿区	環境学習情報センターを基点とした団体活動支援
杉並区	活動拠点の提供、事業の委託
世田谷区	団体やグループによる活動の発表、交流の場を提供
足立区	リサイクルセンター、管理運営、補助金
台東区	環境活動のパネル展示、集会室の貸し出し（減免）、意見交換会の開催
大田区	コアジサン営業地見学会を実施している
中野区	活動拠点の提供
品川区	環境活動情報センターの運営委託
文京区	環境啓発情報誌への掲載委託 環境啓発事業（環境月間事業、親子環境教室、環境学習リーダー養成講座）の委託
墨田区	地球温暖化防止のためのエコライフ講座修了生でつくるエコライフサポーターグループに対してその取り組みについて支援している
練馬区	区民環境行動連絡会との意見交換の実施、広報誌の発行支援

## 7. 環境マネジメントシステム導入部門の事例

都道府県における環境マネジメントシステム導入部門の事例

北海道	本庁舎、別館庁舎、道議会庁舎、道警本部庁舎
青森県	知事部局（県外事務所を除く）、教育庁（県立学校を除く）、病院（医療業務を除く）及び各種委員会
秋田県	すべての事務所
山形県	県すべての行政組織
宮城県	県庁本庁舎、合同庁舎、警察本部庁舎（ISO14001適用範囲）、環境保全率先実行計画分は地方公所も含む全機関が対象になっている
福島県	福島県庁本庁舎及び西庁舎
茨城県	霞ヶ浦環境科学センター
栃木県	本庁舎、保健環境センター、高等産業技術学校、一部の県立高校
群馬県	全庁
埼玉県	本庁、地域機関すべて
東京都	本庁舎
神奈川県	全ての県機関（本庁舎、出先機関、福祉施設、教育施設、警察機関等）
新潟県	本庁舎、環境に関する試験研究機関
富山県	本庁舎（自主マネジメント）、二条工業高校（ISO14001）、富山県環境科学センター（エコアクション21）
石川県	本庁舎、警察本部、議会庁舎、工業試験場、保健環境センター
福井県	本庁舎、出先機関
山梨県	本庁舎、出先機関
長野県	全ての県機関
岐阜県	県庁本庁舎、県総合庁舎、県の一部現地機関
静岡県	ISO14001：環境衛生科学研究所、中小家畜試験場、EA21：企業局
愛知県	本庁舎、総合庁舎
三重県	本庁舎
滋賀県	県警を除くすべての機関
京都府	府の全ての機関
奈良県	本庁舎、総合庁舎
和歌山県	本庁舎、警察本部庁舎
大阪府	本庁舎及び出先機関（東京事務所、府立学校、警察本部をのぞく）
鳥取県	本庁舎、各総合事務所
島根県	県の全機関
岡山県	全部門
山口県	本庁舎、産業技術センター
徳島県	本庁舎、南部総合県民局、西部総合県民局、徳島合同庁舎、鳴門合同庁舎、川島合同庁舎、総合土木庁舎、企業局総合管理事務所
香川県	本庁舎、環境保険研究センター
愛媛県	本庁舎
高知県	本庁舎、出先機関、県立学校、公営企業局、県立病院
福岡県	保健環境研究所
佐賀県	本庁舎
長崎県	本庁舎（平成21年度からは地方機関を含む全庁に拡大）
宮崎県	本庁及びその周辺所属
沖縄県	本庁舎

政令指定都市における環境マネジメントシステム導入部門の事例

札幌市	全庁
仙台市	全庁
さいたま市	清掃工場、事務所、区役所
千葉市	本庁舎、区役所、清掃工場、下水処理場
横浜市	市役所全組織
川崎市	清掃工場
新潟市	本庁舎
浜松市	全ての市所有の建物
静岡市	本庁舎、清掃工場、最終処分場、下水処理場
名古屋市	本庁舎、処分場、清掃工場、地下鉄車輛工場、環境科学研究所
京都市	市役所本庁舎、すべての区役所・支所、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、交通局本庁舎
大阪市	オフィス系（本庁舎、区役所、分庁舎）、事業所系（ごみ焼却工場、下水道事業所）
堺市	全施設
広島市	本庁舎、区役所（全8区役所）、清掃工場（2工場）
福岡市	環境局西部工場、道路下水道西部水処理センター、水道局
北九州市	本庁舎、環境科学研究所

東京 23 区における環境マネジメントシステム導入部門の事例

江東区	本庁舎、出先施設(出張所、図書館、保健所等) 小中学校、幼稚園
港区	区長部局、(保育園を除く)教育委員会事務局(区立小・中学校、幼稚園を除く)、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局
新宿区	本庁舎、出先職場、幼稚園、小・中学校、指定管理者施設(区外含む)
杉並区	本庁舎を含む区長部局、学校等の教育委員会
世田谷区	本庁舎、総合支所
足立区	本庁舎及び出先事業所「足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画」
台東区	本庁舎
中央区	I S Oとしては本庁舎、区立小中学校、幼稚園、C E S (千代田エコシステム)としては、出張所、保育園、児童館、児童家庭支援センター、保健所、清掃事務所
中野区	本庁舎
品川区	本庁舎及び各施設
墨田区	区役所庁舎、各施設
目黒区	本庁舎、防災センター及び中央図書館等の庁外施設
練馬区	本庁舎、区立学校、区立施設(指定管理者施設除く)

# 調 査 票





平成20年度環境基本計画の点検のためのアンケート調査  
【環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査】

報 告 書

平成 20 年度調査

調査主体：環境省総合環境政策局環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 03 5521 8233

実施主体：株式会社 創建

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭 1-10-1

電話 052 682 3848

この報告書は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に係わる特定調達品目及びその判断基準等に基づき、古紙配合率 100%、白色度 70%の印刷用紙を使用しています。また再生利用しにくい加工は施されていません。